津　市　公　報　　第　２９５　号
平成３０年４月５日

目　　次

津市条例

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

津市監査委員条例の一部を改正する条例

津市椋本財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例及び津市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例

津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例を廃止する条例

津市市税条例の一部を改正する条例

津市規則

津市たるみ児童福祉会館の管理に関する規則を廃止する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の職名に関する規則及び津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市延長保育等の実施に関する規則の一部を改正する規則

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市契約規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市公契約条例施行規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市公印規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市告示

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津都市計画の変更

住民票の職権消除

放置自転車の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

新市まちづくり計画の変更

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

都市公園の設置及び供用開始

開発行為に係る工事の完了

都市公園の名称の変更

津市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

いつくしみの杜霊柩自動車運行業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

開発行為に関する工事完了

津市上下水道事業管理規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

公共下水道の供用開始区域

公共下水道の供用開始区域

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津市消防本部訓令

津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会告示

津市指定有形文化財の指定解除

津市教育委員会の招集

津市指定有形文化財の指定

津市選挙管理委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※　目次には、ＪＩＳ第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３号

津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　人員に関する基準（第３条・第４条）
第３章　運営に関する基準（第５条―第３０条）
第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第３１条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４７条第１項第１号、第７９条第２項第１号（法第７９条の２第４項において準用する場合を含む。次条において同じ。）並びに第８１条第１項及び第２項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定居宅介護支援事業者の指定に関する要件及び基本方針）

第２条　法第７９条第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

２　指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サー

ビスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第８条第２４項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

５　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター（法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２第１項に規定する老人介護支援センターをいう。）、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）等との連携に努めなければならない。

第２章　人員に関する基準

（従業者の員数）

第３条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とする。

（管理者）

第４条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

２　前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）でなければならない。

３　第１項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

⑵　管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第３章　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１９条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第２条第２項から第５項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

５　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

６　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　指定居宅介護支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第４項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第６条　指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第７条　指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をい

う。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第８条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第９条　指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１０条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第１１条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第２項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

３　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１２条　指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第１項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第１３条　指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第１４条　指定居宅介護支援の方針は、第２条第２項から第５項までに規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

⑵　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

⑶　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

⑷　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第２４条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

⑸　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用

者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

⑹　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

⑺　介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

⑻　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

⑼　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

⑽　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サー

ビス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

⑾　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

⑿　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第２４条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

⒀　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

⒁　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

⒂　介護支援専門員は、第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

⒃　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア　要介護認定を受けている利用者が法第２８条第２項に規定する要介護

更新認定を受けた場合

イ　要介護認定を受けている利用者が法第２９条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

⒄　第３号から第１２号までの規定は、第１３号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

⒅　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

⒆　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

⒇　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。

(21)　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22)　前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養

介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

⑵⑸　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

⑵⑹　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

⑵⑺　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第７３条第２項に規定する認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

⑵⑻　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

⑵⑼　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

⑶⓪　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の４８第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から、同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第１５条　指定居宅介護支援事業者は、毎月、本市（法第４１条第１０項の規定により同条第９項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項

に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第４１条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、本市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第１６条　指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する本市への通知）

第１７条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第１８条　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第１９条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第２０条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

３　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第２１条　指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第２２条　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第２３条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第２４条　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当

な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第２５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第２６条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

２　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

３　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第２７条　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第６項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第２３条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関

して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

５　指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第４１条第１項に規定する指定居宅サービス又は法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

７　指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第２８条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに本市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第２９条　指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第３０条　指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

⑴　第１４条第１３号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

⑵　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア　居宅サービス計画

イ　第１４条第７号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ　第１４条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ　第１４条第１５号に規定するモニタリングの結果の記録

⑶　第１７条に規定する本市への通知に係る記録

⑷　第２７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第２８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第４章　基準該当居宅介護支援に関する基準

（準用）

第３１条　第２条第２項から第５項まで、第２章及び第３章（第２７条第６項及び第７項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第４７条第１項第１号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第５条第１項中「第１９条」とあるのは「第３１条において準用する第１９条」と、第１１条第１項中「指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第２項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第４７条第３項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第１４条第２０号の規定は、同年１０月１日から施行する。

２　平成３３年３月３１日までの間は、第４条第２項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第１項に規定する管理者とすることができる。

津市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第４号

津市監査委員条例の一部を改正する条例

津市監査委員条例（平成１８年津市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９６条第１項及び第５項」を「第１９６条第５項及び第６項」に改める。

第２条を削り、第３条を第２条とし、同条の次に次の１条を加える。

（議員のうちから選任する監査委員）

第３条　法第１９６条第６項の規定により議員のうちから選任する監査委員の数は、１人とする。

第８条中「第２４３条の２第３項」を「第２４３条の２の２第３項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第８条の改正規定は、平成３２年４月１日から施行する。

津市椋本財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第５号

津市椋本財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例

津市椋本財産区財政調整基金条例（平成１８年津市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（積立て）

第２条　基金には、各会計年度において津市椋本財産区特別会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第６号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成１８年津市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

別表第８開発行為の変更の許可の項の次に次のように加える。

建築物等の建築等の承認	１件につき	５，０００円

別表第８に次のように加える。

適合証明書の交付	１件につき	４，０００円

別表第８の２に次のように加える。

建築物の建築の承認	１件につき	５，０００円

別表第１０中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第１２貯蔵所の設置の許可の項ウ中「５３０，０００円」を「５７０，０００円」に改め、同項エ中「８３０，０００円」を「８８０，０００円」に、「１，０１０，０００円」を「１，０７０，０００円」に、「１，１２０，０００円」を「１，２００，０００円」に、「１，４２０，０００円」を「１，５２０，０００円」に、「１，６６０，０００円」を「１，７８０，０００円」に、「３，８８０，０００円」を「４，０７０，０００円」に、「５，１００，０００円」を「５，３４０，０００円」に、「６，２９０，０００円」を「６，４９０，０００円」に改め、同項オ中「１，１３０，０００円」を「１，１８０，０００円」に、「１，３４０，０００円」を「１，４１０，０００円」に、「１，５００，０００円」を「１，５８０，０００円」に、「１，８３０，０

００円」を「１，９４０，０００円」に、「２，１４０，０００円」を「２，２６０，０００円」に、「４，３５０，０００円」を「４，５５０，０００円」に、「５，５７０，０００円」を「５，８２０，０００円」に、「６，７７０，０００円」を「７，０７０，０００円」に改め、同項カ中「５，７５０，０００円」を「５，９３０，０００円」に、「７，２５０，０００円」を「７，４７０，０００円」に、「１０，７００，０００円」を「１０，９００，０００円」に改め、同表製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査の項ウ中「４１０，０００円」を「４２０，０００円」に、「５４０，０００円」を「５６０，０００円」に、「７００，０００円」を「７３０，０００円」に、「９２０，０００円」を「９６０，０００円」に、「１，０４０，０００円」を「１，０９０，０００円」に、「１，６００，０００円」を「１，６６０，０００円」に、「１，８２０，０００円」を「１，９００，０００円」に、「２，０３０，０００円」を「２，１２０，０００円」に改め、同項エ中「４９０，０００円」を「５３０，０００円」に、「６３０，０００円」を「６８０，０００円」に、「９９０，０００円」を「１，０３０，０００円」に、「１，３１０，０００円」を「１，４１０，０００円」に、「１，７２０，０００円」を「１，７８０，０００円」に、「３，３２０，０００円」を「３，４３０，０００円」に、「４，０６０，０００円」を「４，１９０，０００円」に、「４，６５０，０００円」を「４，８００，０００円」に改め、同項オ中「９，１００，０００円」を「９，３２０，０００円」に、「１２，４００，０００円」を「１２，６００，０００円」に、「１７，０００，０００円」を「１７，３００，０００円」に改め、同表特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の項ア中「３１０，０００円」を「３２０，０００円」に、「４３０，０００円」を「４６０，０００円」に、「７２０，０００円」を「７５０，０００円」に、「９６０，０００円」を「１，０２０，０００円」に、「１，２１０，０００円」を「１，３００，０００円」に、「２，９５０，０００円」を「３，１５０，０００円」に、「３，６２０，０００円」を「３，８７０，０００円」に、「４，１７０，０００円」を「４，４６０，０００円」に改め、同項イ中「２，６６０，０００円」を「２，６９０，０００円」に、「３，１９０，０００円」を「３，２３０，０００円」に、「４，７９０，０００円」を「４，８３０，０００円」に改める。

附　則

この条例中別表第１０及び別表第１２の改正規定は平成３０年４月１日から、

別表第８及び別表第８の２の改正規定は同年７月１日から施行する。

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第７号

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第９３号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第８号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成１８年津市条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号ウ中「１級」の次に「又は２級」を加える。

第５条第２項中「限る。）」を「限る。以下この項において同じ。）（障害の等級が２級である者については、対象医療費の２分の１の額）」に改める。

第９条の次に次の１条を加える。

（助成の方法）

第９条の２　福祉医療費等の助成は、助成額を受給資格者又は保護者等に支払うことにより行う。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、６歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある受給資格者（障害者、一人親家庭等の児童及び子どもに限る。）に係る福祉医療費の助成については、助成額を当該受給資格者が医療に関する給付を受けた保険医療機関（本市の区域内に存する保険医療機関に限る。）に支払う方法により行うことができる。

附　則

１　この条例は、平成３０年９月１日から施行する。

２　改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第９号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成２９年津市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表津市立香良洲浜っ子幼児園の項の次に次のように加える。

津市立一志こども園	津市一志町高野１４５１番地	２４５人

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（津市立学校設置条例の一部改正）

２　津市立学校設置条例（平成１８年津市条例第２３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号の表中

「

津市立川合幼稚園	津市一志町八太１１６４番地１
津市立高岡幼稚園	津市一志町高野１４５１番地

」を

「

津市立川合幼稚園	津市一志町八太１１６４番地１

」に

改める。

（津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

３　津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成２６年津市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

別表津市高野保育園の項を削る。

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１０号

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成２６年津市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第６条の２の２第５項」を「第６条の２の２第６項」に改め、同条第３号中「第６条の２の２第６項」を「第６条の２の２第７項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１１号

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津市後期高齢者医療に関する条例（平成１９年津市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第５５条第１項」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項に規定する病院等」を「法第５５条第１項に規定する病院等」に改め、同条第３号中「第５５条第２項第１号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第４号中「第５５条第２項第２号」の次に「（法第５５条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第５５条第２項第２号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の１号を加える。

⑸　法第５５条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１６条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１２号

津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市知的障害者指定共同生活援助事業所の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１３３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第５条第１５項」を「第５条第１７項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市国民健康保険条例及び津市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１３号

津市国民健康保険条例及び津市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

（津市国民健康保険条例の一部改正）

第１条　津市国民健康保険条例（平成１８年津市条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第２条第１項中「国民健康保険運営協議会（」の次に「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第１１条第２項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」を加える。

第６条第１項中「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第８条第１項中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第２９条の７第１項」を「第２９条の７第１項第１号」に、「並びに後期高齢者支援金等賦課額（同項」を「及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第２号」に、「世帯主及び当該」を「世帯主の」に、「介護納付金賦課被保険者（同項」を「介護納付金賦課被保険者（同項第３号」に、「介護納付金賦課額（同項」を「介護納付金賦課額（同号」に改める。

第９条各号を次のように改める。

⑴　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問

看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ　国民健康保険事業費納付金（法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の７第１項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ　法第８１条の２第４項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ　法第８１条の２第９項第２号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ　保健事業に要する費用の額

カ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（療養の給付に要する費用（退職被保険者等に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（退職被保険者等に係るものに限る。）の額並びに三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法第７４条の規定による補助金の額

イ　法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費

用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ　法第７５条の２第１項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７０条第１項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第１２条第１項第２号中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第３号ア中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第１６条の２各号を次のように改める。

⑴　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、三重県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の

規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第１６条の５第１項第２号中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第３号ア中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第１７条中「総額」の次に「（以下「介護納付金賦課総額」という。）」を加え、同条各号を次のように改める。

⑴　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法附則第２２条の規定により読み替えられた法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第２０条第１項第２号及び第３号中「初日」を「前年度及びその直前の２箇年度の各年度」に改め、「の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

（津市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正）

第２条　津市国民健康保険事業運営基金条例（平成１８年津市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第６条第２号を次のように改める。

⑵　国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用

第６条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の津市国民健康保険条例第６章の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１４号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成１８年津市条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「基礎賦課額」の次に「、後期高齢者支援金等賦課額」を加える。

第１６条及び第２５条中「５４万円」を「５８万円」に改める。

第３１条の２第２項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

２　改正後の第１６条及び第２５条の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１５号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成１８年津市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項第１号中「３５，５２０円」を「３７，１８０円」に改め、同項第２号中「５３，６５０円」を「５６，１６０円」に改め、同項第３号中「５５，５００円」を「５８，１００円」に改め、同項第４号中「６４，７５０円」を「６７，７８０円」に改め、同項第５号中「７４，０００円」を「７７，４７０円」に改め、同項第６号中「８８，８００円」を「９２，９６０円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第３８条第４項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第７号中「９６，２００円」を「１００，７１０円」に改め、同号ア中「１９０万円」を「２００万円」に改め、同項第８号中「１１１，０００円」を「１１６，２００円」に改め、同号ア中「１９０万円」を「２００万円」に改め、同項第９号中「１２５，８００円」を「１３１，６９０円」に改め、同号ア中「２９０万円」を「３００万円」に改め、同項第１０号中「１３３，２００円」を「１３９，４４０円」に改め、同号ア中「２９０万円」を「３００万円」に改め、同項第１１号中「１４０，６００円」を「１４７，１９０円」に改め、同項第１２号中「１５５，４００円」を「１６２，６８０円」に改め、同項第１３号中「１７０，２００円」を「１７８，１８０円」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」

を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「３１，８２０円」を「３３，３１０円」に改める。

第２０条中「第１号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第６項中「（昭和３２年法律第２６号）」を削る。

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

２　改正後の第８条の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１６号

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年津市条例第６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第５９条の２０の２・第５９条の２０の３）
第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第２条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　共生型地域密着型サービス　法第７８条の２の２第１項の申請に係る法第４２条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第６条第２項ただし書中「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）」に改め、同条第５項中「次の各号に」を「次に」に改め、「、午後６時から午前８時までの間において」を削り、同項に次の１号を加える。

⑿　介護医療院

第６条第７項中「午後６時から午前８時までの間は、」を削り、同条第８項中「、午後６時から午前８時までの間は」を削り、同条第１２項中「第１９１条第１０項」を「第１９１条第１４項」に改める。

第３２条第３項中「午後６時から午前８時までの間に行われる」を削る。

第３９条第１項中「３月」を「６月」に改め、同条第４項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第４７条第２項ただし書中「３年以上」を「１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）」に改める。

第５９条の２０中「第５９条の１２に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第５９条の１２に規定する重要事項に関する規程をいう。第３４条において同じ。）」に改める。

第３章の２中第５節を第６節とし、第４節の次に次の１節を加える。

第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第５９条の２０の２　地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第７８条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等

デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

⑴　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第７７条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１５５条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１６５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第５９条の２０の３　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第５３条、第５９条の２、第５９条の４及び第５９条の５第４項並びに前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５９条の１２に規定する重要事項に関する規程をいう。第３４条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当た

る従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項及び第５９条の１３第３項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第４号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第５号中「次条において準用する第２８条」とあるのは「第２８条」と、同項第６号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるものとする。

第５９条の２５中「９人」を「１８人」に改める。

第５９条の３８中「第３４条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第５９条の３４に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第６１条第１項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第６５条第１項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする」に改め、同条第２項中「第８２条第７項」の次に「及び第１９１条第８項」を加える。

第８２条の見出し中「員数」を「員数等」に改め、同条第１項中「指定小規模多機能型居宅介護（」を「小規模多機能型居宅介護（」に、「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第１９１条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第６項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次

に「又は介護医療院」を加え、同条第７項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第８３条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第１９２条第２項」を「第１９２条第３項」に改める。

第８４条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改める。

第１０３条第３項及び第１１１条第２項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第１１２条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改める。

第１１７条中第７項を第８項とし、第６項の次に次の１項を加える。

７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第１２５条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第１３０条第４項中「のうち１以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第７項第１号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の１号を加える。

⑶　介護医療院　介護支援専門員

第１３８条中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施すること。

第１５１条第３項ただし書中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に改め、「平成１１年厚生省令第３９号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を加え、「。）を併設する場合」を「。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第４７条第２項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第４項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第８項第２号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の１号を加える。

⑷　介護医療院　栄養士又は介護支援専門員

第１５３条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第１５７条中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第１６５条の次に次の１条を加える。

（緊急時等の対応）

第１６５条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５１条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第１６８条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の

１号を加える。

⑹　緊急時等における対応方法

第１８２条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第１８６条中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

⑺　緊急時等における対応方法

第１９１条第１項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第８２条第７項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス条例第４４条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第６項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第８２条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第６項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第８２条第７項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事

業所」を加え、同条第７項に次の１号を加える。

⑸　介護医療院

第１９１条中第１０項を第１４項とし、第９項を第１２項とし、同項の次に次の１項を加える。

１３　第１１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第１９９条第１項において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第１９１条中第８項を第１１項とし、第７項の次に次の３項を加える。

８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２以上とすることができる。

９　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

１０　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で１以上とする。

第１９２条第２項中「前項」を「第１項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「、又は」を「又は」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第１９３条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に、「、又は」を「又は」に改める。

第１９４条第１項中「２９人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）」を加え、同条第２項第１号中「、登録定員」を「登録定員」に、「利用定員）」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては１２人）」に改め、同項第２号中「９人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）」を加える。

第１９５条第２項第２号に次のように加える。

オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第１９９条第１項中「介護支援専門員」の次に「（第１９１条第１３項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加え、「第９項に規定する」を「同項に規定する」に改める。

第２０２条中「の活動状況」と」の次に「、第８７条中「第８２条第１２項」とあるのは「第１９１条第１３項」と」を加える。

附則第６項から第８項までの規定中「平成３０年３月３１日」を「平成３６年３月３１日」に改める。

附則に次の２項を加える。

９　第１３０条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病

床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

１０　第１３２条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１７号

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成２５年津市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第９条第１項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第１７８条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする」に改める。

第４４条第６項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第４５条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第４６条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改める。

第６０条第３項及び第７２条第２項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第７３条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「、訪問介護員等」を「若しくは訪問介護員等」に改める。

第７８条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第８３条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１８号

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成２７年津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項中「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）」を加える。

第５条第２項中「であること」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第７項を同条第８項とし、同条第６項中「第３項の規定」を「第４項の規定」に改め、同項第１号中「第３項各号」を「第４項各号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「第３項第１号」を「第４項第１号」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「による」を「により」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入

院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第１８条中「次に掲げる事業」を「事業」に改める。

第３１条第９号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第１４号の次に次の１号を加える。

⒁の２　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第３１条第２１号中「以下」を「次号及び第２２号において」に改め、同号の次に次の１号を加える。

㉑の２　前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第１９号

津市都市公園条例の一部を改正する条例

津市都市公園条例（平成１８年津市条例第１９７号）の一部を次のように改正する。

第２条の３に次の１項を加える。

６　令第８条第１項の条例で定める割合は、１００分の５０（明合地区東部近隣公園にあっては１００分の５５、乙部公園にあっては１００分の６０、高砂公園にあっては１００分の６５、入江公園にあっては１００分の７０）とする。

第３０条中「第５条の３」を「第５条の１１」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２０号

津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例の一部を改正する条例

津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例（平成１８年津市条例第２１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「ホテル営業、同条第３項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「同条第４項」を「同条第３項」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年６月１５日から施行する。

津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２１号

津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１８年津市条例第２１４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第３号中「別表第２（ち）項第２号」を「別表第２（り）項第２号」に改め、同項第４号中「別表第２（り）項第３号」を「別表第２（ぬ）項第３号」に改め、同項第５号中「別表第２（ぬ）項」を「別表第２（る）項」に改め、同条第２項中「別表第２（を）項第２号」を「別表第２（わ）項第２号」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２２号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２１５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項各号列記以外の部分並びに同項第１号及び第２号を次のように改める。

公営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者でなければならない。

⑴　本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。

⑵　同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。

第６条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

第７条第２項中「第４号」を「第５号」に改め、同条第３項中「前条第１項第３号イ」を「前条第１項第４号イ」に改め、「（老人等にあっては、同項第１号及び第３号から第５号まで）」を削る。

第８条第２項中「第６条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号」を「第６条第１項第１号から第３号まで、第５号及び第６号」に改め、同項第１号中

「第６条第１項第３号ア」を「第６条第１項第４号ア」に改める。

第３２条第１項第１号中「第６条第１項第３号ア、イ又はウ」を「第６条第１項第４号ア、イ又はウ」に改める。

第４６条第３項中「年５分の割合」を「法定利率」に改める。

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第４６条第３項の改正規定は、平成３２年４月１日から施行する。

２　前項ただし書に規定する日前に到来した支払期に係る改正前の第４６条第３項に規定する利息については、なお従前の例による。

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２３号

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成１８年津市条例第２１８号）の一部を次のように改正する。

第４条の表に次のように加える。

久居駅東口駐車場	津市久居新町８１４番地３

別表第１フェニックス通り駐車場の項及びアスト駐車場の項中「１，８００円」を「１，５００円」に改め、同表ポルタひさい駐車場の項中

「

午前０時から翌日の午前０時まで	３０分まで	無料
	３０分を超え６時間まで	３０分を超えた部分について３０分までごとに１００円
	６時間を超え２４時間まで	１，１００円に６時間を超えた部分について３０分までごとに５０円を加算した額（その額が１，８００円を超えるときは、１，８００円）

」を

「

	３０分まで	無料
	３０分を超え６時間まで	３０分を超えた部分について３０分までごとに１

午前０時から翌日の午前０時まで		００円
	６時間を超え２４時間まで	１，１００円に６時間を超えた部分について３０分までごとに５０円を加算した額（その額が１，２００円を超えるときは、１，２００円）
	２４時間を超える利用	１，２００円に２４時間ごとに１，２００円又は上記区分により算出した額のいずれか低い額を加算した額

に改め、同項の次に次のように加える。

久居駅東口駐車場	午前０時から翌日の午前０時まで	３０分まで	１００円
		３０分を超え２４時間まで	１００円に３０分を超えた部分について３０分までごとに５０円を加算した額（その額が８００円を超えるときは、８００円）
		２４時間を超える利用	８００円に２４時間ごとに８００円又は上記区分により算出した額のいずれか低い額を加算した額

別表第１備考中「料金」の次に「（ポルタひさい駐車場及び久居駅東口駐車場に係る料金を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年９月１日から施行する。

（久居駅東口駐車場の管理及び運営に関する条例の廃止）

２　久居駅東口駐車場の管理及び運営に関する条例（平成１７年久居市条例第６号）は、廃止する。

（経過措置）

３　改正後の津市駐車場事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の徴収に係る駐車料金から適用し、同日前の徴収に係る駐車料金については、なお従前の例による。

４　第２項の規定による廃止前の久居駅東口駐車場の管理及び運営に関する条例の規定に基づいて徴収すべき駐車料金については、なお従前の例による。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２４号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成１８年津市条例第２３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号の表中

「

津市立みさと幼稚園	津市美里町家所２０５４番地
津市立草生幼稚園	津市安濃町草生１３１０番地３

」を

「

津市立みさと幼稚園	津市美里町家所２０５４番地

」に、

「

津市立明合幼稚園	津市安濃町大塚２５３番地２
津市立大井幼稚園	津市一志町大仰３０４番地
津市立波瀬幼稚園	津市一志町波瀬２２３６番地

」を

「

津市立明合幼稚園	津市安濃町大塚２５３番地２

」に

改める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２５号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２５０号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第２４条中「別表第３０」を「別表第３１」に改める。

別表第１に次のように加える。

弓道場	津市三重武道館弓道遠的場	津市栗真中山町８１６番地１１

別表第３１及び別表第３２を次のように改める。

別表第３１（第６条関係）

津市三重武道館弓道遠的場の施設及び設備器具の使用料

単位　円

<table>
<tr><td colspan="5">使用区分</td><td>時間区分
①
午前９時から
正午まで</td><td>②
午後１時から
午後５時まで</td><td>③
午後６時から
午後９時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="5">施設</td><td rowspan="5">弓道遠的場</td><td colspan="3">専用使用</td><td>３，０００</td><td>４，０００</td><td>３，０００</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般公開日における個人使用</td><td colspan="2">小学生以上
高校生以下</td><td>１００</td><td>１００</td><td>１００</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般</td><td>２００</td><td>２００</td><td>２００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">回数券（１２回）</td><td>小学生以上
高校生以下</td><td>１，０００</td><td>１，０００</td><td>１，０００</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>２，０００</td><td>２，０００</td><td>２，０００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設備器具</td><td colspan="4">照明設備</td><td colspan="3">１時間（１時間未満は、１時間とする。）当たり
２００</td></tr>
<tr><td colspan="3">電源コンセント</td><td>１口</td><td>１００</td><td>１００</td><td>１００</td></tr>
</table>

〔備考〕

１　次の各号の一つに該当する場合は２分の１、二つに該当する場合は４分の１、全てに該当する場合は８分の１をそれぞれ施設の使用料に乗じて得た額を各々の場合の施設の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

⑴　弓道遠的場の使用面積がその床面積の２分の１（中央で区分する。）以下のとき。

⑵　使用時間が定められた時間区分の２分の１（午前１０時３０分、午後３時又は午後７時３０分を基準時間として区分する。以下同じ。）以下のとき。

⑶　使用の準備のために使用するとき。

２　使用時間が定められた時間区分の２分の１以下の場合の電源コンセントの使用料は、当該時間区分に係る使用料に２分の１を乗じて得た額とする。

３　定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の４分の１の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（１時間未満は、１時間とする。）を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の２区分又は３区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

４　時間区分①、②、③の２区分又は３区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

５　一般公開日における個人使用の場合の照明設備の使用料は、無料とする。

別表第３２　削除

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　津市三重武道館弓道遠的場の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２６号

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市消防団条例（平成１８年津市条例第２５７号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第１５条関係）

区分	支給単位	金額
水火災その他の災害に出動し、危険を伴う活動に従事した場合	１回	７，２００円
水火災その他の災害に出動し、危険を伴わない活動に従事した場合	１回	３，６００円
教育及び訓練に出動した場合	１回	３，６００円
消防団に関する会議に出席した場合	１回	１，８００円
その他の場合（消防ポンプ自動車の手入業務に従事した場合等）	１回	１，８００円

附　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

２　改正後の津市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の出動等に係る費用弁償について適用し、同日前の出動等に係る費用弁償については、なお従前の例による。

津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例を廃止する条例をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２７号

津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例を廃止する条例

津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例（明治３０年津市条例第５号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年３月３１日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第２８号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成１８年津市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「第５２条」を「第５２条第１項及び第４項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第４７条の５第１項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第２項」に改め、同条第３項中「第４７条の５第１項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第４８条第２項中「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第２６項」に改め、同条第７項中「第５２条第２項」を「第５２条第４項」に改める。

第５２条第１項中「によって」を「により」に改め、同条第２項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　第４８条第５項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

３　第５０条第４項の規定は、第１項の延滞金額について準用する。この場合

において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第５２条に次の２項を加える。

５　第４８条第５項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

６　第５０条第４項の規定は、第４項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第５３条の７中「第２条第２項ただし書き」を「第２条第４項ただし書」に改める。

第５４条第７項中「第１０条の２の１０」を「第１０条の２の１２」に改める。

附則第３条の２第２項中「第５２条」を「第５２条第１項及び第４項」に、

「同条」を「これら」に改める。

附則第４条第１項中「第５２条に」を「第５２条第１項及び第４項に」に、「同項」を「前条第２項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第１０条の２第３項を削り、同条第４項中「附則第１５条第２項第７号」を「附則第１５条第２項第６号」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項から第８項までを１項ずつ繰り上げ、第９項を削り、第１０項を第８項とし、第１１項を第９項とし、同条第１２項中「附則第１５条の８第４項」を「附則第１５条の８第２項」に改め、同項を同条第１０項とする。

附則第１０条の３第３項中「附則第１５条の８第３項」を「附則第１５条の８第１項」に改め、同項第２号中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第８項」に改め、同条第４項中「附則第１５条の８第４項」を「附則第１５条の８第２項」に、「附則第１２条第２１項第１号ロ」を「附則第１２条第１２項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条の８第５項」を「附則第１５条の８第３項」に改め、同項第２号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第１５項」に、「同条第１７項」を「同条第８項」に改め、同条第６項中「附則第１２条第２６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同条第７項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第８項各号」に改め、同項第４号中「附則第１２条第３０項」を「附則第１２条第２１項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第２２項」に改め、同条第８項中「附則第７条第１０項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項第５号中「附則第１２条第３８項」を「附則第１２条第２９項」に改め、同条第９項中「附則第７条第１１項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同条第１０項中「附則第７条第１２項各号」を「附則第７条第１１項各号」に改め、同項第５号中「附則第１２条第３８項」を「附則第１２条第２９項」に改め、同条第１１項中「附則第７条第１４項」を「附則第７条第１３項」に、「附則第１２条第２６項」を「附則第１２条第１７項」に改める。

附則第１１条の見出し中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第６号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第１２条の見出し及び同条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項及び第３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度

まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第４項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１２条の３の見出し中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１３条（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１５条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附則第２２条の見出し及び同条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項及び第３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第４項及び第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第２２条の３の見出し中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第２３条（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第２６条中「第１７項から第２４項まで」を「第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第５２条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定は、平成２９年１月１日以後に同条第１項又は第４項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律３号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３２項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成３０年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２９年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市たるみ児童福祉会館の管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成３０年３月１６日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第７号

津市たるみ児童福祉会館の管理に関する規則を廃止する規則

津市たるみ児童福祉会館の管理に関する規則（平成１８年津市規則第９０号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月１６日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第８号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１８年津市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第９条中第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第１４条の３第７項中「第９条第３項」を「第９条第２項」に改める。

附則に次の１項を加える。

（昇格の場合の号給に係る特例）

９　条例附則第１３項の規定により職務の級を決定された職員のうち、行政職給料表の適用を受けることとなった職員が昇格した場合におけるその者の号給については、第９条第１項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月１６日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第９号

津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項後段を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

津市職員の職名に関する規則及び津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１０号

津市職員の職名に関する規則及び津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

（津市職員の職名に関する規則の一部改正）

第１条　津市職員の職名に関する規則（平成１８年津市規則第１６号）の一部を次のように改正する。

別表保育士の項中「児童福祉施設」の次に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加え、同表児童指導員の項の次に次のように加える。

保育教諭	事務職員等	幼稚園教諭の免許及び保育士の資格を有し、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員の職務

（津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第２条　津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１８年津市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

附則別表第１の３級の項及び別表第１の３級の項中「保育士」の次に「又は保育教諭」を加える。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１１号

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則（平成１８年津市規則第２６７号）の一部を次のように改正する。

第３号様式中「第４条」を「第５条」に改める。

附則第３項中「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１２号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年津市規則第５３号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１号中「第１６条第４項」を「第１６条第５項」に、「第２９条第８項」を「第２９条第９項」に改め、同条第２号中「第２９条第８項」を「第２９条第９項」に改め、同条第６号中「第２９条第７項」を「第２９条第８項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１３号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２２年津市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し及び同条第１項中「並びに運行日」を「、運行日等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める日については運行しないものとする。

⑴　久居地域、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域及び一志地域を運行する路線　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

⑵　白山地域の城立・福田山ルートのうち上福田山を起点とし榊原温泉口駅を終点とする路線（市長が別に定める区間に限る。）　日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日

⑶　美杉地域（逢坂・飼坂ルートに限る。）を運行する路線　国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までの日

第２条第２項中「運行日を変更し、又は臨時に運行日を定める」を「運行を休止し、若しくは制限し、又は運行日を変更する」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

地域	路線の名称	起点	終点	運行日	運行の区分
久居	稲葉ルート	榊原出張所	久居総合支所前	月曜日及び水曜日	往復運行
	稲葉ふれあい会館ルート	稲葉ふれあい会館	久居総合支所前	金曜日	往復運行
	榊原ルート	八知山	久居総合支所前	火曜日及び木曜日	片道運行
		久居総合支所前	安子公会所		
	野村ルート	久居総合支所前	久居総合支所前	火曜日及び木曜日	循環運行
	桃園ルート	木造７区集会所	久居総合支所前	月曜日及び水曜日	往復運行
河芸	河芸循環北ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	火曜日、水曜日及び金曜日	循環運行
	河芸循環南ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	火曜日、水曜日及び金曜日	循環運行
芸濃	芸濃循環明ルート	芸濃総合支所	芸濃総合支所	月曜日から水曜日まで及び金曜日	循環運行
	芸濃循環安西ルート	芸濃総合支所	芸濃総合支所	月曜日から水曜日まで及び金曜日	循環運行
	芸濃循環雲林院ルート	芸濃総合支所	芸濃総合支所	月曜日から水曜日まで及び金曜日	循環運行
	芸濃循環河内ルート	芸濃総合支所	芸濃総合支所	月曜日から水曜日まで及び金曜日	循環運行

美里	辰水ルート	美里総合支所	湯の瀬	月曜日から金曜日まで	往復運行
	長野・高宮ルート	平木	湯の瀬	月曜日から金曜日まで	往復運行
安濃	明合ルート	サンヒルズ安濃	明合団地	月曜日及び水曜日	往復運行
	安濃ルート	サンヒルズ安濃	サンヒルズ安濃	火曜日及び金曜日	循環運行
	草生ルート	サンヒルズ安濃	サンヒルズ安濃	火曜日及び金曜日	循環運行
	村主ルート	安濃中央総合公園	明合団地	月曜日及び水曜日	往復運行
一志	川合ルート	姫路集会所	とことめの里一志	火曜日、木曜日及び金曜日	往復運行
	高岡ルート	とことめの里一志	とことめの里一志	月曜日、水曜日及び金曜日	循環運行
白山	城立・福田山ルート	一志病院	榊原温泉口駅	毎日	往復運行
		一志病院	白山総合支所前		
		白山総合支所前	榊原温泉口駅		
		上福田山	榊原温泉口駅		
	家城ルート	一志病院	榊原温泉口駅	毎日	往復運行
		古市	榊原温泉口駅		
	白山循環三ヶ野ルート	榊原温泉口駅	文化センター	毎日	往復運行
美杉	川上ルート	川上	マックスバリュ（川口店）	毎日	往復運行
	丹生俣ルート	丹生俣	マックスバリュ（川口店）	毎日	往復運行

	逢坂・飼坂ルート	丹生俣	美杉総合支所前	月曜日から金曜日まで	往復運行
		飯垣内	津市家庭医療クリニック北		

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１４号

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保健センターの施設及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第１１６号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「中央保健センター」を「津市中央保健センター及び津市久居保健センター」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「中央保健センター」を「津市中央保健センター及び津市久居保健センター」に改め、同項を同条第２項とする。

第１６条第２号を削り、同条第３号中「前２号に掲げる職員以外の職員」を「その他の職員」に改め、同号を同条第２号とする。

第１号様式その１、第１号様式その２及び第３号様式から第５号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１５号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成２０年津市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

弓道場	津市三重武道館弓道遠的場	午前９時から午後９時まで

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１６号

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則（平成１８年津市規則第５９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例」を「津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」に改め、「、多目的研修室」を削り、「運営等」を「運営」に改める。

第３条第２項を削る。

第４条第１項中「（多目的研修室を全室使用する場合にあっては、使用しようとする日の６月前の日から当日までの間）」を削り、同条第２項中「市民ギャラリー等（多目的研修室及び文化交流室に限る。）」を「文化交流室」に改め、同条第４項を削る。

第１６条及び第１７条を削る。

第１８条中「、担当主幹又は担当副主幹」を削り、「置き、その所属は、久居総合支所とする」を「置く」に改め、同条を第１６条とする。

第１９条第２号及び第３号を削り、同条第４号中「担当」を「市民ギャラリー等その他センター」に改め、同号を同条第２号とし、同条を第１７条とする。

第２０条から第２２条までを削り、第２３条を第１８条とする。

第１号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

使用する施設 （使用する施設を○で囲んでください。）	市民ギャラリー 多目的研修室（全室・ＡＢ・ＢＣ・Ａ・Ｂ・Ｃ） 文化交流室
使用する設備器具 （使用する場合は、○で囲んでください。）	ビデオプロジェクター

を

」

「

使用する施設 （使用する施設を○で囲んでください。）	市民ギャラリー 文化交流室

に

」

改める。

第２号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第３号様式（表）中

「

使用する施設	市民ギャラリー 多目的研修室（全室・ＡＢ・ＢＣ・Ａ・Ｂ・Ｃ） 文化交流室
使用する設備器具	ビデオプロジェクター

を

」

「

使用する施設	市民ギャラリー 文化交流室

に

」

改め、同様式（裏）中「及び設備器具」を削る。

第５号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

取消しに係る施設 （取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。）	市民ギャラリー 多目的研修室（全室・ＡＢ・ＢＣ・Ａ・Ｂ・Ｃ） 文化交流室
取消しに係る設備器具 （取消しを受けようとする場合は、○で囲んでください。）	ビデオプロジェクター

を

」

「

取消しに係る施設 （取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。）	市民ギャラリー 文化交流室

に

」

改める。

第６号様式中「あて先」を「宛先」に改め、

「

使用する施設 （使用する施設を○で囲んでください。）	多目的研修室（全室・ＡＢ・ＢＣ・Ａ・Ｂ・Ｃ） 文化交流室
使用する設備器具 （使用する場合は、○で囲んでください。）	ビデオプロジェクター

を削る。」

第７号様式中「あて先」を「宛先」に改め、

「

還付対象施設 （還付の対象となる施設を○で囲んでください。）	多目的研修室（全室・ＡＢ・ＢＣ・Ａ・Ｂ・Ｃ） 文化交流室
還付対象設備器具 （還付の対象となる場合は、○で囲んでください。）	ビデオプロジェクター

を削る。」

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成１８年津市規則第５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「市民ギャラリー等（多目的研修室及び文化交流室に限る。）」を「文化交流室」に改める。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市延長保育等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１７号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市延長保育等の実施に関する規則の一部を改正する規則

（津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成２７年津市規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表津市新町保育園の項、津市香良洲保育園の項及び津市白山保育園の項を削る。

（津市延長保育等の実施に関する規則の一部改正）

第２条　津市延長保育等の実施に関する規則（平成２７年津市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「津市安濃保育園
津市白山保育園」を「津市安濃保育園」に改める。

別表第２中

「津市安濃保育園
津市白山保育園」を「津市安濃保育園」に改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１８号

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２５年津市規則第３９号）の一部を次のように改正する。

別表サオリーナ及び三重武道館の項中「保育所」の次に「、特定地域型保育事業所」を、「幼稚園」の次に「、認定こども園」を加える。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第１９号

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１９年津市規則第２７号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２０号

津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち」を削り、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による見積書の徴取は、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうちから行わなければならない。ただし、特別の理由によりこれにより難いときは、この限りでない。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２１号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成１８年津市規則第２４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号エ中「（文化振興課に限る。）」を削り、同号中キを削り、クをキとし、ケからセまでをクからスまでとし、同条第２号中ウを削り、エをウとし、オからキまでをエからカまでとし、カの次に次のように加える。

キ　ボートレース事業部に属する事務

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市公契約条例施行規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２２号

津市公契約条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号。以下「条例」という。）第２０条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（特定公契約）

第３条　条例第６条の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

⑴　工事の請負契約

⑵　次に掲げる業務の委託契約

ア　清掃業務

イ　人的警備業務

ウ　施設の管理業務

エ　設備の運転管理業務又は保守業務

オ　工事に付随する設計等業務

カ　その他市長が指定する業務

（誓約事項）

第４条　条例第６条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　第８条に掲げる関係法令（次号において単に「関係法令」という。）を遵守すること。

⑵　関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、直ちに市長へ報告すること。

⑶　条例第７条第１項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。

⑷　労働者が条例第９条第１項の規定による申出（以下「違反申出」という。）

をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。

⑸　労働者に対し、条例の内容について周知すること。

⑹　労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。

⑺　市長が行う施策に協力すること。

（報告及び立入検査）

第５条　条例第７条第１項の規定による報告の求めは、労働環境等報告要求書（第１号様式）により行うものとする。

２　条例第７条第１項の規定による報告は、市長が指定する日までに労働環境等報告書（第２号様式）により行わなければならない。

３　条例第７条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第３号様式）とする。

（是正措置）

第６条　条例第８条第１項の規定による命令は、是正措置命令書（第４号様式）により行うものとする。

２　条例第８条第２項の規定による報告は、市長が指定する日までに是正措置報告書（第５号様式）により行わなければならない。

（違反申出等）

第７条　違反申出は、労働環境等申出書（第６号様式）に事実を証する資料を添付して行わなければならない。

２　市長は、違反申出をした労働者に対し、対応結果を報告するときは、労働環境等の申出に対する報告書（第７号様式）により行うものとする。

（関係法令）

第８条　条例第９条第２項の規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

⑴　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

⑵　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

⑶　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）

⑷　下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）

⑸　最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）

⑹　中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）

⑺　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

⑻　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）

⑼　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）

⑽　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）

⑾　労働契約法（平成１９年法律第１２８号）

⑿　建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）

⒀　前各号に掲げる法律に基づく命令

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

労働環境等報告要求書

（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

津市公契約条例第７条第１項の規定により、下記の内容について、報告を求めます。

記

調　査　内　容	
報　告　期　限	年　　月　　日

第２号様式（第５条関係）

労働環境等報告書

年　　月　　日

（宛先）津市長

所在地
報告者　事業者名
代表者の役職・氏名　　㊞

年　　月　　日付け（記号番号）で報告の求めのありました下記の内容について報告します。

記

調　査　内　容	
報　告　内　容	

第３号様式（第５条関係）

身分証明書

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、津市公契約条例第７条第１項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。

有効期限　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

津市長　（氏　　名）　印

第４号様式（第６条関係）

是正措置命令書

（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

下記のとおり津市公契約条例の規定／誓約事項に違反していますので、津市公契約条例第８条第１項の規定により是正措置を講ずることを命じます。

速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を報告してください。

記

対象工事・業務等の名称	
違反の内容	
命令の内容	
報告期限	年　　月　　日

第５号様式（第６条関係）

是正措置報告書

年　　月　　日

（宛先）津市長

所在地
報告者　事業者名
代表者の役職・氏名　　㊞

年　　月　　日付け（記号番号）で是正措置命令のありました下記の内容について、津市公契約条例第８条第２項の規定により、是正措置を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

措置日	
命令の内容	
是正措置の内容	

第６号様式（第７条関係）

労働環境等申出書

年　　月　　日

（宛先）津市長

住　　所
申出者　氏　　名　　㊞
連 絡 先

津市公契約条例第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇用事業者名	
対象工事・業務等の名称	
公契約従事期間	
対応結果の報告	該当するものに○を記載してください。 希望する　　希望しない
申出内容	

第７号様式（第７条関係）

（記号番号）

年　　月　　日

労働環境等の申出に対する報告書

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

津市公契約条例施行規則第７条第２項の規定に基づき、　　年　　月　　日に申出のありました内容について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

申　出　内　容	
対　応　内　容	

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２３号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成１８年津市規則第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「、ポルタひさいふれあいセンター所長、久居駅前出張所長」を削る。

第１４条の次に次の１条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第１４条の２　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３１条の２第６項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。協議の内容を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、指定代理納付者を指定し、又は指定の内容を変更し、若しくは指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

第３７条第１項第２号中「（昭和２２年法律第１６４号）」を削る。

第９２条中「地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

別表第１中

「

久居総合支所	地域振興課	課長
	久居駅前出張所	所長
	市民課	課長
	福祉課	
	生活課	
	ポルタひさいふれあいセンター	所長
河芸総合支所	地域振興課	課長

を

」

「

久居総合支所	地域振興課	課長		
	市民課			
	福祉課			
	生活課			
河芸総合支所	地域振興課			

に

」

改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２４号

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則（平成１８年津市規則第４３号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「、ポルタひさいふれあいセンター所長」を削る。

第６条第３項中「保育所」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

別表１の項第３号中「及び三重短期大学の教材用物品並びに保育所の保育教材用物品」を「、三重短期大学、保育所及び幼保連携型認定こども園の教材用物品」に改め、同項第１０号中「保育所」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２５号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成１８年津市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「２７」を「２６」に改め、同表市長印の項中「総合支所長」の次に「及び副総合支所長」を加え、

「

三重県津市長印ポルタ	れい書	方21（電子公印の場合は、方17～方25）	ポルタひさいふれあいセンター所長専決事項	ポルタひさいふれいセンターセンター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
津市長之印榊原自然の森	れい書	方18	榊原自然の森館長専決事項	榊原自然の森館長	1

を

」

「

三重県津市長印ポルタ	れい書	方21（電子公印の場合は、方17～方25）	ポルタひさいふれあいセンター所長専決事項	ポルタひさいふれあいセンター所長	1

に、

」

「２７」を「２６」に改め、同表市長職務代理者印の項中「総合支所長」の次に「及び副総合支所長」を加え、

「

津市長職務代理者印ポルタ	れい書	方21（電子公印の場合は、方17～方25）	ポルタひさいふれあいセンター所長専決事項	ポルタひさいふれあいセンターセンター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
津市長職務代理者之印榊原自然の森	れい書	方18	榊原自然の森館長専決事項	榊原自然の森館長	1

を

」

「

津市長職務代理者印ポルタ	れい書	方21（電子公印の場合は、方17～方25）	ポルタひさいふれあいセンター所長専決事項	ポルタひさいふれあいセンター所長	1

に、

」

「２７」を「２６」に改め、同表保育園印の項及び保育園長印の項中「２６」を「２３」に改め、同項の次に次のように加える。

こども園印	園之印 ○○○ 津市立	れい書	方45	修了証書	各こども園長	3
	津市立○○園 ○○之 ○印	れい書	方24	一般	各こども園長	3

こども園長印	津市立○○○園長之印	れい書	方21	一般	各こども園長	3

第２号様式及び第３号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２６号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成１８年津市規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「、又は配偶者のない旨」を削る。

別表第１行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級６級の項中「、津市ポルタひさいふれあいセンター所長」を削り、同表行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級５級の項中「津市中央保健センター所長」の次に「、津市久居保健センター所長」を、「津市中央浄化センター所長」の次に「、津市ポルタひさいふれあいセンター所長」を加える。

第１号様式を次のように改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

第１号様式（第８条関係）

扶　養　親　族　異　動　申　請　書

（　　年　　月　　日提出）

任命権者 様	所　属			
	職員番号		氏名	㊞

津市職員の給与に関する条例第２０条第１項の規定に基づき次のとおり届け出ます（証明書類　通添付）。

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと）

□１　新たに職員となった。

□２　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある。

□３　扶養親族としての要件を欠くに至った者（子、孫又は弟妹で満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日を超えたものを除く。）がある。

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 （別居の場合は住所）	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

（注）１　「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入すること。

２　別居している場合は、「同居・別居の別」欄に住所地の市区町村名まで記入すること。

３　「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入すること。

４　届出の理由の２又は３に該当する場合は、「届出の事由」欄にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満６０歳以上等）をそれぞれ記入すること。

参　考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入すること。）

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２７号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成１８年津市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項第５号の表中

「産業・スポーツセンター推進室　　産業・スポーツセンター推進担当
国体・障害者スポーツ大会準備室　国体・障害者スポーツ大会準備担当」を
「国体・障害者スポーツ大会推進室　総務担当　競技担当」に改める。

別表第１総務部の表人事課の部給与厚生担当の項第２号を削り、同項第３号中「水道局職員」を「上下水道事業管理者の事務部局の職員」に改め、同号を同項第２号とし、同項第４号中「三重県市町村職員共済組合」を「三重県市町村職員共済組合等」に改め、同号を同項第３号とし、同項中第５号を第４号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り上げる。

別表第１市民部の表市民交流課の部交通安全担当の項第６号を削る。

別表第１スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部企画管理・事業担当の項第１０号中「スポーツ公園」の次に「（第７６回国民体育大会、第２１回全国障害者スポーツ大会及び平成３０年度全国高等学校総合体育大会に係る競技会場を除く。）」を加え、同項第１３号中「産業・スポーツセンター推進室及び国体・障害者スポーツ大会準備室」を「国体・障害者スポーツ大会推進室」に改め、同号を同項第１４号とし、同項中第１２号を第１３号とし、第１１号を第１２号とし、第１０号の次に次の１号を加える。

⑾　指定管理者による津市産業・スポーツセンターの管理、運営、事業の企画及び誘致等に係る指導、監督等に関すること。

別表第１スポーツ文化振興部の表文化振興課の部事業担当の項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とし、同部文化ホール施設担当の項を次のように改める。

文化ホール施設担当	⑴　津リージョンプラザ内お城ホール、津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール及び津

		市白山総合文化センター内しらさぎホールの整備に関すること。 ⑵　津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール及び津市白山総合文化センター内しらさぎホールの管理及び運営に関すること。 ⑶　地域のホール機能を有する施設（津リージョンプラザ内お城ホール、津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール及び津市白山総合文化センター内しらさぎホールを除く。）の整備及び運営の総括に関すること。 ⑷　（仮称）津市久居ホールの整備並びに管理及び運営の計画に関すること。

別表第１健康福祉部の表子育て推進課の部保育担当の項第１号中「第３条」の次に「及び津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成２９年津市条例第２号）第３条」を加え、同項第４号中「保育所」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同表こども支援課の部こども支援担当の項第４号中「保育所」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同表援護課の部相談・支援担当の項第３号中「支援等」を「相談、支援等」に改める。

別表第１都市計画部の表都市政策課の部都市計画・景観担当の項中第１５号を第１６号とし、第９号から第１４号までを１号ずつ繰り下げ、第８号の次に次の１号を加える。

⑼　津市空き家情報バンクに関すること。

別表第３政策財務部収税課の表特別滞納整理推進室の部特別滞納整理推進担当の項第１号中「保育所入所負担金、保育所に係る利用者負担額」を「保育所及び幼保連携型認定こども園に係る利用者負担額、保育所入所負担金」に改める。

別表第３危機管理部危機管理課の表防災室の部災害対策担当の項第６号中「津市民防災大学の運営等による」を削る。

別表第３スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表産業・スポーツセンター推進室の部を削り、同表国体・障害者スポーツ大会準備室の部を次のように改める。

国体・障害者	総務担当	⑴　第７６回国民体育大会及び第２１回全国

スポーツ大会推進室		障害者スポーツ大会に係る総合調整に関すること。 ⑵　第７６回国民体育大会津市準備委員会、第２１回全国障害者スポーツ大会津市準備委員会等に関すること。 ⑶　平成３０年度全国高等学校総合体育大会の開催に係る連絡調整等に関すること。 ⑷　平成３０年度全国高等学校総合体育大会津市実行委員会等に関すること。
	競技担当	⑴　第７６回国民体育大会、第２１回全国障害者スポーツ大会及び平成３０年度全国高等学校総合体育大会に係る競技団体等との連絡調整に関すること。 ⑵　第７６回国民体育大会、第２１回全国障害者スポーツ大会及び平成３０年度全国高等学校総合体育大会に係る競技会場の整備に関すること。

別表第３建設部建設政策課の表事業調整室の部事業調整担当の項を次のように改める。

事業調整担当	⑴　国及び三重県による道路、河川、海岸及び港湾の整備の促進に関すること。 ⑵　国及び三重県による道路、河川、海岸及び港湾の整備に係る国及び三重県等関係団体との調整等に関すること。

別表第３建設部建設政策課の表用地・地籍調査推進室の部用地担当の項第３号中「未登記用地」を「道路、公園、水路、河川及び調整池に係る未登記用地」に改め、同部地籍調査推進担当の項第１号中「及び実施」を「、実施及び成果の保管」に改める。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規

則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

スポーツ文化振興部	産業・スポーツセンター推進室	産業・スポーツセンター推進担当	スポーツ文化振興部	スポーツ振興課	企画管理・事業担当
〃	国体・障害者スポーツ大会準備室	国体・障害者スポーツ大会準備担当	〃	国体・障害者スポーツ大会推進室	総務担当
〃	〃	〃	〃	〃	競技担当

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２８号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　学年、学期、教育・保育時間等（第３条－第９条）
第３章　教育・保育活動（第１０条－第１１条）
第４章　入園及び退園の手続、利用者負担額の徴収等（第１２条－第２４条）
第５章　職員及び組織（第２５条－第２９条）
第６章　施設及び設備の管理（第３０条－第３４条）
第７章　保健及び安全（第３５条・第３６条）
第８章　子育て支援（第３７条－第４４条）
第９章　雑則（第４５条・第４６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成２９年津市条例第２号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、こども園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

⑵　１号認定子ども　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（法第２０条第４項に規定する支給認定子どもを

いう。以下同じ。）をいう。

⑶　２号認定子ども　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。

⑷　３号認定子ども　法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。

⑸　預かり保育　こども園に在籍する１号認定子どもに行う保育であって、次に掲げるものをいう。

ア　教育標準時間（教育課程において教育を行う時間をいう。以下同じ。）の終了後引き続き行う保育

イ　第７条第１項第３号から第６号までに掲げる休業日に行う保育

⑹　延長保育　こども園に在籍する２号認定子ども及び３号認定子どもに行う保育であって、次に掲げるものをいう。

ア　保育標準時間（各こども園において１日当たり１１時間を限度として定める保育を行う時間をいう。以下同じ。）以外の時間に、当該こども園を利用する子どもに行う保育（以下「標準時間外延長保育」という。）

イ　保育標準時間内短時間認定時間（各こども園において定める保育短時間（１日当たり８時間を限度として定める保育を行う時間をいう。以下同じ。）の保育必要量の認定を受けた支給認定保護者（法第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）に係る子どもの保育を行う時間をいう。以下同じ。）以外の時間に、当該こども園を利用する保育短時間の保育必要量の認定に係る子どもに行う保育（標準時間外延長保育を除く。）

⑺　一時預かり　一時的に保育を必要とする生後６月から小学校就学の始期に達するまでの子どもに行う保育をいう。

第２章　学年、学期、教育・保育時間等

（学年）

第３条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）

第４条　学期は、次のとおりとする。

⑴　第１学期　４月１日から７月３１日まで

⑵　第２学期　８月１日から１２月３１日まで

⑶　第３学期　１月１日から３月３１日まで

（開園時間）

第５条　開園時間は、午前７時３０分から午後６時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該開園時間を変更することができる。

（教育・保育時間）

第６条　教育・保育時間（教育標準時間、保育標準時間及び保育標準時間内短時間認定時間をいう。）は、次のとおりとする。

⑴　教育標準時間　午前８時３０分から午後２時まで

⑵　保育標準時間　午前７時３０分から午後６時まで

⑶　保育標準時間内短時間認定時間　午前８時３０分から午後４時３０分まで

（休業日）

第７条　１号認定子どもに係るこども園の休業日は、次のとおりとする。

⑴　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日

⑵　日曜日及び土曜日

⑶　学年始休業日　４月１日から同月５日まで

⑷　夏季休業日　７月２１日から８月３１日まで

⑸　冬季休業日　１２月２４日から翌年の１月７日まで

⑹　学年末休業日　３月２６日から同月３１日まで

⑺　その他市長が必要と認める日

２　２号認定子ども及び３号認定子どもに係るこども園の休業日は、次のとおりとする。

⑴　祝日法に規定する休日

⑵　日曜日

⑶　１２月２９日から翌年の１月３日まで

（臨時休業）

第８条　非常変災その他急迫の事情のため、臨時に教育又は保育を行わないときは、園長は、速やかに市長に報告しなければならない。

２　園長は、感染症の予防上、臨時にこども園の全部又は一部の休業を行う必要があると認めるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（休業日の変更）

第９条　園長は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第７条第１項第１号及び第２号に掲げる休業日と教育及び保育を行う日を振り替えることができる。

第３章　教育・保育活動

（教育・保育課程）

第１０条　こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容（以下「教育・保育課程」という。）は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（こども園法第１０条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）の定めるところに従い、園長が編成するものとする。

２　園長は、当該年度に実施する教育・保育課程を毎年４月末日までに市長に届け出なければならない。

（行事等の届出）

第１１条　園長は、園行事等を行うときは、別に定める基準に従い、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第４章　入園及び退園の手続、利用者負担額の徴収等

（入園資格）

第１２条　こども園に入園することができる者は、本市の区域内に住所を有する法第１９条第１項各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者は、こども園に入園することができるものとする。

（入園の時期）

第１３条　１号認定子どもの入園は、毎年４月とする。ただし、欠員があるときは、毎月１日に入園を行うことができる。

２　２号認定子ども及び３号認定子どもの入園日は、毎月１日とする。ただし、入園する子どもの支給認定保護者が育児休業から復帰する等緊急に保育が必要であると社会福祉事務所長が認める場合は、その月の１５日とすることができる。

（利用定員）

第１４条　こども園に係る津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年津市条例第２２号）第４条第２項第１号に掲げる区分ごとの利用定員は、別表第１のとおりとする。

（入園の手続及び決定）

第１５条　１号認定子どもを入園させようとする支給認定保護者は、こども園（教育標準時間（１号認定子ども））利用申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みのあった１号認定子どもの数が別表第１に定める利用定員を超える場合は、抽選により入園させる１号認定子どもを決定するものとする。

３　市長は、１号認定子ども等（１号認定子ども、２号認定子ども及び３号認定子どもをいう。以下同じ。）の入園を決定したときは、当該１号認定子ども等の支給認定保護者に対し、利用決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（退園の手続）

第１６条　園児（こども園に入園した１号認定子ども等をいう。以下同じ。）を退園させようとする支給認定保護者は、退園させる日の前日までに退園届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（教育及び保育の提供の終了）

第１７条　市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、こども園における教育及び保育（こども園法第９条の規定により行う教育及び保育をいう。以下同じ。）の提供を終了するものとする。

⑴　前条の規定による提出があったとき。

⑵　園児が第１２条に規定する入園資格を喪失したとき。

⑶　その他市長がこども園における教育及び保育の提供を終了することが適当であると認めるとき。

（修了証書）

第１８条　園長は、こども園の教育・保育課程を修了したと認める園児に対して、修了証書（第４号様式）を授与しなければならない。

（利用者負担額の徴収）

第１９条　市長は、利用者負担額（条例第３条各項に規定する額をいう。以下同じ。）を教育・保育施設利用者負担額納入通知書（第５号様式）による払込み又は口座振替の方法によって徴収するものとする。

（利用者負担額の納入の告知）

第２０条　利用者負担額の納入告知は、教育・保育施設利用者負担額納入通知書により納期限前１０日までに園児の支給認定保護者、当該園児又はその扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）に対して行うものとする。ただし、口座振替の方法により利用者負担額を徴収する場合は、この限りでない。

（納期）

第２１条　利用者負担額は、その月分を毎月末日までに納付しなければならない。ただし、１２月分は、同月２５日までに納付しなければならない。

（過誤納金の取扱い）

第２２条　市長は、過誤納に係る利用者負担額（以下「過誤納金」という。）があるときは、当該過誤納金に係る支給認定保護者等に還付するものとする。

２　前項の場合において、還付を受けるべき支給認定保護者等に未納の利用者負担額があるときは、過誤納金を当該未納の利用者負担額に充当するものとする。

３　市長は、前２項の規定により、過誤納金を還付し、又は充当するときは、教育・保育施設利用者負担額過誤納金還付（充当）通知書（第６号様式）により当該過誤納金に係る支給認定保護者等に通知するものとする。

（身分証明書）

第２３条　利用者負担額の徴収に従事する職員は、教育・保育施設利用者負担額徴収職員証（第７号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（指導要録）

第２４条　園長は、こども園に在籍する園児の指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号）第３０条第１項に規定する指導要録をいう。）をこども園園児指導要録（第８号様式の１及び第８号様式の２）により作成しなければならない。

第５章　職員及び組織

（職員及び職務の内容）

第２５条　こども園に園長を置き、所属職員として次の職員を置く。

⑴　副園長

⑵　主任保育教諭

⑶　保育教諭

⑷　保健師又は看護師

⑸　調理員

⑹　園医、園歯科医及び園薬剤師

２　前項各号に定める職員のほか、こども園に必要な職員を置くことができる。

３　園医、園歯科医及び園薬剤師は、非常勤とする。

４　園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

５　副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
６　主任保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対し指導及び助言を行う。
７　保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
８　保健師又は看護師は、看護をつかさどる。
９　調理員は、給食の調理に従事する。
１０　園医、園歯科医及び園薬剤師は、こども園における保健管理に関し、技術及び指導に従事する。

（園長の所掌事務）

第２６条　園長は、他の法令に定めるもののほか、次の事項を行うものとする。
⑴　教育・保育計画を作成すること。
⑵　園務分掌組織を定め、所属職員の分掌を定めること。
⑶　学級を担任する職員を定めること。
⑷　園児及び職員の保健及び安全に関すること。
⑸　職員の出張に関すること。
⑹　経理に関すること。
⑺　非常変災に関し必要な事項を定めること。
⑻　法令に違反しない限り、こども園の管理及び運営に関する内規を定めること。
２　園長は、前項第３号に規定する職員を定めたときは、市長に報告しなければならない。

（職員会議）

第２７条　こども園に、園長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

（園評議員）

第２８条　こども園に園評議員を置くことができる。
２　園評議員は、園長の求めに応じ、園の運営に関し意見を述べることができる。
３　園評議員に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（こども園の評価及び情報提供）

第２９条　園長は、こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（こども園法第２条第１２項に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）

（以下「教育・保育等」という。）の状況その他の園運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。

２　前項の評価を行うに当たっては、園長は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行わなければならない。

３　園長は、第１項の規定による評価の結果を踏まえたそのこども園の園児の保護者その他の当該こども園の関係者（当該こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

４　園長は、第１項及び前項の規定による評価の結果を、市長に報告しなければならない。

５　園長は、そのこども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該こども園の教育・保育等の状況その他の園運営の状況に関する情報を積極的に提供しなければならない。

第６章　施設及び設備の管理

（施設設備の管理及び意見の申出）

第３０条　園長は、こども園の施設設備の保全管理に努め、その整備について市長に意見を申し出なければならない。

（警備防災の計画）

第３１条　園長は、毎年度当初にこども園の警備及び防災の計画を作成し、その訓練をしなければならない。

（施設設備の貸与）

第３２条　園長は、教育及び保育に支障がなく、その使用が一時的である場合は、こども園の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。

（施設設備台帳）

第３３条　園長は、施設設備台帳を調製し、施設及び設備の現有状況を記載しなければならない。

２　施設及び設備の移動分については、施設にあってはその都度、設備にあっては毎年度末、別に定める様式により市長に報告しなければならない。

（損傷及び亡失の報告）

第３４条　園長は、施設及び設備が損傷し、若しくは亡失したとき、又はその安全管理に著しく支障を来すおそれがあるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第７章　保健及び安全

（感染症発生の処置）

第３５条　園長は、職員、園児又はこれらの者と同居する者に学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）第１８条第１項各号に掲げる感染症（以下「感染症」という。）が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

２　園長は、園児又はこれらの者と同居する者が感染症にかかり、又はそのおそれのある場合に、出席停止を命じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（事故等の届出）

第３６条　園長は、職員又は園児に関し著しい事故が発生し、又は感染症の集団感染が認められた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

第８章　子育て支援

（実施事業）

第３７条　こども園においては、こども園における教育及び保育のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

⑴　預かり保育に関する事業

⑵　延長保育に関する事業

⑶　一時預かりに関する事業

⑷　子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

（預かり保育の実施）

第３８条　こども園は、地域の実態又は保護者の要請により、希望する園児（１号認定子どもに限る。第４１条及び第４２条において同じ。）を対象に預かり保育を行うものとする。

（預かり保育を行う日）

第３９条　こども園は、次に掲げる日以外の日において、預かり保育を行うことができる。ただし、園長が必要があると認めるときは、この限りでない。

⑴　祝日法に規定する休日、日曜日及び土曜日

⑵　振替休業日（第９条の規定による休業日をいう。）

⑶　１２月２９日から翌年の１月３日まで

（預かり保育を行う時間）

第４０条　預かり保育を行う時間は、次のとおりとする。

⑴　預かり保育（第２条第５号アに規定する保育に限る。）を行う時間　午

後２時から午後４時まで

⑵　預かり保育（第２条第５号イに規定する保育に限る。）を行う時間　午前９時から午後４時まで

（預かり保育の申込み）

第４１条　預かり保育を利用しようとする園児の支給認定保護者は、預かり保育利用申込書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

（預かり保育の利用料）

第４２条　市長は、預かり保育を利用する園児の支給認定保護者（以下「利用者」という。）から、当該預かり保育を行うために必要な経費の一部として、別表第２に定める額を徴収するものとする。

（預かり保育の利用料の納付）

第４３条　市長は、預かり保育の利用があったときは、速やかにその利用料の納付について、利用者に通知するものとする。

２　利用者は、前項の規定による通知を受けたときは、市長の指定する期日までに利用料を納付しなければならない。

（延長保育及び一時預かりの実施等）

第４４条　延長保育及び一時預かりの実施等については、津市延長保育等の実施に関する規則（平成２７年津市規則第２５号）の規定の例による。この場合において、同規則第３条第２号、第５条及び第６条中「社会福祉事務所長」とあるのは「津市長」と、同規則第１２条中「「利用料」という。）」とあるのは「「利用料」という。）及び一時預かりを利用する子ども（当該一時預かりを利用する日の属する年度の初日の前日における年齢が３歳以上の子どもに限る。）に係る食事の提供に要した費用（主食費に係る部分に限る。）」と、同規則第１号様式及び第２号様式中「津市社会福祉事務所長」とあるのは「津市長」と読み替えるものとする。

第９章　雑則

（表簿）

第４５条　こども園には、法令に定めるもののほか、次の表簿を備えなければならない。

⑴　こども園沿革史

⑵　修了証書台帳（授与録）

⑶　調査統計表

⑷　諸願届書綴

⑸　園長事務引継書綴
⑹　こども園給食関係綴
⑺　職員会議録
⑻　園児名簿
⑼　利用の開始及び終了その他異動記録簿
⑽　教育・保育計画書
⑾　園務日誌
⑿　その他市長が必要と認める表簿

２　前項第１号及び第２号の表簿は永久保存とし、その他の表簿は５年間保存しなければならない。

３　こども園を廃止したときは、法令及び第１項各号に掲げる表簿は、市長又は市長の指定する者が保存する。

（委任）

第４６条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

第１号様式（第１５条関係）

こども園（教育標準時間（１号認定子ども））利用申込書

年　　月　　日

（宛先）津市長

保護者住所　　電話　①

保護者氏名　　㊞　　電話　②

こども園の利用について、次のとおり申込みます。

申込子ども（１号認定子ども）				利用を希望するこども園
氏名	生年月日	年齢	性別	
（フリガナ）	年 月　日		男・女	
小学校区	小学校区	現在利用中の施設名		

利用開始を希望する日
年　　月　　日　から

保護者及び家族の状況	氏名	子どもとの続柄	生年月日
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・

第２号様式（第１５条関係）

利用決定通知書

（記　号　番　号）

年　　月　　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）　印

こども園の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用する子ども	氏　　名	
	生　年　月　日	年　　月　　日生
利用するこども園		
利用開始年月日	年　　月　　日	
備　　考		

第３号様式（第１６条関係）

退　園　届

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

保護者　氏　名　　㊞

電　話

下記の理由により、退園します。

園児の氏名及び生年月日	（　　年　　月　　日生）
支給認定証番号	
退園年月日	年　　月　　日
理　　由 （具体的に記入すること）	
備　　考	

確認　こども園名

園長　（氏　　名）　㊞

第４号様式（第１８条関係）

修了証書

氏　　名　　園印

生年月日

あなたは〇〇〇園の教育・保育課程を修了したのでこれを証します。

年　月　日

津市立〇〇〇園

園長　氏　　名　　印

第　　号　　契印

第５号様式（第１９条、第２０条関係）

教育・保育施設利用者負担額
納入通知書　兼　領収証書　㊞

口座番号	
加入者名	

年　　月　　日

津市長　（氏　　名）　印

下記納期限内に津市指定金融機関等で納付してください。

年度	金額詳細	通知書番号	連番

期別　　年　月分
納期限　　年　月　日
利用者負担額　　円
合計　　円

左記金額を領収しました。

領収日付印

事業所名：
園児名：

（納入者保管）

教育・保育施設利用者負担額
納　　付　　書㊞

口座番号	
加入者名	

年度
利用者負担額
（保護者氏名）様
事業所名：
園児名：

納期限　　年　　月　　日
通知書番号
利用者負担額　　円
合計　　円

上記のとおり納入してください。

津市長
（氏　　名）　印

領収日付印

年　　月分

（金融機関保管）

この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。

◯ 教育・保育施設利用者負担額 ◯
領　収　済　通　知　書　㊞

口座番号	
加入者名	

年度　　利用者負担額
年　　月分

ＩＤ

延滞金

督促手数料

納入義務者氏名

（保護者氏名）様
事業所名：
園児名：

年度	課税	税目	通知書番号	期別	識別	申告	連番		利用者負担額　円

領収日付印

納期限
年　月　日

本書の金額を領収しましたので通知します。

（宛先）津市会計管理者

納付額
円

（津市保管）

第６号様式（第２２条関係）

教育・保育施設利用者負担額過誤納金還付（充当）通知書

（記　号　番　号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

あなたが納められた利用者負担額は、次のとおり過誤納がありますので　還付／充当　いたします。

内訳

園児の氏名		教育・保育施設名		支給認定証番号	
	納付済額	納付すべき額	差引過誤納付額		納付年月日
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
理　由			還付金額		

〔充当となる方へ〕

上記の還付金を次のとおり未納の利用者負担額に充当しましたので通知します。

園児の氏名		教育・保育施設名		支給認定証番号	
	未納額	充当額	差引未納付額		充当年月日
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
年　月分					
合　計					

※　御不明な点がありましたら津市（名称）部（名称）課（電話　　）までお尋ねください。

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第７号様式（第２３条関係）

（表）

契　印

（記号番号）

教育・保育施設利用者負担額徴収職員証

津市　（名称）　部　（名称）　課

職名

（写真）　契　印　氏名

（　　年　　月　　日生）

年　　月　　日発行

津市長　（氏　　名）　印

（裏）

1　本証は、教育・保育施設の利用者負担額の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携行しなければならない。

2　本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4　本証は、退職その他の理由により、不要になったときは、直ちに返還しなければならない。

5　本証の有効期間は、発行の日から４年とする。

第８号の１様式（第２４条関係）

こども園園児指導要録（学籍等に関する記録）

<table>
<tr><td rowspan="3">園児</td><td>ふりがな
氏名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">保護者</td><td>ふりがな
氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="5"></td><td>現住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>入園</td><td colspan="2">年　月　日</td><td rowspan="2">入園前の状況</td><td colspan="4" rowspan="2"></td><td rowspan="3">こども園の名称及び所在地</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>退園</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>修了</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>進学先等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">年度及び入園・進級時の園児の年齢</td><td>年度
０歳　箇月</td><td>年度
０歳　箇月</td><td>年度
１歳　箇月</td><td>年度
２歳　箇月</td><td>年度
３歳　箇月</td><td>年度
４歳　箇月</td><td>年度
５歳　箇月</td></tr>
<tr><td colspan="2">学級</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">整理番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">園長
氏名　印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当・学級担任者
氏名　印</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第８号の２様式（第２４条関係）

こども園園児指導要録（指導等に関する記録）

ふりがな			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
氏名	年　月　日生	養護							
性別									
園児の育ちにかかわる事項		康園状児態の等健							

ねらい（発達を捉える視点）		指導の重点等			
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。		（学年の重点）	（学年の重点）	（学年の重点）
	自分の体を十分に動かし、進んで行動しようとする。				
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。		（個人の重点）	（個人の重点）	（個人の重点）
人間関係	こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
	身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。				
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	指導上参考となる事項			
環境	身近な環境に親しみ、自然とふれあう中で様々な事象に興味や関心を持つ。				
	身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取入れようとする。				
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
言語	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭や友達と心を通わせる。				
表現	色々なものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。				
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。				

出欠状況	年度	年度	年度	年度	備考			
	教育日数							
	出席日数							

第９号様式（第４１条関係）

預かり保育利用申込書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申込者　氏　名　　㊞

電　話

こども園における預かり保育を希望しますので、次のとおり申込みます。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">利用する園児</td><td>氏　　名</td><td>生年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">希望する期間</td><td colspan="2">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">希望する時間</td><td colspan="2">（通常の教育を行う日）　　時　　分から　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">（長　期　休　業　日）　　時　　分から　　時　　分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">預かり保育を希望する理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急時の連絡先</td><td>氏　　名</td><td colspan="2">園児との続柄（　　）</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="2">（勤務先）
（自　宅）
（　　）</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別表第１（第１４条関係）

<table>
<tr><td rowspan="3">園名</td><td rowspan="3">利用定員</td><td colspan="4">内訳</td></tr>
<tr><td colspan="2">法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども</td><td>法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子ども</td><td colspan="2">法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子ども</td></tr>
<tr><td>満３歳以上</td><td>満３歳以上</td><td>満１歳以上</td><td>満１歳未満</td></tr>
<tr><td>津市立津みどりの森こども園</td><td>２２５人</td><td>１２０人</td><td>６０人</td><td>３３人</td><td>１２人</td></tr>
<tr><td>津市立香良洲浜っ子幼児園</td><td>１９２人</td><td>９０人</td><td>６０人</td><td>３３人</td><td>９人</td></tr>
<tr><td>津市立白山こども園</td><td>３００人</td><td>１２０人</td><td>１２０人</td><td>４８人</td><td>１２人</td></tr>
</table>

備考

１　基準条例第２２条ただし書に掲げるやむを得ない事情がある場合は、この表の利用定員の数を超えて教育及び保育の提供を行うことができるものとする。

２　教育及び保育の年齢別の需要の増大その他必要があるときは、小学校就学前子どもの区分又は年齢別の利用定員の数を相互に流用し、教育及び保育の提供を行うことができるものとする。

別表第２（第４２条関係）

預かり保育を利用する園児の属する世帯の区分	預かり保育利用料の額（日額）	
	第１子	第２子以降
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	０円	０円
上記以外の世帯	２００円	１００円

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第２９号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成１８年津市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「条例第１８条の４」を「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第２０条の１０」に改める。

第７条中「第１８条の４」を「第１８条の４第２項」に改める。

第１１条中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

別記中「該当条文」を「関係条項」に改め、同別記１の項中「第５２５条第１項第３号」を「第５２５条第３項」に改め、同別記２の項を次のように改める。

２	市税・犯則事件調査吏員証	法第２２条の１２

別記１５の項の次に次のように加える。

１５の２	滞納処分停止取消通知書	法第１５条の８第２項

別記１７の項及び１８の項を次のように改める。

１７	担保提供書	法第１５条の２第１項から第３項まで、第１５条の５の２第１項及び第２項、第１５条の６の２第１項及び第２項並びに第１６条第１項並びに条例第９条第２項第４号、第４項第１号及び第６項第１号
１８	納税保証書	

別記３１の７の項中「第１５項の２の２」を「第１５条の２の２」に改め、同別記３２の３の項を削り、同別記３３の項を次のように改める。

３３	過誤納金充当通知書	法第１７条の２第５項並びに第３２１条の８第２０項、第

		３２項、第３５項及び第３６項並びに令第４８条の１２、第４８条の１４の２第２項、第４８条の１４の３第１項、第４８条の１４の６第１項及び第４８条の１５の２第１項

別記３７の項中「等」を削り、同別記３９の項中「第７０２条の５」の次に「並びに条例第２５条、第６４条、第１０６条及び第１３２条」を加え、同別記４１の項中「第１０７条及び第１３３条」を「第１００条の２、第１０７条、第１３３条及び第１３９条の２」に改め、同別記４２の項中「第３６条の２」を「第３６条の２第７項」に改め、同別記４７の項中「条例第４６条の３」を「令第４８条の９の１０第１項及び条例第４６条の３」に改め、同別記４８の項中「条例第４６条の４」を「令第４８条の９の１１及び条例第４６条の４」に改め、同別記４９の項中「条例第４６条の３」を「令第４８条の９の１０第４項」に改め、同別記第５０の項中「条例第３６の２第８項」を「法第３１７条の２第８項及び条例第３６条の２第８項」に改め、同別記５５の項中「、第７０２条の８第５項及び条例第６８条第１項」を「及び第７０２条の８第５項」に改め、同別記５７の項を次のように改める。

５７	削除	

別記５８の項中「第４１７条」を「第４１７条第１項」に改め、同別記５９の項中「第４３５条」を「第４３５条第１項」に改め、同別記６２の項中「条例第７４条第１項」を「法第３８４条第１項及び条例第７４条第１項」に改め、同別記６３の項中「条例第７４条第２項」を「法第３８４条第２項及び条例第７４条第２項」に改め、同別記６４の項中「及び条例第８５条」を削り、同別記６５の項中「第９１条第１項、第３項及び第９項」を「第９１条第９項」に改め、同別記７９の項中「第６０９条第４項」を「第６０９条第６項」に改め、同別記８４の項中「第７０１条の９第１項から第３項まで」を「第７０１条の９」に改める。

第１３号様式中「ので地方税法第１４条の１７第２項の規定により通知します」を削る。

第１５号様式その１を第１５号様式とし、第１５号様式その２を第１５号様式の２とする。

第１７号様式中「収　入
印　紙㊞」を削る。

第１８号様式を次のように改める。

第２０号様式中「さきに」を「　　年　　月　　日付け」に改める。

第３１号様式の２中「承認（決定）」を「承認」に改め、同様式を第３１号様式の２その１とし、同様式の次に次の１様式を加える。

第３１号様式の４中「津市指令（記号番号）で承認」を「で承認（決定）」に改める。

第３１号様式の６中「承認（決定）」を「承認」に改め、同様式を第３１号様式の６その１とし、同様式の次に次の１様式を加える。

第３２号様式の３を削る。

第３３号様式その１及び第３３号様式その２を次のように改める。

第３３号様式その３を削る。

第３７号様式その２中「

氏　　名 （名　称）	
住　　所 （所在地）	

」を「

氏　　名 （名　称）	

」に改める。

第４９号様式中

「

教示

」を

「教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

　また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。」に改める。

第５７号様式を次のように改める。

第５７号様式　削除

第５８号様式その１中「第４１７条」を「第４１７条第１項」に、

「

地積又は床面積	価格
㎡	円

」を「

地積又は床面積	価格	課税標準額
㎡	円	円

」に改める。

第５８号様式その２中「第４１７条」を「第４１７条第１項」に、「構造物」を「構築物」に、

「

価格
円

」を「

価格	課税標準額
円	円

」に改める。

第５９号様式中「第４３５条」を「第４３５条第１項」に、

「

価　　格 円

」を「

価　格 円	課税標準額 円

」に改める。

第８４号様式中「第７０１条の９第１項から第３項まで」を「第７０１条の９」に改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

第１８号様式（第２１条関係）

納税保証書

年　　月　　日

（宛先）津市長

保証人
住　所（所在地）
氏　名（名　称）　　㊞
電　話　番　号

住　所（所在地）
氏　名（名　称）　　㊞
電　話　番　号

次の者の徴収猶予又は換価の猶予に係る猶予を受けようとする金額については、私が／私ども連帯保証人が連帯して納税を保証します。

納税者（特別徴収義務者）	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
	電話番号	

納付（納入）すべき徴収金	年度	税目	期別	納期限	税　額	督促手数料	延滞金	合　計	備　考
					円	円	円	円	
	合　　計								
上記のうち、猶予を受けようとする金額									
添付する書類									
備　　考									

収　入
印　紙
㊞

第３１号様式の２その２（第２１条関係）

換価の猶予決定通知書

津市指令（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

次のとおり決定しましたので通知します。

納税者（特別徴収義務者）	住所（所在地）	
	氏名（名称）	

猶予を決定した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税　額	督　促手数料	延滞金	合　計	備　考
					円	円	円	円	
	合　　計								

猶予を決定した期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　月間
猶予を決定した理由	

納付（納入）計画	納期限	金　額	納期限	金　額	納期限	金　額
		円		円		円

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第３１号様式の６その２（第２１条関係）

換価の猶予期間延長決定通知書

津市指令（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

次のとおり決定しましたので通知します。

納税者 （特別徴収義務者）	住所（所在地）	
	氏名（名称）	

猶予期間の延長を決定した徴収金	年度	税目	期別	納期限	税　額	督促手数料	延滞金	合　計	備　考
					円	円	円	円	
	合　　計								

猶予期間の延長を決定した期間	年　月　日から　年　月　日まで　月間
猶予期間の延長を決定した理由	

納付（納入）計画	納期限	金　額	納期限	金　額	納期限	金　額
		円		円		円

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第３３号様式その１（第２１条関係）

過誤納金充当通知書

津市指令（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

あなたが納付（納入）した市税は、次のとおり納め過ぎとなりましたので充当いたします。

過誤納となった税目　　理由　　金額　　円
内訳

年度	税目	期別（月）	本税	督促手数料	延滞金	加算金	備考

充当先内訳　　充当額　　円

年度	税目	期別（月）	本税	督促手数料	延滞金	備考

差引還付支払額　　円

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第３３号様式その２（第２１条関係）

過誤納金充当通知書

津市指令（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

あなたが納付した法人市民税は、次のとおり納め過ぎとなりましたので充当いたします。

過誤納となった理由　　金額　　円
内訳

事業年度	申告区分	本税	督促手数料	延滞金	加算金	備考

充当先内訳　　充当額　　円

事業年度	申告区分	本税	督促手数料	延滞金	備考

差引還付支払額　　円

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第８条第２項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第３０号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第２０３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項を削り、同条第２項中「親族」を「者」に改め、同項を同条第１項とし、同条第３項中「親族」を「同居しようとする者」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とする。

第５条第３項中「第６条第１項」を「第６条第１項第３号」に改める。

第１０条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

第２７条第２項中「事情がある」の次に「場合又は工作物の機能上現状のまま利用することが適当であると市長が認める場合は、」を加える。

第３１条中「第６条第１項第５号」を「第６条第１項第６号」に改める。

第１０号様式中「、本市の区域内に住所を有し」を削る。

第３８号様式中「市営住宅等工作物寄附採納願書」を「市営住宅等工作物寄附採納申出書」に、「市営住宅等内の次の工作物に関し原状回復の義務を履行し難い事情がありますので、」を「津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第２７条第２項の規定により、次の工作物を」に改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第３１号

津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則（平成１８年津市規則第１５８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１５条」を「第１７条」に、「第１６条―第２８条」を「第１８条―第３０条」に、「第２９条―第３２条」を「第３１条―第３４条」に改める。

第１３条第２項ただし書及び第１５条第６号中「第２６条第２項」を「第２８条第２項」に改める。

第３２条を第３４条とし、第３１条を第３３条とし、第３０条を第３２条とする。

第２９条中「第２３条」を「第２５条」に改め、同条を第３１条とする。

第３章中第２８条を第３０条とする。

第２７条第１項中「第２３条」を「第２５条」に改め、同条第２項中「第２０条第２項」を「第２２条第２項」に改め、同条を第２９条とする。

第２６条第１項中「第２１条」を「第２３条」に改め、同条を第２８条とする。

第２５条を第２７条とし、第１６条から第２４条までを２条ずつ繰り下げ、第２章中第１５条の次に次の２条を加える。

（本人申告による利用の停止）

第１６条　本市は、加入者から本市が別に定める書面により電話投票の利用の停止の申請があったときは、本市が別に定める期間中、当該加入者の電話投票の利用を停止することができる。

２　本市は、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者から本市が別に定める書面により電話投票の利用の停止の解除の申請があったときは、当該加入者の電話投票の利用の停止を解除することができる。ただし、本市

が別に定める日までの間は、同項の規定による電話投票の利用の停止の解除を申請することができない。

（家族申告による利用の停止）

第１７条　勝舟投票券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある加入者の家族（加入者と同居する親族であって、成年者である者その他本市が別に定める者をいう。以下同じ。）は、本市が別に定める書面及び書類により当該加入者の電話投票の利用の停止を申請することができる。

２　本市は、前項の規定による申請があった場合において、電話投票の利用を停止されようとする加入者（以下「利用停止候補者」という。）が、勝舟投票券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にあると認めるときは、当該申請を行った家族（以下「申請家族」という。）及び利用停止候補者に対し、当該利用停止候補者の電話投票の利用を停止する旨及び本市が別に定める当該利用停止候補者の電話投票の利用を停止する期間を通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、これを不服とするときは、利用の停止が開始される日の前日までに書面をもって市長に対して意見を申し出ることができる。

４　本市は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、利用の停止を取り消すこととし、当該申出をした加入者及び申請家族に対して、その旨を通知しなければならない。

５　本市は、第２項の規定により電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族から本市が別に定める書面により電話投票の利用の停止の解除の申請があった場合において、本市が別に定める事由に該当するときは、当該停止を解除することができる。ただし、同項の規定により電話投票の利用を停止された加入者にあっては、本市が別に定める日までの間は、同項の規定による電話投票の利用の停止の解除を申請することができない。

６　市長は、第１項及び前項の規定による申請があったときは、これらの申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第３２号

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成１８年津市規則第１５２号）の一部を次のように改正する。

第５８条中第１５号を第１７号とし、第１４号の次に次の２号を加える。

⒂　自らの入場を拒否するよう申告を行った者

⒃　家族（同居の親族であって、成年者である者その他市長が別に定める者をいう。以下同じ。）から入場の拒否を希望する旨の申告がなされ、勝舟投票券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じていると市長が認める者

第５８条に次の２項を加える。

２　競走執行委員長及び警備委員が、前項第１６号の規定により入場を拒否し、又は退場を命ずるときは、市長は、あらかじめ、当該者及びその家族に対し、当該者の入場を拒否する旨及びその期間を通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた者は、これを不服とするときは、入場の拒否が開始される日の前日までに書面をもって市長に対して意見を申し出ることができる。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第５８条第１４号の次に２号を加える改正規定（第１６号に係る部分に限る。）及び同条に２項を加える改正規定は、同年１０月１日から施行する。

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第３３号

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則（平成１８年津市規則第２２９号）の一部を次のように改正する。

第２号様式中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印」に改める。

第５号様式、第６号様式、第７号様式及び第８号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第９号様式中「（あて先）津市　　消防署長」を「（宛先）津市（名称）消防署長」に改める。

第１０号様式から第１６号様式まで、第１７号様式から第２０号様式まで及び第２３号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第３４号

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則（平成２７年津市規則第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２条第１項の規則で定める額」の次に「、津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成２９年津市条例第２号）第３条第１項及び第３項の規則で定める額」を加える。

附則第２項及び第３項を次のように改める。

２　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、津市立幼稚園を利用する１号認定子ども、津みどりの森こども園を利用する１号認定子ども（平成３０年３月３１日において津市立神戸幼稚園に在籍する１号認定子どもに限る。）、津市立香良洲浜っ子幼児園を利用する１号認定子ども（同日において津市立香良洲幼稚園に在籍する１号認定子ども又は同日において香良洲地域に住所を有する支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）に係る１号認定子どもに限る。次項において同じ。）及び津市立白山こども園を利用する１号認定子ども（同日において津市立白山幼稚園に在籍する１号認定子ども又は同日において白山地域又は美杉地域に住所を有する支給認定保護者に係る１号認定子どもに限る。次項において同じ。）（附則別表第４においてこれらを「津市立幼稚園等を利用する１号認定子ども」という。）に係る平成３０年度の利用者負担額は、同表により算定する額とする。

３　第３条第１項第１号の規定にかかわらず、津市立幼稚園を利用する１号認定子ども、津市立香良洲浜っ子幼児園を利用する１号認定子ども及び津市立白山こども園を利用する１号認定子ども（附則別表第５においてこれらを「津市立幼稚園等を利用する１号認定子ども」という。）に係る平成３１年度の利用者負担額は、同表により算定する額とする。

附則第４項中「施行日」を「この規則の施行の日」に改める。

附則別表第３及び附則別表第４を次のように改める。

附則別表第３　削除

附則別表第４（附則第２項関係）

津市立幼稚園等を利用する１号認定子どもに係る平成３０年度の利用者負担額

<table>
<tr><th colspan="4">世帯の階層区分</th><th rowspan="2">利用者負担額
（月額）</th></tr>
<tr><th>階層</th><th>区分</th><th colspan="2">定義</th></tr>
<tr><td>A</td><td>1</td><td colspan="2">被保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）のある世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">B</td><td>2</td><td rowspan="2">A階層を除き、均等割を課されない世帯等</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>4</td><td rowspan="2">A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が０円の世帯</td><td colspan="2">要保護者等世帯</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">その他の世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">C</td><td>6</td><td rowspan="8">A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">１円以上６１，６０１円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の世帯</td><td>５，８００円</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">６１，６０１円以上７７，１０１円未満</td><td>要保護者等世帯</td><td>２，０００円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>その他の世帯</td><td>８，４００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D</td><td>１０</td><td colspan="2">７７，１０１円以上１４３，１０１円未満</td><td>９，９００円</td></tr>
<tr><td>１１</td><td colspan="2">１４３，１０１円以上２１１，２０１円未満</td><td>１０，８００円</td></tr>
<tr><td>E</td><td>１２</td><td colspan="2">２１１，２０１円以上</td><td>１２，９００円</td></tr>
<tr><td colspan="5">１　同一世帯に幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）（以下「幼稚園等」という。）、特別支援学校の幼稚部若しくは児童心理治療施設（児童福祉法第４３条の２に規</td></tr>
</table>

定する児童心理治療施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第６３号）附則第６条の規定により児童心理治療施設とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第１学年から第３学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が２人以上いる場合における津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

⑴　対象子どもを含めて年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額
⑵　対象子どもを含めて年齢の高い順に２人目の１号認定子ども	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑶　対象子どもを含めて年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

２　１の規定にかかわらず、所得割合算額が７７，１０１円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第１４条の２第１項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が２人以上いる場合における津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

⑴　特定被監護者等のうち年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額
⑵　特定被監護者等のうち年齢の高い順に２人目以降の１号認定子ども	０円

３　１の規定にかかわらず、所得割合算額が７７，１０１円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が２人以上いる場合における津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

⑴　特定被監護者等のうち年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額

⑵　特定被監護者等のうち年齢の高い順に２人目の１号認定子ども	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑶　特定被監護者等のうち年齢の高い順に３人目以降の１号認定子ども	０円

４　１及び３の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯等又は所得割合算額が０円の世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が２人以上いる場合における津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる１号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

⑴　特定被監護者等のうち年齢の高い順に１人目の１号認定子ども	この表に定める額
⑵　特定被監護者等のうち年齢の高い順に２人目以降の１号認定子ども	０円

５　次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を利用している１号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１から４までの規定の適用を受けるときは、１から４までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

⑴　支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（以下「支給認定保護者等」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	０円
⑵　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	０円
⑶　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	０円
⑷　支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得

⑸　１号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去３箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の１．３倍以下であること。	た額 この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑹　１号認定子どもが、災害、疾病等により津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を当該月の保育日数の３分の２以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を当該月の保育日数の２分の１以上利用できなかったこと。	この表に定める額に２分の１を乗じて得た額
⑺　１号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を全く利用できなかったこと。	０円

備考

１　この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。

２　この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等（児童福祉法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第６条の４第１号に規定する養育里親又は同法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）が支給認定保護者等である世帯をいう。

３　この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第３１４条の７から第３１４条の９まで並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項、第５条の４の２第６項、第５条の５第２項、第７条の２第４項及び第５項、第７条の３第２項及び第４５条の規定により控除された金額があるときは、当該金額を控除する前の額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

４　この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。

⑴　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（被保護者を除く。）

⑵　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの

⑶　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

⑷　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑹　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

⑺　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

⑻　その他市長が⑴に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

５　１号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第１条第２号の女子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１１号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

６　１号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第２条第２号の男子に該当する場合は、地方税法第２９２条第１項第１２号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

７　５及び６に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

附則別表第５中「附則第２項」を「附則第３項」に、「津市立幼稚園を利用する」を「津市立幼稚園等を利用する」に、「津市立幼稚園を利用している」を「津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を利用している」に、「津市立幼稚園を当該月」を「津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を当該月」に、「津市立幼稚園を全く」を「津市立幼稚園又は津市立幼保連携型認定こども園を全く」に改める。

附則別表第６を削る。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市訓令第６号

庁中一般

出先機関

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

津市職員被服等貸与規程（平成１８年津市訓令第１９号）の一部を次のように改正する。

別表中「保育所」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、「看護師」を「看護師等」に改める。

附　則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

津市訓令第７号
津市上下水道事業管理規程第１号
津市教育委員会訓令第１号
津市選挙管理委員会告示第２６号
津市農業委員会告示第１号
津市監査委員告示第３号
津市議会規程第１号

庁中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

津市選挙管理委員会委員長　坂　口　賢　次

津市農業委員会会長　守　山　孝　之

津市代表監査委員　大　西　直　彦

津市議会議長　岡　　幸　男

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第５を次のように改める。

別表第５（第１７条関係）

箇所
津市アストプラザ
津リージョンプラザ
各保育所
各幼保連携型認定こども園
スポーツ文化振興部
津駅前北部土地区画整理事務所
津北工事事務所
津南工事事務所
河芸総合支所
芸濃総合支所
津市錫杖湖水荘
美里総合支所
安濃総合支所
香良洲総合支所
一志総合支所
津市とことめの里一志
白山総合支所
美杉総合支所
津市レークサイド君ケ野
三重短期大学
議会事務局
各小学校
各中学校

義務教育学校
各幼稚園
津市中央公民館
津市津図書館
農業委員会事務局

第１号様式及び第２号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

津市訓令第８号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成１８年津市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１４号中「保育所利用負担額」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額」に改める。

別表第２個別専決事項の表総務部の表人事課の項中

「

	12　退隠料及び遺族扶助料の支出に関すること。		○			

」

を削り、「１３　三重県市町村職員共済組合」を「１２　三重県市町村職員共済組合等」に、「１４　職員」を「１３　職員」に、「１５　職員」を「１４　職員」に改める。

別表第２個別専決事項の表スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の項中

「

	３　運動施設及びスポーツ公園の使用許可に関すること。		○			

」

を

「

	３　運動施設及びスポーツ公園の使用許可に関すること。		○			
	４　指定管理者による津市産業・スポーツセンターの管理、運営、事業の企画及び誘致等に係る指導、監督等に関すること。		軽易なもの	重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

に改める。

別表第２個別専決事項の表健康福祉部の表子育て推進課の項中「３　保育所」を「３　特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業」に改め、「徴収並びに」を削り、

「

	４　保育所の利用者負担額の納入通知書の発送に関すること。	○				

」

を

「

	４　保育所及び幼保連携型認定こども園の利用者負担額の徴収に関すること。		○			

」

に改め、「５　保育所」及び「７　保育所」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同表こども支援課の項中「保育所」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第２個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の項中

「

	６　空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

を

「

	６　空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関すること。		軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
	７　津市空き家情報バンクに関すること。		○			

」

に、「７　公有地の拡大の推進に関する法律」を「８　公有地の拡大の推進に関する法律」に、「８　都市景観」を「９　都市景観」に、「９　三重県屋外広告物条例」を「１０　三重県屋外広告物条例」に、「１０　緑化施策」を「１１　緑化施策」に、「１１　市街地再開発事業」を「１２　市街地再開発事業」に、「１２　土地区画整理事業」を「１３　土地区画整理事業」に、「１３　中心市街地」を「１４　中心市街地」に改める。

別表第４個別専決事項の表政策財務部収税課の表特別滞納整理推進室の項中「保育所入所負担金、保育所に係る利用者負担額」を「保育所及び幼保連携型認定こども園に係る利用者負担額、保育所入所負担金」に改める。

別表第４個別専決事項の表スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表産業・スポーツセンター推進室の項を削り、同表中「国体・障害者スポーツ大会準備室」を「国体・障害者スポーツ大会推進室」に改める。

別表第４個別専決事項の表都市計画部都市政策課の表開発指導室の項中「健ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附　則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

津市訓令第９号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成１８年津市訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　次条第１号に掲げる日における午後５時１５分から午後９時までの時間及び同条第２号に掲げる日における久居総合支所市民課市民担当の分掌事務は、前項の規定にかかわらず、別表第２の２のとおりとする。

第３条の２中「（平成１８年津市条例第１４号）」を削り、同条を第３条の３とし、第３条の次に次の１条を加える。

（久居総合支所の開所時間）

第３条の２　久居総合支所（市民課市民担当に限る。）の開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が総合支所の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

⑴　津市の休日を定める条例（平成１８年津市条例第１４号）第２条第１項に規定する本市の休日以外の日　午前８時３０分から午後９時まで

⑵　津市の休日を定める条例第２条第１項第１号及び第２号に掲げる日（１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。）　午前８時３０分から午後６時まで

別表第１久居総合支所の表地域振興課の部財産管理担当の項に次の１号を加える。

⑽　ポルタひさいふれあいセンターの管理に関すること。

別表第１久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項中第５９号を第６０号とし、第４２号から第５８号までを１号ずつ繰り下げ、第４１号の次に次の１号を加える。

㊷　津市空き家情報バンクに係る相談等に関すること。

別表第１久居総合支所の表地域振興課の部環境担当の項中第２４号を第２５号とし、第１１号から第２３号までを１号ずつ繰り下げ、第１０号の次に次の１号を加える。

⑾　空地、空家等に係る相談及び現地調査に関すること。

別表第１久居総合支所の表市民課の部市民担当の項中第２３号を削り、第２２号を第２３号とし、第２１号を第２２号とし、同項第２０号中「市税の現年度分に係る収納及び」を「市税に係る」に改め、同号を同項第２１号とし、同項第１９号の次に次の１号を加える。

⒇　市税及び税外収入金の収納に関すること。

別表第１久居総合支所の表福祉課の部福祉担当の項中第９号を削り、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に基づく相談及び連絡調整に関すること。

別表第１河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部地域振興担当の項に次の１号を加える。

⑶　津市空き家情報バンクに係る相談等に関すること（美杉総合支所に限る。）。

別表第１河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第９０号を第９２号とし、第７７号から第８９号までを２号ずつ繰り下げ、第７６号の次に次の１号を加える。

⒅　空地、空家等に係る相談及び現地調査に関すること。

別表第１河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項中第７６号を第７７号とし、第４３号から第７５号までを１号ずつ繰り下げ、第４２号の次に次の１号を加える。

㊸　津市空き家情報バンクに係る相談等に関すること（美杉総合支所を除く。）。

別表第１河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部市民担当の項中第２３号を第２４号とし、第１７号から第２２号までを１号ずつ繰り下げ、第１６号の次に次の１号を加える。

⒄　自動車の臨時運行に関すること。

別表第１河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良

洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項中第９号を削り、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　生活困窮者自立支援法に基づく相談及び連絡調整に関すること。

別表第２芸濃総合支所の部地域振興課の項を次のように改める。

地域振興課	総務担当	津市芸濃保健福祉センターの管理に関すること。
		財産区に関すること。
		芸濃総合文化センターの管理に関すること。

別表第２白山総合支所の部市民福祉課の項を次のように改める。

市民福祉課	福祉担当	津市白山保健福祉センターの管理に関すること。

別表第２美杉総合支所の部市民福祉課の項中

「

市民担当	自動車の臨時運行に関すること。
	火葬場に関すること。

」を

「

市民担当	火葬場に関すること。

」に改める。

別表第２の次に次の表を加える。

別表第２の２（第３条関係）

分掌事務
⑴　住民基本台帳に係る届出の受付及び証明書の交付に関すること。 ⑵　住民基本台帳の記録に関すること。 ⑶　戸籍の謄本及び抄本並びに戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関すること。 ⑷　磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記載されている事項の全部及び一部を証明した書面の交付に関すること。 ⑸　印鑑の登録及び証明に関すること。 ⑹　国民健康保険加入者、国民年金被保険者及び介護保険被保険者に係る住所等の異動の受付に関すること。 ⑺　市税及び税外収入金の収納に関すること。 ⑻　所得証明書、市民税課税証明書、所得課税証明書、納税証明書、車検

用納税証明書及び車検用非課税証明書の交付に関すること。 ⑼　国民健康保険被保険者証明書の交付に関すること。

別表第５久居総合支所の表地域振興課の項中

「

	15　集中管理車両の整備管理及び配車に関すること。	○				

」

を

「

	15　集中管理車両の整備管理及び配車に関すること。	○				
	16　ポルタひさいふれあいセンターの使用許可に関すること。		○			

」

に、「１６　防災行政無線等」を「１７　防災行政無線等」に、「１７　自主防災組織活動」を「１８　自主防災組織活動」に、「１８　情報通信機器」を「１９　情報通信機器」に、「１９　情報通信基盤」を「２０　情報通信基盤」に、「２０　電子計算機処理」を「２１　電子計算機処理」に、「２１　地域活動」を「２２　地域活動」に、「２２　過疎地域等」を「２３　過疎地域等」に、「２３　鳥獣飼養」を「２４　鳥獣飼養」に、「２４　農林水産業等」を「２５　農林水産業等」に、「２５　家畜」を「２６　家畜」に、「２６　住宅」を「２７　住宅」に、「２７　準用河川」を「２８　準用河川」に、「２８　一般廃棄物」を「２９　一般廃棄物」に、「２９　不法投棄」を「３０　不法投棄」に、「３０　廃棄物」を「３１　廃棄物」に、「３１　ごみ一時収集所補助事業」を「３２　ごみ一時収集所補助事業」に、「３２　ごみ等」を「３３　ごみ等」に、「３３　清掃事業」を「３４　清掃事業」に、「３４　犬」を「３５　犬」に、「３５　生活環境」を「３６　生活環境」に、

「

	36　生活環境の美化に関すること。		○			

」

を

「

	37　生活環境の美化に関すること。		○			
	38　空地、空家等に係る		○			

	相談及び現地調査に関すること。					

」に、「３７　共同汚水処理施設」を「３９　共同汚水処理施設」に、「３８　里地里山保全活動」を「４０　里地里山保全活動」に、「３９　希少野生生物」を「４１　希少野生生物」に、「４０　環境対策」を「４２　環境対策」に、「４１　騒音規制法」を「４３　騒音規制法」に、「４２　騒音規制法」を「４４　騒音規制法」に、「４３　三重県生活環境の保全に関する条例」を「４５　三重県生活環境の保全に関する条例」に、「４４　環境保全協定」を「４６　環境保全協定」に、「４５　公害」を「４７　公害」に、「４６　環境影響評価」を「４８　環境影響評価」に、「４７　墓地」を「４９　墓地」に、「４８　火葬場」を「５０　火葬場」に、「４９　墓地」を「５１　墓地」に、「５０　市営墓地」を「５２　市営墓地」に、「５１　市営墓地」を「５３　市営墓地」に、「５２　そ族」を「５４　そ族」に、「５３　畜犬」を「５５　畜犬」に、「５４　畜犬」を「５６　畜犬」に、「５５　狂犬病」を「５７　狂犬病」に、「５６　狂犬病」を「５８　狂犬病」に、「５７　畜犬」を「５９　畜犬」に、「５８　動物」を「６０　動物」に改め、同表市民課の項中

「

	３　自動車の臨時運行の許可及び標識に関すること。	○				

」を削り、「４　軽自動車税」を「３　軽自動車税」に、「５　個人」を「４　個人」に、「６　個人」を「５　個人」に、「７　個人」を「６　個人」に、「８　市民税等」を「７　市民税等」に、「９　市民税等」を「８　市民税等」に、「１０　介護保険被保険者証」を「９　介護保険被保険者証」に、「１１　介護保険被保険者証」を「１０　介護保険被保険者証」に、「１２　介護保険資格者証」を「１１　介護保険資格者証」に、「１３　介護保険第１号被保険者」を「１２　介護保険第１号被保険者」に、「１４　介護保険第１号保険料」を「１３　介護保険第１号保険料」に、「１５　介護保険第１号保険料」を「１４　介護保険第１号保険料」に、「１６　介護保険第１号保険料」を「１５　介護保険第１号保険料」に、「１７　国民健康保険被保険者」を「１６　国民健康保険被保険者」に、「１８　国民健康保険被保険者証」を「１７　国民健康保険被保険者証」に、「１９　国民健康保険料」を「１８　国民健康保険料」に、「２０　国民健康保険料」を「１９　国民健康保険料」に、

「２１　国民健康保険料」を「２０　国民健康保険料」に、「２２　国民健康保険料」を「２１　国民健康保険料」に、「２３　国民健康保険料」を「２２　国民健康保険料」に、「２４　福祉医療費」を「２３　福祉医療費」に、「２５　福祉医療費」を「２４　福祉医療費」に、「２６　後期高齢者医療」を「２５　後期高齢者医療」に、「２７　後期高齢者医療被保険者証等」を「２６　後期高齢者医療被保険者証等」に改める。

別表第５河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の項中

「

	46　生活環境の美化に関すること。		○			

」

を

「

	46　生活環境の美化に関すること。		○			
	47　空地、空家等に係る相談及び現地調査に関すること。		○			

」

に、「４７　共同汚水処理施設」を「４８　共同汚水処理施設」に、「４８　里地里山保全活動」を「４９　里地里山保全活動」に、「４９　希少野生生物」を「５０　希少野生生物」に、「５０　環境対策」を「５１　環境対策」に、「５１　騒音規制法」を「５２　騒音規制法」に、「５２　騒音規制法」を「５３　騒音規制法」に、「５３　三重県生活環境の保全に関する条例」を「５４　三重県生活環境の保全に関する条例」に、「５４　環境保全協定」を「５５　環境保全協定」に、「５５　公害」を「５６　公害」に、「５６　環境影響評価」を「５７　環境影響評価」に、「５７　墓地」を「５８　墓地」に、「５８　火葬場」を「５９　火葬場」に、「５９　墓地」を「６０　墓地」に、「６０　市営墓地」を「６１　市営墓地」に、「６１　市営墓地」を「６２　市営墓地」に、「６２　そ族」を「６３　そ族」に、「６３　畜犬」を「６４　畜犬」に、「６４　畜犬」を「６５　畜犬」に、「６５　狂犬病」を「６６　狂犬病」に、「６６　狂犬病」を「６７　狂犬病」に、「６７　畜犬」を「６８　畜犬」に、「６８　動物」を「６９　動物」に、「６９　男女共同参画」を「７０　男女共同参画」に、「７０　同和問題」を「７１　同和問題」に、「７１　福祉資金」を「７２　福祉資金」に、「７２　次に」を「７３

次に」に改める。

附　則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

津市告示第４０号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成３０年３月２０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成１８年津市告示第４１号）の一部を次のように改正する。

第２条第第５号及び第８条第１項中「請負人」を「受注者」に改める。

第８条第２項中「請負人等」を「受注者等」に改める。

第９条第１項及び第３項、第１０条第１項、第１３条第１項、第１５条並びに第１６条中「請負人」を「受注者」に改める。

第１号様式及び第２号様式中「あて先」を「宛先」に、「請負人」を「受注者」に改める。

第３号様式の１中「請負人」を「受注者」に改める。

第３号様式の２を次のように改める。

第４号様式中「請負人」及び「請負業者」を「受注者」に改める。

第５号様式中「あて先」を「宛先」に、「業者」を「受注者」に改める。

第６号様式中「請負人」及び「業者」を「受注者」に改める。

第７号様式中「あて先」を「宛先」に、「請負人」を「受注者」に改める。

第８号様式中「あて先」を「宛先」に、「請負人」及び「業者」を「受注者」に改める。

第９号様式、第１０号様式、第１１号様式及び第１２号様式中「請負業者」を「受注者」に改める。

第１３号様式中「請負人」を「受注者」に改める。

第１４号様式中「請負業者」を「受注者」に改める。

附　則

１　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

２　改正後の第３号様式の２の規定は、この告示の施行の日以後に着手する工事について適用し、同日前に着手した工事については、なお従前の例による。

第3号様式の2(第9条関係)

工　事　成　績　調　書

担当課名	
検査日	

工事番号		工事名		契約金額（最終）	円
受注者名		工事場所		工　期	年　月　日　～　年　月　日
完成年月日	年　月　日				

考査項目	細別	監督員						担当課長								検査員(出来高1)								検査員(出来高2)								検査員(完成)							
考査項目 ※1		氏名						氏名								氏名								氏名								氏名							
		a	b	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10																																	
	Ⅱ 配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10																																	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10										+5.0		+2.5		0	−7.5	−15		+5.0		+2.5		0	−7.5	−15		+5.0		+2.5		0	−7.5	−15	
	Ⅱ 工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10		+2.0		+1.0		0	−7.5	−15																									
	Ⅲ 安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10		+3.0		+1.5		0	−7.5	−15																									
	Ⅳ 対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0																																	
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0										+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20		+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20		+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20	
	Ⅱ 品質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0										+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	
	Ⅲ 出来ばえ															+5.0		+2.5		0	−5.0			+5.0		+2.5		0	−5.0			+5.0		+2.5		0	−5.0		
4 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応							+20～0																															
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫 ※2	+7.0～0																																					
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																											
加減点合計(1＋2＋3＋4＋5＋6)		点						点								− 点								− 点								点							
評定点(65点±加減点合計) ※3		① 点						② 点								③ − 点								③ − 点								④ 点							

評定点計　点　部分(出来高)検査があった場合　①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.2＋④　点×0.2＝　点　※ただし、③出来高検査が2回以上の場合は平均値とする。

部分(出来高)検査がなかった場合 ①　点×0.4＋②　点×0.2＋④　点×0.4＝　点

7 法令遵守等		− 点	
評定点合計 ※4	点　評定点計	− 法令遵守等	＝　点

所見	【監督員】	【担当課長】	【検査員】
	印	印	印

※1　各考査項目ごとの採点は、工事成績採点表によるものとし、検査員（完成）の評価に先立ち、担当課長が行う。
※2　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※3　６５点　＋　１～３の評定（加減点合計）　＋　４～６の評定（加点合計）　＝　評定点
各評定点①～④は小数第１位まで記入する。
※4　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

津市告示第４１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成３０年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　都市計画の種類及び名称

津都市計画公園

２・２・４２号川田ふれあい公園

２　都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

３　縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第４２号

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び同法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第４項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成３０年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　職権消除した住民票

住　所	氏　名	生　年　月　日
○○○○○○○○○○○○	○○　○○	○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○	○　○	○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○	○　○○	○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○	○○　○○	○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○	○○　○○	○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○　○○○○○○○○○　○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○　○○○○○○○　○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○　○○○○○○○　○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○

	○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○　○○○○○○　○○○○　○○○○○○　○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○　○○○○	○○○○○○○○○○○○○○

２　消除した年月日

平成３０年３月１２日

津市告示第４３号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成１８年津市条例第２０９号）第１２条第２項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第１６条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年３月２７日

津市長　前　葉　泰　幸

１　放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	２	平成３０年　３月　２日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成３０年　３月　５日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	２	平成３０年　３月　５日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成３０年　３月　６日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成３０年　３月　７日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	２	平成３０年　３月　９日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成３０年　３月　９日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成３０年　３月１２日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	２	平成３０年　３月１４日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	１	平成３０年　３月１４日

２　保管期間

告示の日から９０日間

３　連絡先

垂水自転車等保管庫

０５９－２２２－６３０７

津市告示第４４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成６年津市告示第７６号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

河辺町自治会

三重県津市河辺町２４６０番地

代表者　田村　宗博

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	川邊　甚一 三重県津市河辺町１８９３番地
変更後	田村　宗博 三重県津市河辺町１７７７番地

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成３０年３月４日の定期総会において改選されたため。

津市告示第４５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１５年津市告示第２２８号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

常垣内自治会

三重県津市納所町２９４番地

代表者　河内　敏宏

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	藤田　均 三重県津市納所町３２３番地
変更後	河内　敏宏 三重県津市納所町３１０番地

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成３０年３月４日の定期総会において改選されたため。

津市告示第４６号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○　○○○○○○○○　○○○○	○○　○○	配当計算書（謄本）
○○○○○○○○○○○○○○○○　○○○	○　○	差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）

注意：地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第４７号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第５条第７項の規定に基づき、新市まちづくり計画を変更したので、同法第５条第１０項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

（新市建設計画）

新 市 ま ち づ く り 計 画

津地区合併協議会

津市（平成２６年１２月変更）

津市（平成３０年　３月変更）

新市まちづくり計画目次

Ⅰ　序論
　１　合併の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２　計画策定の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅱ　新市の概況と特性
　１　概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　２　地域特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

Ⅲ　新市まちづくりの基本方針
　１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　２　新市の将来像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３　基本政策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　４　土地利用及び都市構造の基本方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　５　将来の人口、世帯数などの見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅳ　新市の施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

Ⅴ　新市における三重県事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

Ⅵ　公共的施設の統合整備と適正配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

Ⅶ　財政計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

Ⅷ　まちづくり推進のための方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

Ⅰ　序論

１　合併の必要性

津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の１０市町村は、次に示す必要性を踏まえ、合併により一体的なまちづくりを進めようとするものです。

（１）　変化する社会情勢への対応

①　少子高齢社会の進行・人口減少社会の到来

わが国では、長寿化による高齢者人口の増加に加え、出生率の低下による年少人口の減少により、少子高齢社会が進行し、これまでに経験したことのない人口減少社会を迎えようとしています。

今後は、高齢者に必要な福祉、医療などのニーズが増大する反面、それを支える生産年齢人口の減少が税収減をもたらすなど、小規模な市町村単位では行政サービスの維持が困難になることが考えられることから、１０市町村が支え合い、一体となってこの状況に対応していく必要があります。

②　住民の日常生活の変化

新市を構成する１０市町村では、概ね昭和３０年前後のいわゆる昭和の大合併といわれる時期に市町村合併を行い、その区域は今日までほとんど変わっていません。しかし、昭和の大合併から約半世紀を経て、交通手段や情報通信網の発達などにより、通勤、通学、買い物、通院など住民の日常生活は現在の市町村の枠を超えてますます広がっています。

この広域化・多様化した住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、地理的にも歴史的、文化的にも密接な関係にある１０市町村での行政区域のまとまりが必要です。

（２）　地方の確かな自立の実現

①　地方分権の到来

住民に一番身近な地方公共団体である市町村は、住民の意思を反映しながら、自立し、自らの責任と判断で、地域の特性を生かした行政の施策・サービスの内容を決定し実施していかなければなりません。

地方分権の進展により、国や県からの様々な権限の移譲が行われ、市町村は自立と一層の主体性が求められ、その役割はますます重要となります。

このため、１０市町村が一体となることにより、住民の期待にこたえられるサービス提供体制を確保し、人材や財源の面での自治能力を強化する必要があります。

②　厳しい財政状況

国と地方の借金の合計は、平成１４年度末で６９８兆円程度であり、大変厳しい財政状況にあります。

今後も、高い経済成長は期待できず、少子化に伴う生産年齢人口の減少などによる地方税収の伸び悩みや地方交付税制度及び補助金制度の見直しとともに、地方分権の進展に伴う基礎的自治体である市町村の役割の増大により、市町村としては、今以上に厳しい財政運営を迫られると考えられます。

このため、１０市町村は、一体となって、より効率的な行財政運営、行財政能力の強化を図り、この局面に対処する必要があります。

（３）　魅力ある県都としての成長

１０市町村の圏域には、三重県の県都として産業、行政、文化など多様な都市機能が集積し、これまでも県下の中枢圏域としての役割を果たしてきています。

一方、この圏域は豊かな自然環境に恵まれており、２１世紀が「環境との共生の時代」と言われている中、この自然環境を守りつつ、快適な生活環境を実現することが、これからのまちづくりに求められる大きな課題となってきています。

前項で述べたような変革の時代にあって、県都としての機能を担うこの圏域、さらには三重県が大きく発展していくためには、より一層高度な都市機能の集積を図ると同時に、豊かな自然環境とすべての世代に住みやすい生活環境が調和した、これからの時代に求められる魅力あふれる都市を創造し、持続的な成長を確保することが不可欠であるといえます。

すでに一体感のある１０市町村が、ひとつの自治体を形成することにより、お互いの優れた資質を十分発揮することができるとともに、その相乗効果が期待でき、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になると考えます。

2　計画策定の方針

（１）　計画策定の趣旨

津地区合併協議会が策定する市町村建設計画（以下「新市まちづくり計画」といいます。）は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会にて作成されることが定められており、新市のまちづくりにあたっての基本方向を示すことにより、合併に際して、新市の将来ビジョンを提供するものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

（２）　計画の策定方針

新市まちづくり計画は、新市の一体性の速やかな確立、地域特性を生かした均衡ある発展及び住民福祉の向上を図ることを目指し、合併市町村の総合計画、マスタープ

ランなどを新市のまちづくりの観点から整理・検討し、また、「まちづくり基本構想」の基本的な考え方も勘案し、次の点に留意して策定します。

①　計画の実施を通じて、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うべきものであり、単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮したものとします。

②　新市のまちづくりに資する事業は、効果的かつ合理的であり、健全な財政運営に裏づけられた着実なものとします。

③　新市のまちづくりを効率的に進めていくため、組織及び運営の合理化を図るものとします。

（３）　計画の構成

新市まちづくり計画は、新市まちづくりの基本方針、新市の施策、公共的施設の統合整備と適正配置、財政計画などで構成します。

（４）　計画の期間

新市まちづくり計画の期間は、平成１８年度から平成３２年度までの１５年間とします。

Ⅱ　新市の概況と特性

１　概況

（１）　位置・面積・地勢

新市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、奈良県御杖村・曽爾村などと、南は嬉野町などと接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約７１０ｋ㎡で、三重県の市町村で最も面積が広くなり、総面積の５，７７６ｋ㎡の約１２％を占めることになります。

本圏域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の３地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高７００～１，０００ｍの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高３０～５０ｍの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、圏域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

◇圏域図

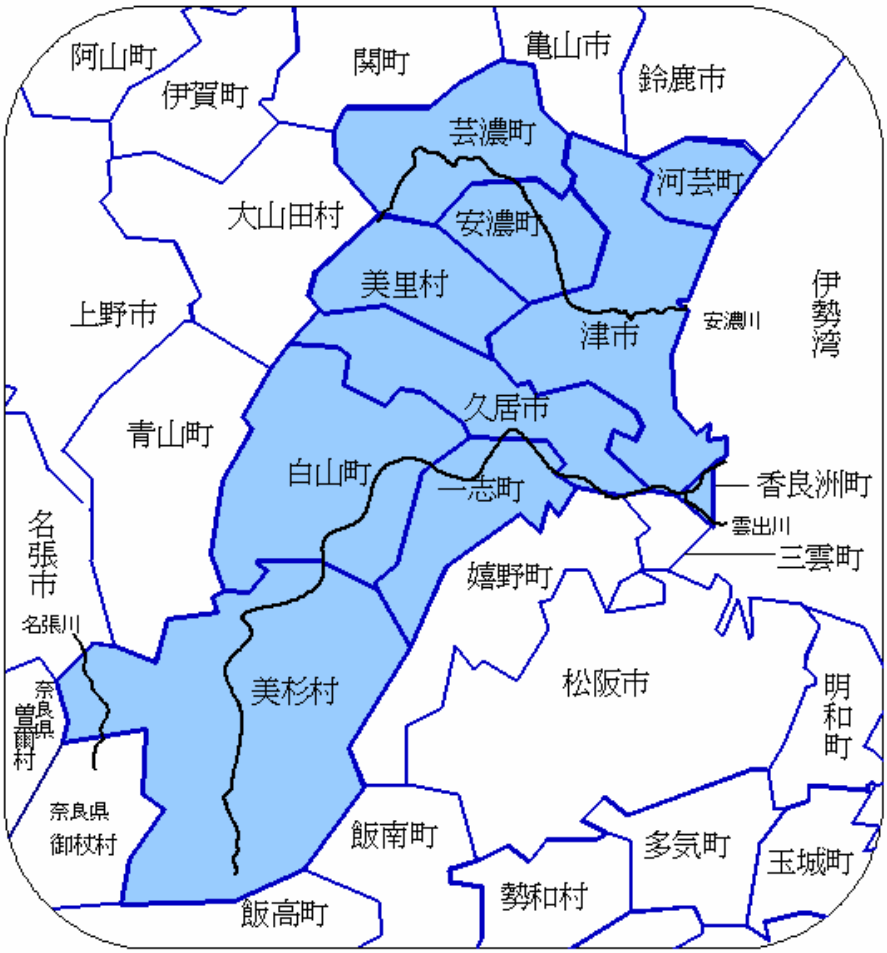

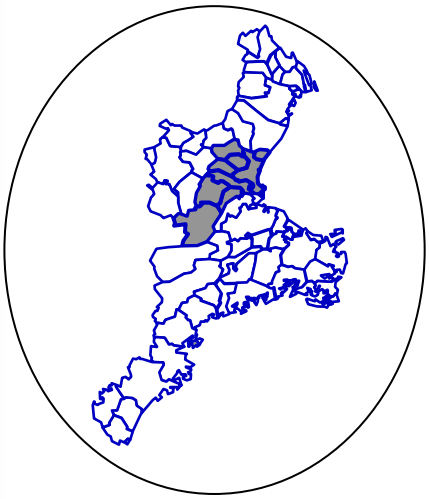

（２）　歴史

新市は、旧藩政時代、大部分が藤堂藩（津藩、久居藩）に属し、伊勢街道や初瀬街道、伊賀街道、伊勢本街道、伊勢別街道の５街道が通じていました。

「天保郷帳」によると、旧藩政時代の後期には、現在の津市域に当たる地域に７７か町、５９か村、久居市域に２１か町、１７か村、安芸郡域に６４か村、一志郡域に４９か村と３００に近い町や村が存在していたといわれています。

その後、明治４年の廃藩置県により、本圏域の旧藩政期の村々は安濃津県又は度会県に分属されましたが、翌明治５年、安濃津県が三重県と改称され、明治９年には度会県を編入、本圏域は三重県の管轄となりました。

さらに、明治２１年４月公布の市制町村制により、翌明治２２年４月、全国一斉に町村合併が行われ、本圏域では１市２町５３村が誕生しました。

その後も合併、編入、改称などが進められるとともに、昭和２８年１０月の町村合併促進法の施行に伴って、町村合併が実施されたことなどにより、現在は２市６町２村となっています。

◇昭和の合併状況

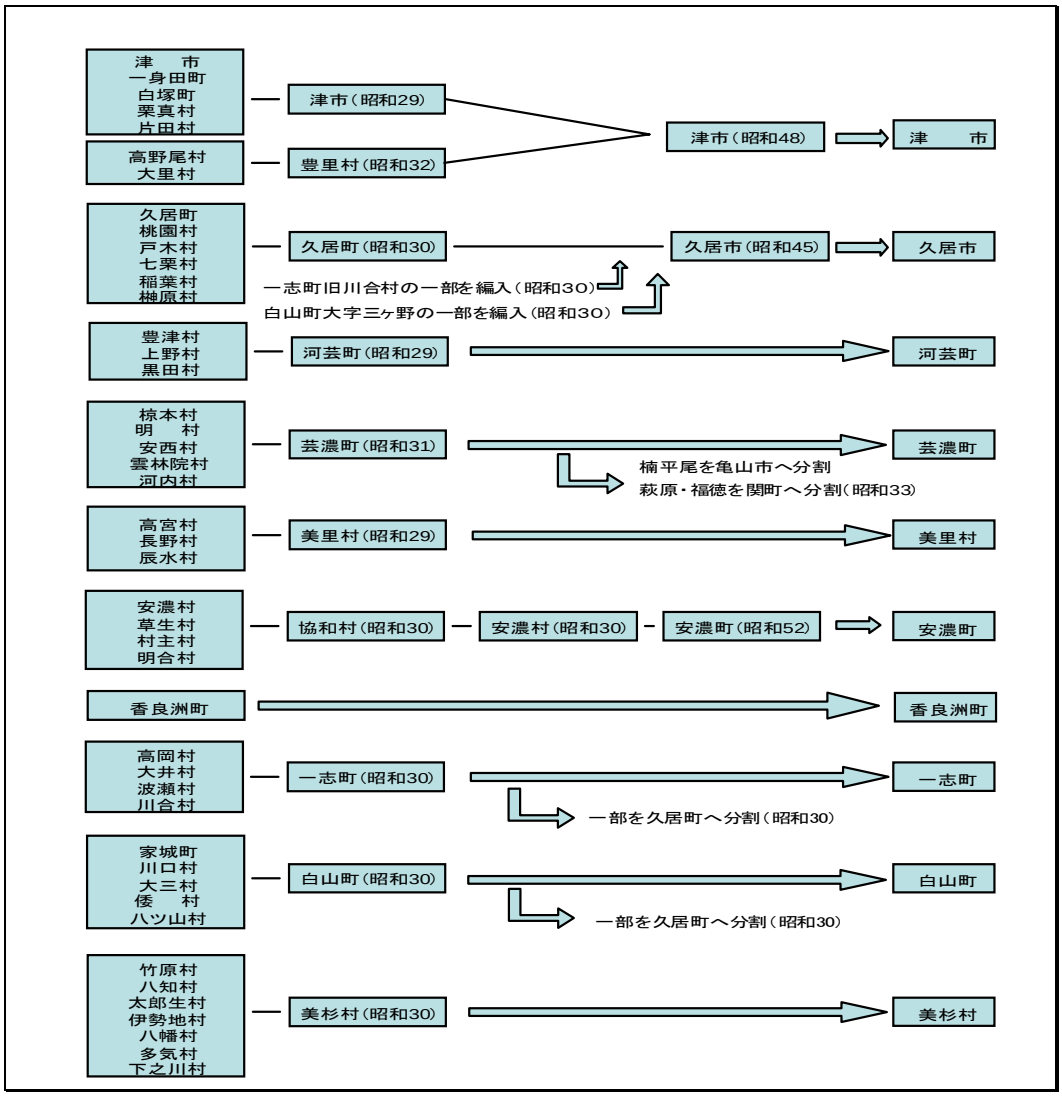

（３）　人口・世帯

平成１２年の国勢調査による新市の人口は、２８６，５２１人となっており、三重県の総人口の１，８５７，３３９人の１５．４％を占め、県内で２番目に人口の多い市になります。

年齢階層別人口と構成比は、年少人口（０～１４歳）が４２，１７６人で１４．７％、生産年齢人口（１５～６４歳）が１８９，４４６人で６６．１％、老年人口（６５歳以上）が５４，８６９人で１９．２％となっており、三重県の構成比と比較すると、年少人口で０．５ポイント低く、生産年齢人口と老年人口でともに０．３ポイント高くなっています。

世帯については、平成１２年の国勢調査によると、１０２，７９５世帯となっており、１世帯当たりの人員は２．７９人で、三重県全体の平均２．９２人をわずかに下回っています。

◇平成１２年国勢調査　（単位：人）

区　分	新　市		三　重　県		県における構成比	県の構成比との差
	人　口	割　合	人　口	割　合		
年少人口（０～１４歳）	42,176	14.7%	283,081	15.2%	14.9%	-0.5
生産年齢人口（１５～６４歳）	189,446	66.1%	1,222,594	65.8%	15.5%	0.3
老年人口（６５歳～　）	54,869	19.2%	350,959	18.9%	15.6%	0.3
総人口	286,521	―	1,857,339	―	15.4%	―
総世帯数	102,795		636,682		16.1%	―
１世帯当たりの人員数	2.79		2.92		―	―

※　総人口については年齢不詳を含んでいます。

（４）　産業規模

平成１２年の国勢調査による新市の就業人口は、１４１，３３１人で、三重県の総就業人口の１５．２％を占めています。また、平成１２年度県民経済計算による新市の総生産額は、１兆１，１８１億円で、三重県の総生産の１６．１％を占めています。

就業人口と総生産額の産業別構成比を三重県のそれと比較すると、第１次産業では大きな差はないものの、第２次産業は就業人口で５．５ポイント、生産額で１１．３ポイント低くなっており、逆に、第３次産業は就業人口で６．５ポイント、生産額で１２．０ポイント高くなっています。

◇平成１２年国勢調査及び平成１２年度県民経済計算　（単位：人、百万円）

区　分		新　市	三重県	県における構成比	県の構成比との差
第１次産業	就業人口	5,607	48,545	11.6%	―
	構成比	4.0%	5.2%	―	-1.2
	総生産額	15,510	142,697	10.9%	―
	構成比	1.4%	2.1%	―	-0.7
第２次産業	就業人口	43,114	334,299	12.9%	―
	構成比	30.5%	36.0%	―	-5.5
	総生産額	304,272	2,669,523	11.4%	―
	構成比	27.2%	38.5%	―	-11.3
第３次産業	就業人口	91,802	543,529	16.9%	―
	構成比	65.0%	58.5%	―	6.5
	総生産額	832,305	4,325,749	19.2%	―
	構成比	74.4%	62.4%	―	12.0
帰属利子(控除）等	総生産額	33,986	210,559	16.1%	―
	構成比	3.0%	3.0%	―	―
合計	就業人口	141,331	929,866	15.2%	―
	総生産額	1,118,101	6,927,410	16.1%	―
	構成比	100.0%	100.0%	―	―

※　就業人口合計については産業分類不明を含んでいます。
※　総生産額構成比については帰属利子(控除）等を含んでいます。

2　地域特性

新市は、以下に掲げる特性を有しており、これらの特性が相まって、住み・働き・学び・憩ううえで、恵まれた環境を形成している地域といえます。

（1）　豊かな自然環境と広大な市域

新市は、東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、渓流など、多様で豊かな自然環境に恵まれ、また、全国的にみても広大な市域を有することとなります。

こうした豊かな地域のなかに、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置し、海水浴、潮干狩り、温泉、ゴルフ、キャンプ、ハイキングなどに、県内外から多くの入込客があります。

（2）　地理的な優位性

新市は、三重県の中央部にあって、中部圏と近畿圏との結節点に位置しており、名古屋市、大阪市にも容易にアクセスが可能です。

このことから、北勢、伊賀、南勢志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点に位置し、また、奈良県を通しての近畿圏からの「玄関口」として、さらに中部国際空港への海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市からの「玄関口」ともなる地域といえます。

（3）　多様な歴史・文化資源

新市は、古くは海上交易の港町として、また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に刻む一方、伊勢神宮に向かういくつかの街道が形成されてきたことによって、東西の文化に接し、全国の情報が集まる地域となっていました。そのため、本圏域には、様々な貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が伝承され、これらが今日の日常生活の中にも息づいています。

（4）　都市機能の集積

新市は、県庁所在地として、国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっています。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されています。

さらには、みえ市民活動ボランティアセンターをはじめ、合併市町村にも市民活動の場が提供されていますし、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、新市の地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

（５）　多様な産業活動

新市は、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地しているほか、多くの観光・レクリエーション資源も有する地域でもあることから、第３次産業の構成比が高い産業構造になっています。

また、新市の恵まれた自然環境を生かして、第１次産業としては、米、野菜、茶、花き・花木、果樹などの農産物をはじめ、杉などの優良木材が生み出されているほか、伊勢の海や雲出川などでの漁業も盛んです。

第２次産業としては、新市の各地域において工業団地や工場適地への製造業を中心とした立地によって、電気機械器具、輸送用機械器具などの製造品出荷額が多く、活発で多様な産業活動が行われてきています。

Ⅲ　新市まちづくりの基本方針

１　基本理念

新市は、山から海までの豊かな自然環境に恵まれた地域であり、また、県都として多様な都市機能が集積した地域です。さらには、中部圏と近畿圏の結節点という地理的条件にも恵まれるとともに、三重県の中心都市として県勢の発展を先導していく地域です。

この地域において、市民が将来にわたって心豊かに暮らしていけるまちづくりを進めていくためには、この地域の持つ特性を最大限に生かしつつ、少子・高齢化、国際化、情報化の進展、地球規模での環境問題、経済情勢の変化など、新市を取り巻く環境変化に的確に対応していかなければなりません。

そのためには、地形的にもまとまりを持った豊かな自然環境と多様な社会的、文化的環境のなかで、これらと共生した快適で暮らしやすい生活環境の実現と、そこに集う人々の多様な活動が新市の活力として醸成されるよう県都としての基盤を充実していくことが必要です。これとともに、新市の活動のなかで、地域の個性を大切にしつつ、豊かな市民文化が育まれるよう市民活力の醸成に努めながら、互いに力を合わせて安心して暮らせる地域社会を形成していくことが必要です。

このため、新市においては、以下の基本理念のもとに、自律した都市としてのまちづくりを進めていきます。

【１　環境と共生した暮らしやすい都市の実現】

私たちの生活様式は、都市化の進展、また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動などを背景として、急激な変化を遂げてきました。その一方で、市民の環境に対する価値観もより一層多様化し、自然環境への負荷の増大は地球的規模での課題を呈してきたといえます。

こうした時代の潮流のなかで、快適でゆとりある暮らしを実現していくためには、自然環境や地域を取り巻く生活環境、都市的環境との共生が求められています。

新市は、広大な市域のなかで、豊かな自然環境と多様な都市機能を有しており、これらの特性をそれぞれ最大限に生かしつつ、環境と共生した暮らしやすい都市の実現を目指します。

【２　活力のある多様性を持った交流都市の実現】

都市の活力は、そこに住み、学び、働き、集う人々の活動によって支えられており、これらの諸活動がより充実することによって、持続的な都市の発展が可能になるものです。

とりわけ、人口減少局面が予想されるとともに、高い経済成長が期待できないなかで、新市における都市の活力を維持し、都市としての成長を遂げていくためには、県都として集積された都市機能と、県域の中心都市、中部圏、近畿圏の結節点という地理的特性を生かし、さらには、世界にもつながる拠点地域として、広域交流機能の向上に努めるととも

に、先端的な新規産業の創出、既存産業の高度化など新市の産業の活性化を図り、自立的な地域経済の発展を促していくことが必要です。

このため、様々な交流拠点、産業基盤の整備などにより、都市機能の一層の集積に努めるとともに、圏域内外を結ぶ交通・情報ネットワークの形成により、活力ある多様性を持った交流都市としての発展を目指します。

【3　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現】

都市の魅力は、そこに住み、集う人々の様々な活動によって生み出され、これらの活動の高まりが都市としての固有の文化を育んでいきます。本圏域は、中世からの都市形成過程を経て江戸期には伊勢街道をはじめとして、いくつかの街道が形成され、地域固有の歴史、文化を育んできた地域です。

こうした歴史や文化を礎に、一体となった圏域のなかで、多様な活動が連携することにより、活動そのものの豊かさの向上と更なる文化の醸成に努めるとともに、市民交流の促進や、郷土を担う子どもたちの心豊かで生きる力を育む教育の推進等、新しい時代を担う有為な人づくりに努めるなど、市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現を目指します。

【4　安全で安心して暮らせる都市の実現】

少子高齢化の進展に伴い、新市においても、総人口に占める老年人口の割合が増加する一方、年少人口の増加が見込めない状況が予想されるなか、すべての市民が生涯を健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる都市としての条件整備が求められています。

このため、安全な暮らしを支えるための諸施策の展開とともに、誰もが健康で心豊かに過ごせる住みよい福祉環境づくりを進めることによって、安全で安心して暮らせる都市の実現を目指します。

2　新市の将来像

新市に求められるまちづくりとは、暮らしやすい環境のなかで織りなされる様々な交流活動を土台に、心の豊かさと活力に満ちあふれた県都を共に築き上げ、育てていくことであり、基本理念に基づき、新市の目指すべき将来像を

「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」

と定めます。

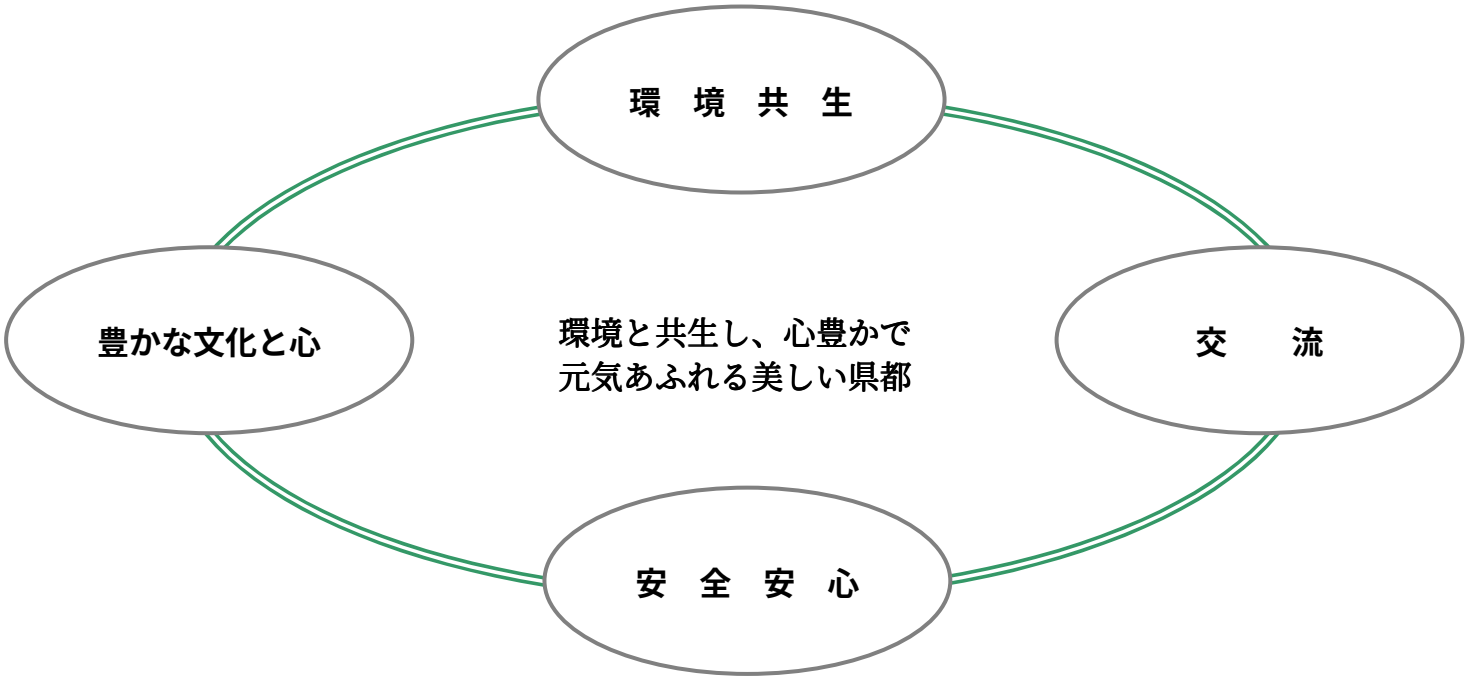

3　基本政策

新市の将来像を実現するため、基本理念に基づき、以下に示す基本政策のもと、まちづくりを推進します。

（1）　環境と共生した暮らしやすい都市の実現

①　生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活の実現のためにはその暮らしを支えるための生活基盤の整備が重要な課題であり、恵まれた環境を最大限に生かしながら、下水道、上水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。

②　循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの取組をはじめ、廃棄物の適正な処理、更には新エネルギーの利用など資源循環利用を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めます。

③　次世代に残す自然環境の保全

環境行動の推進や環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全し、美しい都市を次世代へ継承していきます。

④　快適な生活空間の形成

潤いのある緑化・親水空間の整備や市民の価値観に応じた定住環境の整備、地域の特性を生かした都市景観の創出など、快適な生活空間の形成に努めます。

（2）　活力のある多様性を持った交流都市の実現

①　交流機能の向上

都心の再生や新たな広域交流拠点の形成に努めるとともに、交通・情報ネットワークの構築により、交流機会を拡大しつつ、交流機能の向上を図ります。

②　自立的な地域経済の振興

産業経済活動の拠点性を高め、先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化を図ることなどにより、就業の場の確保に努めます。また、商業、観光産業の振興を図るほか、農林水産業については地域の特性を生かした振興策を講じることにより、自立的な地域経済の振興を図ります。

（３）　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

①　生きる力を育む教育の推進

将来の郷土を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の推進に努めながら、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、生きる力を育む教育を推進します。

②　高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を生かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携・充実を図ります。

③　生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

生涯学習情報の提供、学習機会の充実、また、スポーツの振興を通じて、生涯学習スポーツ社会の形成を図るとともに、文化、芸術活動の推進や歴史的資源の保存に努めるなど、地域固有の歴史・文化の振興を図ります。

④　市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな都市の活力と魅力の創出を目指し、ＮＰＯ※や市民団体のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流に至るまでの様々な市民活動の促進を図ります。

⑤　人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、互いを尊重しあえる社会の形成を目指します。

（４）　安全で安心して暮らせる都市の実現

①　安全なまちづくりの推進

風水害、地震等の自然災害に対し、山林の整備、河川、海岸の整備改修など地域の特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防、救急、救助体制や自主防災体制を充実するとともに、交通安全対策、防犯活動の展開に努めるなど、安全なまちづくりを推進します。

②　生涯を通しての健康づくりの推進

保健予防体制や地域医療体制の充実など、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、生涯を通しての健康づくりを推進します。

※　ＮＰＯ

ＮＰＯとは、「民間非営利組織」のことであり、営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のことです。

③　地域福祉社会の形成

地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障害者、児童福祉等の推進に努めるなど、市民が共に生き、支え合いながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けた取組を進めます。

④　ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進

すべての市民が自由に社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの浸透を図るとともに、公共施設等のバリアフリー※化を推進します。

※　ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品・建物などをデザインすることをいいます。

※　バリアフリー

日常生活をしていく上で妨げとなる障害(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去ということに用いられます。

基本政策体系図

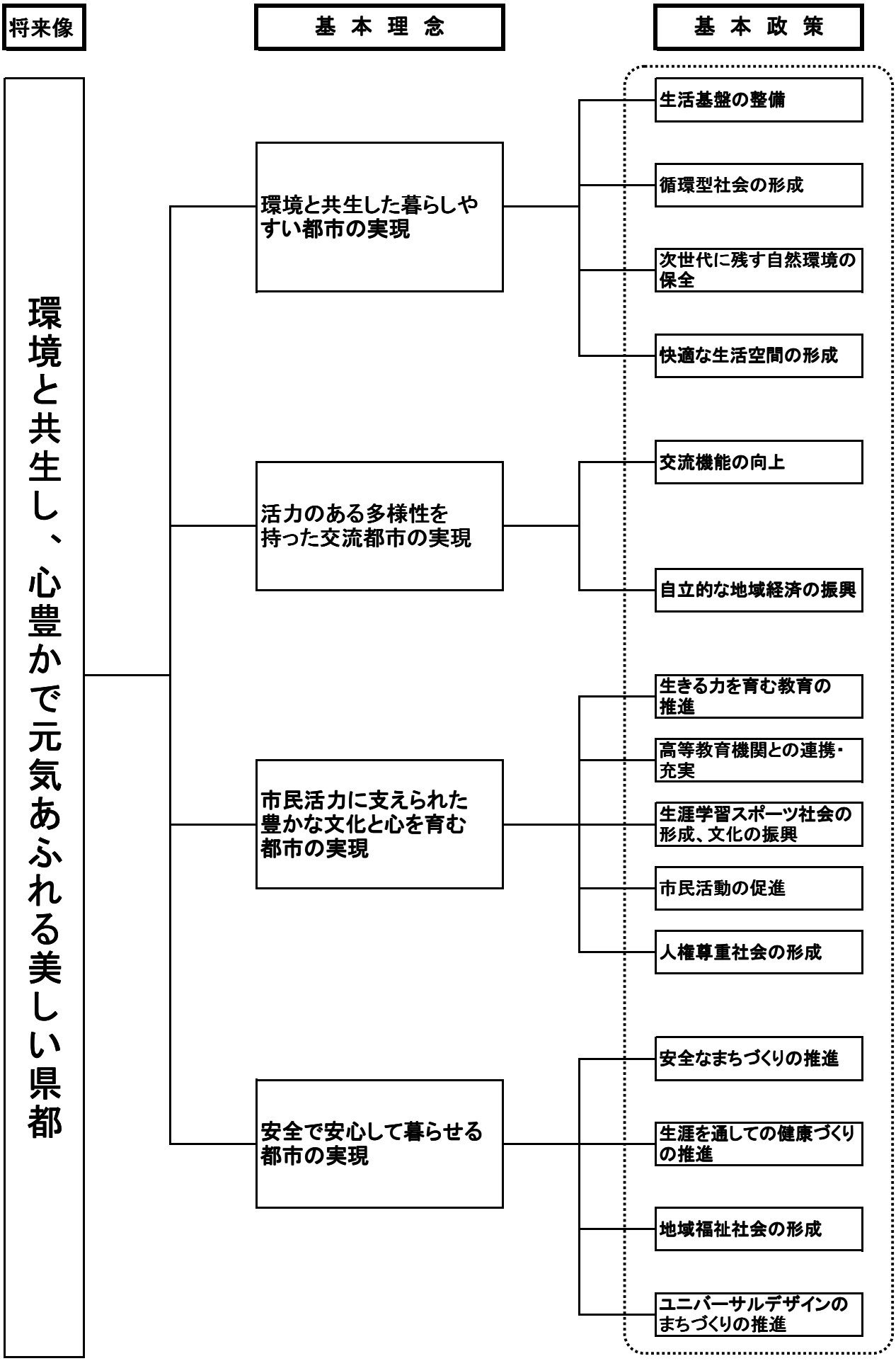
将来像
基本理念
基本政策
環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都
環境と共生した暮らしやすい都市の実現
活力のある多様性を持った交流都市の実現
市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現
安全で安心して暮らせる都市の実現
生活基盤の整備
循環型社会の形成
次世代に残す自然環境の保全
快適な生活空間の形成
交流機能の向上
自立的な地域経済の振興
生きる力を育む教育の推進
高等教育機関との連携・充実
生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興
市民活動の促進
人権尊重社会の形成
安全なまちづくりの推進
生涯を通しての健康づくりの推進
地域福祉社会の形成
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

4　土地利用及び都市構造の基本方向

（1）　土地利用の基本方向

新市は、広大な面積を有し、長い汀線を持ち、海に向かって開けており、海岸部から、平野、丘陵、山間部へと連なる地勢においては、都市活動や生活活動、休養・レクリエーション活動など、人々が「住み、働き、学び、憩う」うえで必要な様々な機能を支える条件を備えており、一定の機能分担が図られているといえます。

新市における土地利用は、こうした優れた特性をさらに磨き上げ、個々のレベルアップを図っていくとともに、すべての市民がすべての機能の恩恵を受けることができるように、有機的な連携をさらに高めていくことを基本とします。

また、地域生活に密着した土地利用については、交通条件並びに周辺環境等に配慮し、民間活力の導入も視野に入れ、その適正な配置、誘導に努め、それぞれの地域の均衡ある発展を目指すとともに、広域的な幹線道路の沿道においては、その特性を生かした土地利用を図っていきます。

新市の土地利用の方向は、基本的には現在の機能分担を踏まえつつ、これらを分かりやすくイメージするため、機能・特性が類似する一定のまとまりのある区域をゾーンとして、その大枠を設定することとします。

また、機能・特性が特徴的に現れている地区を拠点と位置付け、有効な整備を進めます。

さらに、新市の各機能を効果的に連携させ、新市全体としての魅力を向上させるため、圏域内外の人や物が往来する主要な軸や新市内を結ぶ軸を位置付けます。

（2）　ゾーン区分

①　都市機能集積ゾーン

居住・商業・工業・教育などの各機能の集積や道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進んだ地域です。

今後も新市のみならず県下の中枢地域として、より一層高度な都市機能の集積が求められており、広域的な交流機能を高めながら、人、物、情報の集中する都心核の整備を進めます。

②　居住環境共生ゾーン

新市の中央部に位置し、田園地帯を中心に緑豊かな丘陵地など自然環境に近接した生活の場として住みよい環境を形成しています。一方、交通基盤を生かして、人・物の交流が図られており、多くの文化施設・身近なレクリエーション施設があり、産業面では、水稲を中心とした農業や都市近郊農業のほか、工業団地を中心に製造業の立地がみられる地域です。

今後は、良好な自然環境の保全に留意しながら、住みやすさの向上を図るため生活基盤を整備するとともに、農業の振興と適地への企業誘致などによる産業振興を進めます。

③　里山・山間自然環境ゾーン

市民の生活の基礎となる水源確保の機能を担っているとともに、市民の憩いの場といえる優れた自然環境に恵まれた地域です。また、各種のレクリエーション施設など広域的な需要に対応しうる観光資源が多数あります。

今後は、他のゾーンとの有機的な連携を図りつつ、集落における生活基盤を整備し、住みよい生活環境づくりを進め、農業の振興、森林の公益的機能にも配慮した林業振興を図るとともに、水源のかん養を図るなど、自然環境の整備・保全を推進しながら、観光レクリエーション機能を充実します。

（３）　拠点

①　都市活動交流拠点

○　津、久居地域の都心部については、土地の高度利用や都市生活における快適な環境整備に努めるなど、新市のみならず県都としての行政、商業、業務、学術、文化などの中枢拠点の形成を図ります。

○　中部国際空港へのアクセス港周辺は、都心部との連動や新市に広がる連携軸を通じて、新市全体の発展に資する広域交流拠点として位置付けます。

②　産業振興拠点

○　中勢北部サイエンスシティについては、先端的産業の研究開発機能をはじめ、これを支援する機能、生産・物流機能など、高度な産業機能を一貫配置するとともに、居住機能も併せ持った新都市形態の産業振興拠点として位置付けます。

○　ニューファクトリーひさいについては、優れた交通条件を生かした産業振興拠点として、環境や地域社会との調和に配慮しつつ、地域の雇用促進に資する拠点とします。

○　近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺については、広域的な交通結節点としての利便性、拠点性を生かした流通・業務・商業機能を中心とする産業振興拠点の形成を目指した土地利用を促進します。

③　保養・レクリエーション拠点

○　榊原温泉や美杉村の温泉、また、新市の温泉施設の「湯の瀬」、「一志温泉やすらぎの湯」、「いのくら温泉しらさぎ苑」、さらには、青山高原やその周辺に集積する多様なレクリエーション施設並びに安濃ダム・君ヶ野ダム周辺などは、市民の保養・レジャーの場として、また広域的な観光需要にも対応しうる高いポテンシャルを有しています。これら個々の優れた資質をさらに高めながら、多様なレクリエーション需要に対応した保養・レクリエーション拠点の形成を目指します。

○　河芸、津、香良洲地域の海岸部は、都心部に近接した手軽に自然にふれあえる市民の憩いの場であり、また広域的な海洋レジャー機能も併せ持っています。こうした地

理的条件を生かし、自然環境の保全を図りながら、レクリエーション拠点として、河芸・津のマリーナ周辺、阿漕浦海岸から御殿場海岸及び香良洲海岸を位置付けます。

○　市民の日常の手軽なレクリエーション需要に応じるための拠点として、大規模公園の中勢グリーンパーク、河芸町民の森公園、安濃中央総合公園を位置付け、市民の憩いの場を提供します。

（４）　連携軸

①　広域連携軸

○　県内の中枢都市である新市は、圏域内外から人や物が集中し、広域的な交通ネットワークのかなめとして、円滑かつ利便性の高い流通機能が求められています。このため、鉄道や広域的な幹線道路網を広域連携軸として位置付け、域外からの交通需要に対応するとともに、交通結節点を経た域内連携軸との連結を図ることにより、市域全体への交流の促進を図ります。

　また、中部国際空港へのアクセス拠点を結節点として、幹線道路網や公共交通網を通じて世界をも視野に入れた広域連携軸の形成を図ります。

②　域内連携軸

○　新市における各ゾーンや各拠点地区が有する機能の恩恵を市民が等しく享受でき、それぞれの地域の均衡ある発展へと結びつけていくために、これらを有機的に結合させる交通ネットワークの整備が求められます。このため、域内の基幹道路を域内連携軸として位置付け、新市域内における移動の利便性を向上させるとともに、広域連携軸を介した広域的な流通需要に対しても円滑に対応していきます。

ゾーン図

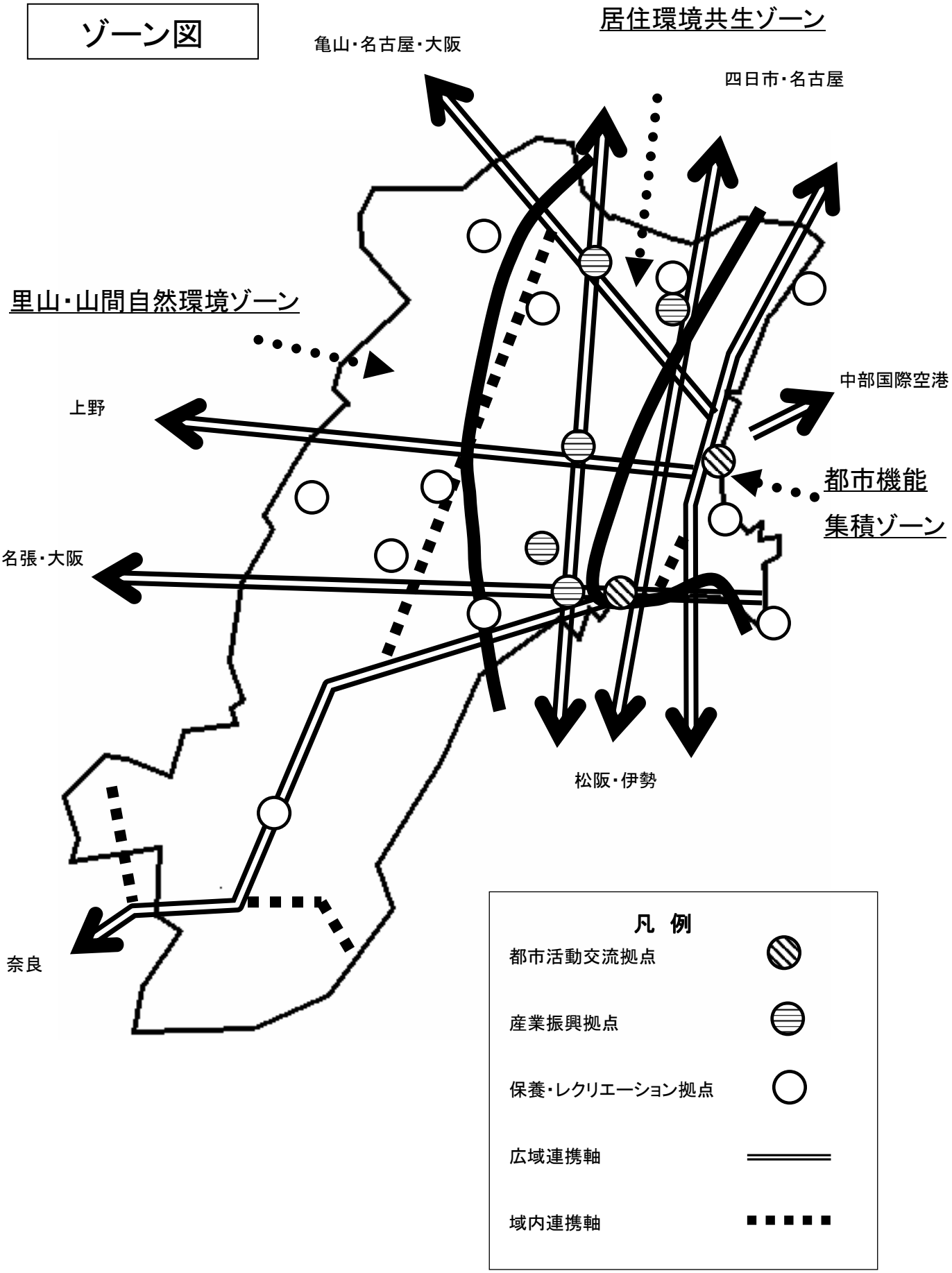
居住環境共生ゾーン
亀山・名古屋・大阪
四日市・名古屋
里山・山間自然環境ゾーン
中部国際空港
上野
都市機能
集積ゾーン
名張・大阪
松阪・伊勢
奈良
凡　例
都市活動交流拠点
産業振興拠点
保養・レクリエーション拠点
広域連携軸
域内連携軸

5　将来の人口、世帯数などの見通し

（１）　人口

出生率の低下等を背景にわが国の人口は減少傾向になると予想されますが、新市においては、環境と共生した暮らしやすい都市、交流都市の実現等を理念とした新市まちづくり計画の着実な推進によって、平成２７年における総人口を２９０，０００人と設定します。

（２）　就業人口

平成１２年国勢調査での従業地による就業人口は、１４５，０８８人であり、そのうち、第１次産業の就業人口が５，６４８人、第２次産業が４２，９９０人、第３次産業が９５，６５２人となっています。

これまでの推移としては、第１次産業が減少傾向、第２次産業は平成７年国勢調査までは増加傾向にありましたが、平成１２年には減少傾向を示しています。一方、第３次産業については、引き続き増加の傾向を示しています。

平成２７年には、第３次産業における就業人口の増加見込みに加えて、第１次産業、第２次産業の振興や女性、高齢者の就業機会の増加などを考慮し、就業人口は、１５１，７００人になると見込みます。

（３）　世帯

核家族化の進行や単身世帯の増加による世帯人員の減少により、世帯数については、平成２７年には１２１，３００世帯になり、一世帯当たりの人員は、平成１２年国勢調査の２．７９人から平成２７年には、２．３９人になることを見込みます。

◇将来の人口、世帯数などの見通し　（単位：人）

区　分		国勢調査値	推計値		
		平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
総人口		286,521	290,500	291,600	290,000
	年少人口	42,176	40,000	38,800	37,600
	構成比	14.7%	13.8%	13.3%	13.0%
	生産年齢人口	189,446	188,300	184,600	177,600
	構成比	66.1%	64.8%	63.3%	61.2%
	老年人口	54,869	62,200	68,200	74,800
	構成比	19.2%	21.4%	23.4%	25.8%
総世帯数		102,795	109,600	115,700	121,300
	1世帯あたり人員	2.79	2.65	2.52	2.39
昼間人口		292,776	296,700	301,000	305,900
就業人口（従業地ベース）		145,088	147,100	149,100	151,700
	第1次産業	5,648	5,200	4,700	4,300
	構成比	3.9%	3.5%	3.2%	2.8%
	第2次産業	42,990	43,600	44,200	45,000
	構成比	29.6%	29.6%	29.6%	29.7%
	第3次産業	95,652	98,100	99,900	102,100
	構成比	65.9%	66.7%	67.0%	67.3%

（注１）本推計は、平成１２年国勢調査人口をベースに将来人口を設定しました。
（注２）総人口・年齢階層別人口：コーホート推計法により推計しました。
（注３）総世帯数:平成７年及び１２年の国勢調査世帯数の変化率をベースに推計しました。
（注４）１世帯当たりの人員：総人口を総世帯数で除して算出しました。
（注５）昼間人口：平成７年及び１２年の変化率をベースに推計し、就業人口増を加味しました。
（注６）就業人口：従業地ベースとして集計しました。
（注７）産業別人口：将来人口をベースに産業別の構成割合を想定して推計しました。
（注８）表中、就業人口の総数には分類不能者が含まれており、産業別人口の総数とは一致しません。

Ⅳ　新市の施策

（１）　環境と共生した暮らしやすい都市の実現

①　生活基盤の整備

施策の体系

①　生活基盤の整備
- **○生活排水、雨水排水対策の推進**
- **○上水道、簡易水道の整備**
- **○生活道路の整備**
- **○環境衛生対策の充実**

○　生活排水、雨水排水対策の推進

生活環境の向上、浸水の防除、また、伊勢湾や河川等の公共用水域の水質保全などに資するため、地域特性に応じた下水道事業、農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の設置促進などとともに、排水路、排水機場の整備推進に取り組みます。

○　上水道、簡易水道の整備

上水道事業については、安定的な上水の供給を確保するために、適正な水源の確保や計画的な浄水・配水設備などの整備を進めます。また、安全で良好な水質の確保に向けて、関係機関とも連携を図りながら、河川流域の環境保全に努めるとともに、水質管理の強化や浄水技術の向上に取り組みます。

簡易水道事業については、できる限り上水道での給水の検討を図るとともに、上水道での給水が困難な地域においては、計画的に施設整備を図ります。

○　生活道路の整備

市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭隘な道路の拡幅整備、通学路の整備などを通じ、すべての人にやさしい道路空間が創造できるよう、計画的な整備に取り組みます。

○　環境衛生対策の充実

斎場については、現有施設の改修を計画的に進めるとともに、老朽化の状況により、施設の整理・統合を検討します。

② 循環型社会の形成

施策の体系

② 循環型社会の形成
- **○環境負荷の少ないエネルギー利用**
- **○資源の循環的利用の推進**
- **○廃棄物等の適正な処理**

○ 環境負荷の少ないエネルギー利用

効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策を推進するとともに、風力を利用した発電など新エネルギーの利活用を進めます。

○ 資源の循環的利用の推進

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの促進など、市民、事業者、行政が一体となり、再生資源の利用拡大や水資源の循環的利用の推進を図ります。

○ 廃棄物等の適正な処理

ごみ処理施設については、適正な管理の充実を図るとともに、新たな最終処分場の整備を行います。

し尿処理については、下水道整備に伴うし尿処理量の推移や海洋投入廃止を視野に入れた施設の改善など必要な整備を図ります。

③　次世代に残す自然環境の保全

施策の体系

③　次世代に残す自然環境の保全
- **○環境保全対策の推進**
- **○多様な自然環境の保全**

○　環境保全対策の推進

生活環境、地球環境を保全するため、大気、水質、騒音等についての環境調査や工場、事業所等の排出水等の指導を行うなど、積極的な環境保全対策を進めます。また、市民、ボランティア、ＮＰＯ、事業者、行政などが一体となった環境保全活動への取組を進めるとともに、学校教育や生涯学習など様々な機会を通じた環境教育を充実させるなど、環境問題に対する市民意識の高揚を図ります。

○　多様な自然環境の保全

森林、湖沼、河川、海岸など新市が有する恵まれた自然環境の保全を図るため、森林については、造林や間伐事業等による循環利用や、野生生物の生息、生育環境の確保、水源かん養をはじめとした長期的な視野に立った森林環境の保全を進めます。

また、湖沼、河川、海岸については、生物多様性の観点に立った水辺環境の保全に努めるほか、田園の保全、市街地周辺の里山の樹林地の確保を図るなど、地域特性に応じた環境保全を推進します。

④　快適な生活空間の形成

施策の体系

④　快適な生活空間の形成
- **○既成市街地の整備**
- **○美しい都市空間の創造**
- **○公園、緑地等の整備**
- **○住環境の整備**

○　既成市街地の整備

密集した住宅地などにおける土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、地域の特性に応じた整備、誘導手法等を活用し、良好な市街地環境の形成を目指します。

○　美しい都市空間の創造

公共建築物等については、良好な景観形成を先導するよう努めつつ、民間建築物等についても、良好な景観が形成されるよう誘導を図ります。

また、歴史的資源の保存と活用を進めるなど地域の特性を生かした美しい都市空間の創造に努めます。

○　公園、緑地等の整備

公園や緑地については、都市の安全性の確保や良好な景観を備えた地域環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動などの場として、計画的に整備を進めるとともに、自然学習や市民交流の場など、様々な方面への積極的な活用を図ります。

湖沼、河川、海岸等については、親水空間としての整備を進めるとともに、街路等の緑化や市民緑化を推進します。

○　住環境の整備

地域の特性にふさわしい良好な住環境の形成を図るため、住宅地については、地区計画制度等の活用を促しつつ、建築物の形態や用途等の土地利用規制の適用を行います。

また、市街地への居住を促進するとともに、新たな住宅地の供給については、住宅需要の動向を勘案しながら、計画的な誘導、調整に努めます。

さらに、良質な民間賃貸住宅等の建設を促進するとともに、公営住宅については、既設住宅の改善、改修を行いつつ、公営住宅供給のあり方を検討しながら、必要な場合は老朽施設の建替等を図っていきます。

既存の集落については、自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めます。

（１）　環境と共生した暮らしやすい都市の実現　　主な事業
◇公共下水道の整備 ◇農業集落排水の整備 ◇合併処理浄化槽設置事業の促進 ◇上水道・簡易水道の整備 ◇水道老朽管更新事業の推進 ◇生活道路新設・改良事業の推進 ◇斎場の整備検討 ◇風力発電等新エネルギー利用の推進 ◇資源の再利用、リサイクルの促進 ◇ごみ最終処分場建設の推進 ◇し尿処理場の整備 ◇環境イベントの開催 ◇水源かん養事業の推進 ◇津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区市街地再開発事業の推進 ◇久居駅周辺整備事業の推進 ◇地域歴史資源の保存と活用 ◇公園緑地整備事業の推進 ◇良質な民間賃貸住宅の建設促進

（２）　活力のある多様性を持った交流都市の実現

①　交流機能の向上

施策の体系

①　交流機能の向上
- **○中心市街地、新市街地の整備**
- **○道路ネットワークの整備**
- **○港湾の整備**
- **○情報化の推進**
- **○公共交通の充実**

○　中心市街地、新市街地の整備

津・久居地域の都心部については、蓄積された都市機能を生かしながら、多様な交流機会の拡充が図られるよう、中心市街地の活性化策を講じます。

近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺については、広域的な交通結節点としての利便性、拠点性を生かした一体的な整備方策についての検討を進めます。

○　道路ネットワークの整備

広域的な交通需要に対応し、産業面での振興に資するため、国道２３号中勢バイパスなどの新市内の国道やグリーンロードなどの広域的な幹線道路等の整備を関係機関に求めていくとともに、市内各地域の交流や連携を強化するための道路整備を進め、新市における道路ネットワークの構築を図ります。

○　港湾の整備

中部国際空港への海上アクセス港周辺について、マリーナや緑地などのレクリエーション機能も有する広域交流拠点として整備を進めるとともに、港湾計画に基づく港湾整備を促進します。

○　情報化の推進

公共施設の情報ネットワーク化や、電子申請システムの整備などにより、電子自治体の構築に取り組むほか、情報システムの導入・活用を通じ、行政事務の効率化を進めるとともに、市民が情報通信技術に慣れ親しむ場や機会を提供、充実し、市民の情報リテラシー※の向上に努めます。

※　情報リテラシー

情報化社会において、コンピューターなど情報関連技術を習得することにより、積極的に情報を活用することのできる能力をいいます。

○　公共交通の充実

市街地と周辺の住宅地や鉄道駅との交通利便性を高めるとともに、生活者の身近な移動手段の確保を図るため、望ましい新市のバス交通システムについて検討を行います。

また、鉄道やバス等の公共交通機関については、通勤、通学等市民の日常の移動手段として、利便性の向上が図られるよう、ダイヤ編成や路線の充実を促進します。

② 自立的な地域経済の振興

施策の体系

② 自立的な地域経済の振興
- **○産業振興拠点の形成**
- **○農林水産業の振興**
- **○工業の振興**
- **○商業の振興**
- **○観光、レクリエーションの振興**
- **○雇用機会の創出**
- **○勤労者福祉の向上**

○ 産業振興拠点の形成

自立的な地域経済の振興と雇用機会の創出を図るため、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、地域産業をけん引する産業振興拠点として先端的産業や研究機関などの立地を進めます。

近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺地域については、流通・業務・商業を中心とする産業振興拠点の整備を検討します。

○ 農林水産業の振興

優良農地の保全や特色ある農業の振興を図るため、用排水路や農道、ため池等の農業基盤の整備を進めます。

また、新市の農業振興プランを策定し、農業者・農業団体の創造的、積極的な取組のもと、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、農用地の利用集積の促進や地域特産物のブランド化、地産地消を進めるなど、農業経営基盤の強化に努めます。

さらには、農業を通じた地域交流を促進し、市民の農業への理解を深めるため、市民農園や観光農園などの整備を図ります。

林業については、間伐の実施、林道の整備、地場産材の活用促進などとともに、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための方策を講じていきます。

水産業については、資源管理型漁業を進めるほか、生産拠点となる漁港については、関係団体との協議・調整のもと諸施設の整備や改修などに努めます。

さらに、農林水産業に従事する担い手の確保、育成を図るため、意欲ある者が参入しやすい環境づくりや技術の向上を支援します。

○ 工業の振興

工業振興については、産業振興拠点への効果的な企業誘致活動の展開に努めるとともに、産学官の連携を図るなど、ベンチャー企業の活動支援や中小企業等による新分野進出、新製品開発等を促進することにより産業技術の高度化や地域の産業競争力の強化等を図ります。

また、産業振興拠点に加え工業団地や工場適地等への企業誘致も積極的に進めます。

○　商業の振興

新市の魅力ある商業空間を創造していくため、商工会議所や商工会、商店街組合、ＴＭＯ※などが行う商業環境の整備、魅力的な個店づくりの促進やイベントなどの取組を支援するとともに、各種融資制度の充実などによる地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化を促進します。

中心市街地の商業空間については、中心市街地活性化基本計画に基づき、ソフト・ハード事業の一体的な推進を図ります。

○　観光、レクリエーションの振興

新市を代表する観光地である榊原温泉、青山高原・風力発電施設、安濃ダム・君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸などの恵まれた観光資源を生かしつつ、キャンプ場やヨットハーバー、津モーターボート競走場等のレジャー施設の活用を図るなど、魅力ある観光地としての整備拡充に努め、観光産業の振興を図ります。

また、観光資源のネットワーク化を図りつつ、インターネット等を活用した情報提供の充実に努めるなど積極的なＰＲ活動を進めます。

○　雇用機会の創出

次代を担う若者に魅力ある就業の場を提供できるよう、産業振興拠点の形成や適地への企業誘致等による雇用の創出を促進します。

また、情報提供機能を充実するなど若年層から高齢者まで幅広い年代での雇用機会の確保に努めます。

○　勤労者福祉の向上

労働環境の向上や勤労者福祉の増進については、地域経済産業政策と相まって、安定した雇用の確保と労働環境の改善が図られるよう、事業者、勤労者団体等への啓発活動などに努めます。

※　ＴＭＯ（タウンマネジメント機関）

中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を管理する機関をいいます。

（２）　活力のある多様性を持った交流都市の実現　　主な事業
◇中心市街地活性化事業の推進 ◇近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺の整備促進、検討 ◇主要幹線、地域間道路の整備 　　河芸町島崎町線、上浜元町線、高茶屋東出線、北神山戸島線、樫木原上原線、 　　内多清水ヶ丘線、新開地１４号線、井生波瀬線、五斗代線、逢坂線 ◇中部国際空港海上アクセス港周辺整備 ◇電子自治体の構築と情報システムの導入・活用 ◇鉄道、バス路線の利便性の確保 ◇産業振興拠点等への企業、研究機関の誘致 ◇農林水産業生産基盤の整備・経営基盤の強化促進 ◇農林水産業の担い手育成事業の推進 ◇地域特産物のブランド化 ◇地産地消の推進 ◇市民観光農園の整備 ◇漁港の整備促進 ◇地域企業、起業家に対する事業活動支援と新事業等の創出促進 ◇産学官連携の推進 ◇商工会議所、商工会、ＴＭＯ等の商業環境整備の促進 ◇観光レクリエーション施設の整備とネットワークづくり ◇観光イベントの開催

（３）　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

①　生きる力を育む教育の推進

施策の体系

①　生きる力を育む教育の推進
- **○学校教育の総合的推進**
- **○教育環境の充実**

○　学校教育の総合的推進

子どもたちが主体的かつ創造的に生きていくことができるよう、個性を重視したきめ細かな教育を推進する中で、確かな学力の向上を図るとともに、健やかな成長を促進する健康教育の充実や、地域文化に触れるなど豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。そのため、教員の資質向上のもと、時代のニーズを的確に捉えた調査研究を進めながら、新市の教育特性に応じた独自の学力向上策を打ち出し、社会の変化に対応した教育システムの構築を進めます。

○　教育環境の充実

学校・園施設の耐震化・老朽化などの対策として計画的な改築や改修を行うとともに、時代のニーズにあった特色ある学校づくりを効果的に行えるよう、既存の施設、設備の有効活用を進めながら、安全面に配慮した良質な教育環境の確保に努めます。

また、地域の期待にこたえる特色ある学校づくりに向け、保護者や地域の人々の声や期待を学校運営に反映させるための仕組みづくりを進めるとともに、学校の教育内容の公開などを進めながら、地域と一体となった教育環境づくりに努めます。

② 高等教育機関との連携・充実

施策の体系

② 高等教育機関との連携・充実
- **○高等教育機関との連携**
- **○三重短期大学の充実**

○ 高等教育機関との連携

三重大学や、三重短期大学など、高等教育機関が集積する地域特性を生かし、複雑・多様化する社会経済情勢に適応できる人材の育成や、高等教育機関が有する知的資源を生かしたより一層の地域への開放を促進するなど、市民文化の向上と地域の活性化を図ります。

また、高等教育機関と企業の共同研究を支援するなど、産学官の連携を促進します。

○ 三重短期大学の充実

三重短期大学においては、教育内容や教育環境の整備充実に努めるとともに、公開講座の一層の充実、施設の開放やシンクタンクとしての機能充実など、市民等への生涯学習機会の拡充を図り、地域に根ざした高等教育機関となるよう努めます。

③　生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

施策の体系

③　生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興
- **○生涯学習スポーツの推進**
- **○生涯学習スポーツ環境等の充実**
- **○青少年の健全育成**
- **○文化、芸術活動の充実**
- **○歴史的資源の保存**

○　生涯学習スポーツの推進

生涯学習支援システムなど情報環境の整備に努めるとともに、活動のきっかけづくりとして幅広い年齢の新しいニーズに対応する教室・講座の開催や各種スポーツ大会の開催による幅広い生涯学習スポーツ活動の振興を図ります。また、生涯学習支援ボランティアなどの活動が、学校を含めた地域づくりに生かせるよう取り組みます。

○　生涯学習スポーツ環境等の充実

市民の自主的な活動を支える学習環境の充実を図り、生涯学習スポーツ施設の効果的な活用を推進するとともに、学校体育施設の開放による活動の場の充実を図るなど、生涯学習スポーツ環境の充実に努めます。

また、子どもの育成や高齢者の生きがいづくりにも資するよう、地域住民が主体的に取り組む総合型地域文化・スポーツクラブの育成・支援を図るとともに、地域のリーダーとなる人材の養成に努めます。

図書館においては、情報提供サービスの充実を図ります。

○　青少年の健全育成

家庭や地域、学校、行政などが相互に連携し、青少年の健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、家庭教育の推進や、青少年育成団体との協働のもと地域での交流活動などを通じて、家庭や地域社会の教育力の向上に努めます。

○　文化、芸術活動の充実

地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作などの環境づくりを進めるため、文化施設のネットワーク化と機能連携を図りつつ、情報提供による市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促すとともに、市民ニーズに対応した利用しやすい施設への改良など必要な整備に努めます。

また、三重県の「新しい博物館」の新市内への整備促進を県に要望します。

○　歴史的資源の保存

貴重な文化財や歴史遺産をはじめ、伝統芸能などについてはその保存と伝承に努めるとともに、地域学習の場としての活用や市域内外への啓発など積極的な活用や振興策を展開します。

④　市民活動の促進

施策の体系

④　市民活動の促進
- **○地域コミュニティやボランティア、ＮＰＯ活動の支援**
- **○市民交流の推進**
- **○都市間交流、国際交流の推進**
- **○男女共同参画の推進**

○　地域コミュニティやボランティア、ＮＰＯ活動の支援

地域におけるコミュニティ活動の活発化を促すため、市民センターなどの地域コミュニティ施設における地域活動を振興するための環境整備を進めます。

また、地域リーダーの育成や、自治会をはじめ、子ども会、健康づくり活動など様々な地域コミュニティ活動を支援するとともに、ボランティアやＮＰＯと協働したコミュニティの醸成に努めます。

○　市民交流の推進

より活発で幅広い市民の交流を促し、市民相互の連帯意識の醸成を図るため、活動団体などの情報提供やネットワークづくりに取り組むとともに、伝統行事や自主的なまちおこし活動など、地域に根ざした幅広い分野の活動の有機的な連携を促進します。

○　都市間交流、国際交流の推進

歴史的な経過やつながりなどを背景とした都市間交流については、市民レベルでの交流を支援するとともに、国際交流については、関係団体などとの連携を図りながら、姉妹都市や友好都市との交流事業をはじめ、在住外国人との交流など幅広い国際交流を推進します。

○　男女共同参画の推進

女性の社会参画がより一層促進されるよう、多様なニーズに対応した保育サービス・在宅福祉サービスなどの就業のための条件整備や福祉の充実に努めます。

また、家庭や職場などあらゆる分野で男女がともに参画できるよう、研修や学習機会、情報の提供などを進めます。

⑤　人権尊重社会の形成

施策の体系

⑤　人権尊重社会の形成 ――――― ○人権施策の推進

○　人権施策の推進

同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などすべての人々の人権が保障される地域社会づくりのため、啓発活動や人権教育などを推進します。

このため、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、人権講演会・研修会等の開催など広報啓発活動を積極的に行います。

学校教育においては、人権を尊重する意識を高め、差別を許さない、差別をなくす実践力を育成するとともに、人を思いやる心を育む人権教育を推進します。

また、各地域、人権擁護機関など関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

（３）　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現　　主な事業
◇小中学校施設の整備（大規模改修、耐震補強、老朽化施設の建替え事業）
◇給食センターの整備の検討
◇高等教育機関と地域との連携事業の実施
◇三重短期大学の教育環境の充実
◇総合型地域文化スポーツクラブの育成
◇総合的な健康スポーツ施設の整備の検討
◇生涯学習スポーツ施設の整備
◇文化施設の整備
◇歴史資料館整備の検討
◇地域伝統文化の保存、伝承
◇コミュニティ施設の整備
◇市民まつり等の開催
◇男女共同参画の啓発活動の推進
◇人権啓発活動の推進
◇人権教育の推進

（４）　安全で安心して暮らせる都市の実現

①　安全なまちづくりの推進

施策の体系

①　安全なまちづくりの推進
- **○治山、治水対策の推進**
- **○災害に強い都市構造の形成**
- **○消防、救急、救助体制の充実**
- **○地域防災体制の強化**
- **○交通安全対策の推進**
- **○防犯対策の推進**
- **○消費者の保護**

○　治山、治水対策の推進

山林の保水力の向上、土石流、急傾斜地等の土砂災害危険箇所対策などの治山事業の推進に努め、上流から下流まで流域単位での一体的な河川整備の取組、海岸堤防等の改修など、山林、市街地など地域特性に応じた総合的な治山、治水対策を進めます。

○　災害に強い都市構造の形成

各種の災害から市民の生命を守るため、災害に対する警戒避難体制の整備を進めます。

今後予想される東海・東南海・南海地震時等において、大規模な火災発生のおそれのある住宅密集地については、道路や公園、河川等による延焼遮断空間の確保など延焼を防止できる市街地の形成に努めるとともに、海岸部では、津波、液状化※等の災害に対する整備を進めます。

また、緊急伝達網の整備、緊急輸送用道路の確保、飲料水の貯留などによるライフライン※の確保を図るとともに、公共建築物の耐震性の向上に努めます。

※　液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象です。埋立地や河口など砂質の地盤で起こり、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりします。

※　ライフライン

生活・生命を維持するために欠くことの出来ない水道・電気・ガスなどの供給路や通信・輸送の手段をいいます。

○　消防、救急、救助体制の充実

消防本部及び消防署の機能充実に努めるとともに、消防車輌、消防資機材及び消防緊急通信指令システムの計画的な更新整備を図ります。

また、消火栓、耐震性防火水槽等地域の実情に応じた計画的な整備を図るほか、河川等の自然水利の有効利用を進めるなど消防水利の確保に努めます。

救急時の対応として、救急救命士の養成や高規格救急車等の計画的な整備を行うほか、医療機関等と連携した高度救急体制の整備を促進します。

救助体制については､資機材の整備と職員の救助技術の向上等を推進するとともに、水難時の体制についても一層の強化を図ります。

○　地域防災体制の強化

地域消防のかなめである消防団の充実や自治会等を中心とした自主防災組織の育成を行います。また、防災訓練などを開催し、防災意識の高揚を図るなど、防災教育を推進するほか、防火対策として、住宅防火の促進や事業所等における防火管理体制の指導強化に努めます。

○　交通安全対策の推進

交通安全対策については、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮し、交差点の改良や歩車道の分離など交通安全施設の整備を進めます。また、関係機関と連携した交通安全運動の促進と交通安全に関する指導・啓発など交通安全知識の普及を図ります。

○　防犯対策の推進

防犯については、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を推進します。

また、地域におけるコミュニティを核として、警察などと連携した防犯活動を推進します。

○　消費者の保護

消費者の被害を未然に防ぎ、安心できる商品の購入やサービスが受けられるよう、消費生活に関する総合的な情報提供や研修などによる啓発活動や相談活動の促進に努めます。

② 生涯を通しての健康づくりの推進

施策の体系

② 生涯を通しての健康づくりの推進
- **○健康づくりの推進**
- **○地域医療体制の充実**

○ 健康づくりの推進

市民の自発的な健康づくりを積極的に支援するため、生活習慣の改善や生活習慣病に関する正しい知識の普及と情報の提供に努めます。また、健康診査、健康教育・相談、保健指導の充実強化を図るなど、乳幼児期から高齢期にいたるまで生涯を通しての健康づくりの総合的な推進に取り組みます。

○ 地域医療体制の充実

どこでも、だれでも安心して医療が受けられる体制づくりに努めるほか、県、医師会などとの連携により、救急医療体制の整備充実を図ります。また、夜間における子どもの一次救急医療としての役割が担えるよう、夜間こども応急クリニックの充実に努めます。

③　地域福祉社会の形成

施策の体系

③　地域福祉社会の形成
- **○地域福祉の充実**
- **○高齢者福祉の充実**
- **○障害者福祉の充実**
- **○児童福祉の充実**
- **○母子、寡婦、父子福祉の充実**
- **○社会保障の充実**

○　地域福祉の充実

高齢者や障害者、子どもたちなどが身近なところで支えられ、安心して生活できるよう、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会への支援を行うとともに、ボランティア、ＮＰＯなど各種関係団体と連携し、地域で助け支え合う福祉ネットワークづくりを推進します。

このため、学校などあらゆる機会を通じた福祉教育、研修等を行うなど、広報・啓発活動を推進し、ノーマライゼーション※理念の普及を図り、市民の相互扶助意識の高揚に努めつつ、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを積極的に進めます。

○　高齢者福祉の充実

高齢者の健康づくりや生きがいづくり活動を促進するほか、在宅福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域活動への参加やシルバー人材センターなどを通しての社会参加を促進します。

また、要介護となっても、在宅生活が送れるよう地域ケア体制を充実させるほか、介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

○　障害者福祉の充実

障害者にとって住みやすい環境づくりのため、在宅福祉サービスの拡充に努めるとともに、生活相談・情報提供など支援体制の強化を図ります。

また、各種訓練施設などの充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動などへの障害者の自主的な参加の促進や就業の場の確保に努めるなど、障害者の自立を支援します。

※　ノーマライゼーション

年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人々が人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きぬく社会こそ、正常であるという考え方です。

○　児童福祉の充実

児童の健全な育成を図るため、児童相談所などと連携し、児童・保護者への支援体制の強化を図ります。また、保育については多様なニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、子育て不安の解消のため保育所等を活用し、地域における子育て支援に努めるなど、少子化対策に積極的に取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、就学前教育の観点も踏まえながら、幼稚園・保育所の連携を図るほか、保育施設の改修・整備など、保育環境の向上に努めます。

○　母子、寡婦、父子福祉の充実

母子・寡婦世帯の経済的自立と生活の安定を支援するため、関係機関と連携して技能習得や就労の促進を行うほか、助成制度や貸付制度などの活用を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、母親あるいは父親の就労を容易にするための保育体制の充実に努めます。

○　社会保障の充実

国民健康保険制度のより健全で安定した事業運営に努めるため、広報・啓発活動を進めます。また、保険料の適正な賦課と安定的な収納の確保に努めるとともに、各種健康診査などによる疾病の予防、早期発見等の保健事業を推進します。

介護保険については、広報啓発活動を推進し市民の理解を深めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。

国民年金制度の円滑な運営を図るため、広報啓発活動に努めます。

生活に困窮する人々の相談に対する適正な助言、指導を行うため、各関係機関と連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

④　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の体系

④　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ―― ○ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

○　ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

高齢の人や障害のある人ばかりではなく妊娠している人、子育て中の人、子ども、外国の人などを含め、すべての市民が自由に社会参加のできるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進します。また、この考え方に基づき、バリアフリー化による公共施設の整備・改修を順次進めるとともに、市民の意識高揚を図るため、普及啓発活動に努めます。

（４）　安全で安心して暮らせる都市の実現　　主な事業
◇１・２級河川改修の促進、準用河川改修の推進 ◇海岸堤防の整備促進 ◇急傾斜地崩壊対策事業の整備促進 ◇庁舎の耐震診断、整備 ◇防災無線システムの整備 ◇消防庁舎の整備 ◇消防車輌・救急車輌・消防資機材の整備 ◇消防緊急通信指令システムの整備 ◇消防水利の整備 ◇医療機関と連携した高度救急体制の整備 ◇自主防災組織の育成 ◇消防団活性化の推進 ◇交通安全施設・防犯施設の整備 ◇消費生活情報提供 ◇保健施設の整備 ◇健康診査、健康教育、健康相談、保健指導の推進 ◇休日・夜間の救急医療体制の充実 ◇高齢者健康づくり、生きがい事業の推進 ◇シルバー人材センターの充実 ◇在宅福祉サービスの充実 ◇高齢者、障害者等福祉施設の整備促進 ◇保育施設の整備促進 ◇ユニバーサルデザインの啓発活動の推進 ◇公共施設等のバリアフリー化の推進

施策体系図

将来像	基本理念	基本政策	施策
環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都	環境と共生した暮らしやすい都市の実現	生活基盤の整備	生活排水、雨水排水対策の推進 上水道、簡易水道の整備 生活道路の整備 環境衛生対策の充実
		循環型社会の形成	環境負荷の少ないエネルギー利用 資源の循環的利用の推進 廃棄物等の適正な処理
		次世代に残す自然環境の保全	環境保全対策の推進 多様な自然環境の保全
		快適な生活空間の形成	既成市街地の整備 美しい都市空間の創造 公園、緑地等の整備 住環境の整備
	活力のある多様性を持った交流都市の実現	交流機能の向上	中心市街地、新市街地の整備 道路ネットワークの整備 港湾の整備 情報化の推進 公共交通の充実
		自立的な地域経済の振興	産業振興拠点の形成 農林水産業の振興 工業の振興 商業の振興 観光、レクリエーションの振興 雇用機会の創出 勤労者福祉の向上
	市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現	生きる力を育む教育の推進	学校教育の総合的推進 教育環境の充実
		高等教育機関との連携・充実	高等教育機関との連携 三重短期大学の充実
		生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興	生涯学習スポーツの推進 生涯学習スポーツ環境等の充実 青少年の健全育成 文化、芸術活動の充実 歴史的資源の保存
		市民活動の促進	地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援 市民交流の推進 都市間交流、国際交流の推進 男女共同参画の推進
		人権尊重社会の形成	人権施策の推進
	安全で安心して暮らせる都市の実現	安全なまちづくりの推進	治山、治水対策の推進 災害に強い都市構造の形成 消防、救急、救助体制の充実 地域防災体制の強化 交通安全対策の推進 防犯対策の推進 消費者の保護
		生涯を通しての健康づくりの推進	健康づくりの推進 地域医療体制の充実
		地域福祉社会の形成	地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 児童福祉の充実 母子、寡婦、父子福祉の充実 社会保障の充実
		ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

Ⅴ　新市における三重県事業

1　三重県の役割

新市は、三重県との機能分担を図り、連携・協働して、新市のまちづくりを進めます。

三重県は、新市の自主性・自立性を尊重しながら、新市が行うまちづくりを、合併支援交付金制度に基づく財政支援などにより、支援します。

2　新市における三重県の主な施策等

（1）　保健・医療・福祉の充実

○　地域住民の安全が確保され、各種のバリア（心、体、性差、意識等）をなくし、安心して健やかな生活が送れる社会の構築を目指して、地域の主体性を尊重しつつ、住民のニーズに応じた多様で高度な保健・医療・福祉サービスを提供します。

このため、保健・医療・福祉にかかわる人材育成に努めるとともに、各種団体・ＮＰＯ･ボランティア等のパートナーとの積極的な協働に努めながら､地域福祉の推進、児童福祉、子育て環境づくりの充実、健康づくりの推進と医療提供体制の充実などを図る事業を行います。

（2）　教育・文化・スポーツの振興

○　一人ひとりが、個性と創造性を持ち、自らの夢の実現に向け意欲的に生きていくために、人生のあらゆる場面において、自分にあった学習機会が得られる教育環境づくりを行います。また、誰もが個性的で創造性豊かな生活を送り自己実現が果たせる社会の実現をめざして、文化やスポーツが身近に感じられ、楽しむことのできる環境づくりを推進します。

このため、学校教育の充実と生涯学習の推進、スポーツの振興、住民との協働を基本とした文化の振興を図るとともに、文化施設を住民が気軽に利用できるよう機能の拡充を進めます。

（3）　産業の振興と雇用支援

○　消費者を起点に置き、安全で安心できる食料の供給を目指すとともに、地域の特色ある戦略的なものづくりと、サービスの提供を行い、農林水産業、商工業、観光産業の振興を図ります。また、自然環境を含め、地域資源を生かした、活力ある農山漁村づくりと、まちづくりを通じ、地域住民はもとより、訪れる人々にやすらぎと住みやすい地域づくりを目指します。

このため、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備、漁港整備、中心市街地及び地域産業の活性化、企業誘致などの事業を行います。

また、雇用確保にあたっては、若年者や中高年者等、さまざまな対象者に応じて、きめ細かで即効性のある対策を推進します。

（４） 生活環境・県土の保全

○　住民や市町村との協働により、人権意識の一層の高揚を図る取組や、男女共同参画の地域づくりを進めるなど、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現をめざします。

また、安全な消費生活の確保、地域と一体となった防犯対策や交通事故抑止対策の一層の強化、地域が主体となった青少年の健全育成活動等の推進を通して、住民が安全で安心して暮らせる心豊かな社会の実現に努めます。

○　資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用などの環境にやさしい行動を推進し、自然と調和した良好な環境の確保に努めます。

○　山地災害の防止、水資源のかん養、保健休養や教育の場の提供などの森林の持つ多様な公益的機能を持続的に発揮させるため、健全で活力のある森林の整備を推進します。

このため、造林・間伐、林道整備、治山などの事業を行います。

○　社会資本の整備及び管理を着実に推進し、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

このため、道路や歩道の整備、河川改修、砂防、急傾斜地崩壊対策、下水道などの事業を行います。

○　災害等危機に際し、迅速、的確に対処できる体制を整備します。

このため、東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模地震対策として、「三重地震対策アクションプログラム」により地震対策推進体制の整備を図り、県民防災意識の普及啓発の促進、地震災害に強いまちづくりの推進、自主防災組織の活性化などの事業を行います。

３　新市における三重県の主な事業

新市において、三重県は各分野における事業計画などに基づき各種の事業を行っていきますが、この中から、特に、新市まちづくり計画の期間中に、合併に資する効果があると位置づけられた事業は、次のとおりです。

なお、事業実施にあたっては、新市が積極的に協力します。

（１）　三重県が事業主体となって行う事業

主な事業
①県営林道経ケ峰線開設事業 ②県営ふるさと林道杉線開設事業 ③広域営農団地農道整備事業（中勢３期地区：グリーンロード） ④国道 163 号（南河路ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑤県道三宅一身田停車場線（大里野田）道路改築事業 ⑥県道久居河芸線（五軒町）道路改築事業 ⑦県道久居河芸線（野田）道路改築事業 ⑧県道津久居線（半田）道路改築事業 ⑨都市計画道路相川小戸木橋線街路事業 ⑩国道 163 号（長野峠ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑪県道一志美杉線（波瀬ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑫県道久居美杉線（井生ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑬県道一志嬉野線（一志嬉野）道路改築事業 ⑭国道 368 号（杉平工区）道路改築事業 ⑮県道久居美杉線（須渕工区）道路改築事業 ⑯県道久居美杉線（持経工区）道路改築事業 ⑰二級河川相川（河口付近右岸）広域基幹河川改修事業 ⑱二級河川安濃川（三泗川工区）広域基幹河川改修事業 ⑲中勢沿岸流域下水道整備事業（志登茂川処理区） ⑳中勢沿岸流域下水道整備事業（雲出川左岸処理区） ㉑中勢沿岸流域下水道整備事業（松阪処理区）

（２）　三重県が事業主体となって着手に努める事業

主な事業
㉒都市計画道路阿漕浦野田線街路事業 ㉓県道亀山安濃線（高野尾～安濃）道路改築事業 ㉔県道草生窪田津線（窪田）道路改築事業 ㉕県道草生曽根線道路改築事業 ㉖県道一志出家線（中川原橋）道路改築事業 ㉗県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）道路改築事業 ㉘県道一志嬉野線（八太）道路改築事業 ㉙県道二本木御衣田線（岡→川口地内）道路改築事業 ㉚国道 368 号（下太郎生工区）道路改築事業 ㉛県道久居美杉線（竹原）道路改築事業 ㉜二級河川志登茂川（江戸橋工区）広域基幹河川改修事業 ㉝伊倉津地区小型船だまり整備事業

（３）　三重県が事業主体となって、着手の検討を進める事業

主な事業
㉞国道 163 号（片田ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ㉟県道津久居線（藤ヶ丘）道路改築事業 ㊱県道津久居線（新町）道路改築事業 ㊲県道津芸濃大山田線（雲林院）道路改築事業

（４）　三重県と新市が、新市の一体性の確立を図るため事業主体・事業区間・事業実施方法などを検討し、事業着手に努める事業

主な事業
㊳都市計画道路河芸町島崎町線整備事業

三重県の主な事業箇所図

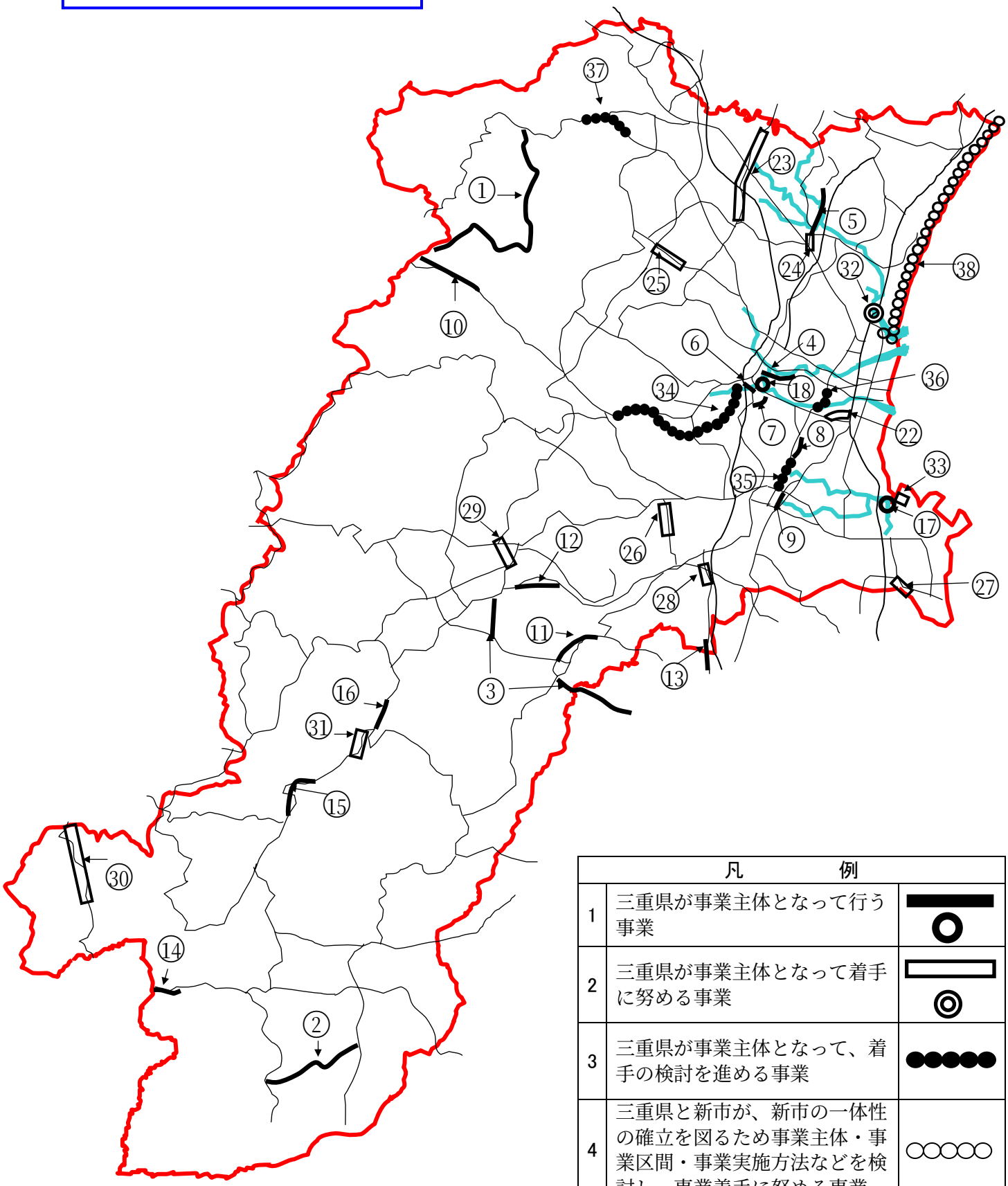

凡	例	
1	三重県が事業主体となって行う事業	
2	三重県が事業主体となって着手に努める事業	
3	三重県が事業主体となって、着手の検討を進める事業	
4	三重県と新市が、新市の一体性の確立を図るため事業主体・事業区間・事業実施方法などを検討し、事業着手に努める事業	

番号については、47･48 頁の三重県の主な事業と同じ番号です。ただし、⑲⑳㉑については、記載をしていません。

Ⅵ　公共的施設の統合整備と適正配置

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に不便を及ぼさないよう配慮して検討を行います。

その際、効率的な管理・運営はもとより、地域の特性やバランスと財政事情等を考慮していきます。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用することはもとより、必要に応じて除却や売却なども行いながら、効率的な整備に努めます。

また、合併以前の市役所、町村役場については、市民生活に密着した行政サービスの提供などを行う施設として存続、活用するとともに、情報通信ネットワークの整備・強化等により機能の充実を図ります。現在の各市町村の支所、出張所も、新市において出張所として存続します。

Ⅶ 財政計画

１ 計画期間

計画期間は、平成１８年度から平成３２年度までの１５年間とします。

２ 作成方法

健全な財政運営を行うことを前提として、平成１６年度の新市まちづくり計画作成時においては、歳入歳出それぞれ過去の実績や様々な合併効果を考慮し、普通会計ベースで作成を行いましたが、平成２６年度の改定において、現行の地方財政制度を基本とし、社会情勢の変化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成２５年度決算を基準に普通会計ベースで推計したものです。

また、平成１８年度から平成２５年度までの数値はそれぞれの年度の決算数値です。

なお、主な前提条件は以下のとおりです。

（歳入）

（１）　地方税

現行税制度を基本とし、市民税については将来の人口見通しを踏まえ算定しています。その他の税については、税制改正、過去の実績等を踏まえそれぞれの推移を見込み、収納率については、行財政改革後期実施計画の数値とし算定しています。

（２）　地方譲与税、各種交付金

過去の実績等を踏まえ、今後予定されている制度改正を反映し、その後は同水準又は減少で算定しています。

（３）　地方交付税

合併算定替特例による段階措置を平成２８年度から反映し、合併特例事業債、臨時財政対策債の元利償還金における交付税措置を見込み、算定しています。

（４）　分担金及び負担金・使用料及び手数料

過去の実績等を踏まえ、分担金及び負担金については微増を見込み、使用料及び手数料については、同水準での推移として算定しています。

（５）　国庫支出金・県支出金

過去の実績等を踏まえ、今後の社会保障関係経費に係るものについて反映を行い算定しています。

（６）　地方債

計画上の合併特例事業債活用事業を反映し、臨時財政対策債は同水準で推移するものと算定しています。

（７）　諸収入その他

過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと算定しています。

（歳出）

（１）　人件費

現在の２，５００人体制が維持されるものとし、同水準で推移するものと算定しています。

（２）　扶助費

過去の実績等を踏まえ、３％の増と見込んで算定しています。

（３）　公債費

今後の地方債の発行予定額に応じ元利償還金を見込んで算定しています。

（４）　物件費

行財政改革を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。

（５）　維持補修費・補助費等

維持補修費については、新施設の建設による一時的な減を見込み、補助費等は行財政改革を踏まえ同水準で推移するものと見込んで算定しています。

（６）　積立金

利息等の積立として１億円を見込み、歳入歳出の差引額が見込まれる年度は積立金を見込んでいます。

（７）　繰出金

過去の実績等を踏まえ、１％～２％の増を見込んで算定しています。

（８）　普通建設事業費

合併特例事業債活用事業を反映し、その他の普通建設事業については、一定水準の確保で推移するものと見込んで算定しています。

3 歳入・歳出推計

（歳入）

（単位：百万円）

区　分	決算数値								年度別推計						
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	38,394	41,917	42,544	40,741	40,293	41,328	40,670	40,810	39,635	38,946	38,444	38,307	37,608	37,613	37,633
地方譲与税	3,413	1,430	1,393	1,219	1,181	1,159	1,084	975	840	827	814	801	787	775	761
各種交付金	5,993	5,058	4,821	4,603	4,469	4,321	4,002	4,394	3,861	4,451	5,399	5,957	5,893	5,831	5,768
地方交付税	15,626	14,583	15,604	17,266	19,293	19,996	19,936	19,771	18,100	20,609	21,384	22,016	21,719	21,348	20,838
分担金及び負担金	1,229	1,303	1,290	1,323	1,316	1,339	1,386	1,308	1,914	1,321	1,327	1,334	1,341	1,348	1,354
使用料及び手数料	3,178	3,140	2,808	2,817	2,793	2,780	2,754	2,781	2,079	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781	2,781
国庫支出金	7,746	7,251	7,632	16,122	12,543	12,563	11,450	13,927	14,079	13,259	13,731	14,416	14,731	15,263	15,815
県支出金	4,354	4,800	4,889	4,966	5,929	6,042	6,227	6,164	5,968	6,218	6,360	6,507	6,661	6,820	6,986
地方債	5,994	4,251	8,817	6,147	10,552	8,054	8,439	12,660	14,629	16,770	12,356	10,782	10,473	7,634	6,992
その他の収入	11,836	11,101	7,312	9,134	4,351	7,330	6,245	4,910	10,241	2,345	1,663	1,114	1,108	1,445	2,244
歳入合計	97,763	94,834	97,110	104,338	102,720	104,912	102,193	107,700	111,346	107,527	104,259	104,015	103,102	100,858	101,172

各種交付金・・・・・・・利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、
地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

その他の収入・・・・・・財産収入、諸収入、繰入金・繰越金（決算数値）

（歳出）

（単位：百万円）

区　分	決算数値								年度別推計						
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	21,992	22,565	21,443	20,909	20,434	20,610	19,977	19,262	19,757	19,453	19,453	19,453	19,453	19,453	19,453
扶助費	12,242	13,029	13,392	14,279	18,449	19,334	19,970	20,691	21,020	21,951	22,610	23,288	23,987	24,706	25,447
公債費	13,113	13,157	13,189	12,712	12,548	12,289	11,461	11,357	10,747	10,068	10,242	11,114	12,241	12,576	12,720
物件費	14,034	14,496	13,907	15,373	15,749	16,697	17,013	16,770	18,197	16,876	16,876	16,877	16,876	16,876	16,876
維持補修費	961	845	813	955	1,233	1,216	1,006	997	981	1,027	1,022	1,019	1,017	1,016	1,015
補助費等	3,679	3,829	4,624	8,912	3,817	3,734	3,725	3,938	5,173	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781
積立金	3,629	4,059	5,533	4,131	823	1,948	1,694	1,919	68	76	78	3,955	492	3	1
投資及び出資金、貸付金	532	498	516	494	210	258	92	389	135	123	123	123	123	123	123
繰出金	12,223	11,831	12,213	12,210	13,465	12,892	13,300	13,970	14,823	13,955	14,094	14,235	14,378	14,522	14,667
普通建設事業費	8,919	7,711	9,268	12,442	11,331	12,051	11,895	16,001	20,445	20,217	15,980	10,170	10,754	7,802	7,089
歳出合計	91,324	92,020	94,898	102,417	98,059	101,029	100,133	105,294	111,346	107,527	104,259	104,015	103,102	100,858	101,172

Ⅷ　まちづくり推進のための方策

１　市民参画の推進

まちづくりの推進に際しては、市民と行政が共にまちづくりのビジョンを共有し、それぞれの責任を明確にし、それぞれの役割を果たせるような協働の関係をつくりあげることが必要です。

このため、広報広聴活動の充実や情報公開の推進により情報の共有化に努めるとともに、市民から市政への政策提言や協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに努め、市政への様々な段階における多様な形での市民参画を推進します。

さらには、このようなまちづくりを進める方策として、自治基本条例の制定を検討します。

また、各地域の市民の意見を市政に反映させるため、合併前の市町村の区域ごとに、地域審議会を設置します。

２　行財政改革の推進

新市は、地方分権時代にふさわしい自立した責任ある行政経営体として、効率的・効果的な行政運営に努めていかなければなりません。

行政の効率化を進めるため、市民、民間と行政との役割分担を明確にした事務事業の見直しに努めるとともに、市民にとって常に分かりやすい簡素な組織づくりを進めます。

さらに、財源の安定的な確保に努めながら、投資効果を重視した計画的な財政運営に努めます。

また、効果的な行政サービスの提供が行えるよう、情報化を通じた市民生活の利便性の向上を図りつつ、新市の行う施策を適切に評価する行政評価システムの構築を進めるほか、サービスの担い手である職員の政策形成能力の育成など資質の向上に努めながら、市民本位の充実した行政サービスの提供を進めます。

津市告示第４８号

下記の者の差押調書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○	○○　○○	差押調書（謄本）

注意：地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第４９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１７年芸濃町告示第１４１号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

河内下自治会

三重県津市芸濃町河内２８２番地１

代表者　松井　靖弘

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	落合　成幸 三重県津市芸濃町河内２２５番地
変更後	松井　靖弘 三重県津市芸濃町河内１０６番地

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２９年４月２日の定期総会において改選されたため。

津市告示第５０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１４年芸濃町告示第２号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

北神山区自治会

三重県津市芸濃町北神山３６２番地

代表者　澤田　茂喜

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田中　茂人 三重県津市芸濃町北神山３５２番地
変更後	澤田　茂喜 三重県津市芸濃町北神山８１７番地

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２９年４月２日の定期総会において改選されたため。

津市告示第５１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１８年津市告示第４９１号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

岩原区自治会

三重県津市芸濃町椋本３９３７番地１

代表者　杣田　陽介

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	都　英二 三重県津市芸濃町椋本３８５５番地１７
変更後	杣田　陽介 三重県津市芸濃町椋本３４３５番地５２

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２９年３月１２日の定期総会において選任され、同年４月１日から就任することになったため。

津市告示第５２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、平成１０年芸濃町告示第５号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林１６３番地６

代表者　栗原　末廣

２　変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長谷川　好弘 三重県津市芸濃町林３６１番地
変更後	栗原　末廣 三重県津市芸濃町林５０番地１

３　変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成２９年４月２２日の定期総会において改選されたため。

津市公告第３１号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成３０年３月１９日

津市長　前　葉　泰　幸

１　都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位　　置	区域	供用開始の期日
ガーデンヒルズ河芸浜田第二公園	津市河芸町浜田１６９番地２８	別図のとおり	平成３０年３月３１日
垂水ヒルズ公園	津市垂水２７８６番地５１	別図のとおり	平成３０年３月３１日
ノーブルタウン西鷹跡公園	津市久居西鷹跡町４８２番地２４	別図のとおり	平成３０年３月３１日
プレシア小森向山公園	津市高茶屋小森町１７０６番地２１３	別図のとおり	平成３０年３月３１日
野村南公園	津市久居野村町５７２番地１８	別図のとおり	平成３０年３月３１日
中山東公園	津市高茶屋小森町１１０５番地２３	別図のとおり	平成３０年３月３１日
桜田町南公園	津市桜田町５０番地７	別図のとおり	平成３０年３月３１日

２　関係図書の縦覧場所

津市西丸之内２３番１号

津市建設部建設整備課

供用開始区域図

ガーデンヒルズ河芸浜田第二公園

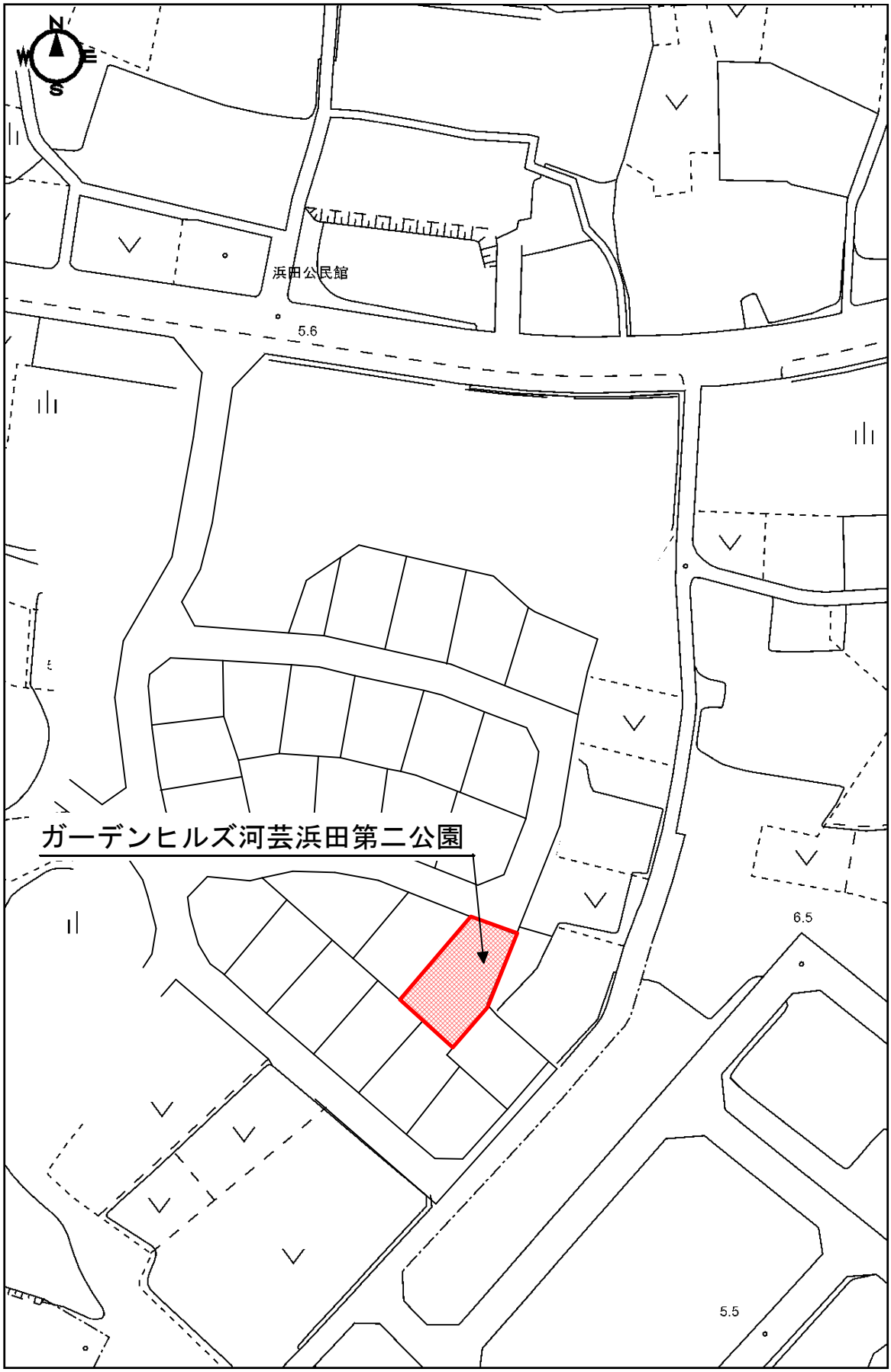

0　40m

1:1,000

供用開始区域図

垂水ヒルズ公園

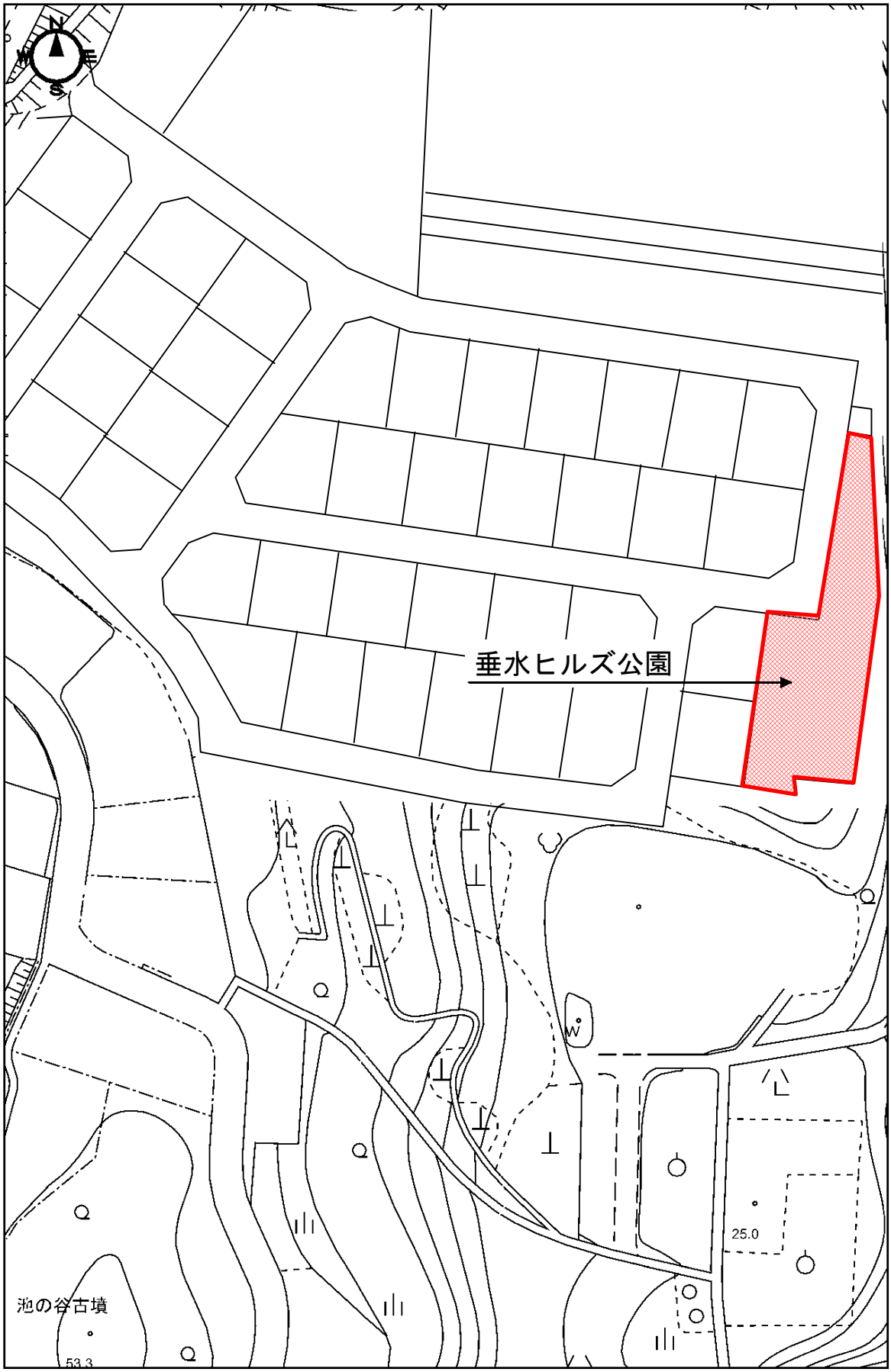

0　40m

1:1,000

供用開始区域図

ノーブルタウン西鷹跡公園

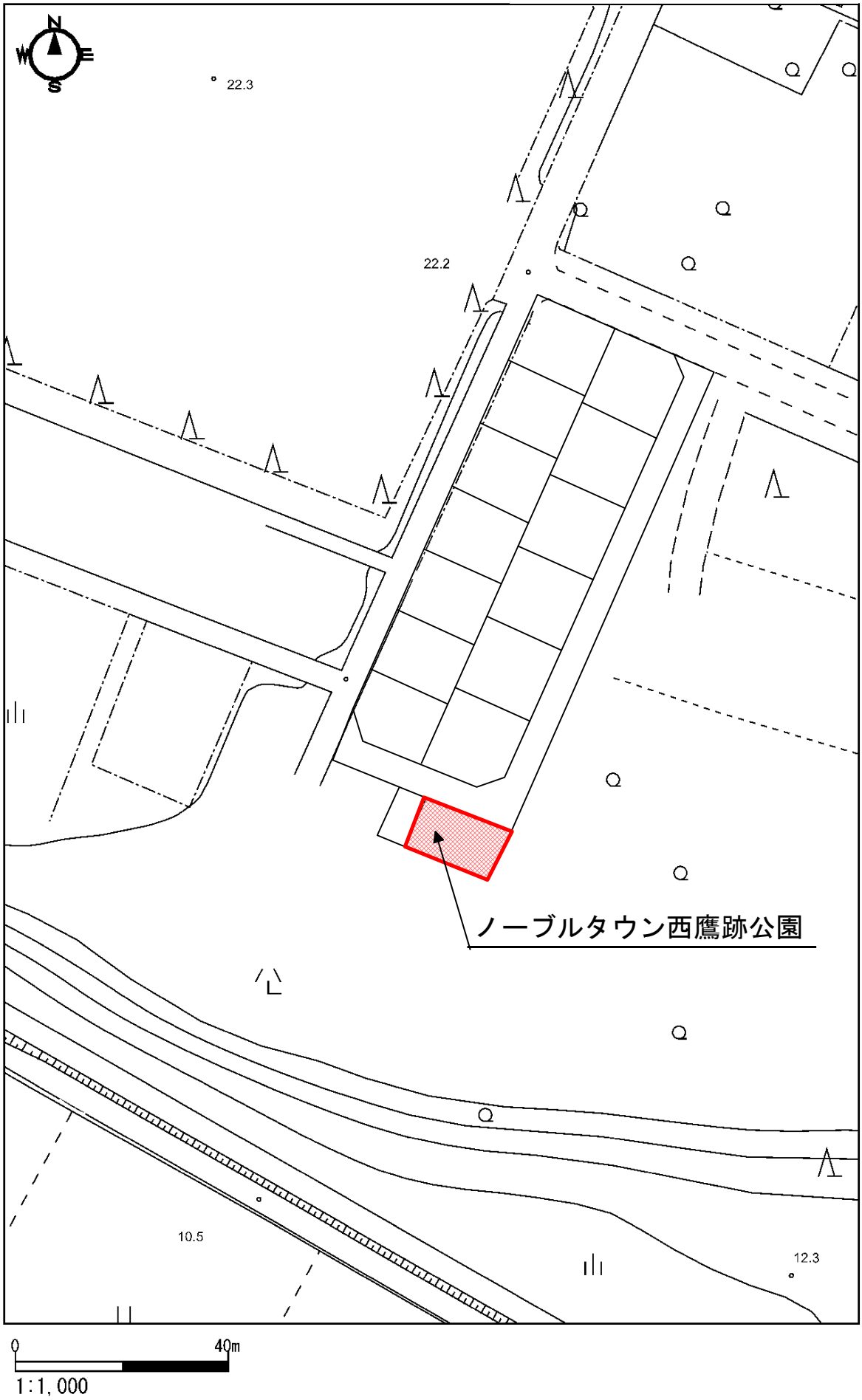

供用開始区域図

プレシア小森向山公園

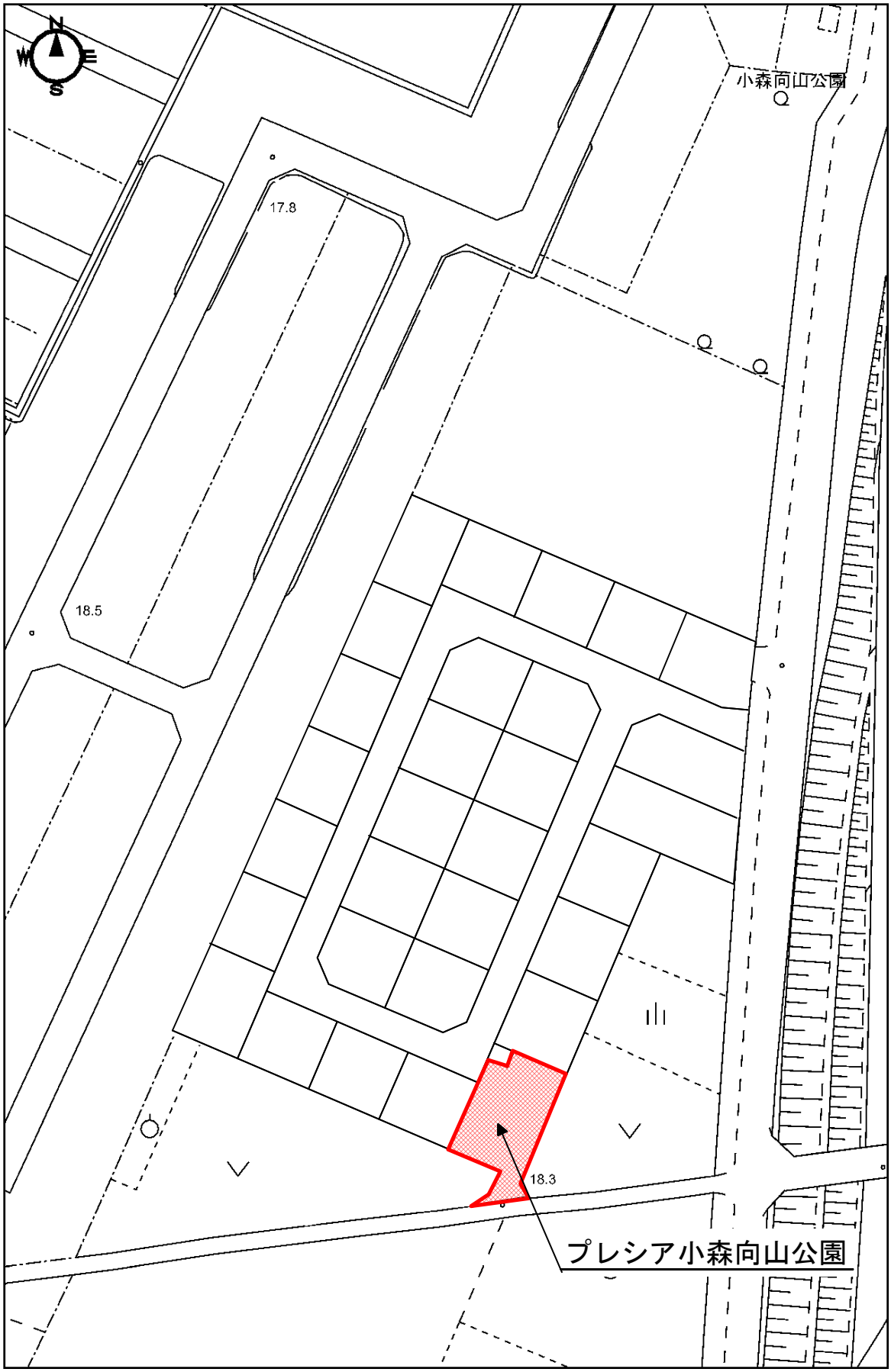

0　40m

1:1,000

供用開始区域図

野村南公園

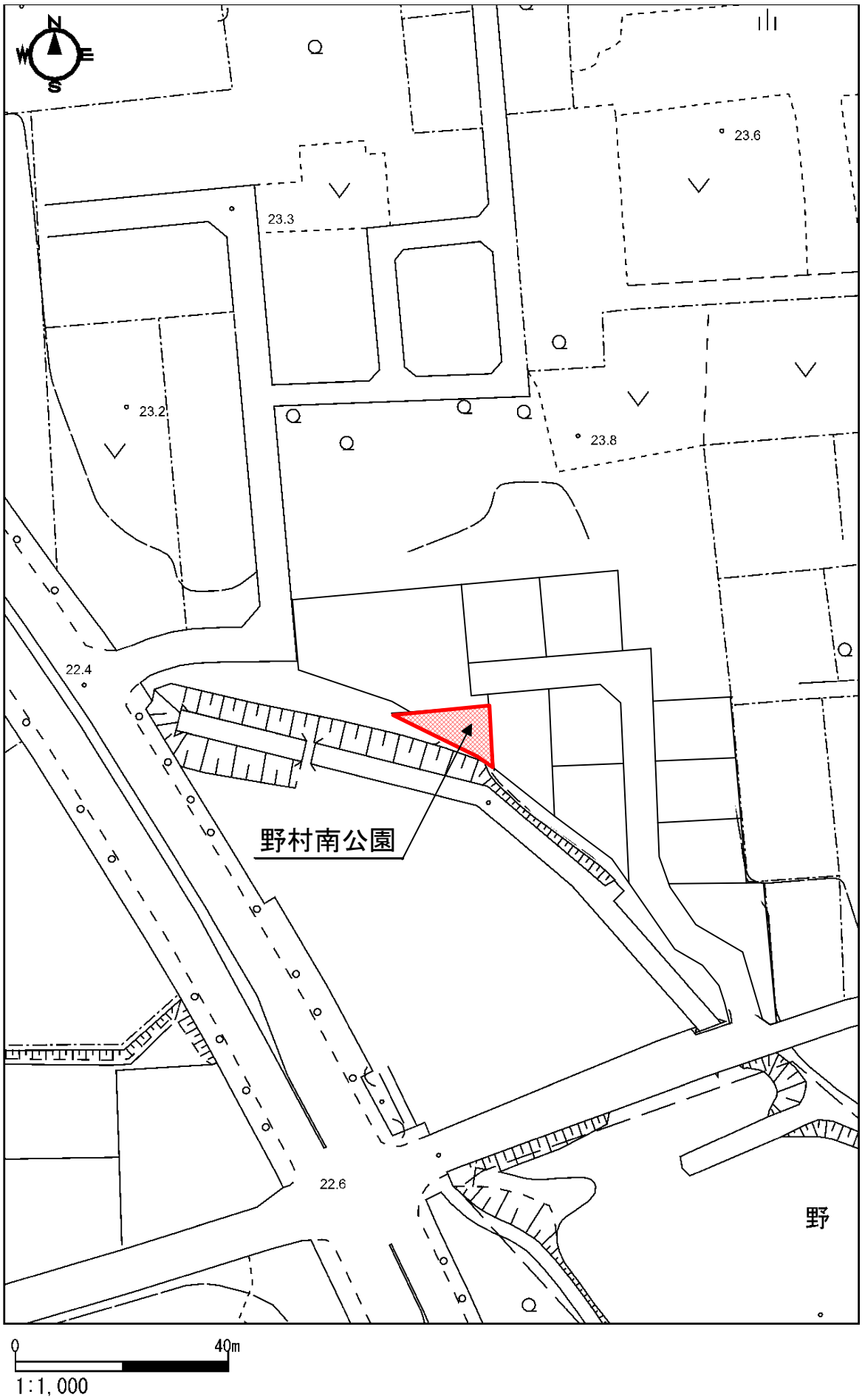

供用開始区域図

中山東公園

供用開始区域図

桜田町南公園

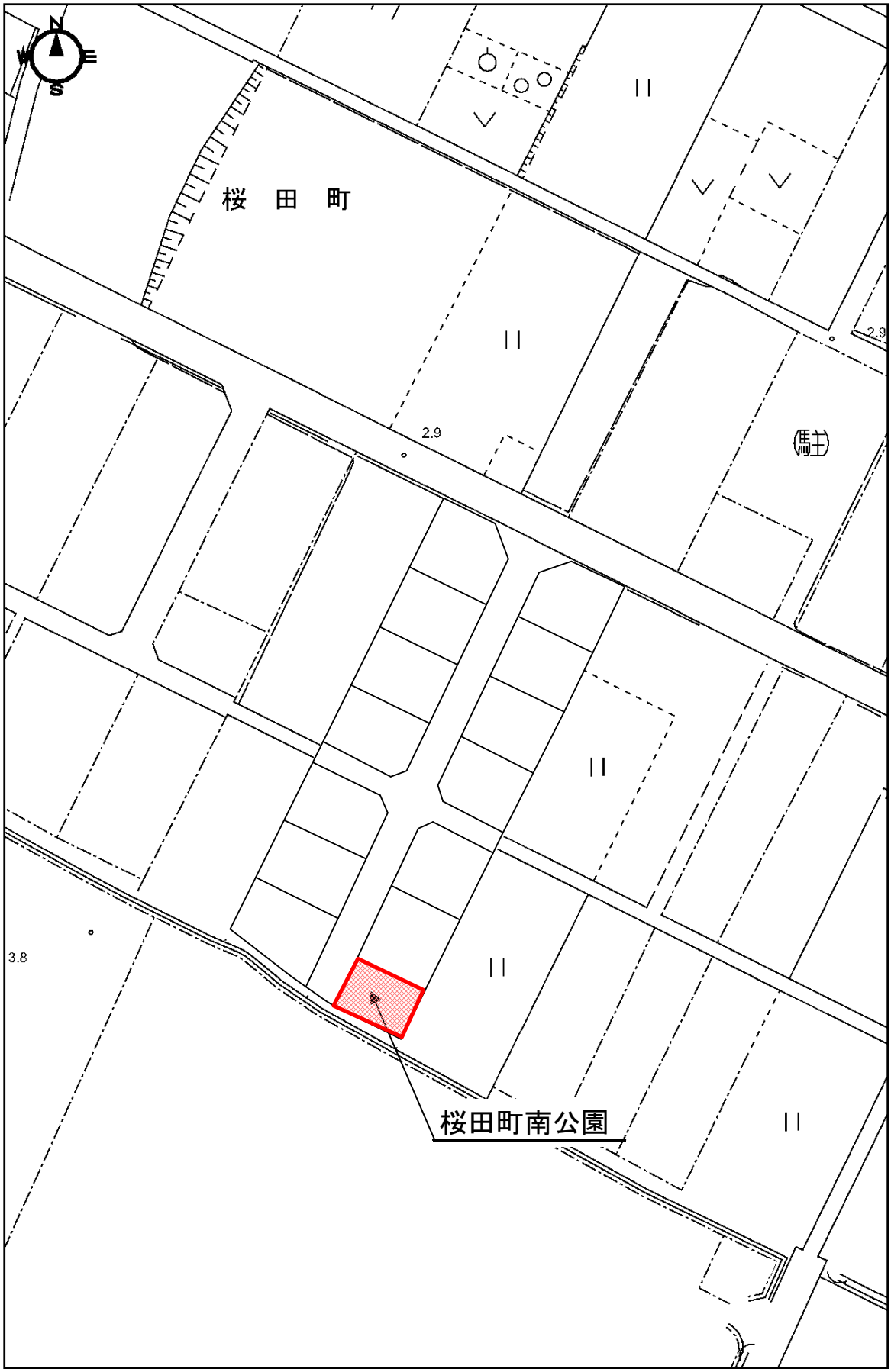

0　40m

1:1,000

津市公告第３２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

平成３０年３月２２日

津市長　前　葉　泰　幸

１　工事完了年月日

平成３０年３月２０日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町東千里字新界５５０番１ほか４筆

３　許可を受けた者の住所及び氏名

津市河芸町東千里４９５番地１

平和製粉株式会社

代表取締役社長　樋口　宗明

津市公告第３３号

津市都市公園条例（平成１８年津市条例第１９７号）第２条の規定により都市公園の名称を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成３０年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　都市公園の名称

変更前	変更後
半田公園	川田ふれあい公園

２　関係図書の縦覧場所

津市西丸之内２３番１号

津市建設部建設整備課

津市公告第３４号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１１条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第４項において準用する同法第１１条第２項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第４項において準用する同法第１１条第３項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に異議を申し出ることができます。

平成３０年３月２３日

津市長　前　葉　泰　幸

１　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間　平成３０年３月２３日から平成３０年４月２３日まで（土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除きます。）

時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで

２　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎６階）

〒５１４－８６１１

津市西丸之内２３番１号

ＦＡＸ番号　０５９－２２９－３１６８

Ｅ－ｍａｉｌ　229-3171@city.tsu.lg.jp

３　意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミ

リ、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

4　異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、申出先に直接持参するか、郵送により行ってください。

津市公告第３５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

平成３０年３月２６日

津市長　前　葉　泰　幸

１　工事完了年月日

平成３０年３月２３日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市藤方字上垣内１３５０番の一部ほか９筆、津市垂水字南浦１３３２番２ほか１６筆

３　許可を受けた者の住所及び氏名

津市垂水１０５９番地

小出　剛士

津市公告第３６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

平成３０年３月２８日

津市長　前　葉　泰　幸

１　工事完了年月日

平成３０年３月２６日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町椋本字一ツ谷３０５５番１ほか１４筆

３　許可を受けた者の住所及び氏名

津市東丸之内２０番１０号

株式会社マルヤス

代表取締役　坂崎　公亮

津市公告第３７号

次のとおり条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」といいます。）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第４条の規定により、次のとおり公告します。

平成３０年３月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

１　本件入札に付する事項

⑴　業務委託名

いつくしみの杜霊柩自動車運行業務委託

⑵　業務委託の概要

津市斎場・火葬場（津市斎場いつくしみの杜・津市美杉八知火葬場・津市美杉伊勢地火葬場）への霊柩自動車による遺体及び同乗者の搬送（詳細は、別紙仕様書参照）

⑶　業務の履行期間

２０１８年（平成３０年）７月１日から２０２３年６月３０日まで（６０か月）

ア　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３、令第１６７条の１７及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１８年津市条例第３１９号）第２条第２号に基づく長期継続契約です。

イ　津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

２　本件入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

⑴　令第１６７条の４の規定に該当しない者

⑵　中部運輸局から一般貨物自動車運送事業（霊柩）の許可を受けていること。

⑶　本件委託業務に使用する霊柩自動車が自動車任意保険に加入していること。

また、いずれの車両についても自動車検査証が有効期間内であること。

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。）

⑸　手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

⑹　津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止期間中でない者

３　本件入札の参加申し込みに係る書類の配布

⑴　期間

平成３０年３月　　日（　）（決裁後調整）から平成３０年４月１１日（水）まで（土日を除きます。）

⑵　場所

津市市民部市民課企画管理・斎場担当

（〒514-8611　津市西丸之内２３番１号津市役所本庁舎１階）

⑶　時間

市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

⑷　上記以外の配布

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ「事業主のみなさまへ」「入札・契約」「いつくしみの杜霊柩自動車運行業務委託に係る条件付一般競争入札を実施」

(http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/conttents/1521531776604/index.html)

４　本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

⑴　質問書の提出期限等

ア　提出期限

平成３０年４月６日（金）午後５時１５分まで

イ　提出場所

津市市民部市民課企画管理・斎場担当

（〒514-8611　津市西丸之内２３番１号津市役所本庁舎１階）

ウ　提出方法

仕様書に関する質問書（第１号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又はＦＡＸ（電子メールの場合は、押印がわかるように第１号様式をＰＤＦファイル等に複写すること。）により提出してください。

《送信先》

電子メール　229-3143@city.tsu.lg.jp

ＦＡＸ番号　059-221-1173

エ　その他

電話、口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。

また、郵送・電子メール・ＦＡＸの場合は電話等で到着の確認を必ず行ってください。

⑵　質問に対する回答

ア　回答期日

平成３０年４月１０日（火）

イ　回答方法

津市ホームページ「事業主のみなさまへ」「入札・契約」「いつくしみの杜霊柩自動車運行業務委託に係る条件付一般競争入札を実施」内において公開します（質問者名は非公開とします。）。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立て及び回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

５　本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

⑴　提出期限

平成３０年４月１１日（水）午後５時１５分まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

　また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

⑵　提出場所

津市市民部市民課企画管理・斎場担当

（〒514-8611　津市西丸之内２３番１号津市役所本庁舎１階）

⑶　提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

⑷　提出書類

提出書類は、次のアからキまでのとおりとし、それぞれ正本１部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前３か月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がＡ４版以外の版形のものは、できる限りＡ４版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の３の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア　条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第２号様式）

イ　宣誓書（第３号様式）

ウ　一般貨物自動車運送事業（霊柩）許可を受けていることが確認できる中部運輸局が発行した証明書

エ　完納証明書（コピー可）

　地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前３か月以内に証明されたものに限ります。オ及びカについても同じです。）。

(ｱ)　国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあってはその３の２、法人にあってはその３の３）

(ｲ)　都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）。

オ　登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

カ　印鑑証明書（コピー可）

キ　使用印鑑届（様式第４号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

(5)　本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成３０年４月１３日までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第５号様式）により通知します（入札者確認票（６号様式）入札書（第７号様式）を同封します。）。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6　入札及び開札

(1)　日時

平成３０年４月１６日（月）午前１１時から

(2)　場所

津市役所本庁舎６階　第６１会議室

(3)　その他

入札前に入札者確認票（６号様式）を提出し確認を受けてください。

7　入札保証金

入札保証金は免除します。

8　入札の無効

規則第１９条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9　契約保証金

契約を締結する際に、契約単価に１２か月分の予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分を加算した金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第２８条第１項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10　その他注意事項

⑴　入札に当たっては、入札書（第７号様式）を使用し、仕様書に基づき各項目に係る契約希望単価及び単価に予定回数を乗じた金額を内訳に記載し、それぞれを合計した金額を入札金額として記載の上、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に３箇所の封印をしてください。

また、再度入札（原則として２回）に備えて、入札書の予備を準備してください。

⑵　落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とします。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が２者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。ただし、契約に当たっては車種別の運行１回当たりの単価による契約とします。

⑶　本件入札に係る費用は、全て入札者の負担とします。

⑷　天災その他やむ得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

⑸　その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

〒５１４－８６１１　三重県津市西丸之内２３番１号
市民部市民課企画管理・斎場担当

電話番号　０５９－２２９－３１４３

ＦＡＸ　０５９－２２１－１１７３

メールアドレス　229-3143@city.tsu.lg.jp

津市公告第３８号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

平成３０年３月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　工事完了年月日

平成３０年３月２９日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字竹縄１４４番１ほか１６８筆（第３工区）

３　許可を受けた者の住所及び氏名

千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

イオンモール株式会社

代表取締役　吉田　昭夫

津市上下水道事業告示第９号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成３０年３月１６日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

１　供用及び処理を開始する年月日

平成３０年３月３１日

２　下水を排除及び処理する区域

⑴　流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

高茶屋小森町の一部、高茶屋二丁目の一部、垂水の一部、藤方の一部、津興の一部、柳山津興の一部、半田の一部、修成町の一部、神納町の一部、新家町の一部、木造町の一部、久居野村町の一部、久居北口町の一部及び久居新町の一部

⑵　流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

白山町川口の一部、一志町大仰の一部及び一志町田尻の一部

⑶　津市単独公共下水道（椋本処理区）

芸濃町椋本の一部

３　供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

４　供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

５　下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

⑴　流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町５２番地５

雲出川左岸浄化センター

⑵　流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町３９２２番地

松阪浄化センター

⑶　津市単独公共下水道（椋本処理区）

津市芸濃町椋本２５７６番地

津市椋本浄化センター

６　縦覧場所

津市殿村５番地

津市下水道局下水道総務課

７　縦覧期間

平成３０年３月１６日から同月３０日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。）

８　縦覧時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

供用開始区域図　高茶屋小森町

H30. 3. 31

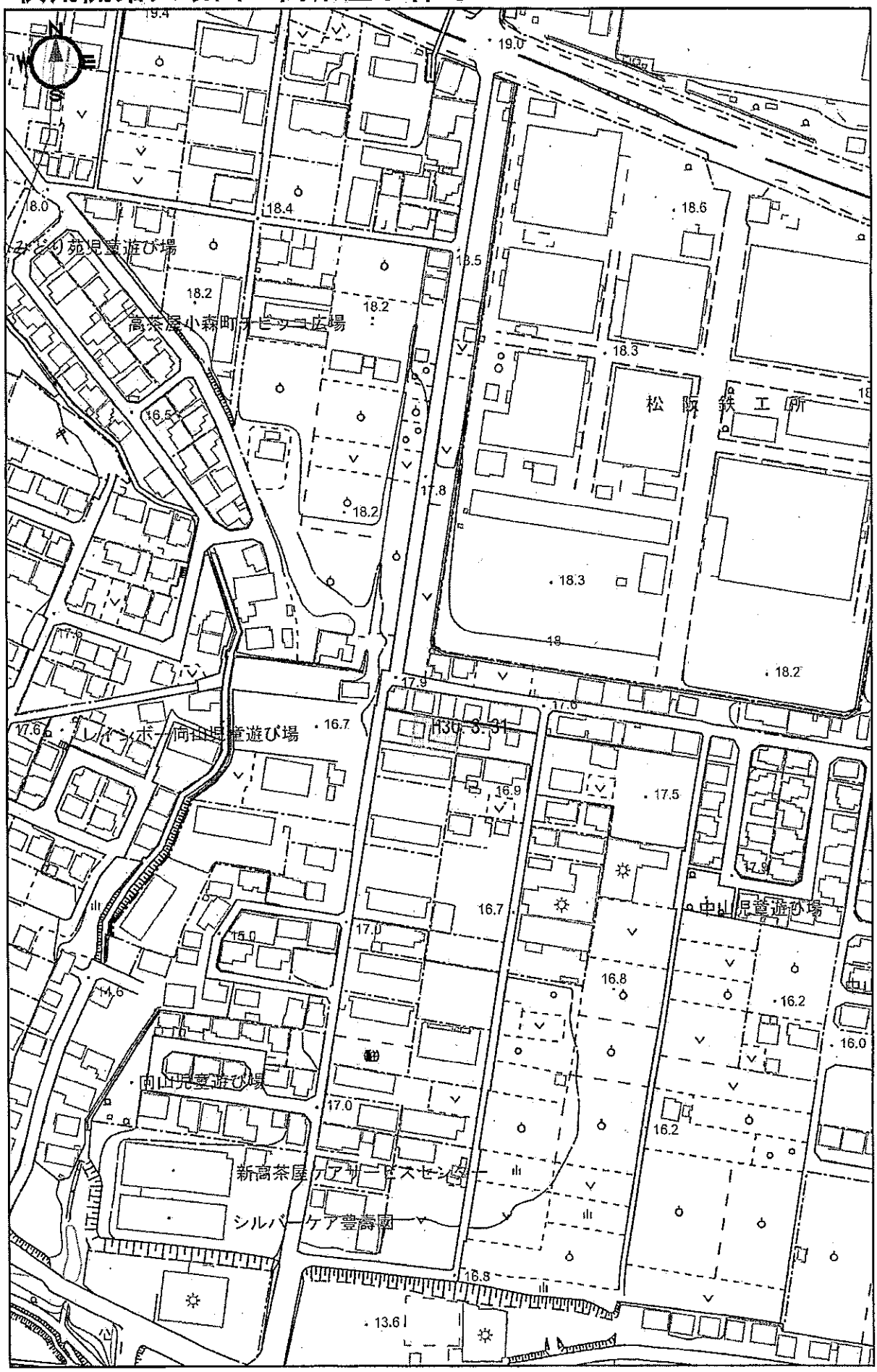

0　100m

1:2,500

津第３－１処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町　H30.3.31

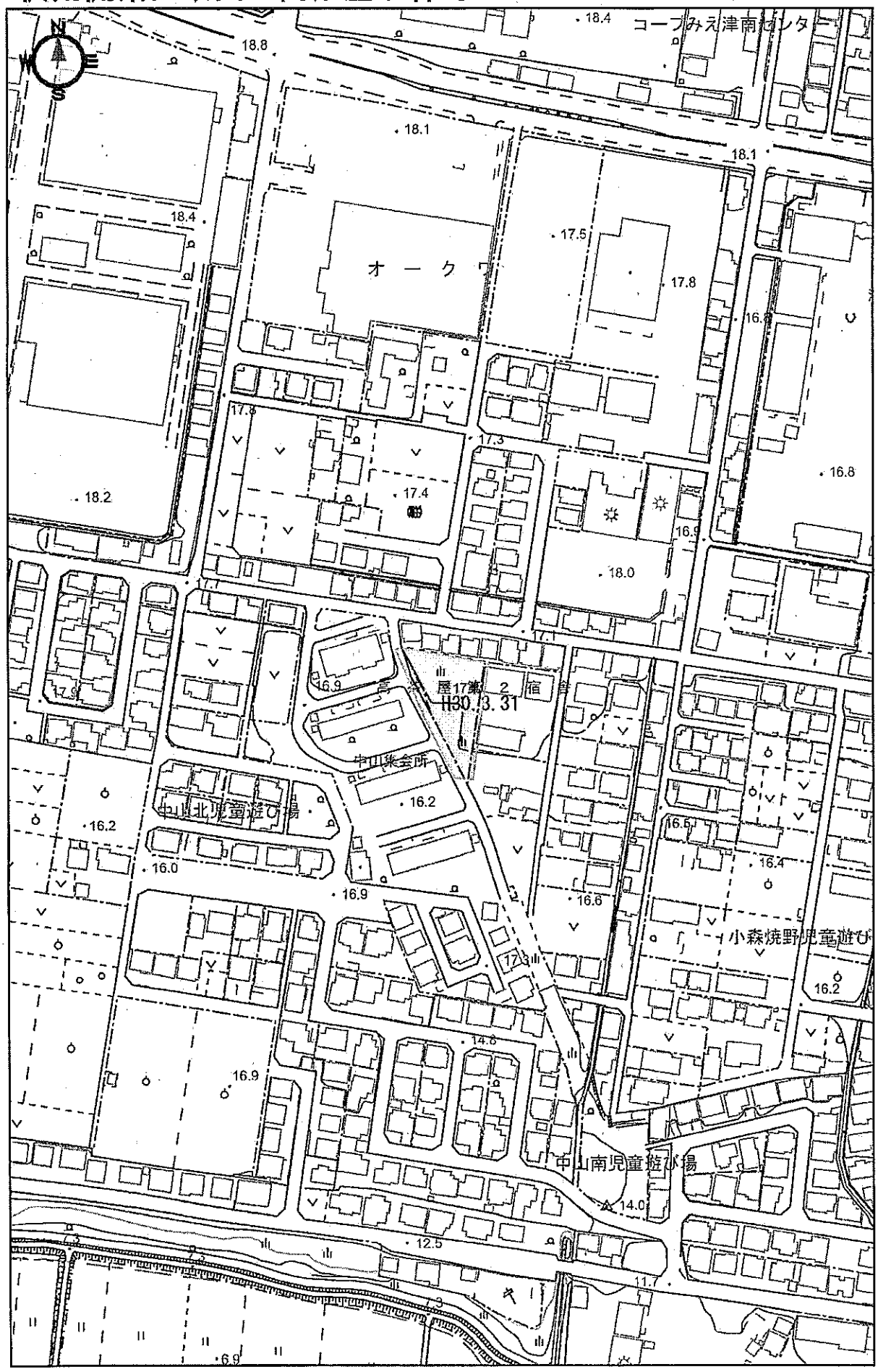

0　100m
1:2,500

津第３－１処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町　H30.3.31

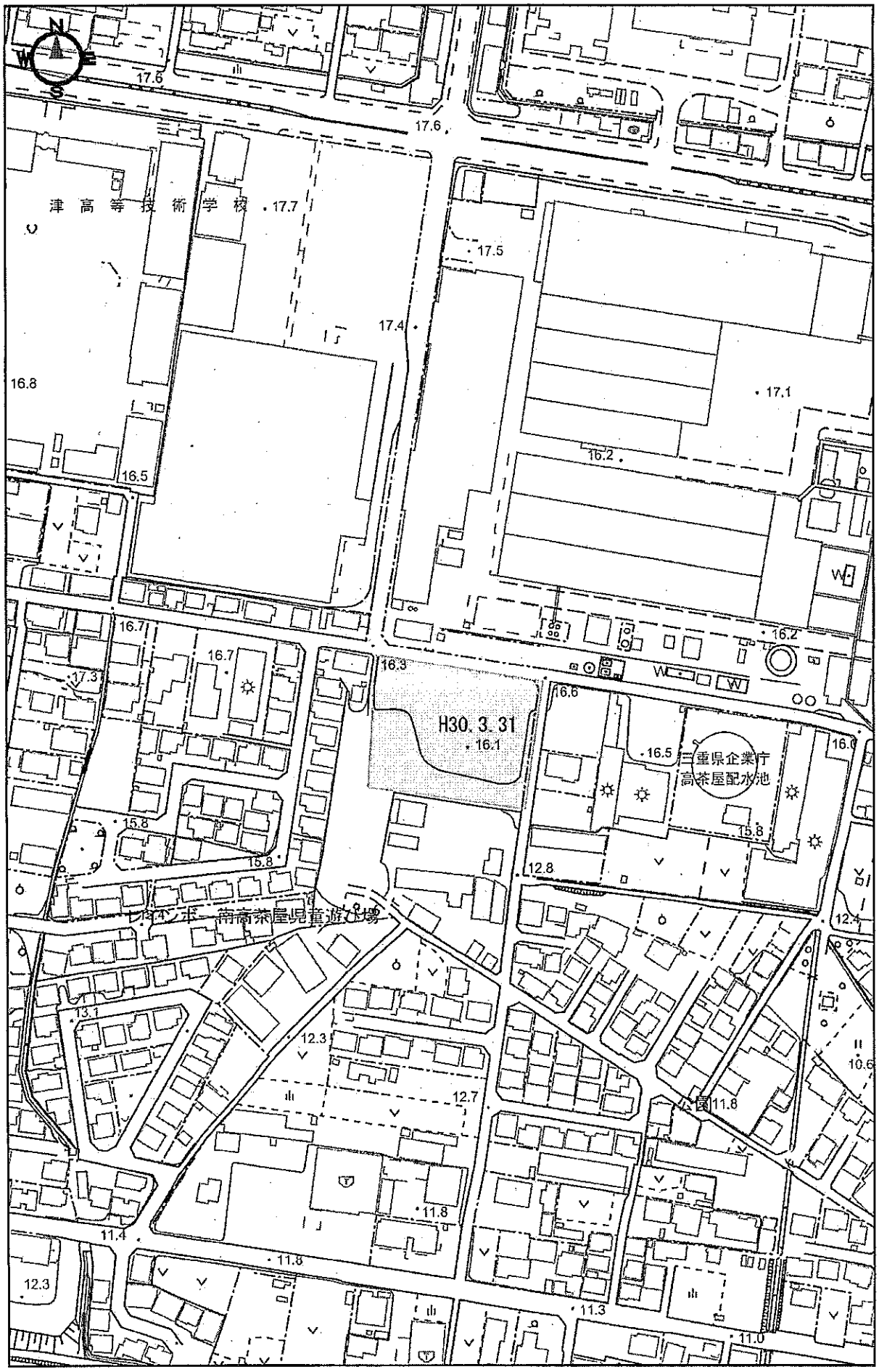

0　100m
1:2,500

津第３－１処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町　H30.3.31

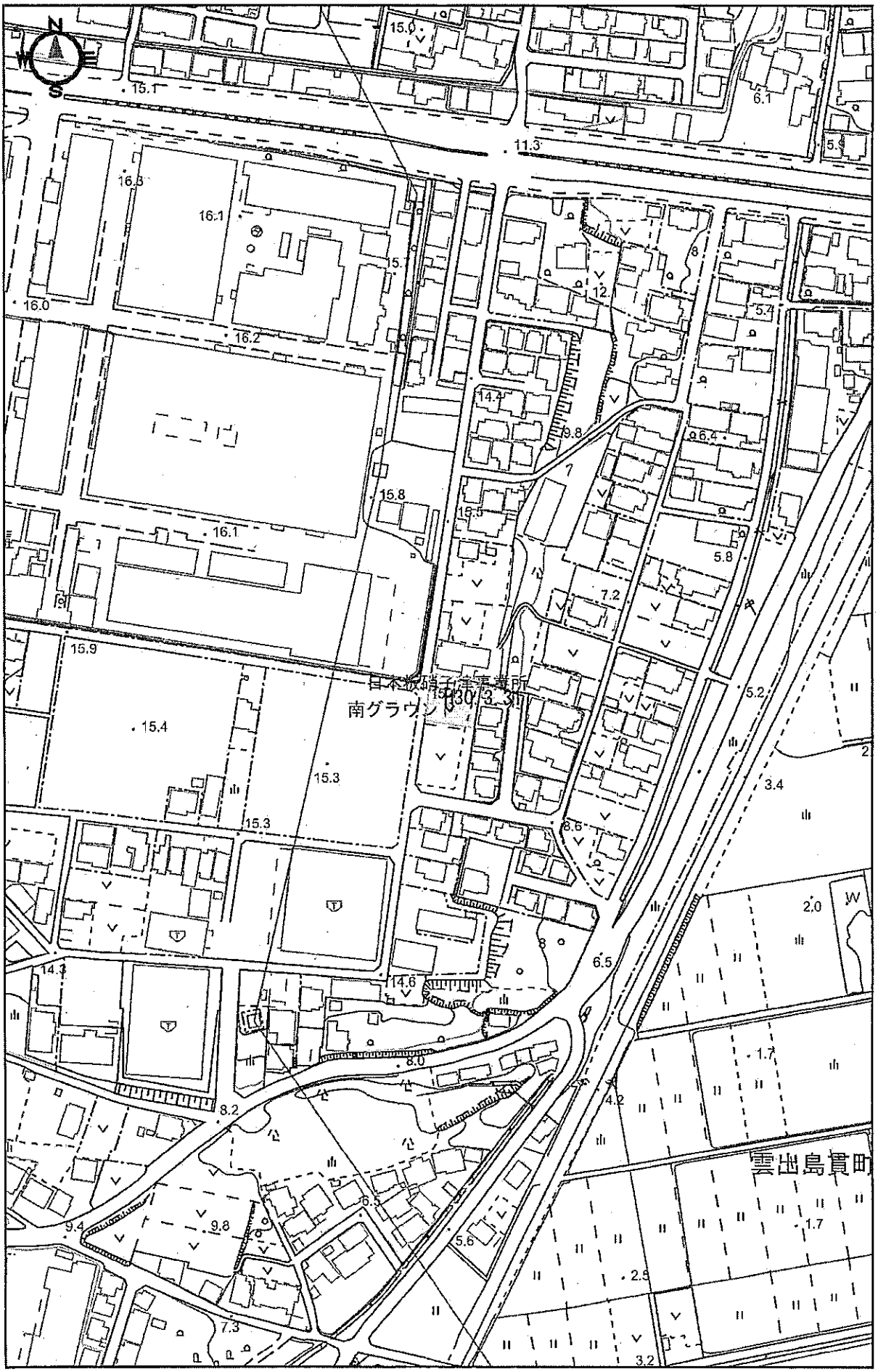

0　100m

1:2,500

津第３－２処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町　H30. 3. 31

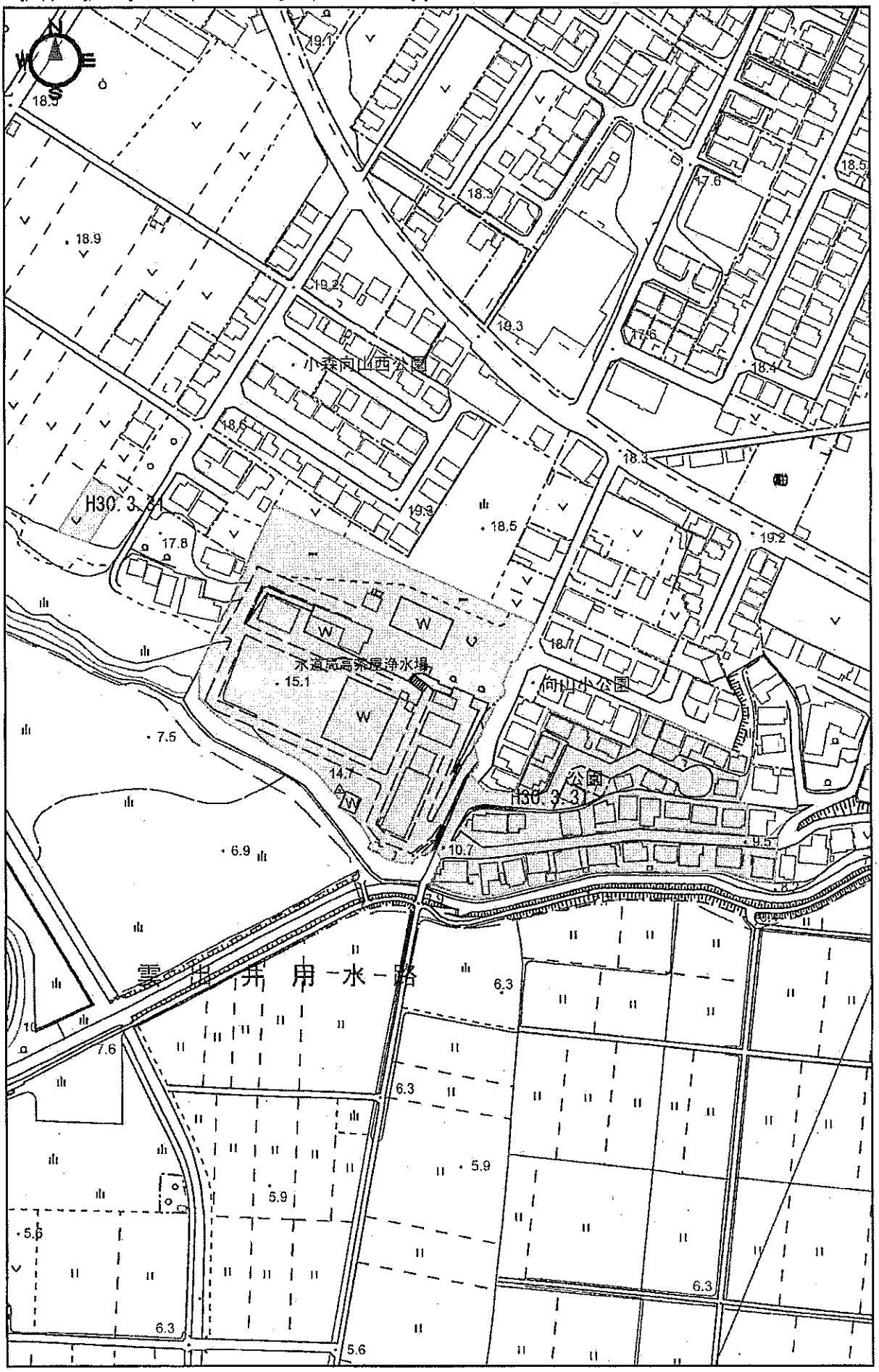

0　100m
1:2,500

津第３－３処理分区

供用開始区域図　高茶屋小森町　H30. 3. 31

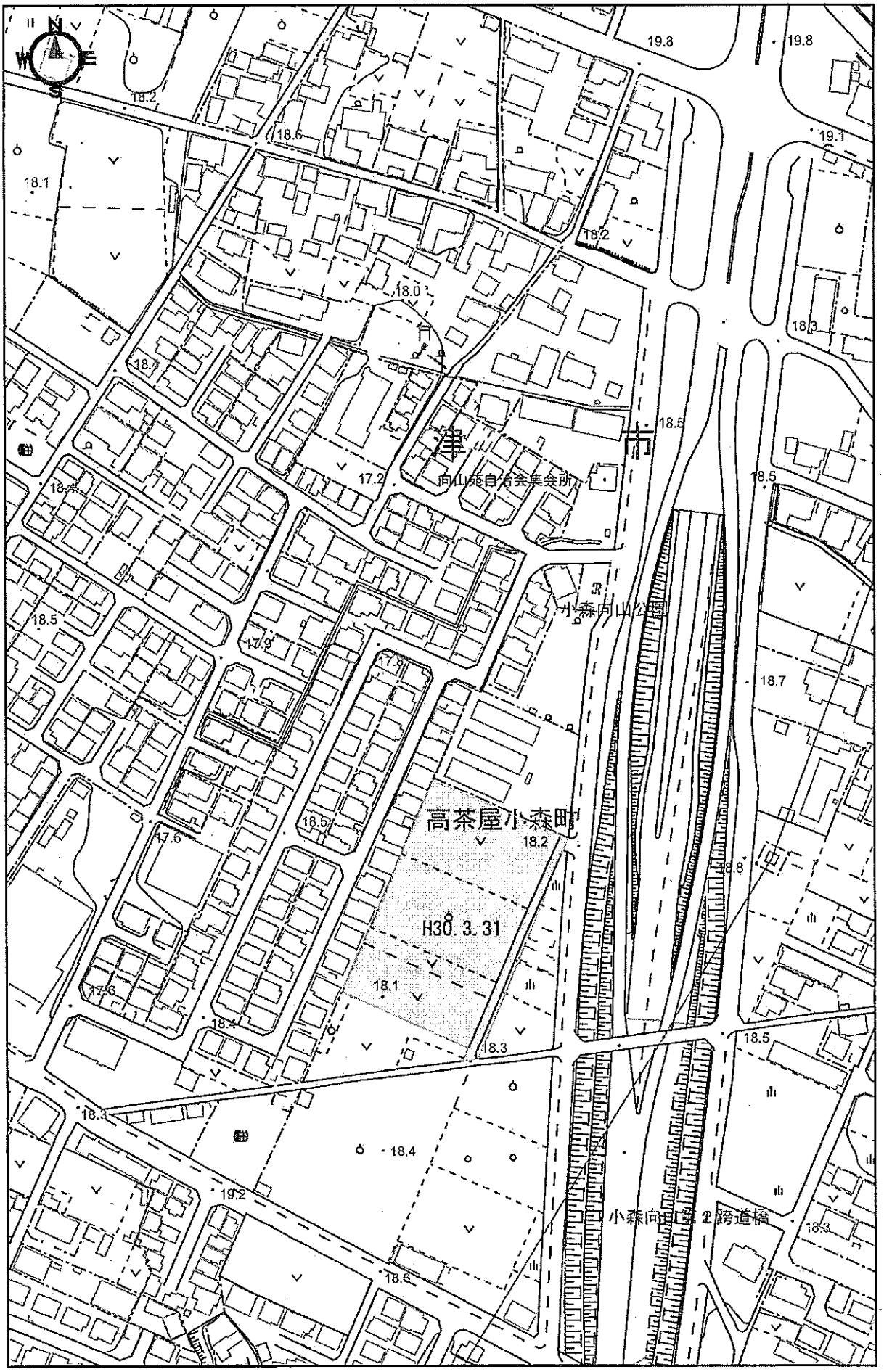

0　100m
1:2,500

津第３－３処理分区

供用開始区域図　高茶屋二丁目

H30. 3. 31

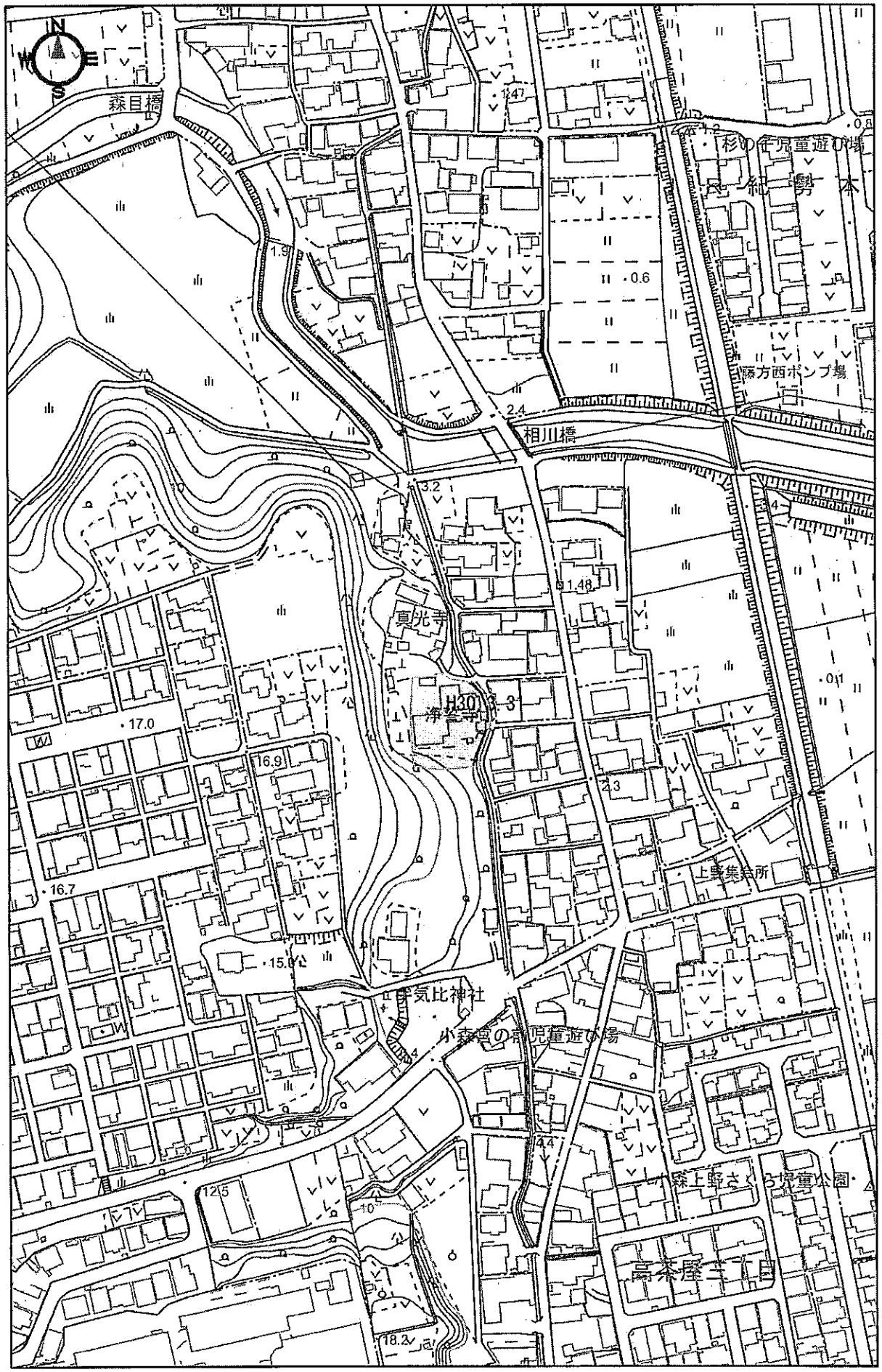

0　100m

1:2,500

津第４処理分区

供用開始区域図　垂水

H30. 3. 31

0　100m

1:2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　垂水

H30.3.31

0　100m

1:2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　垂水

H30. 3. 31

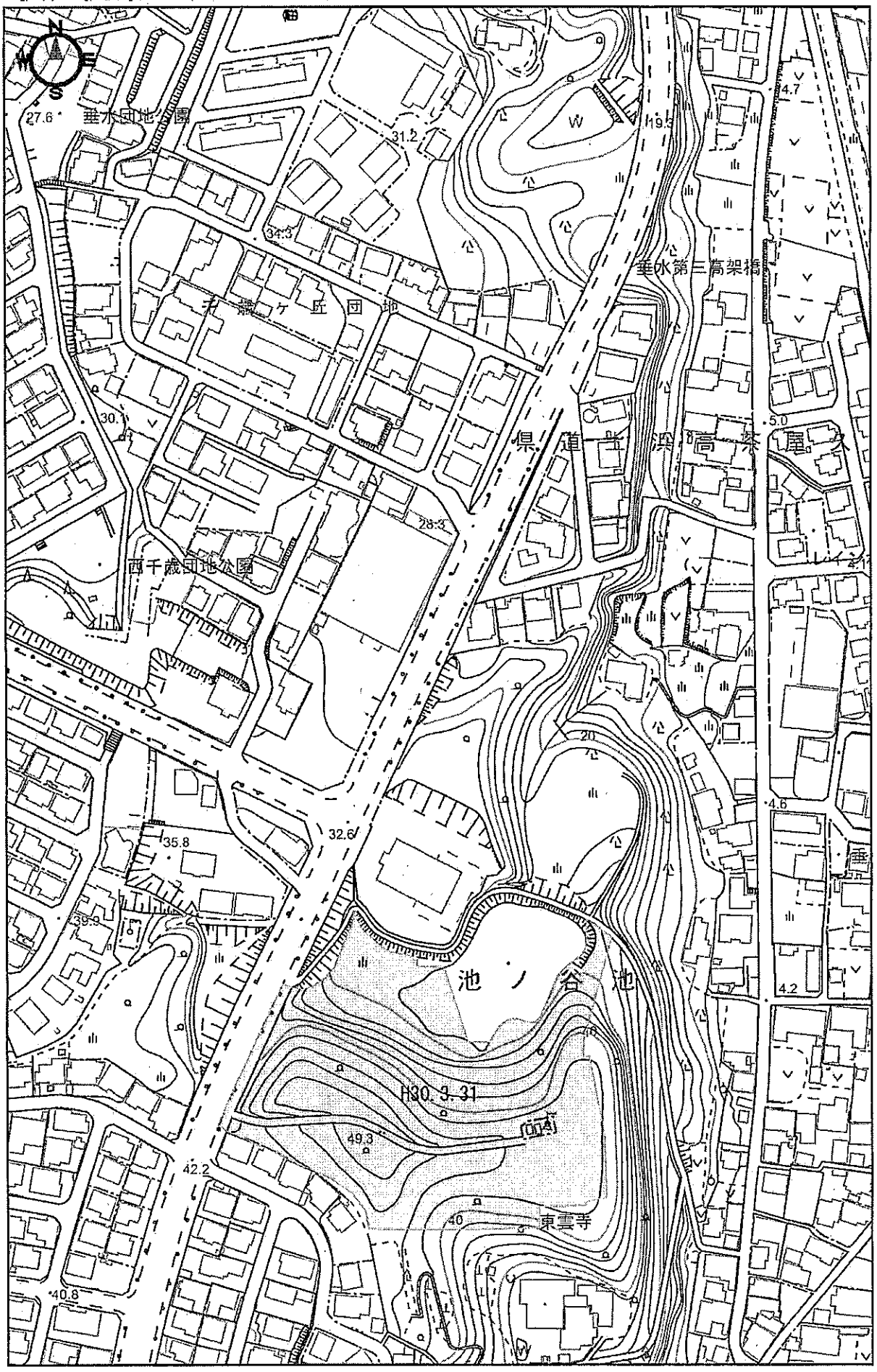

0　100m

1:2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　垂水

H30. 3. 31

0　100m

1:2,500

津第５－３処理分区

供用開始区域図　垂水

H30. 3. 31

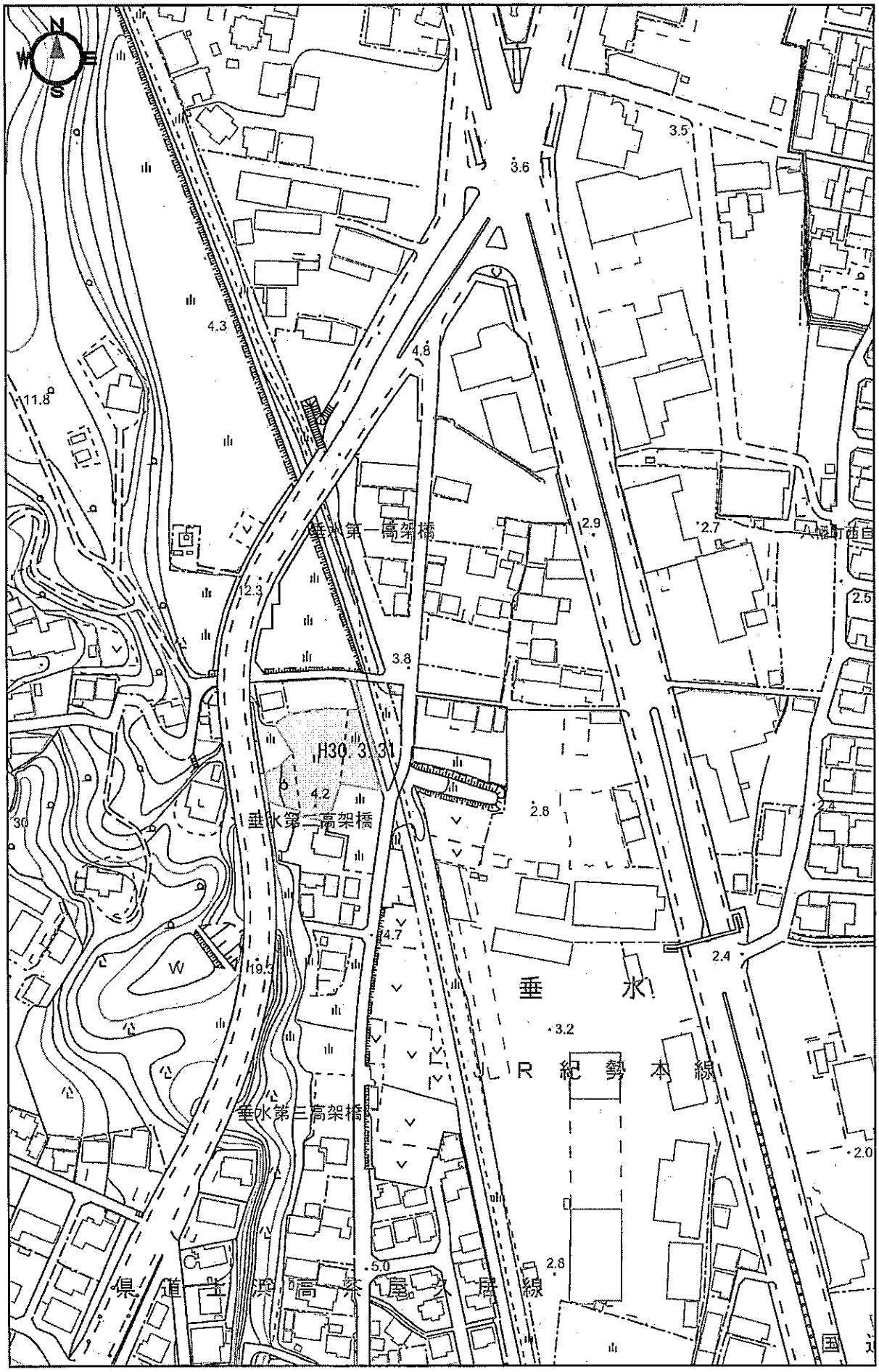

0　100m

1:2,500

津第５－３処理分区

供用開始区域図　垂水及び津興　　H30.3.31

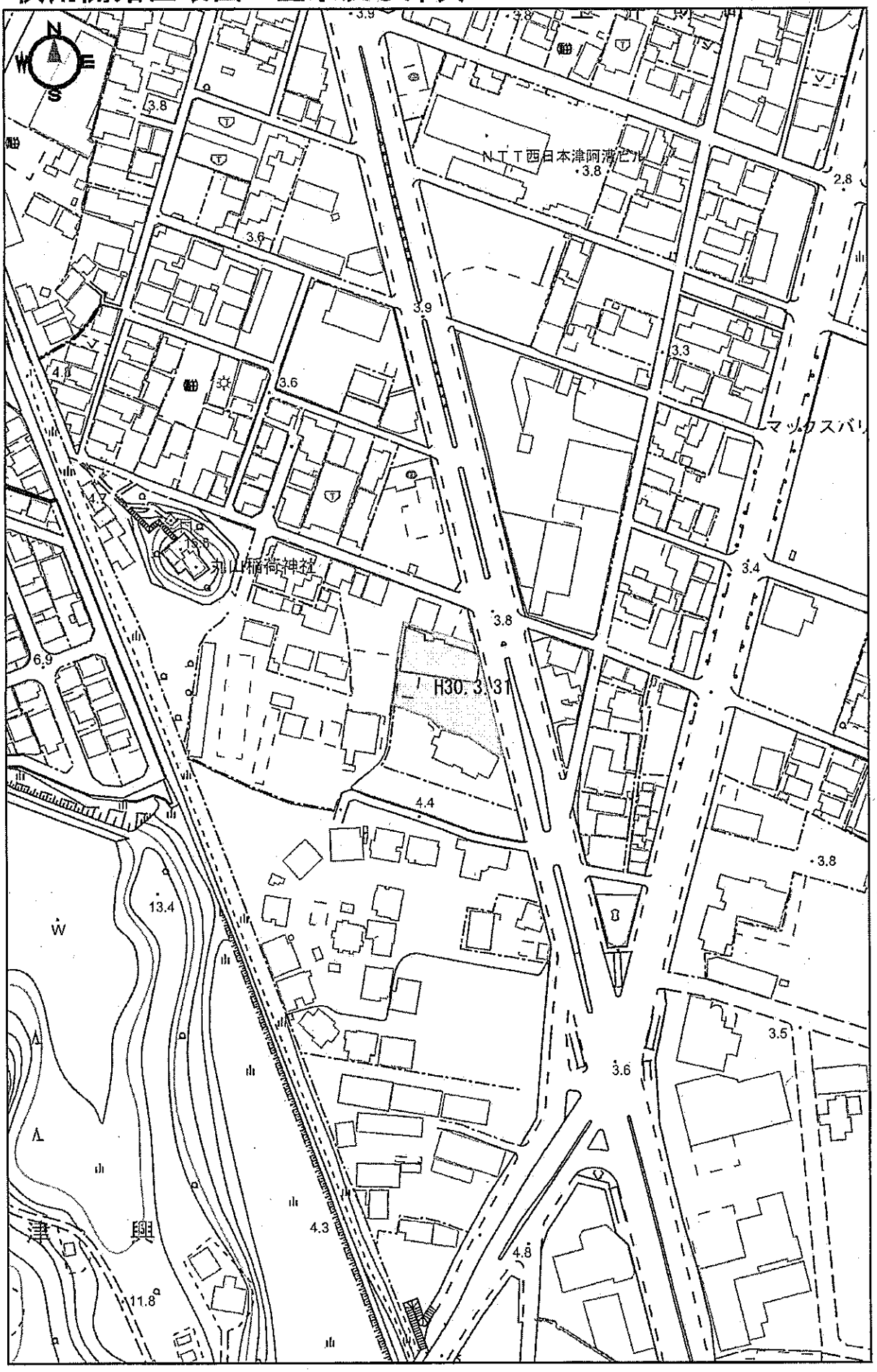

0　100m
1:2,500

津第５－３処理分区

供用開始区域図　垂水及び藤方

H30. 3. 31

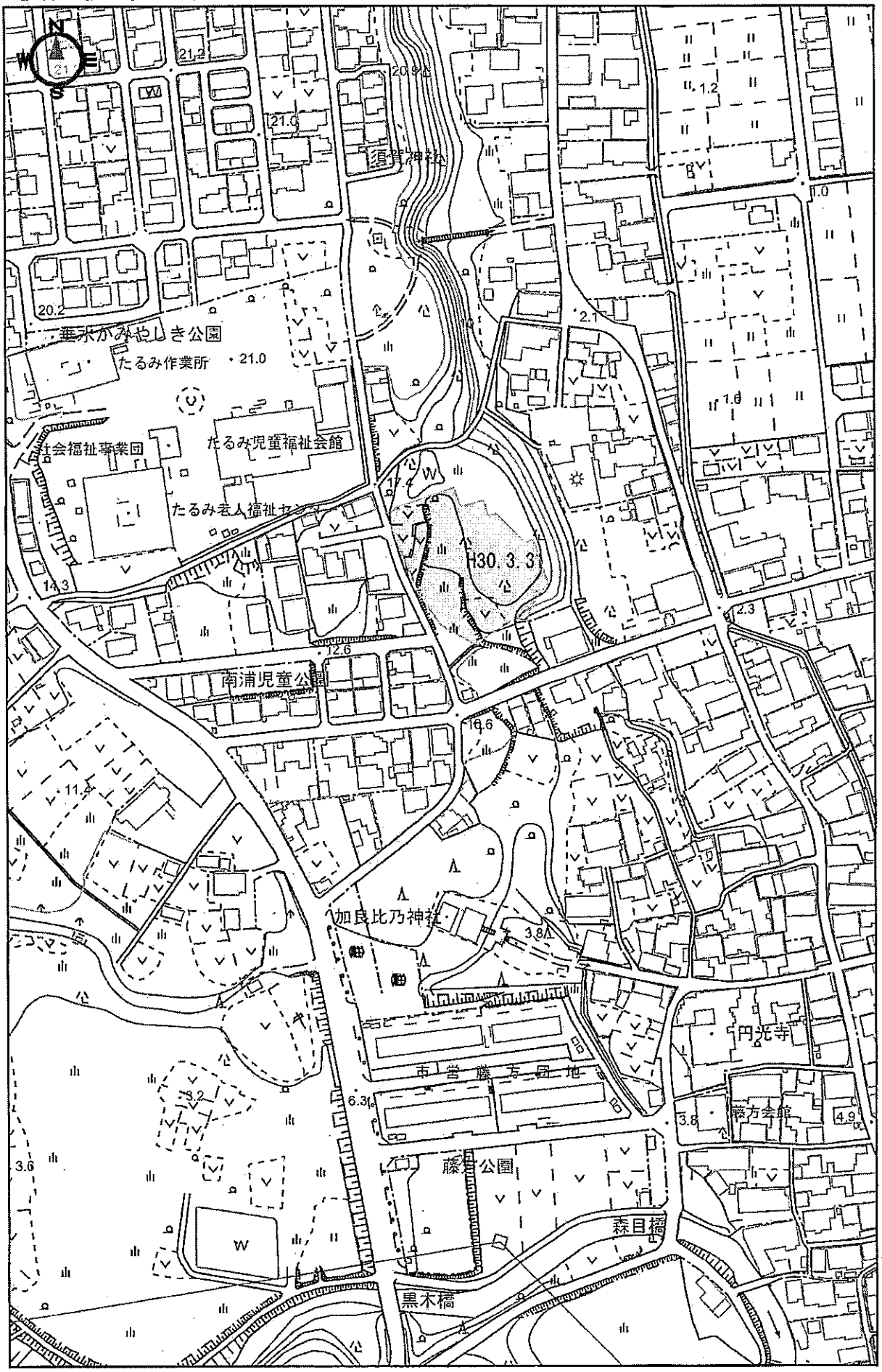

0　100m

1:2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　藤方

H30. 3. 31

0　100m

1:2,500

津第５－１処理分区

供用開始区域図　藤方

H30. 3. 31

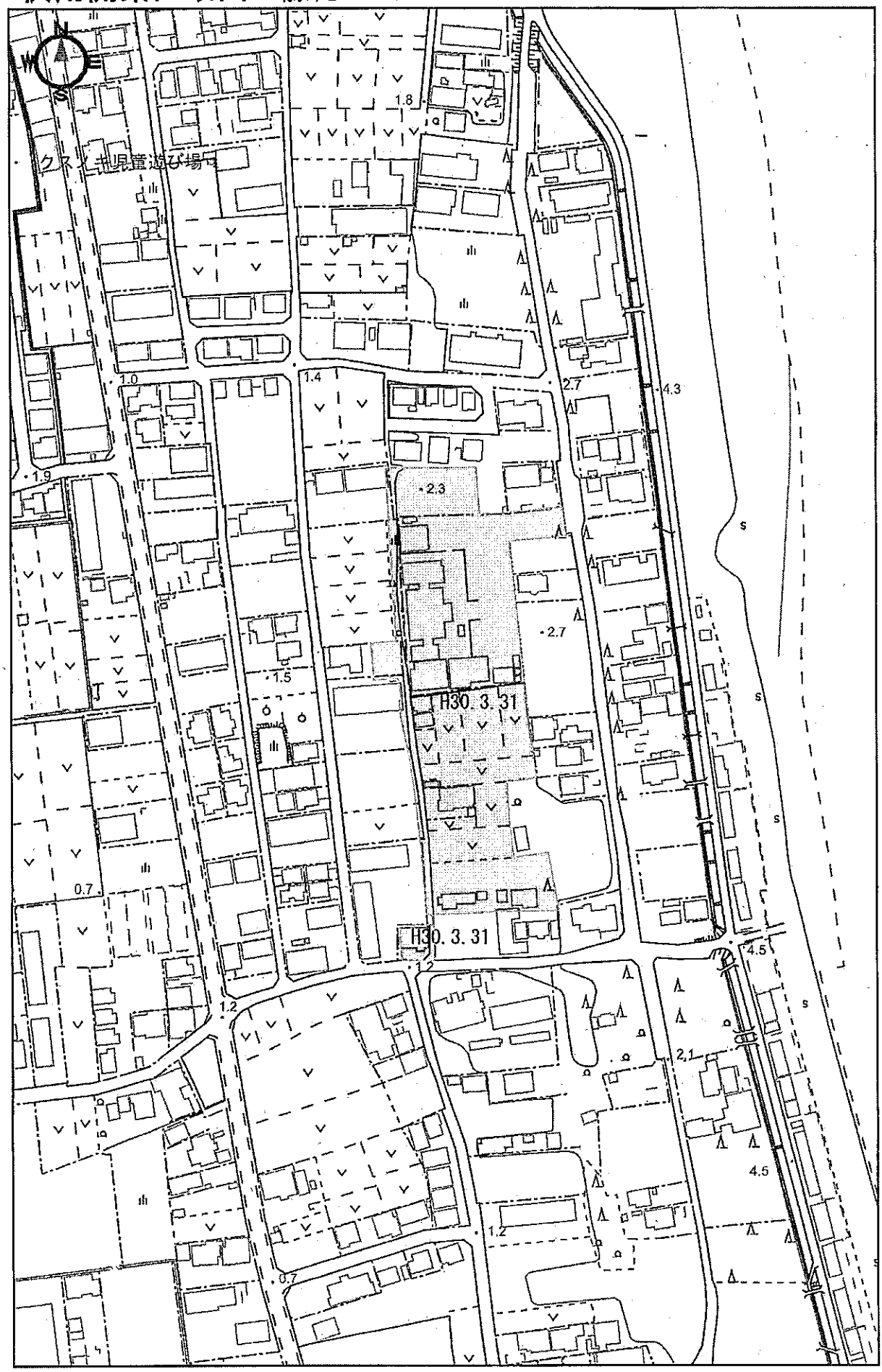

0　100m

1:2,500

津第５－２処理分区

供用開始区域図　藤方

H30. 3. 31

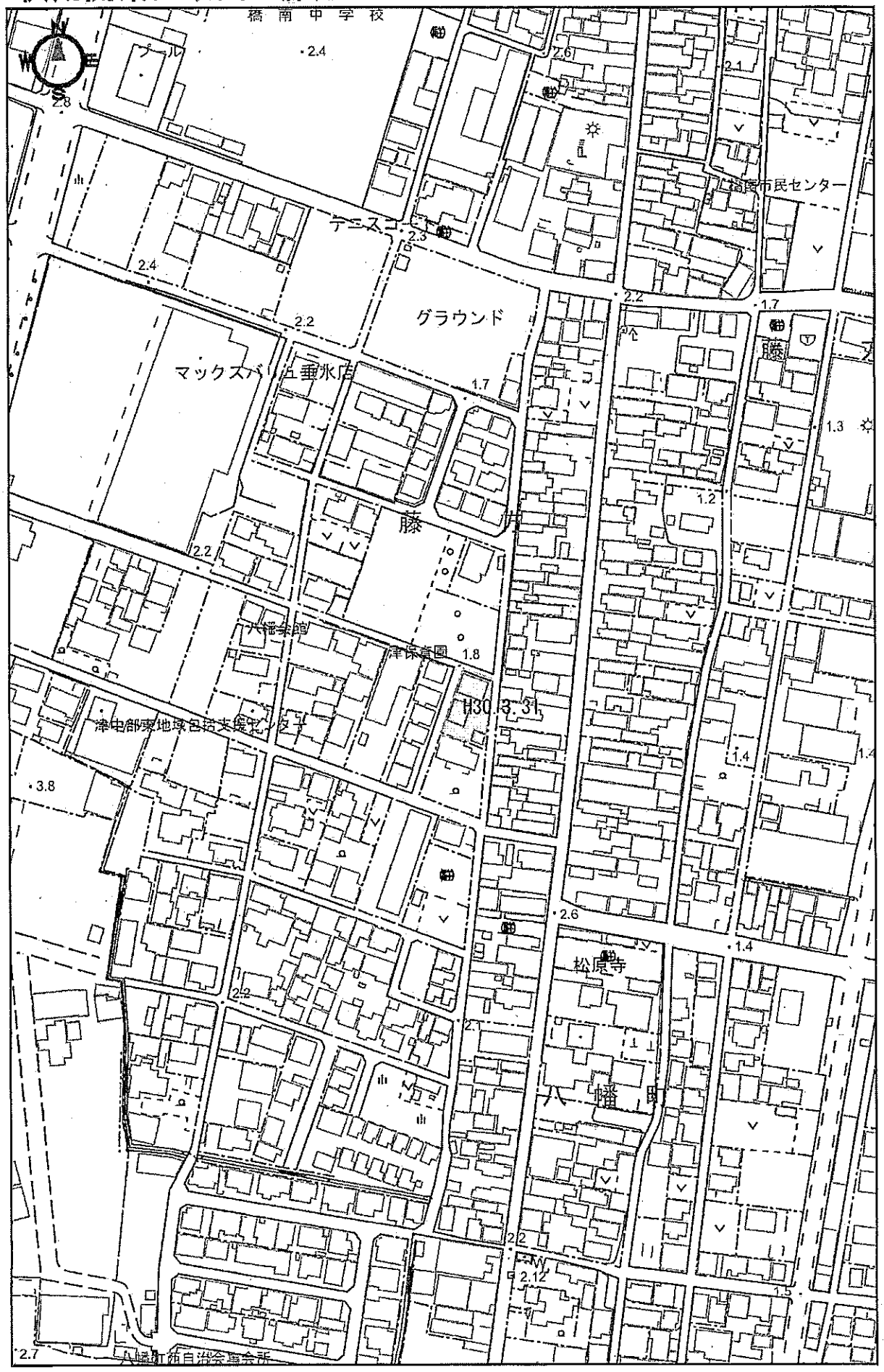

0　100m

1:2,500

津第５－３処理分区

供用開始区域図　柳山津興

H30. 3. 31

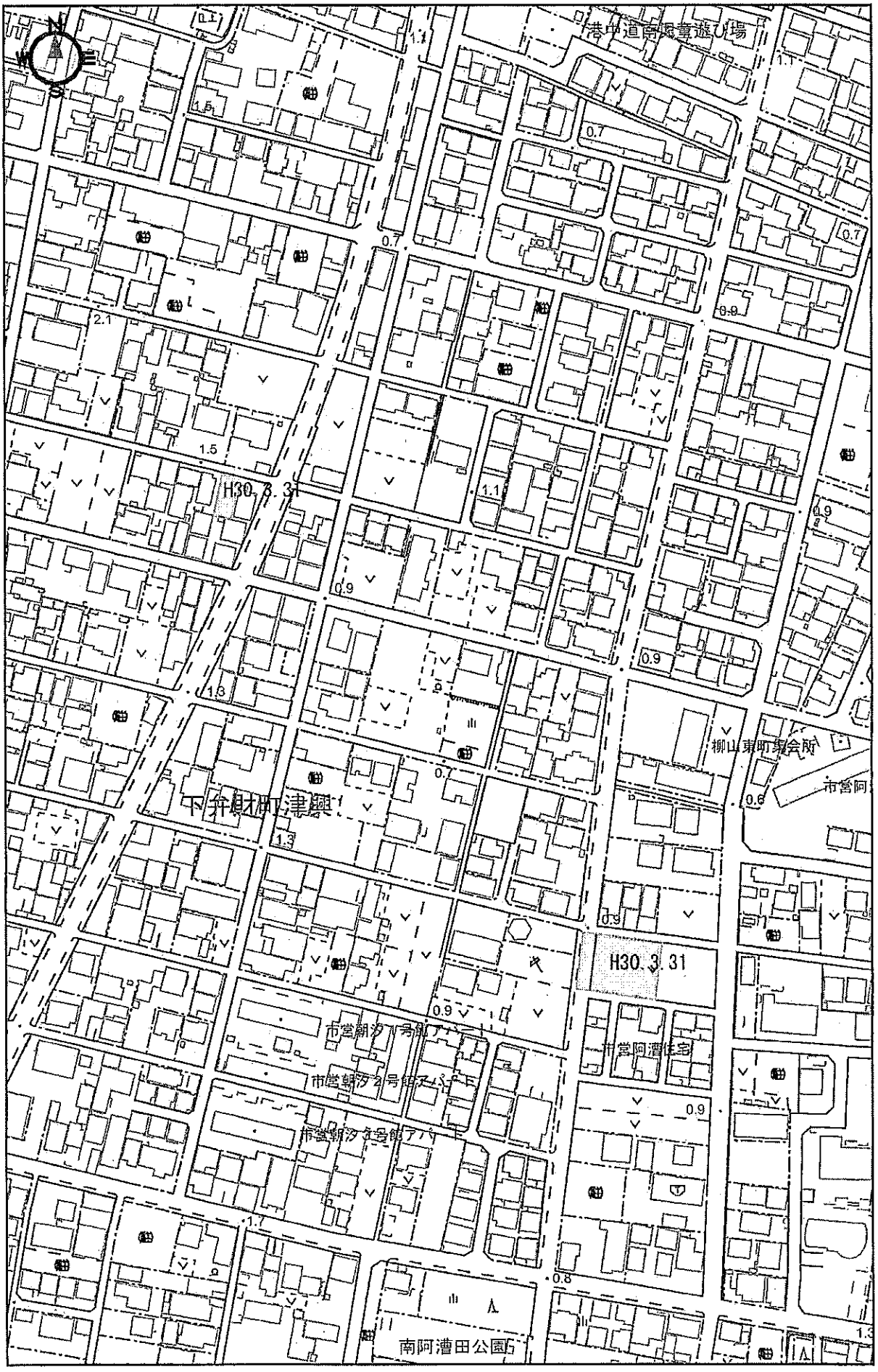

0　100m

1:2,500

津第５－４処理分区

供用開始区域図　柳山津興

H30. 3. 31

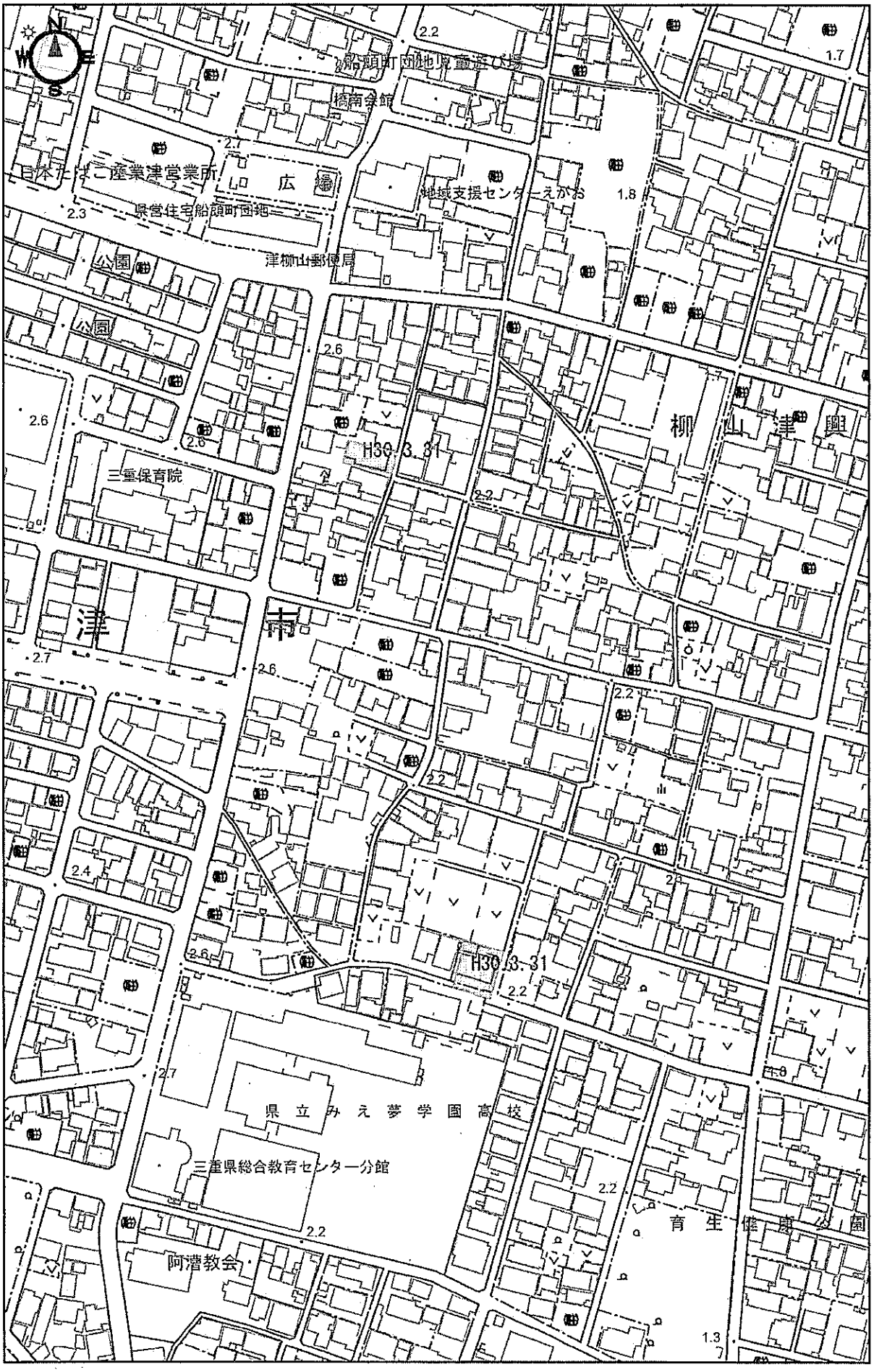

0　100m

1:2,500

津第５－４処理分区

供用開始区域図　半田

H30. 3. 31

0　100m

1:2,500

津第５－５処理分区

供用開始区域図　半田

H30. 3. 31

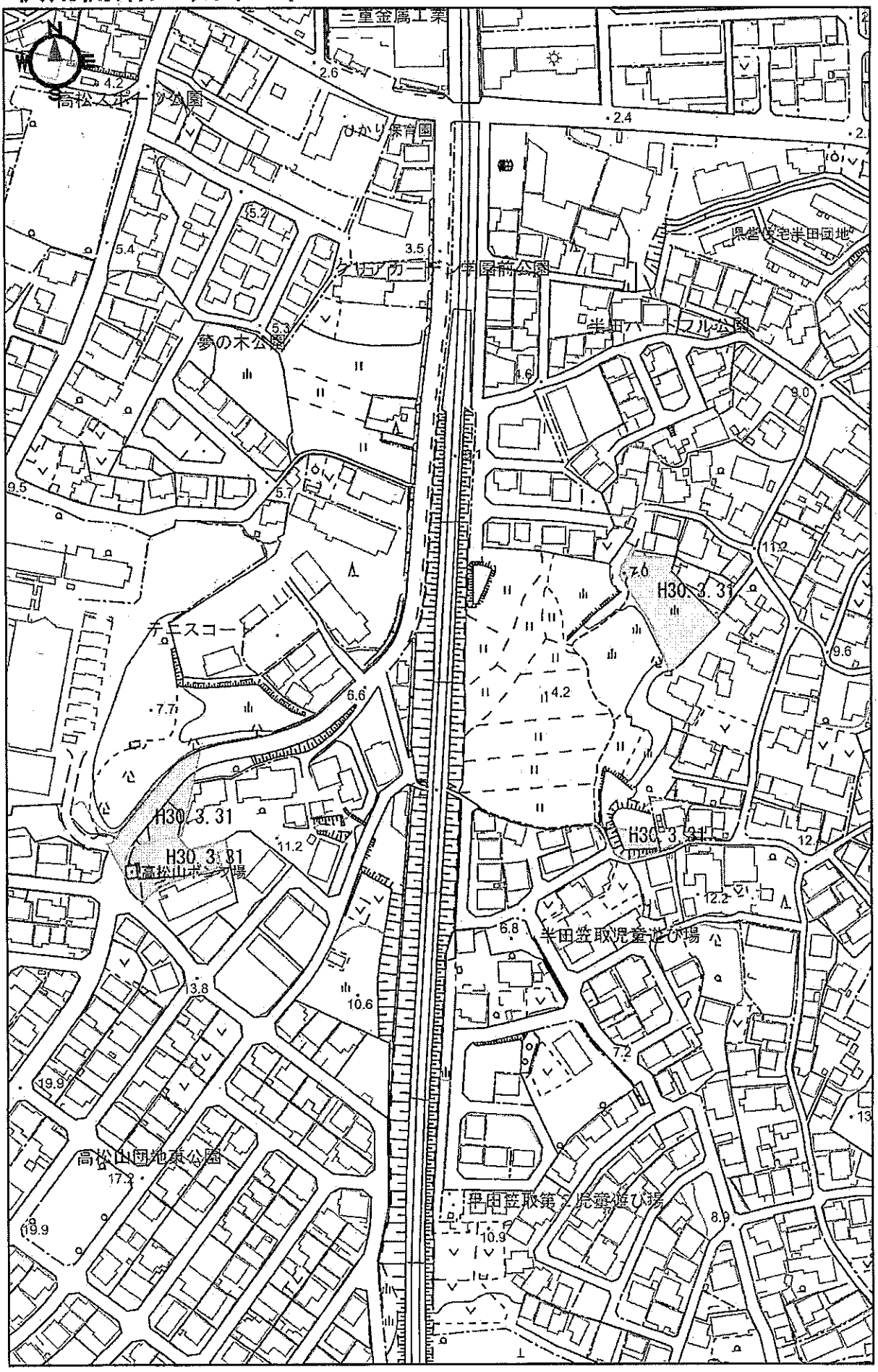

0　100m

1:2,500

津第５－５処理分区

供用開始区域図　修成町

H30. 3. 31

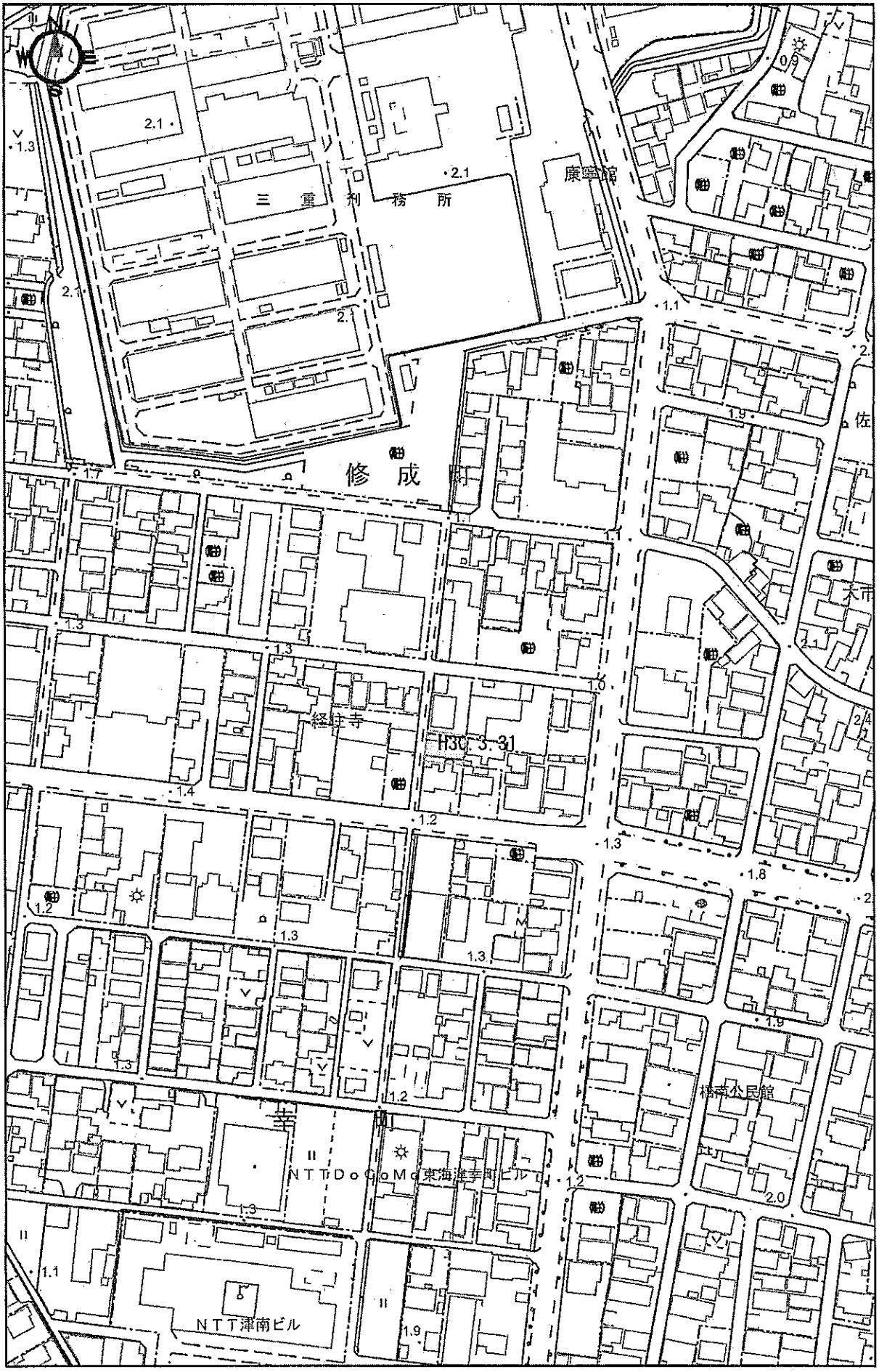

0　100m

1:2,500

津第５－４処理分区

供用開始区域図　神納町

H30. 3. 31

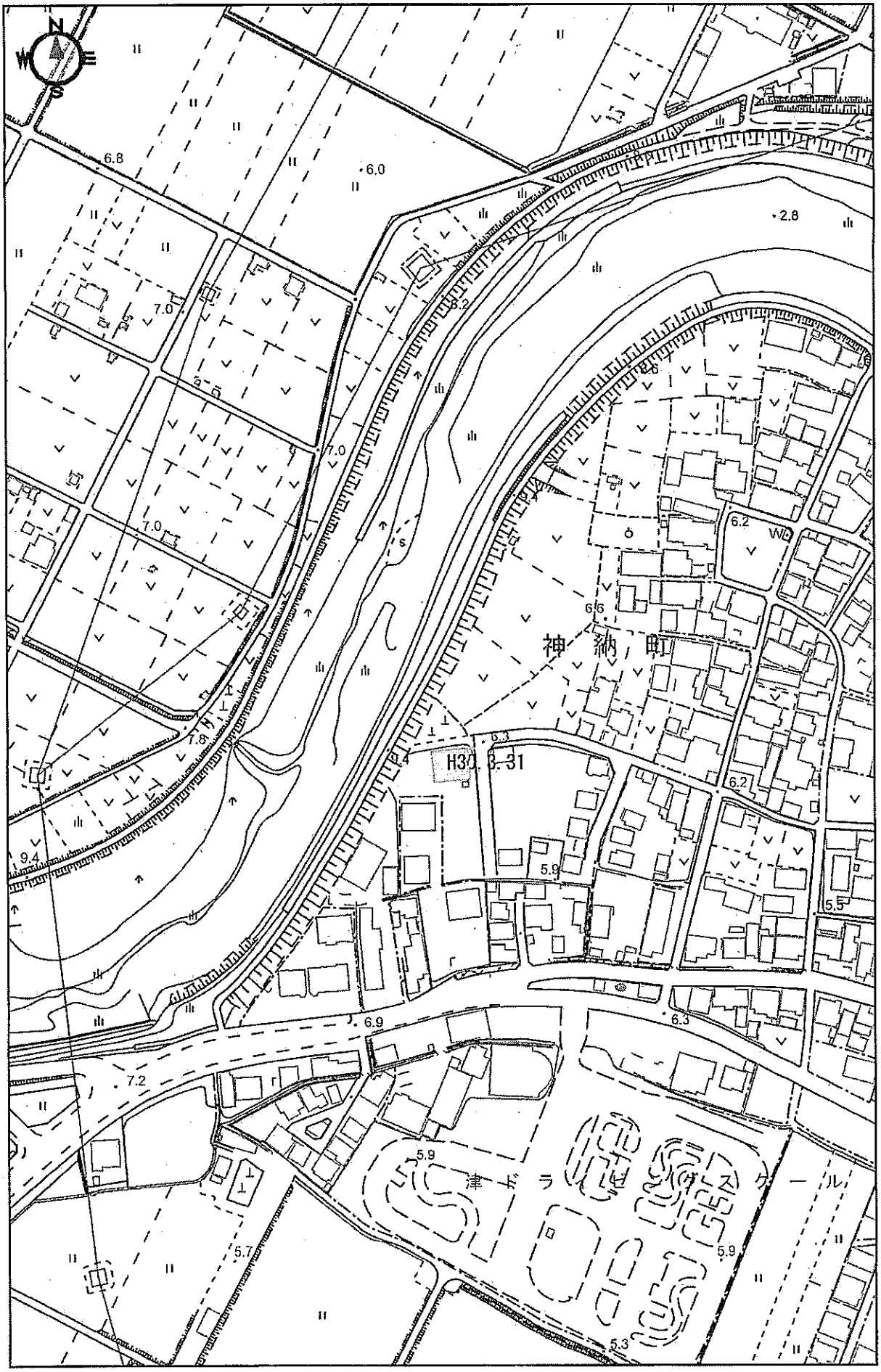

0　100m

1:2,500

津第５－６処理分区

供用開始区域図　新家町

H30. 3. 31

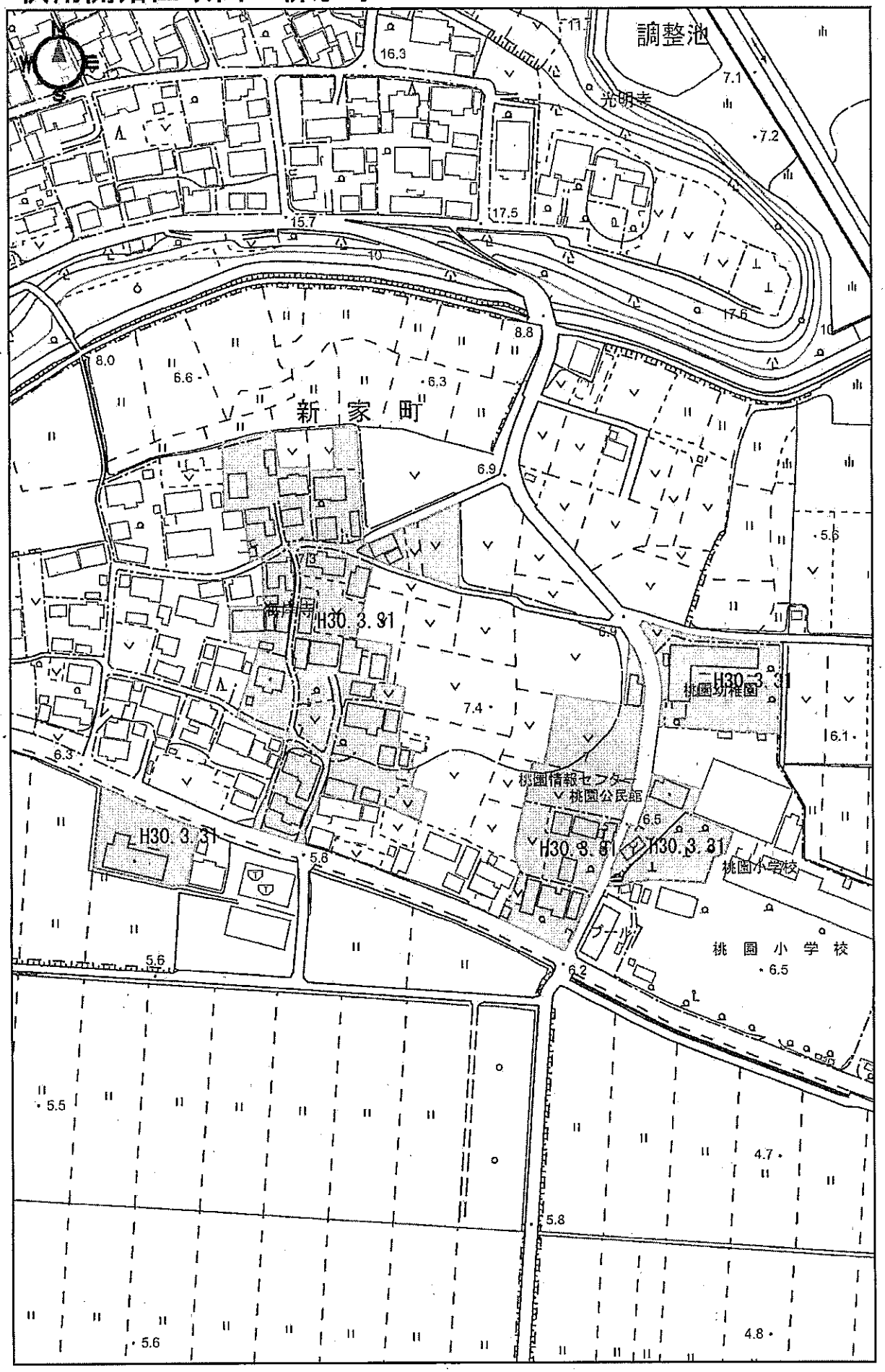

0　100m

1:2,500

久居南部処理分区

供用開始区域図　木造町

H30. 3. 31

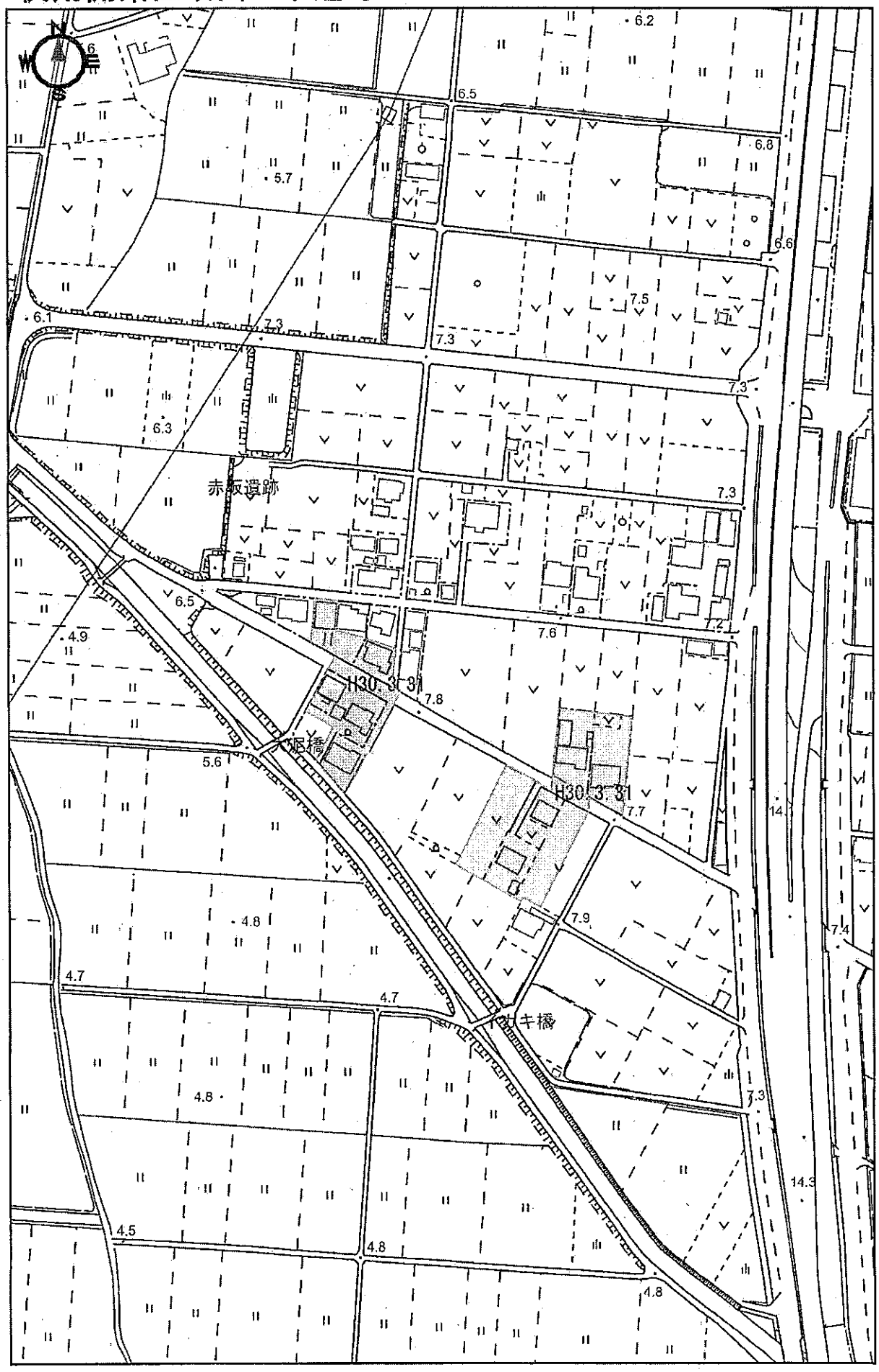

0　100m

1:2,500

久居南部処理分区

供用開始区域図　久居野村町

H30. 3. 31

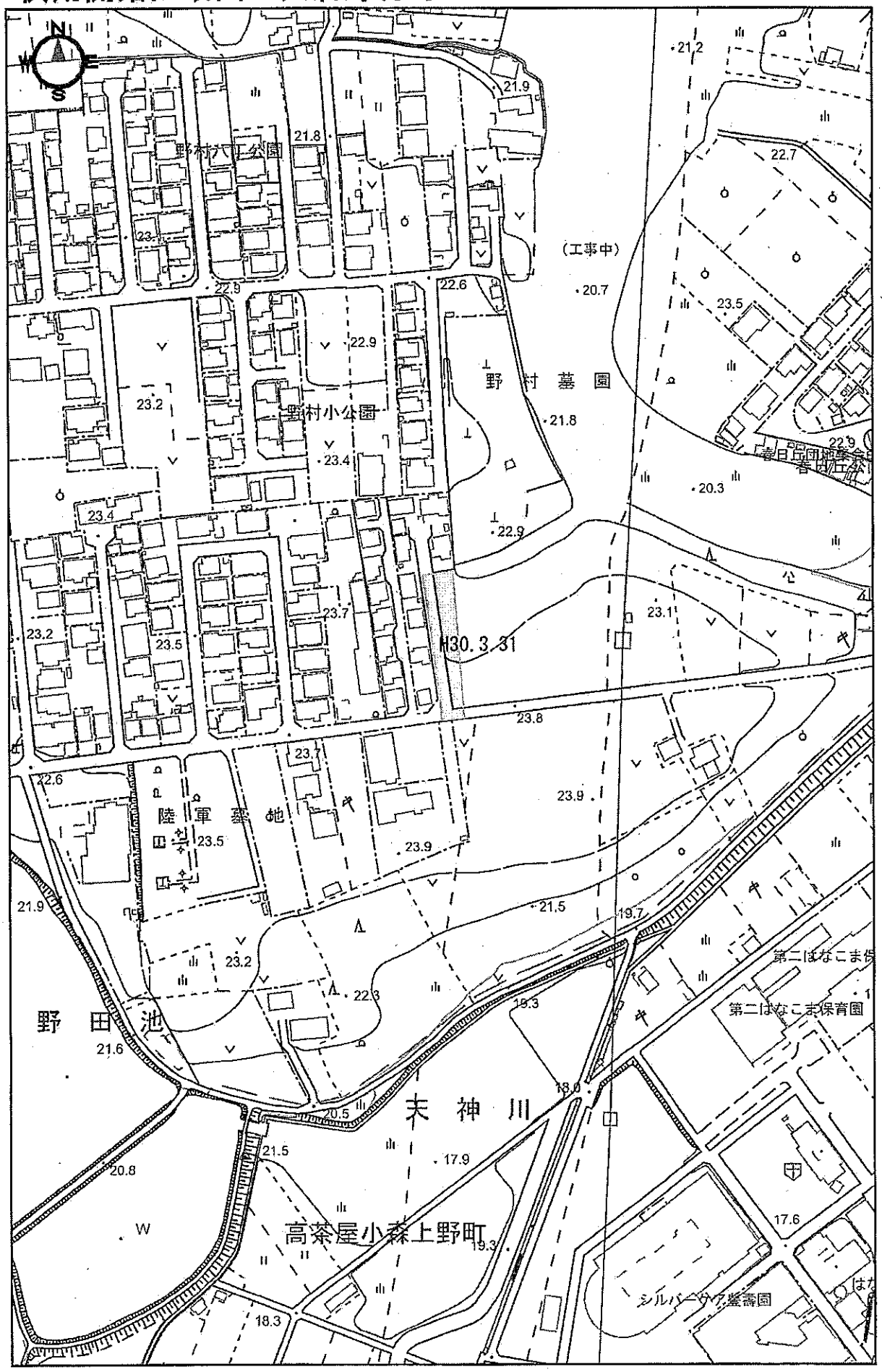

0　100m

1:2,500

久居北部処理分区

供用開始区域図　久居北口町

H30. 3. 31

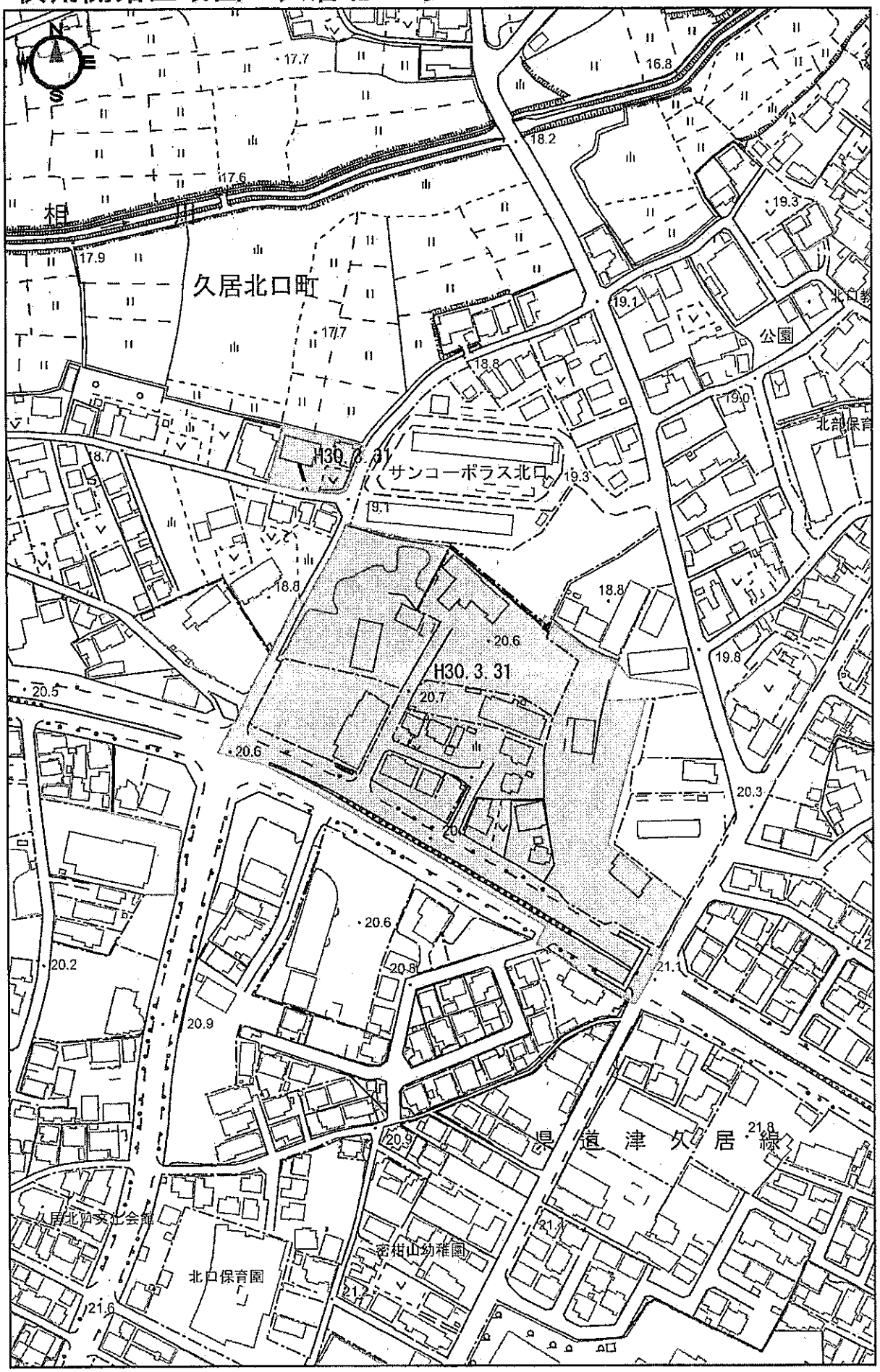

0　100m

1:2,500

久居北部処理分区

供用開始区域図　久居新町

H30. 3. 31

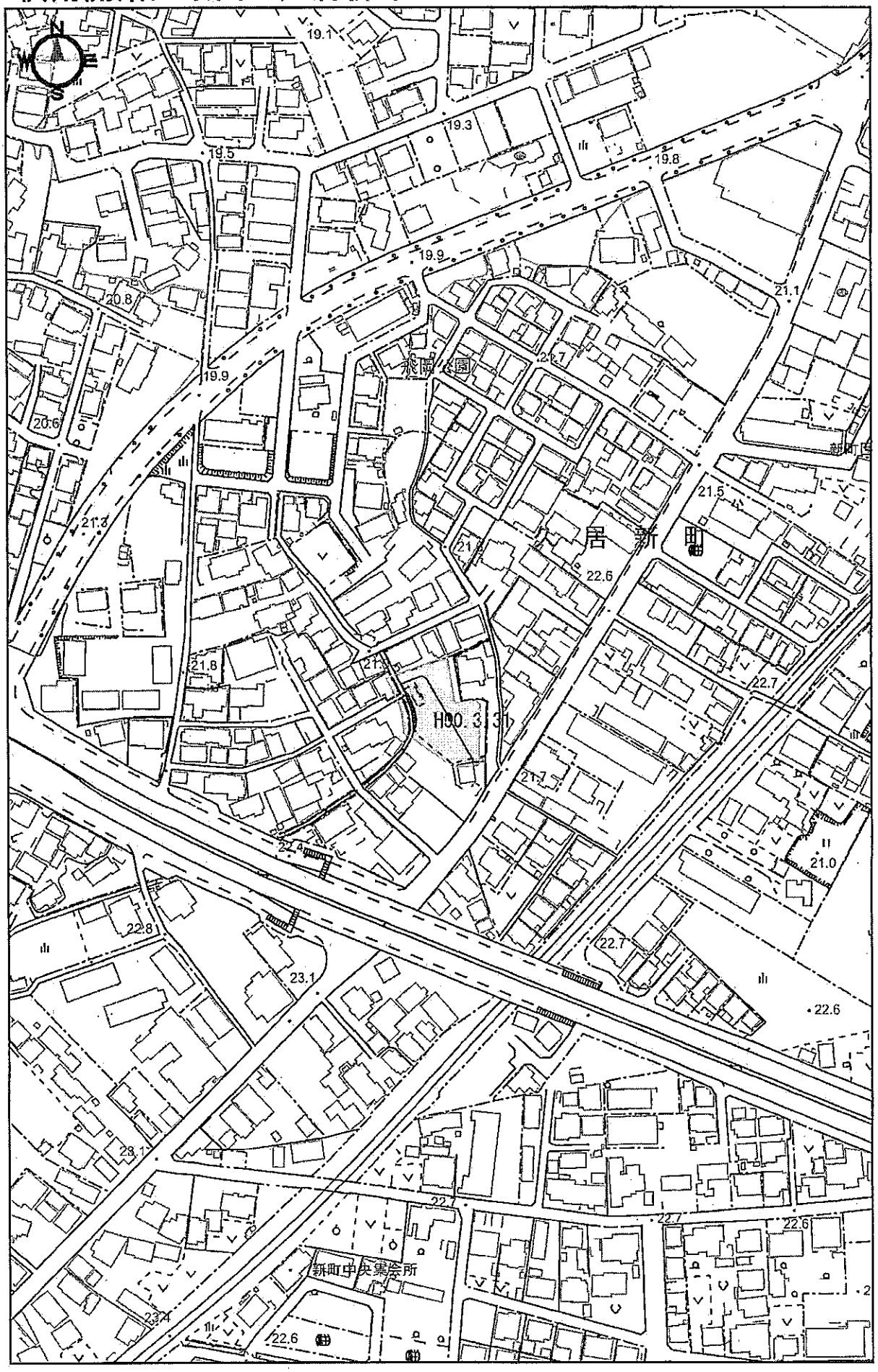

0　100m

1:2,500

久居北部処理分区

供用開始区域図　白山町川口　　H30. 3. 31

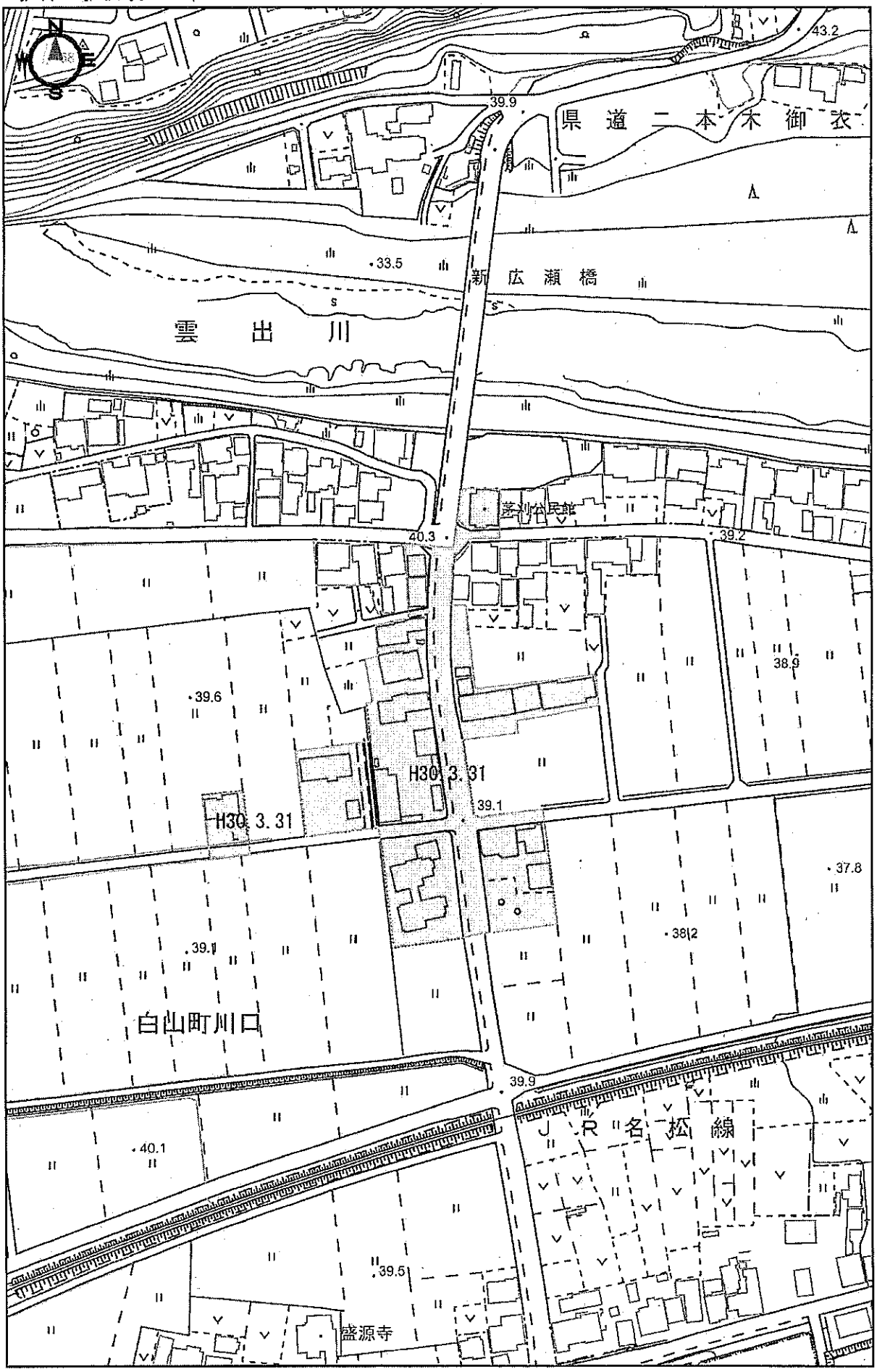

0　100m

1:2,500

白山第２処理分区

供用開始区域図　一志町大仰　　H30.3.31

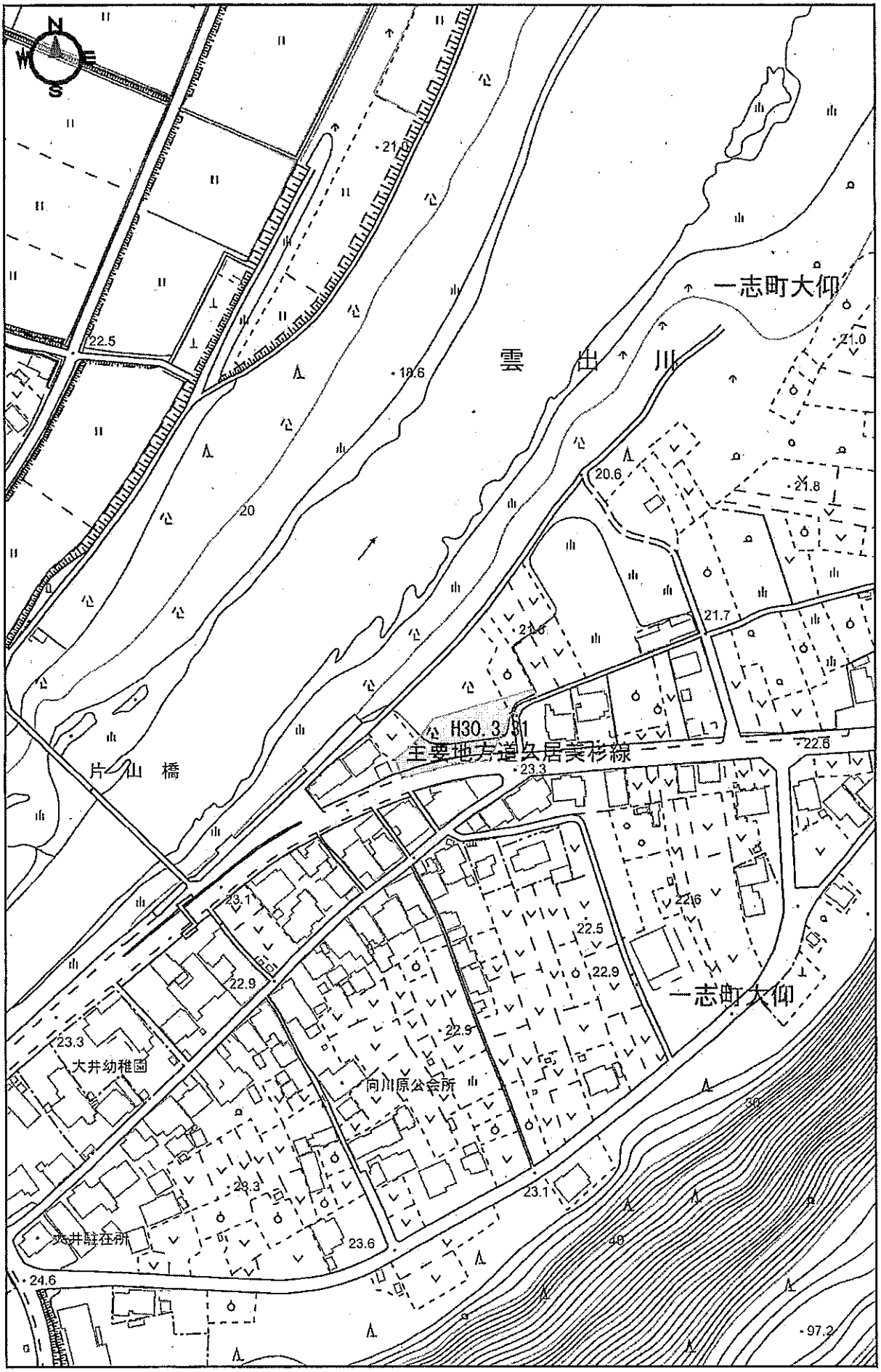

0　100m
1:2,500

一志第３－３処理分区

供用開始区域図　一志町田尻

H30. 3. 31

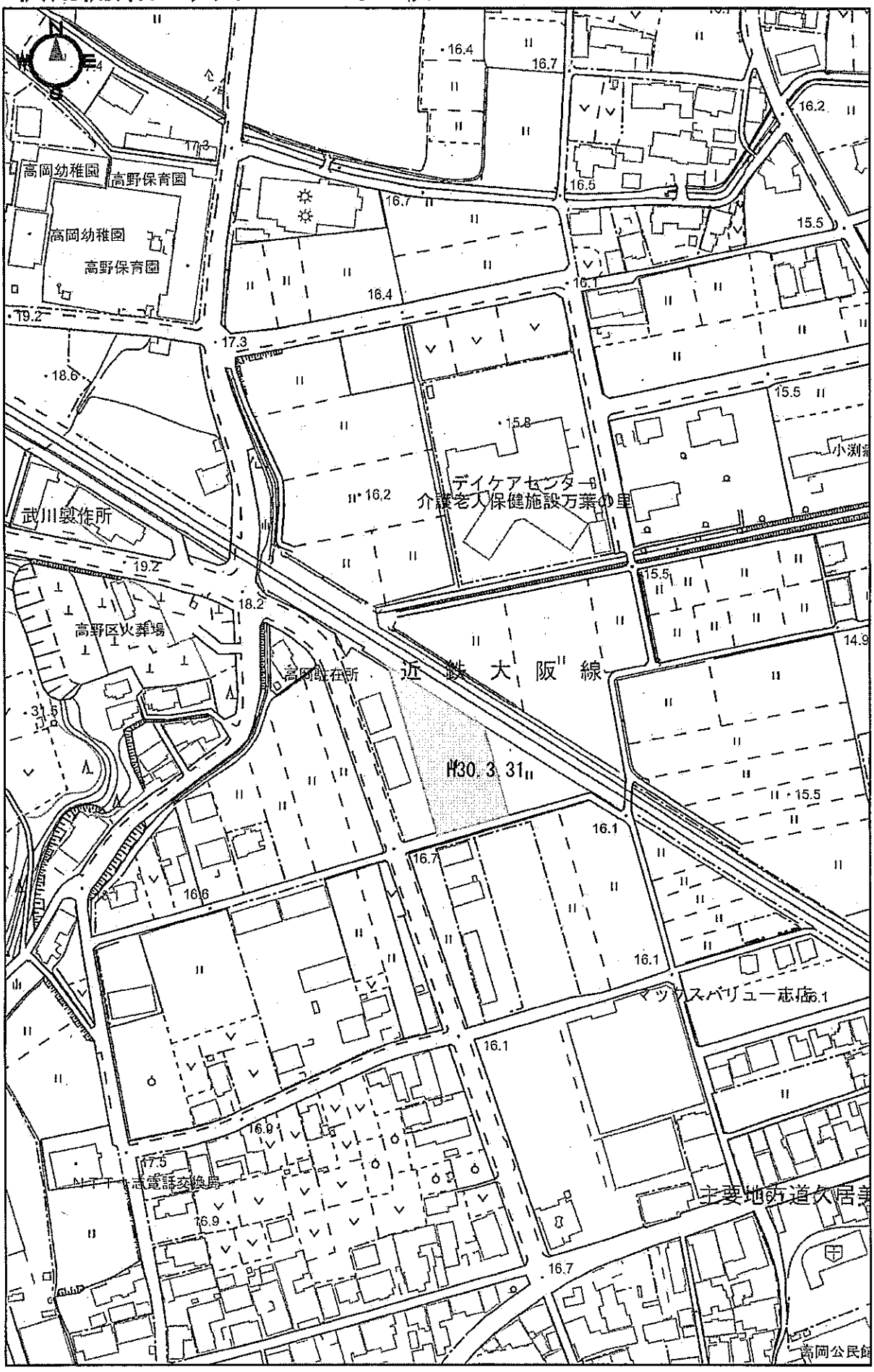

0　100m

1:2,500

一志第３－１処理分区

供用開始区域図　芸濃町椋本　　H30. 3. 31

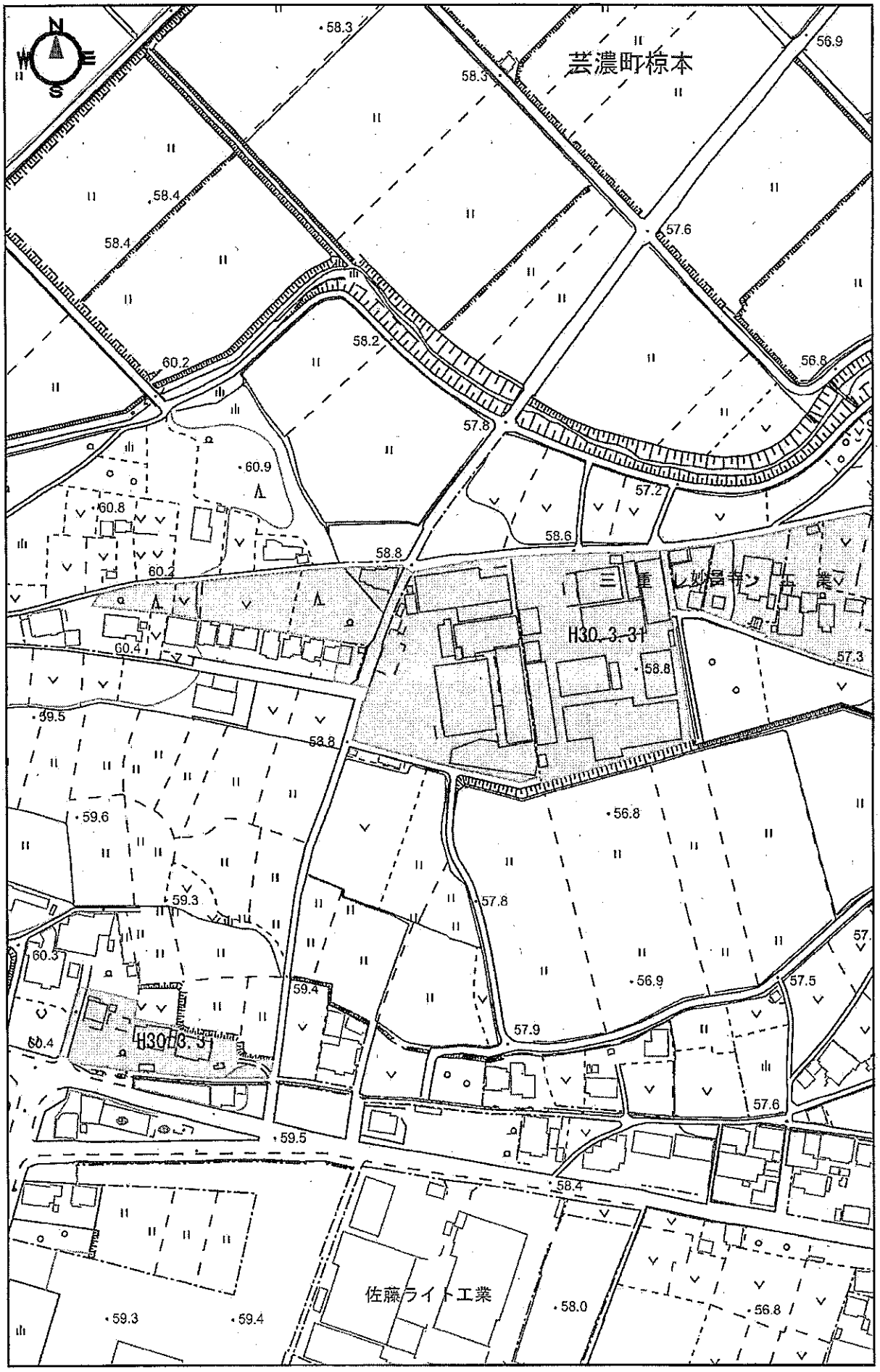

0　100m

1:2,500

椋本処理区

供用開始区域図　芸濃町椋本　　H30. 3. 31

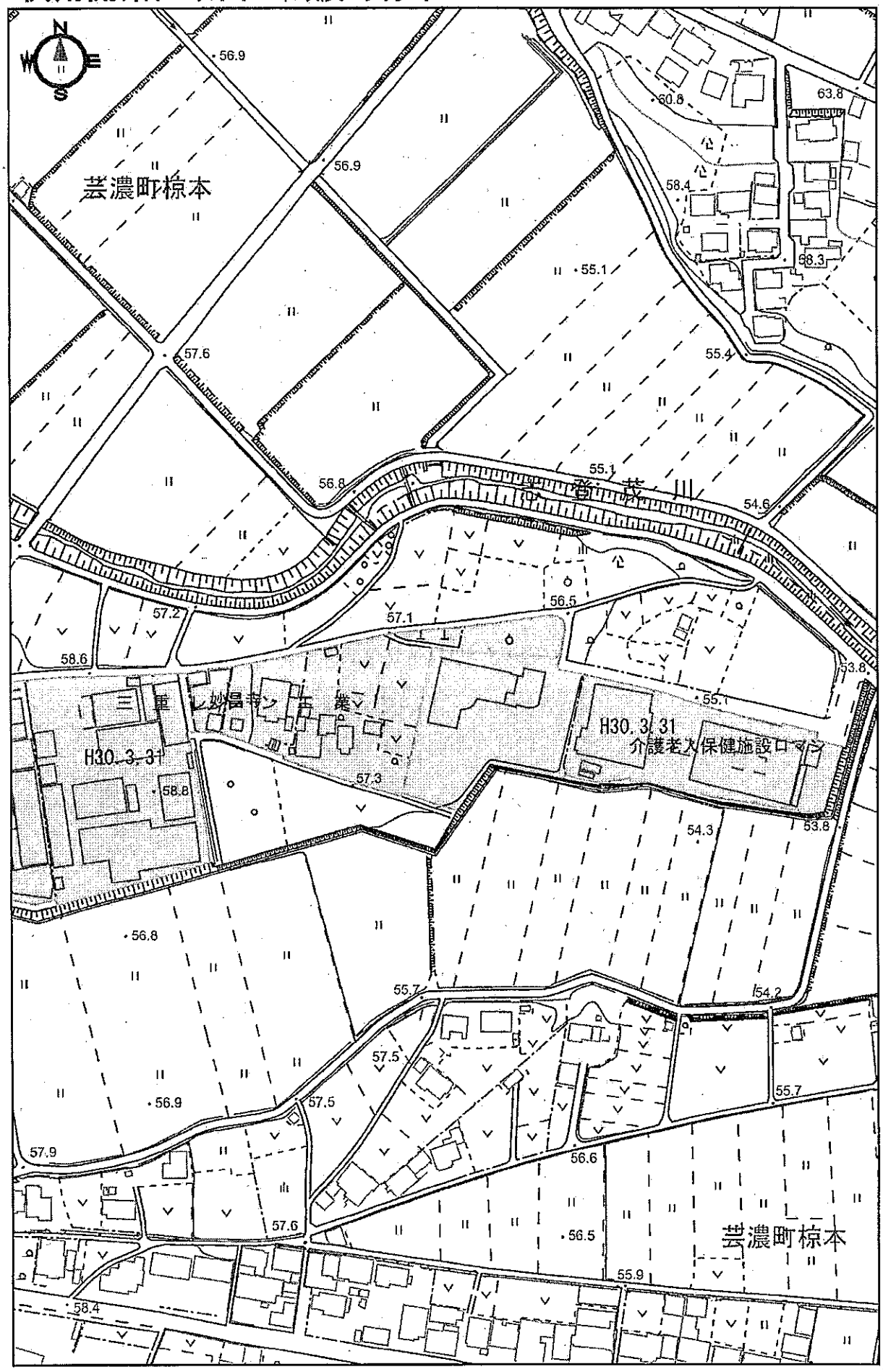

0　100m

1:2,500

椋本処理区

供用開始区域図　芸濃町椋本

H30. 3. 31

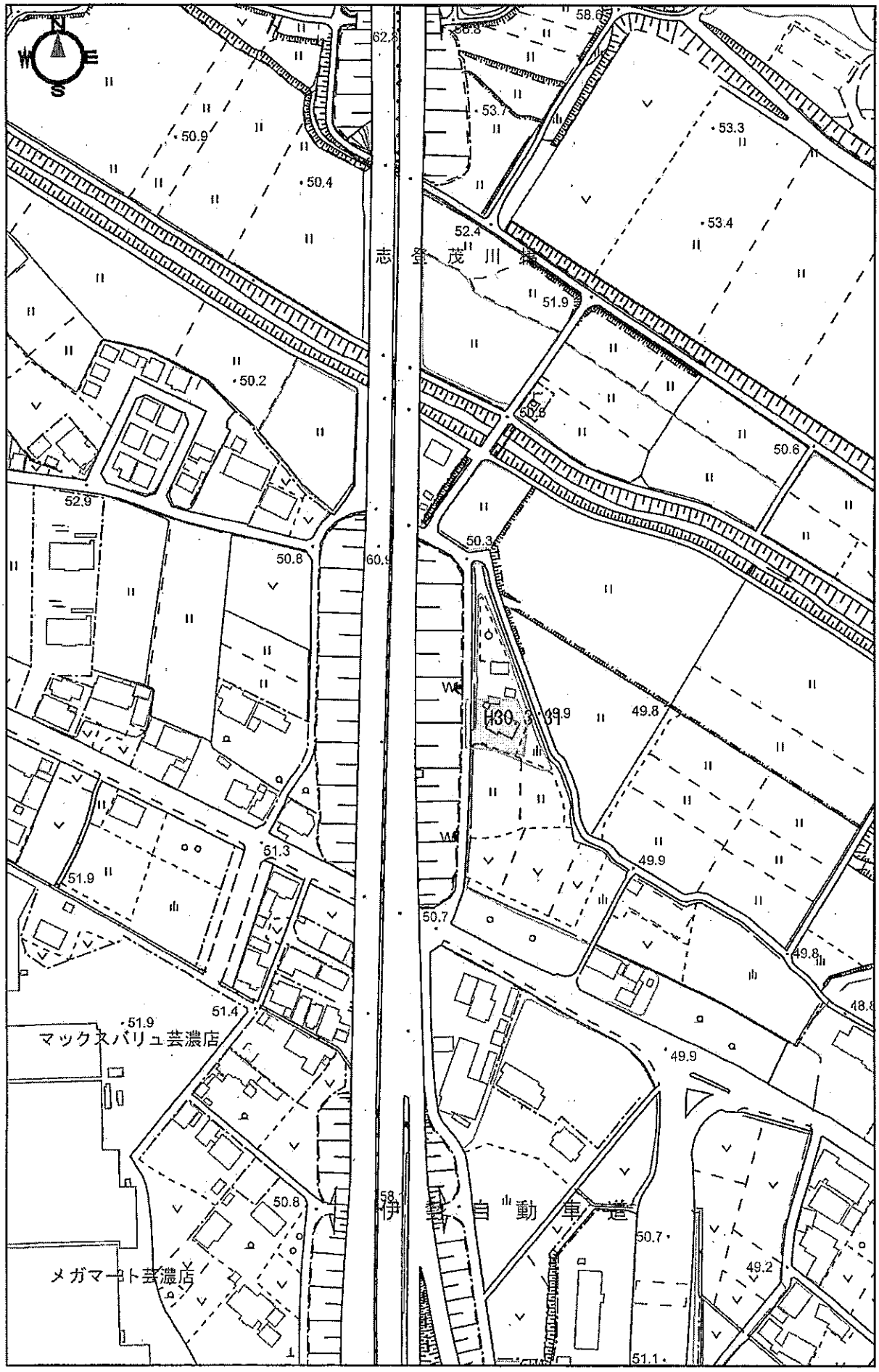

0　100m

1:2,500

椋本処理区

津市上下水道事業告示第１０号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成３０年３月１６日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

１　供用及び処理を開始する年月日

平成３０年４月１日

２　下水を排除及び処理する区域

流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、一身田町の一部、あのつ台一丁目の一部、あのつ台二丁目の一部、あのつ台三丁目の一部、あのつ台四丁目の一部、あのつ台五丁目の一部、羽所町の一部、上浜町一丁目の一部、栄町四丁目の一部、広明町の一部、河芸町一色の一部、河芸町影重の一部、河芸町中別保の一部、河芸町上野の一部、河芸町千里ヶ丘の一部、安濃町内多の一部、安濃町清水の一部、安濃町曽根の一部、安濃町川西の一部、安濃町東観音寺の一部及び安濃町田端上野の一部

３　供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

４　供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

５　下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

津市白塚町１５９２番地

志登茂川浄化センター

６　縦覧場所

津市殿村５番地

津市下水道局下水道総務課

７　縦覧期間

平成３０年３月１６日から同月３０日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。）

８　縦覧時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

供用開始区域図　一身田町

H30. 4. 1

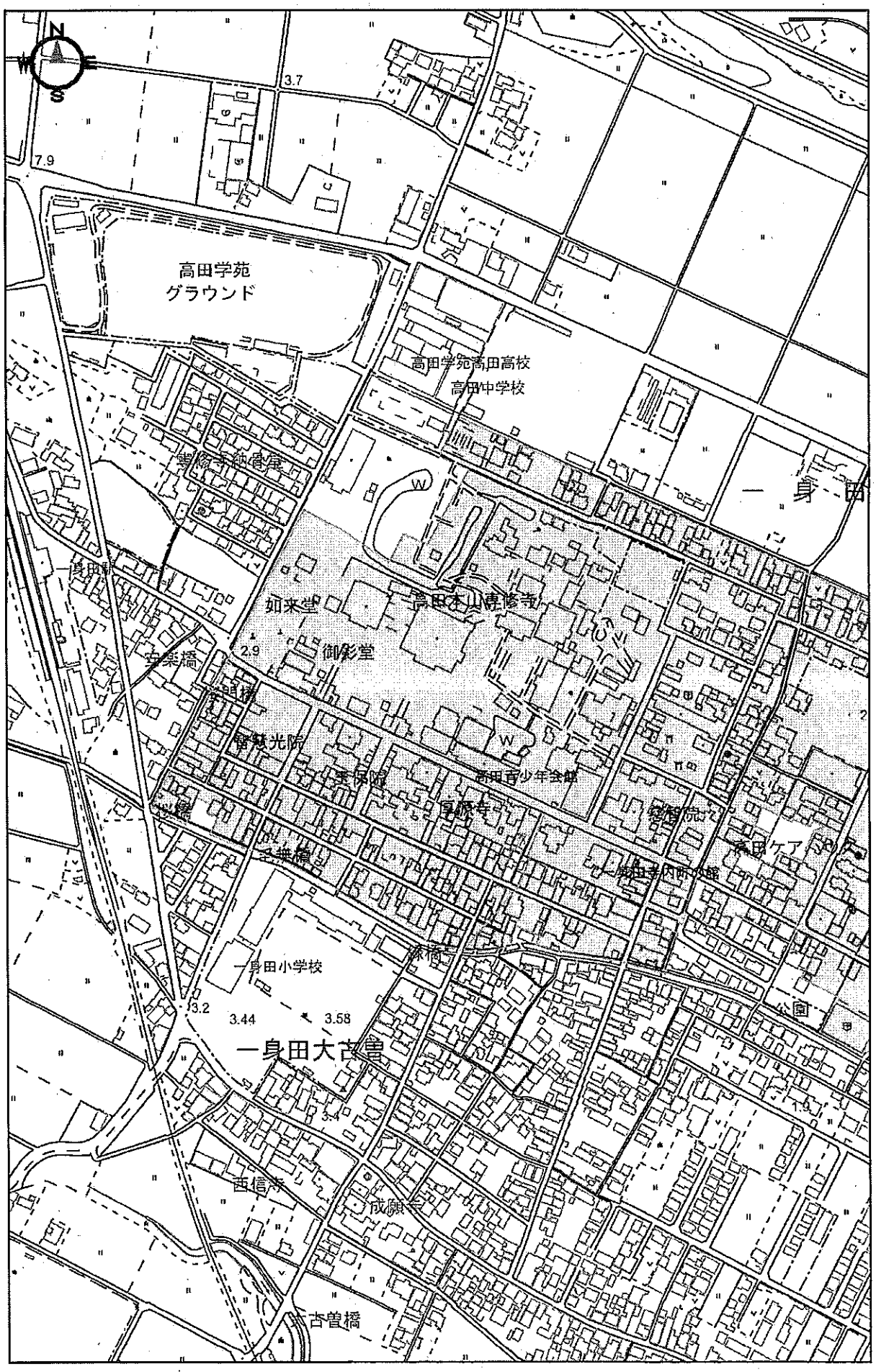

0　200m

1:5,000

津北部第５処理分区

供用開始区域図　一身田町

H30. 4. 1

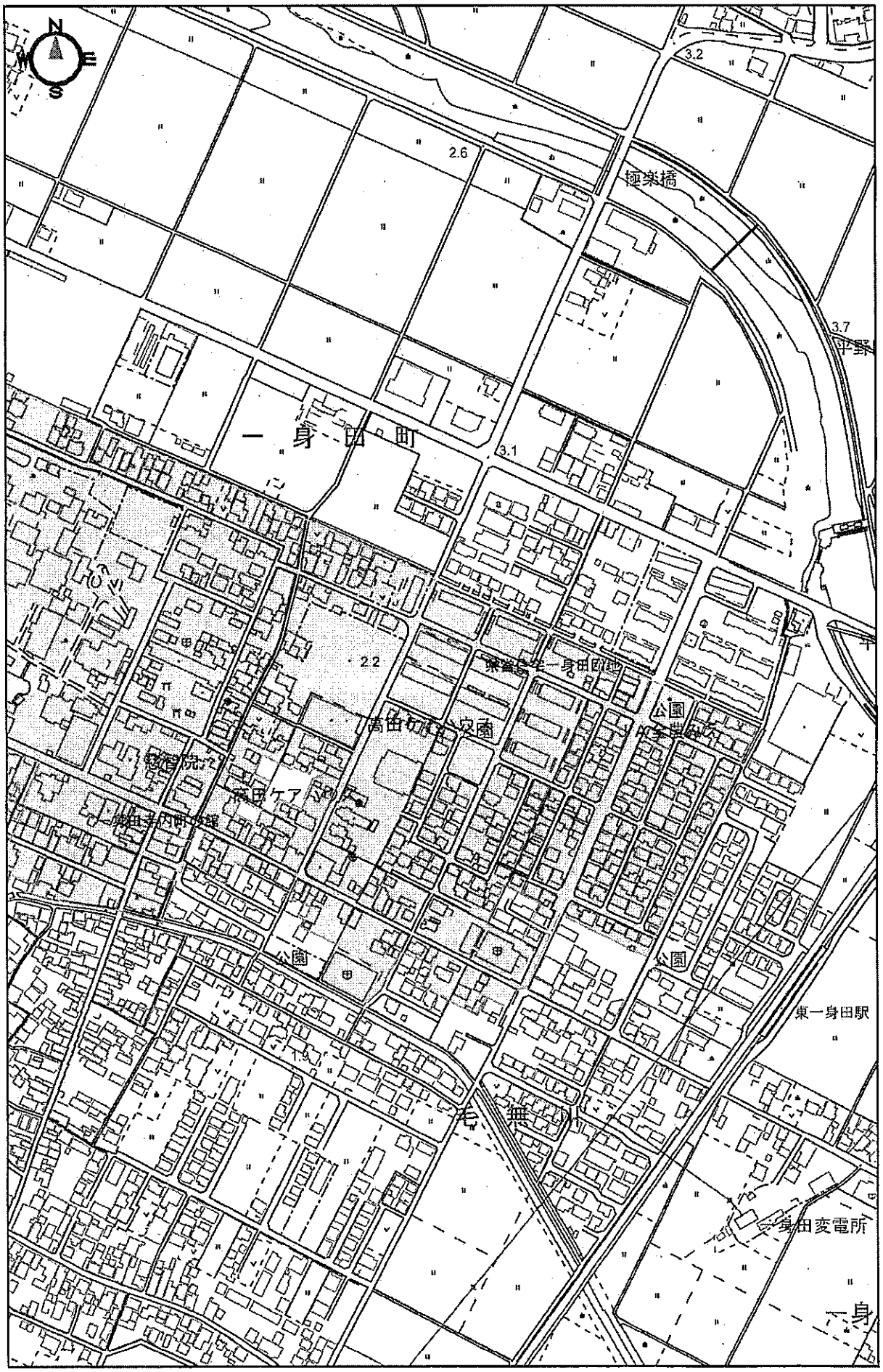

0　200m

1:5,000

津北部第５処理分区

供用開始区域図　あのつ台二丁目、あのつ台三丁目及びあのつ台四丁目

H30. 4. 1

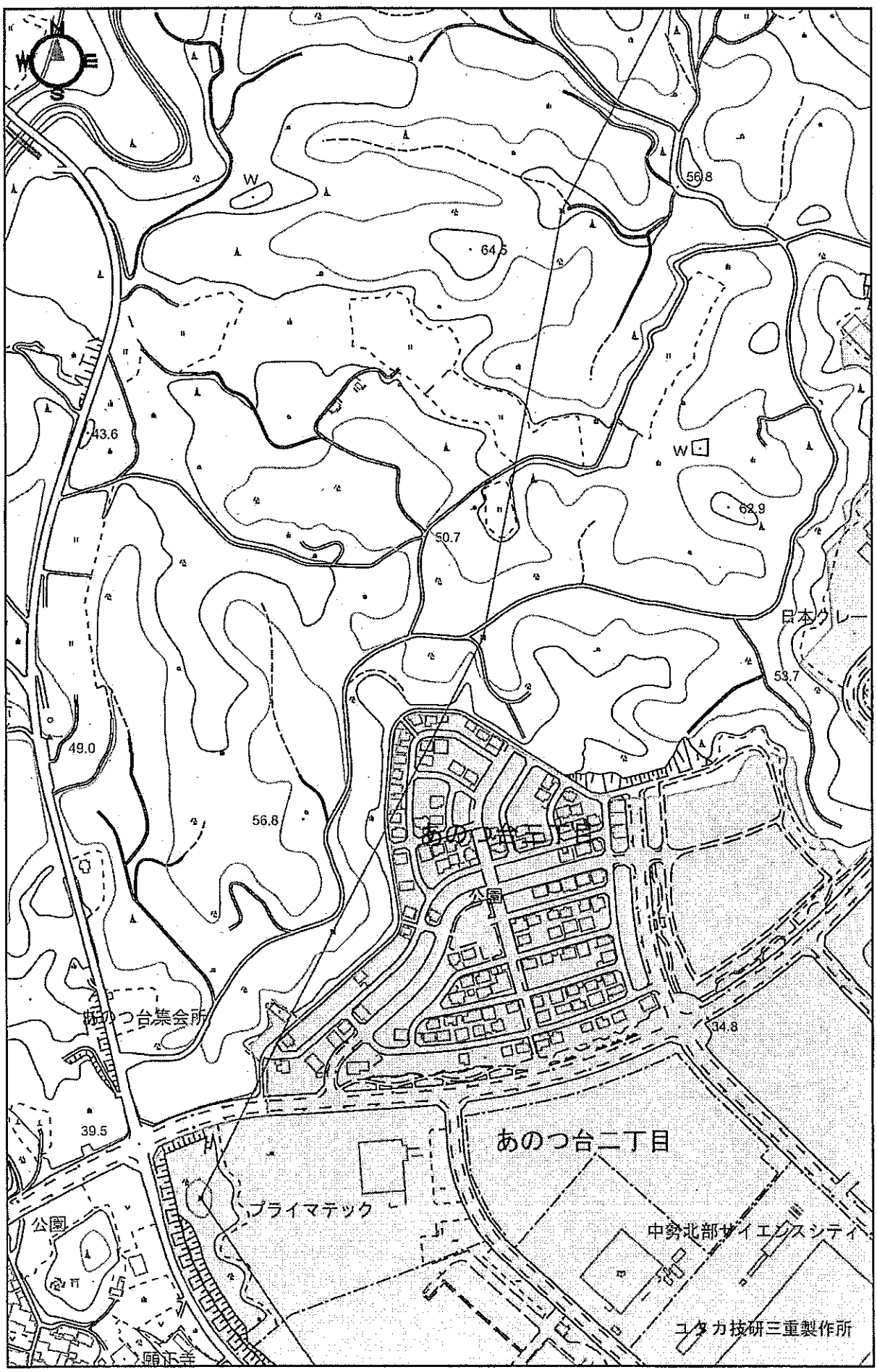

0　200m

1:5,000

津北部第８処理分区

供用開始区域図　あのつ台一丁目、あのつ台二丁目、あのつ台四丁目及びあのつ台五丁目

H30. 4. 1

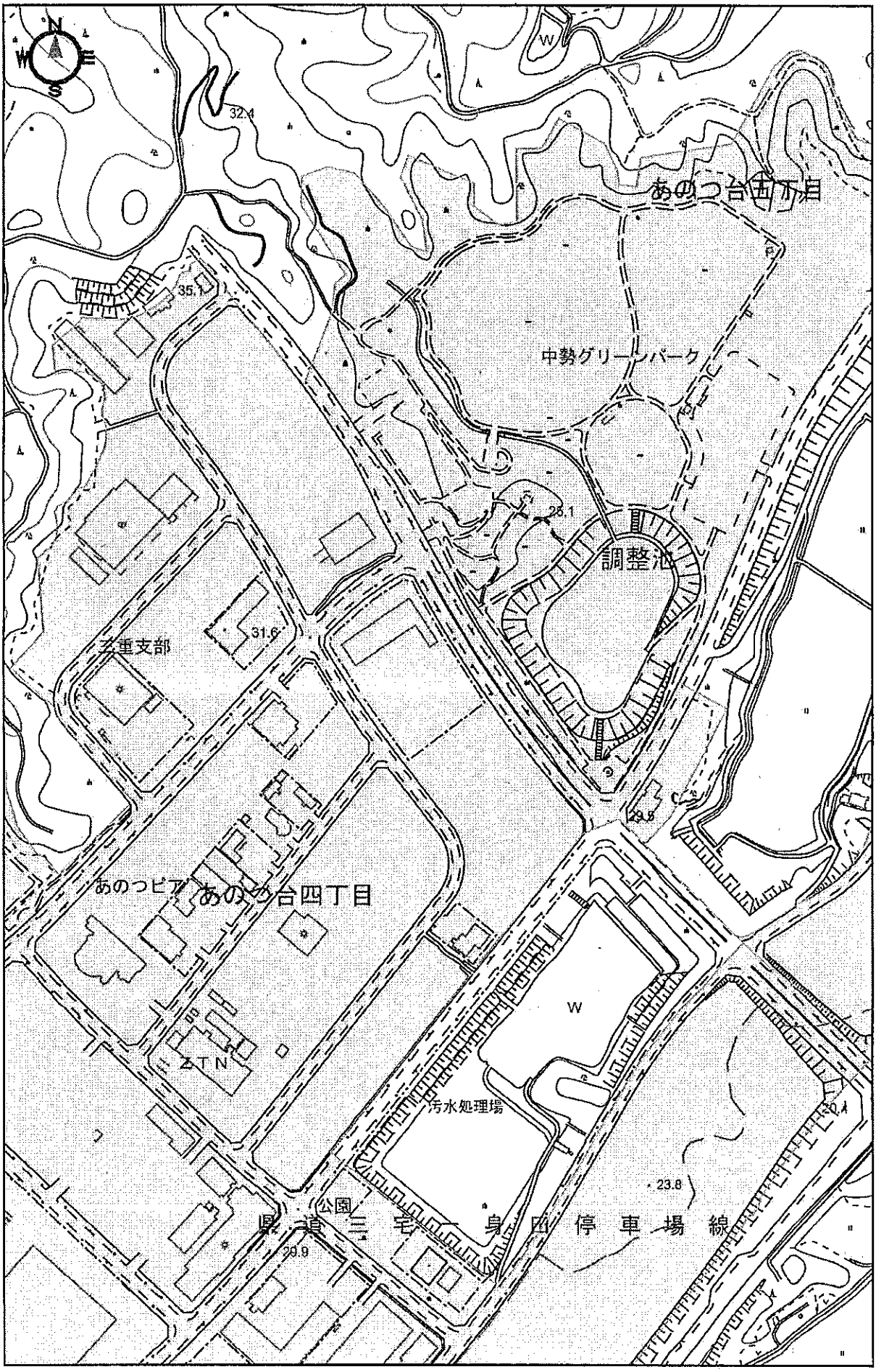

0　200m

1:5,000

津北部第８処理分区

供用開始区域図　あのつ台一丁目及びあのつ台五丁目

H30. 4. 1

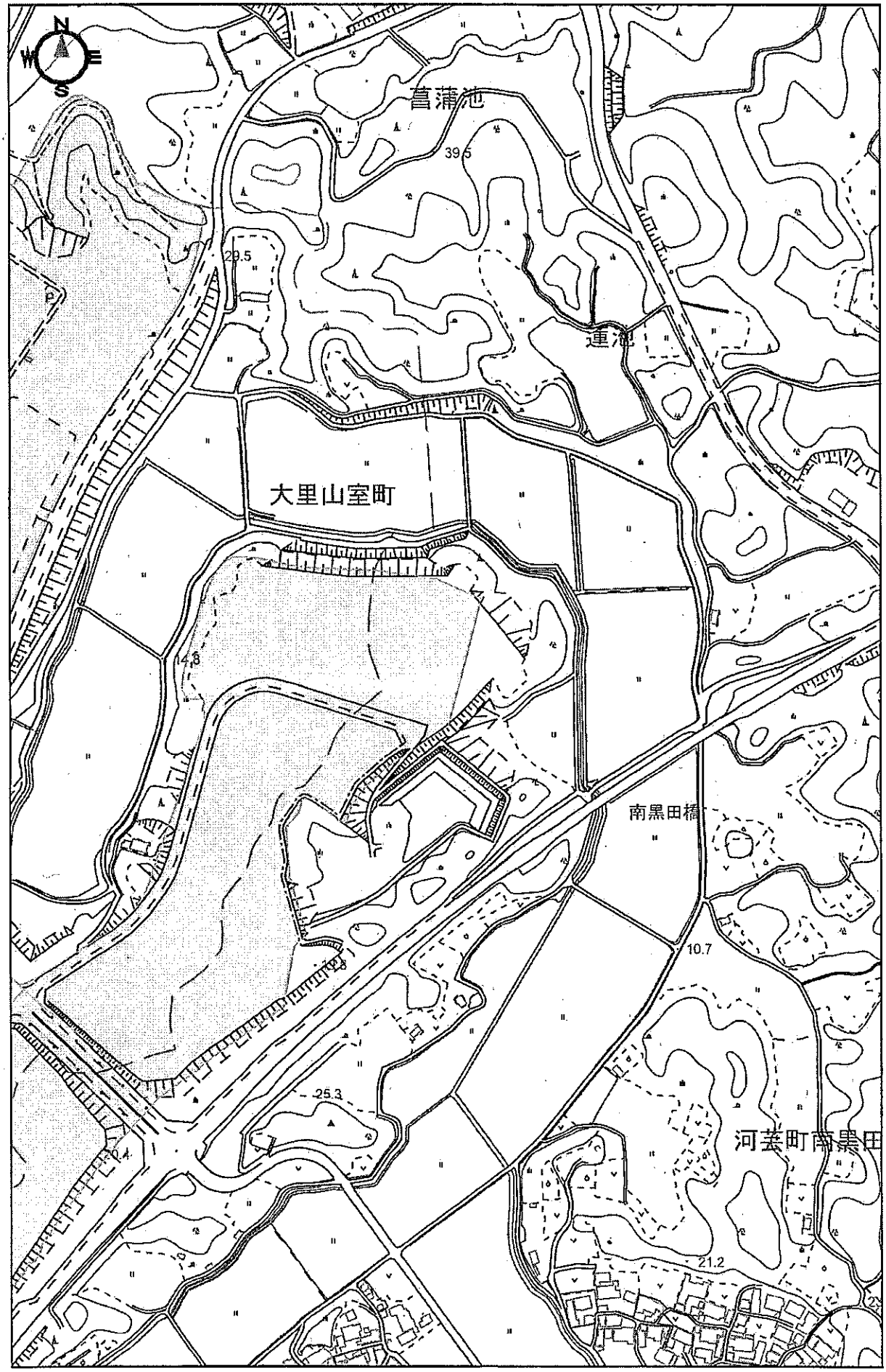

0　200m

1:5,000

津北部第８処理分区

供用開始区域図　あのつ台一丁目及びあのつ台二丁目

H30. 4. 1

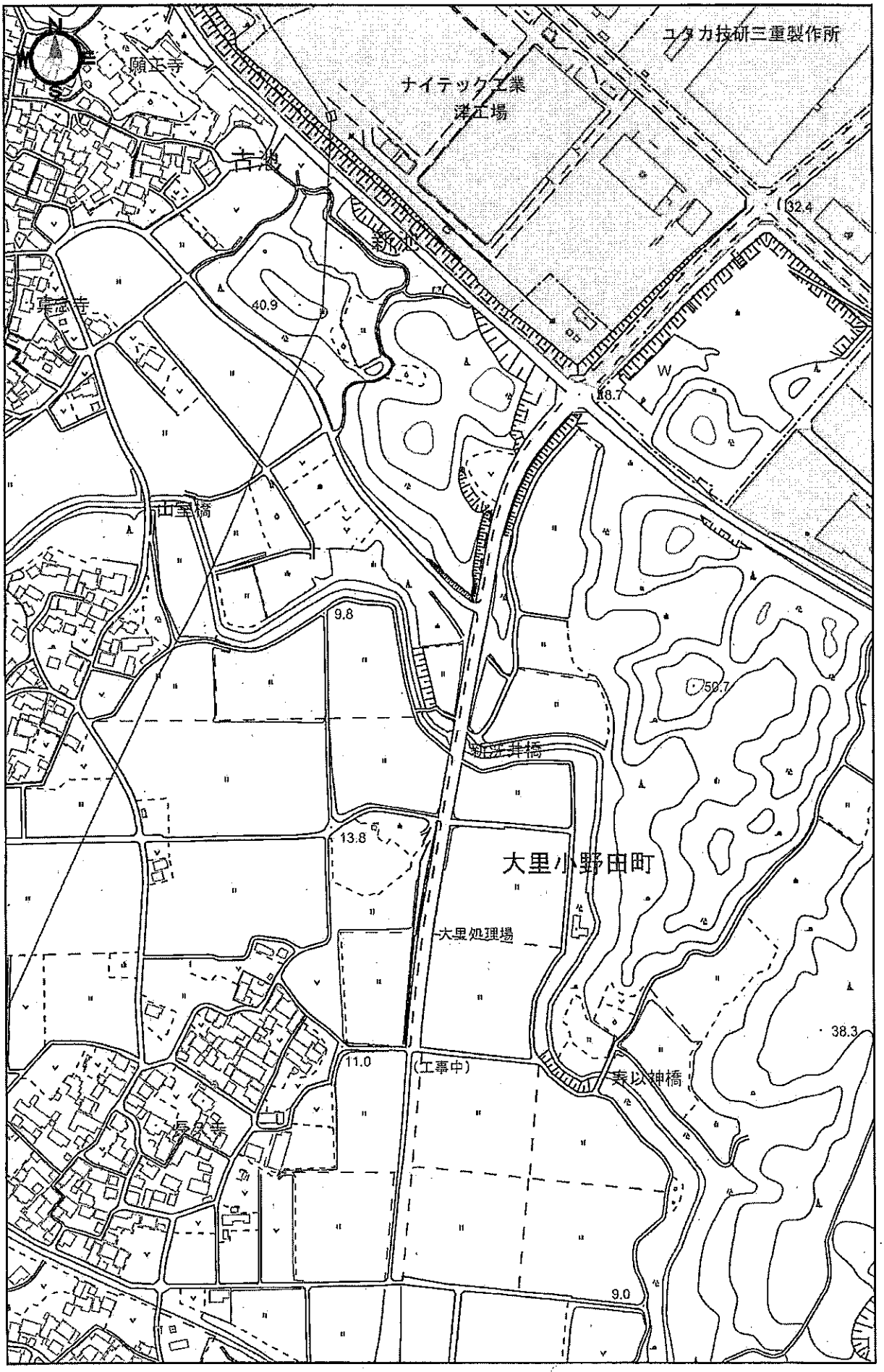

0　200m

1:5,000

津北部第８処理分区

供用開始区域図　あのつ台一丁目及びあのつ台二丁目

H30. 4. 1

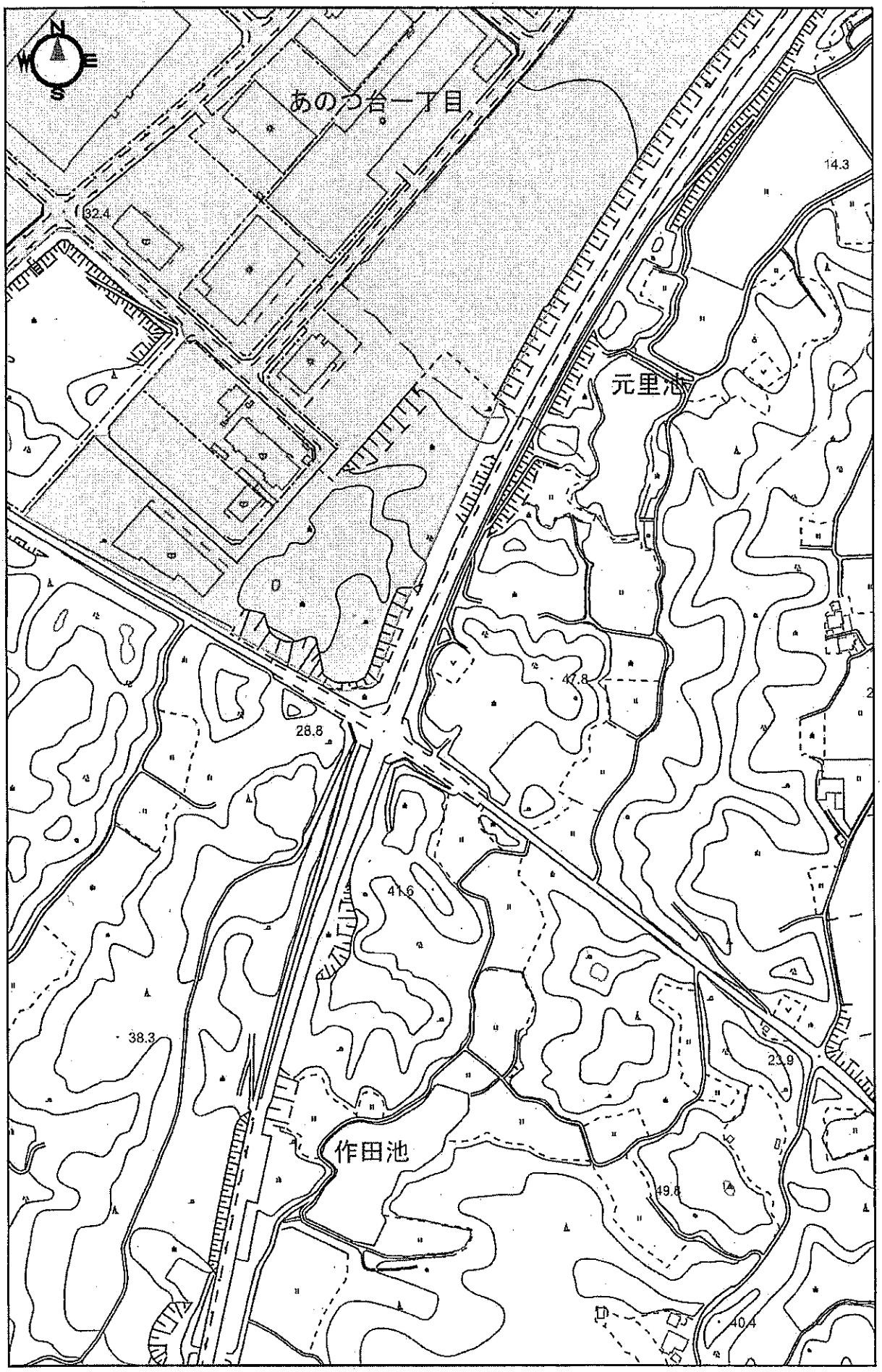

0　200m

1:5,000

津北部第８処理分区

供用開始区域図　羽所町、上浜町一丁目、栄町四丁目及び広明町

H30. 4. 1

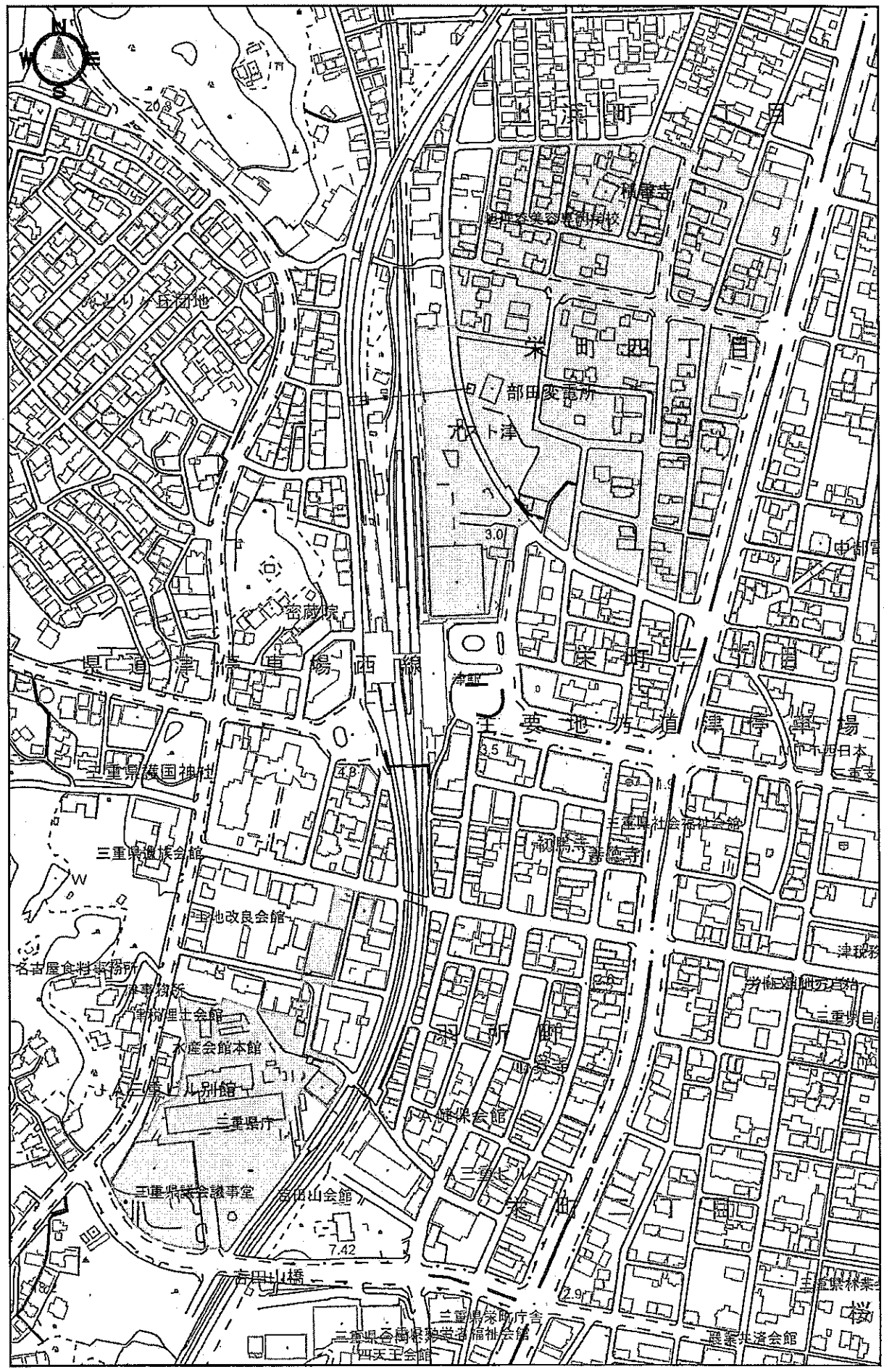

0　200m

1:5,000

津北部第１１、津北部第１３及び津北部第１４処理分区

供用開始区域図　白塚町

H30. 4. 1

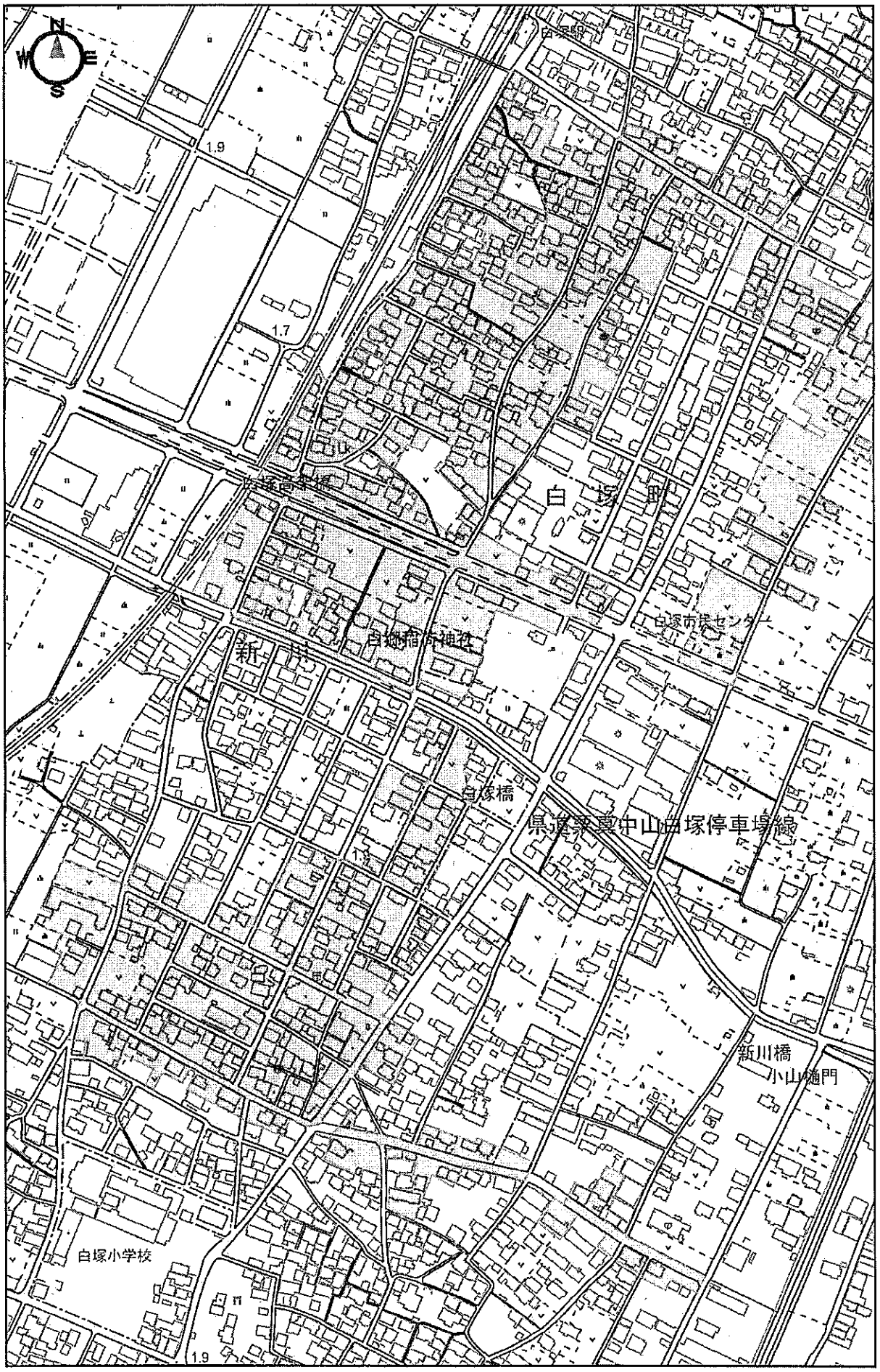

0　200m
1:5,000

津北部第２、津北部第３－１及び津北部第３－２処理分区

供用開始区域図　白塚町及び河芸町影重　　H30. 4. 1

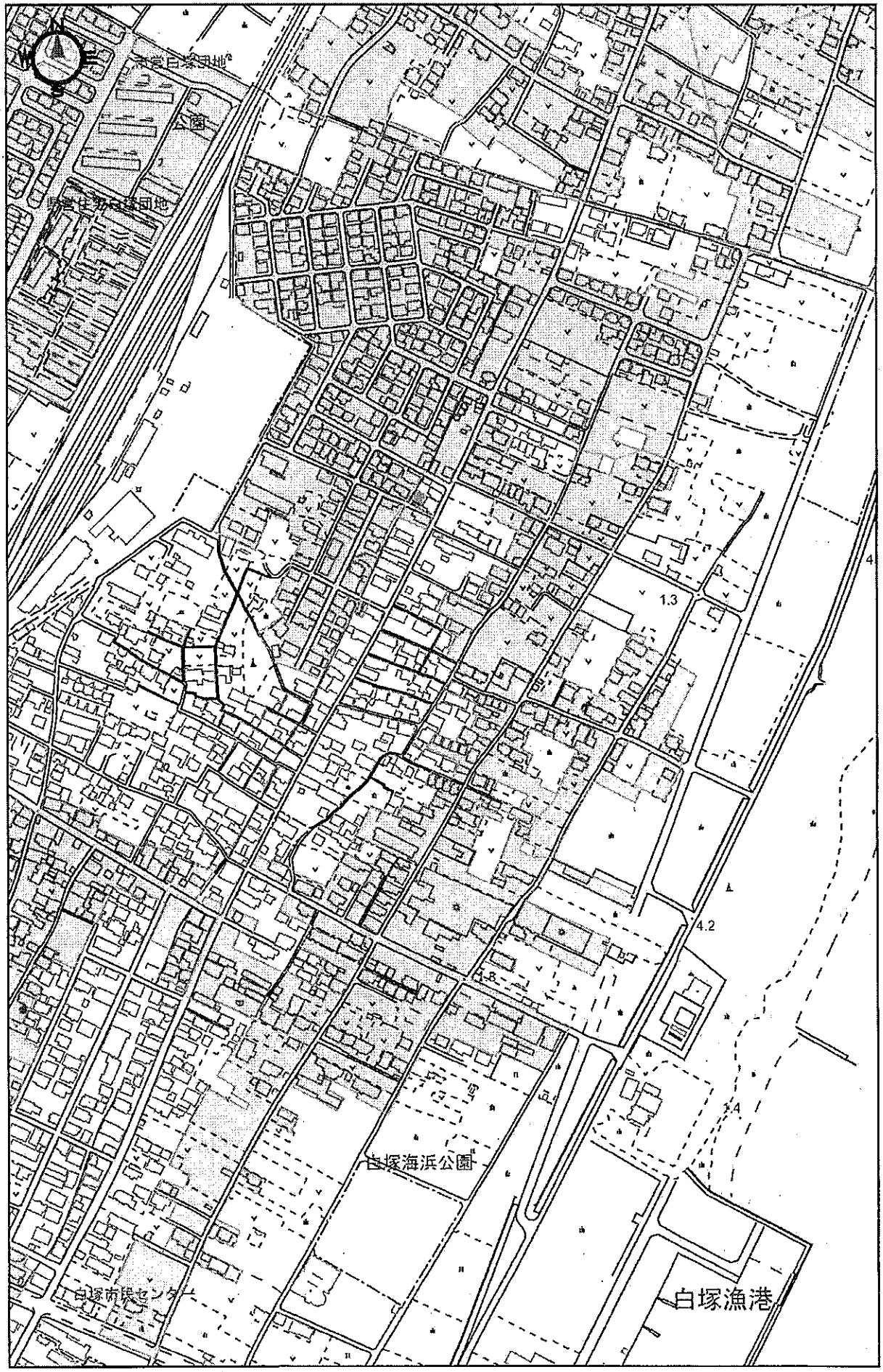

0　200m
1:5,000

津北部第１、津北部第２及び影重処理分区

供用開始区域図　白塚町及び河芸町影重

H30. 4. 1

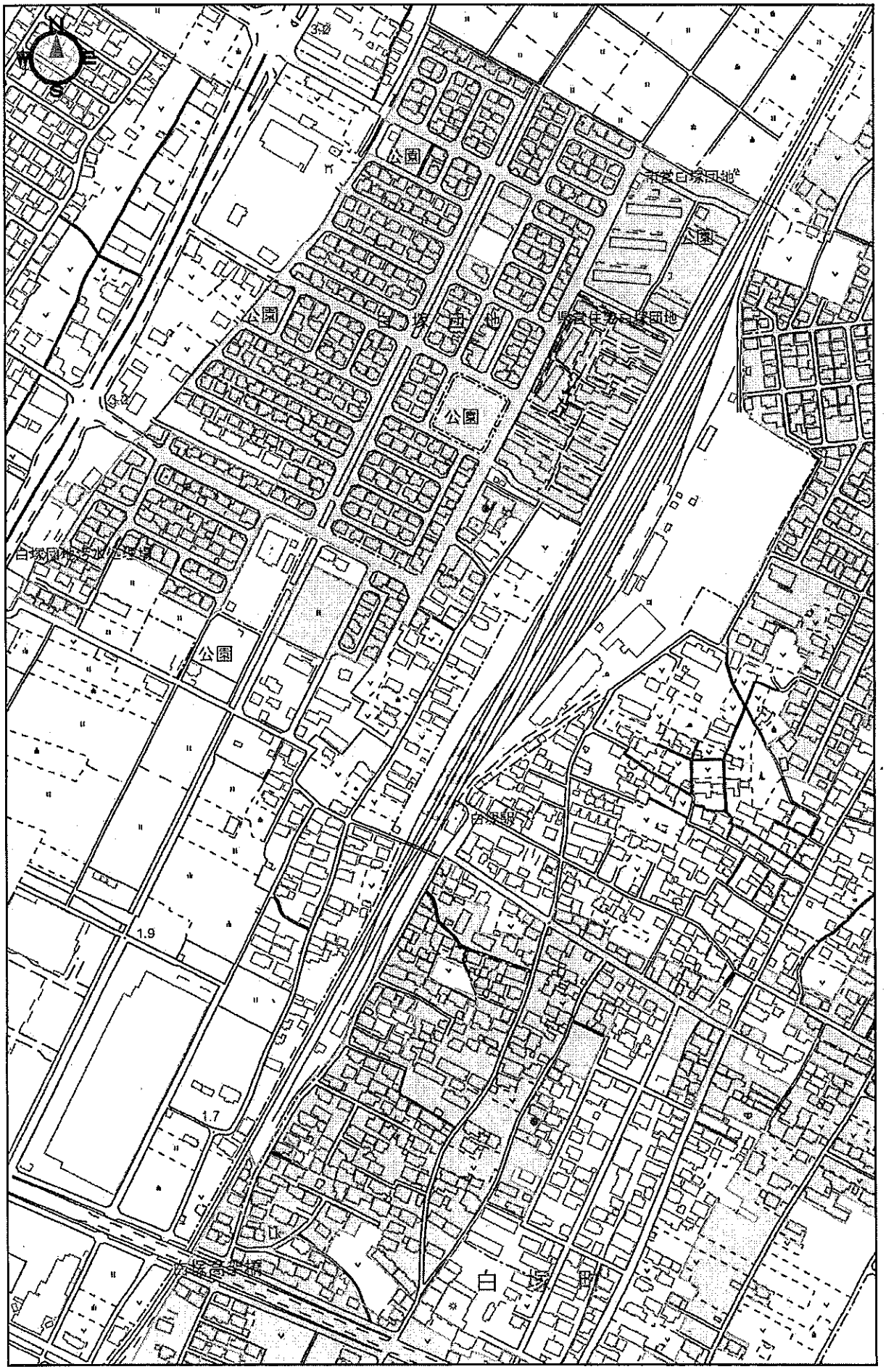

0　200m

1:5,000

津北部第１、津北部第２及び影重処理分区

供用開始区域図　白塚町、河芸町一色及び河芸町影重

H30. 4. 1

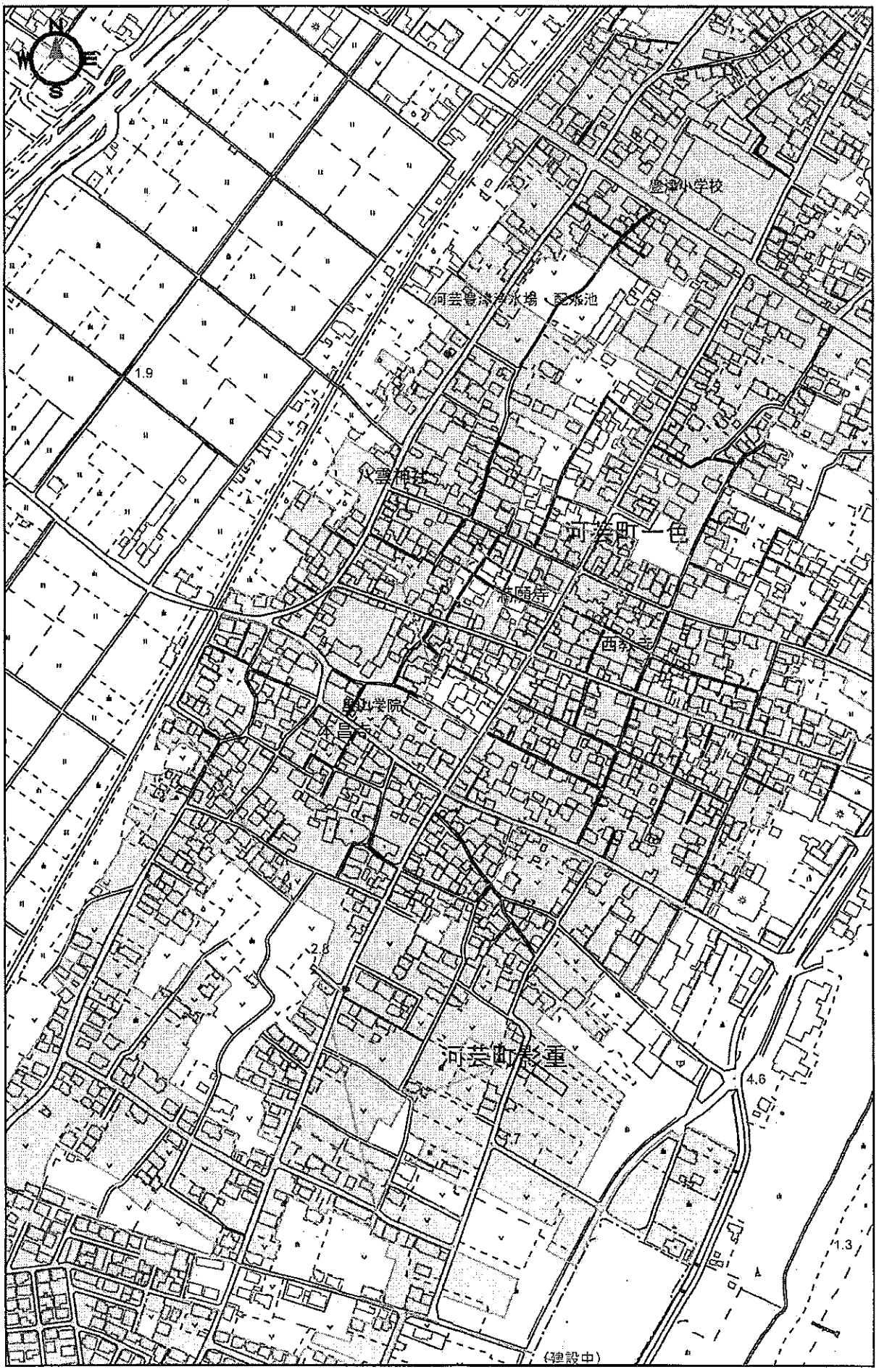

0　200m
1:5,000

津北部第１、一色第１、一色第２及び影重処理分区

供用開始区域図　河芸町一色、河芸町影重及び河芸町中別保

H30. 4. 1

0　200m

1:5,000

一色第１、一色第２、影重、中別保第１
及び中別保第２処理分区

供用開始区域図　河芸町中別保及び河芸町上野　　H30. 4. 1

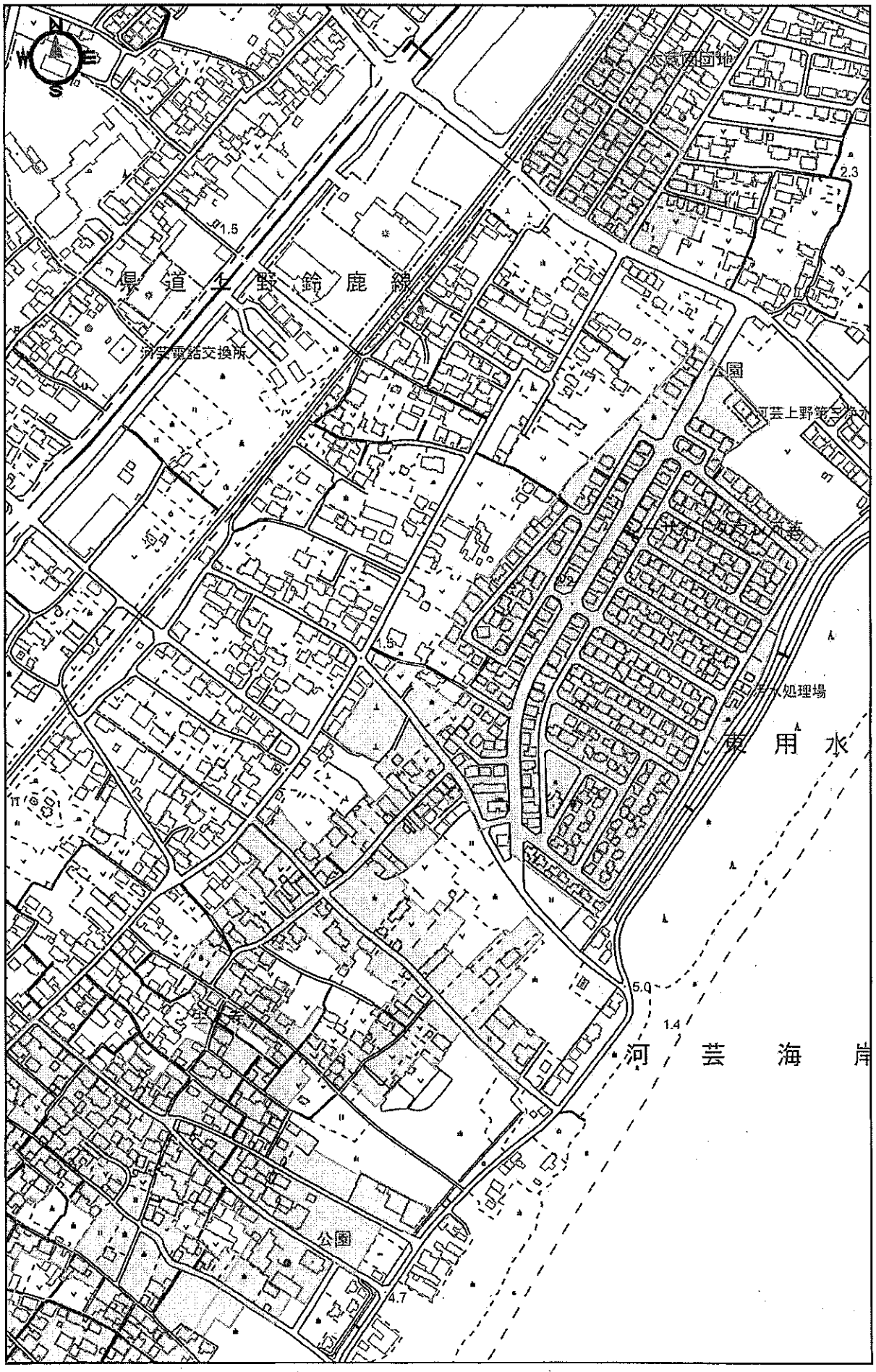

0　200m
1:5,000

中別保第１、中別保第２及び上野処理分区

供用開始区域図　河芸町千里ヶ丘

H30. 4. 1

0　200m

1:5,000

千里ヶ丘処理分区

供用開始区域図　河芸町千里ヶ丘

H30. 4. 1

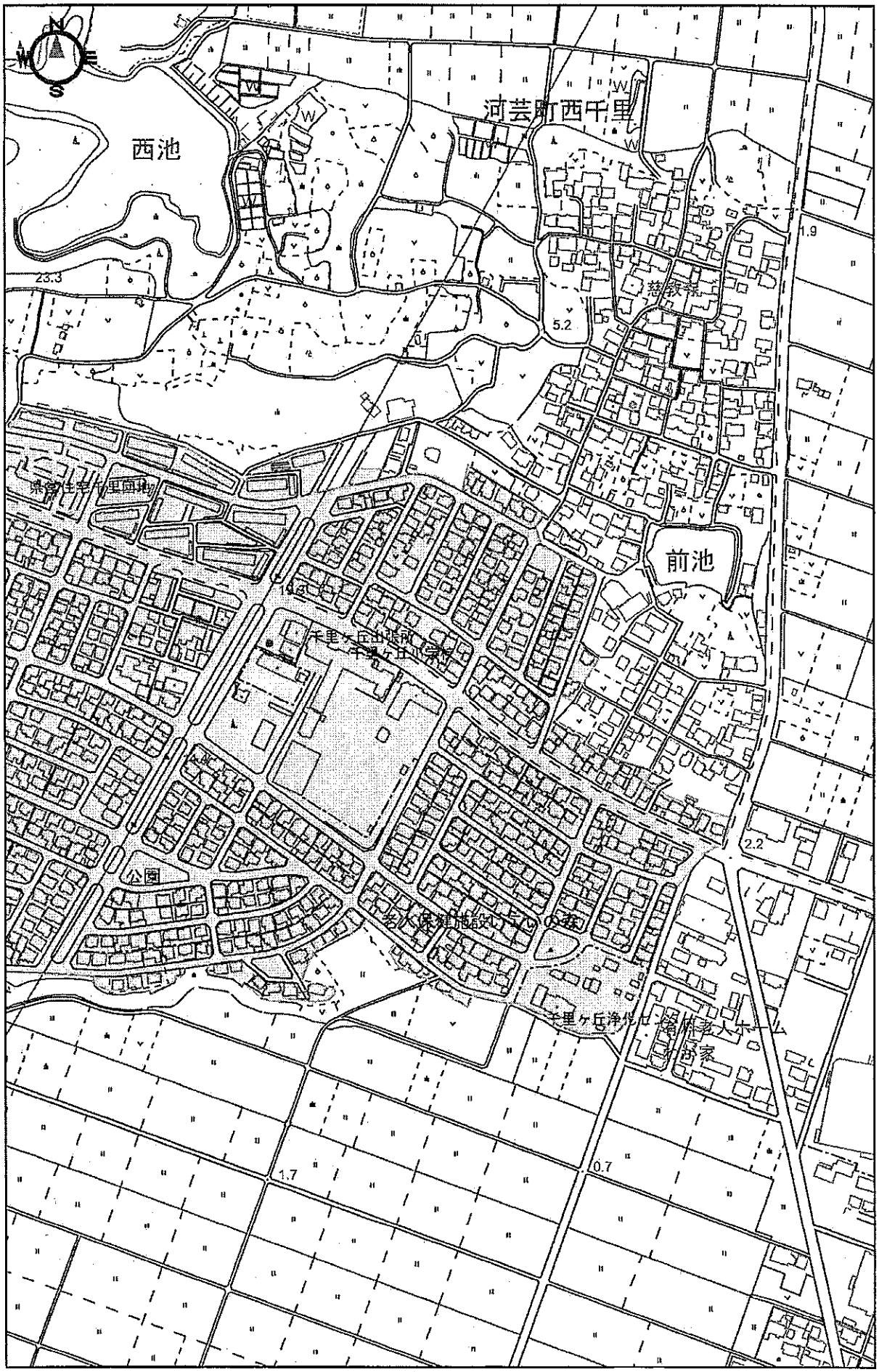

0　200m

1:5,000

千里ヶ丘処理分区

供用開始区域図　安濃町内多及び安濃町曽根　　H30. 4. 1

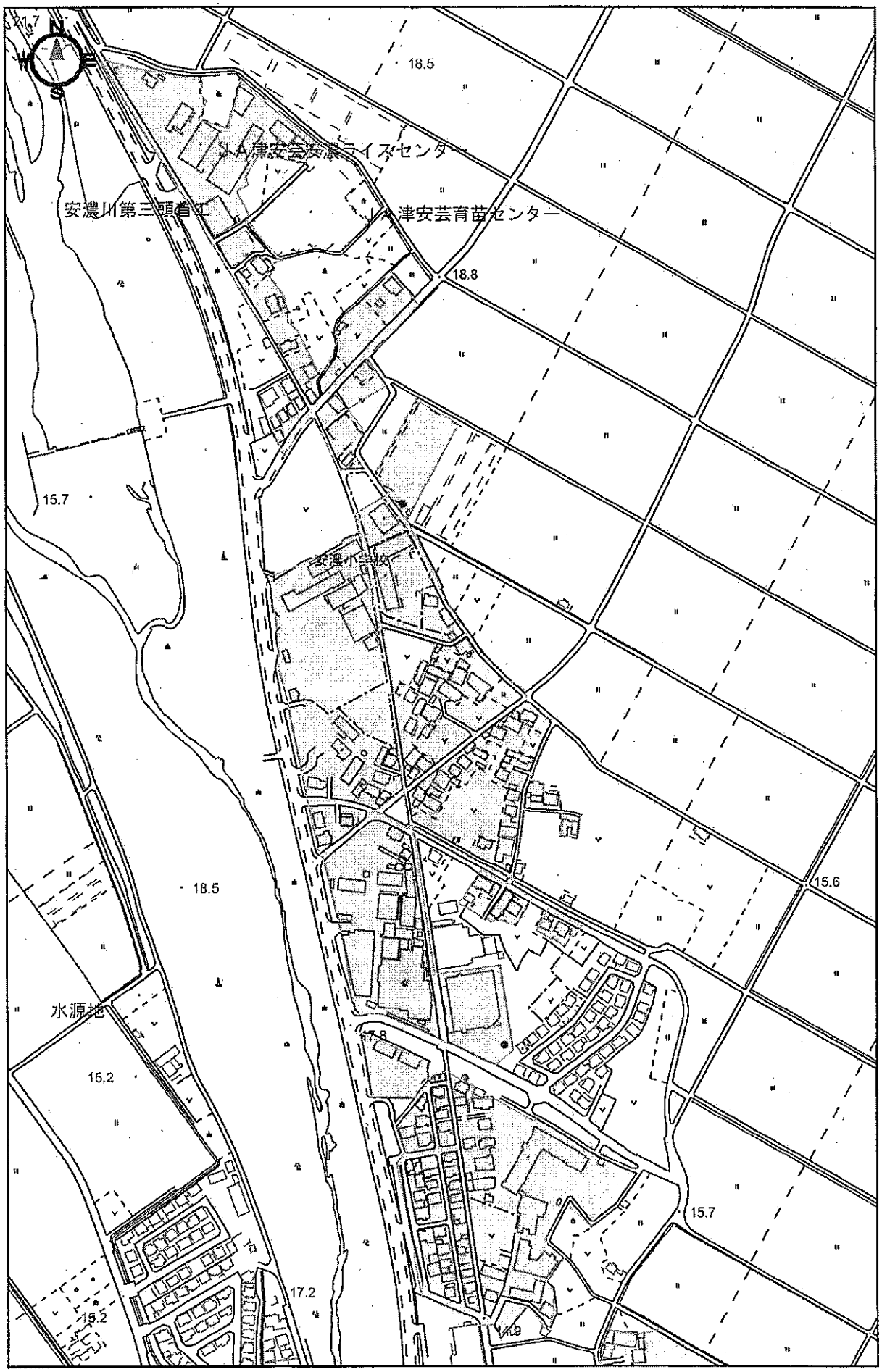

0　200m

1:5,000

曽根北及び曽根処理分区

供用開始区域図　安濃町清水及び安濃町曽根　　H30. 4. 1

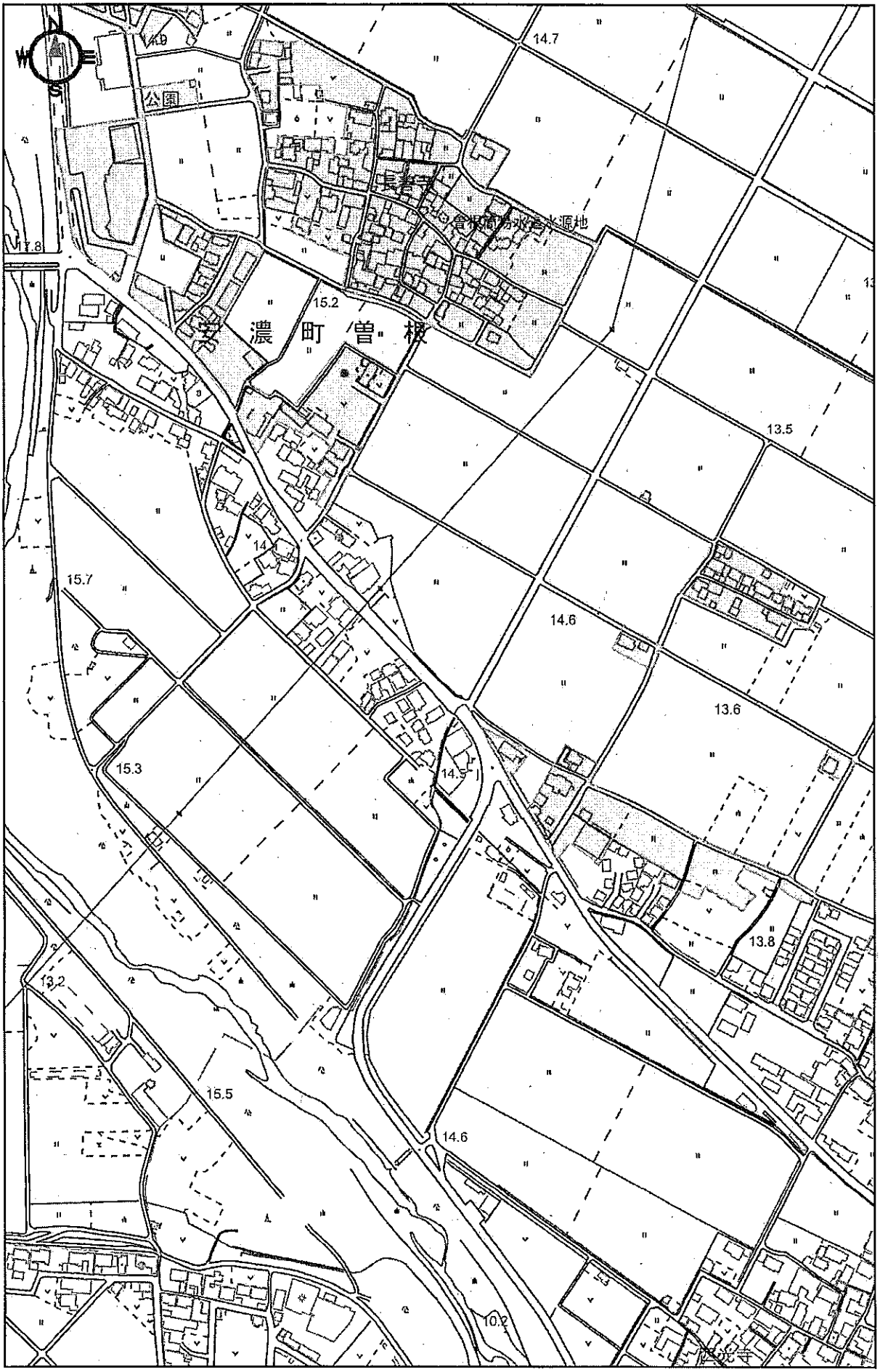

清水及び曽根処理分区

供用開始区域図　安濃町清水

H30. 4. 1

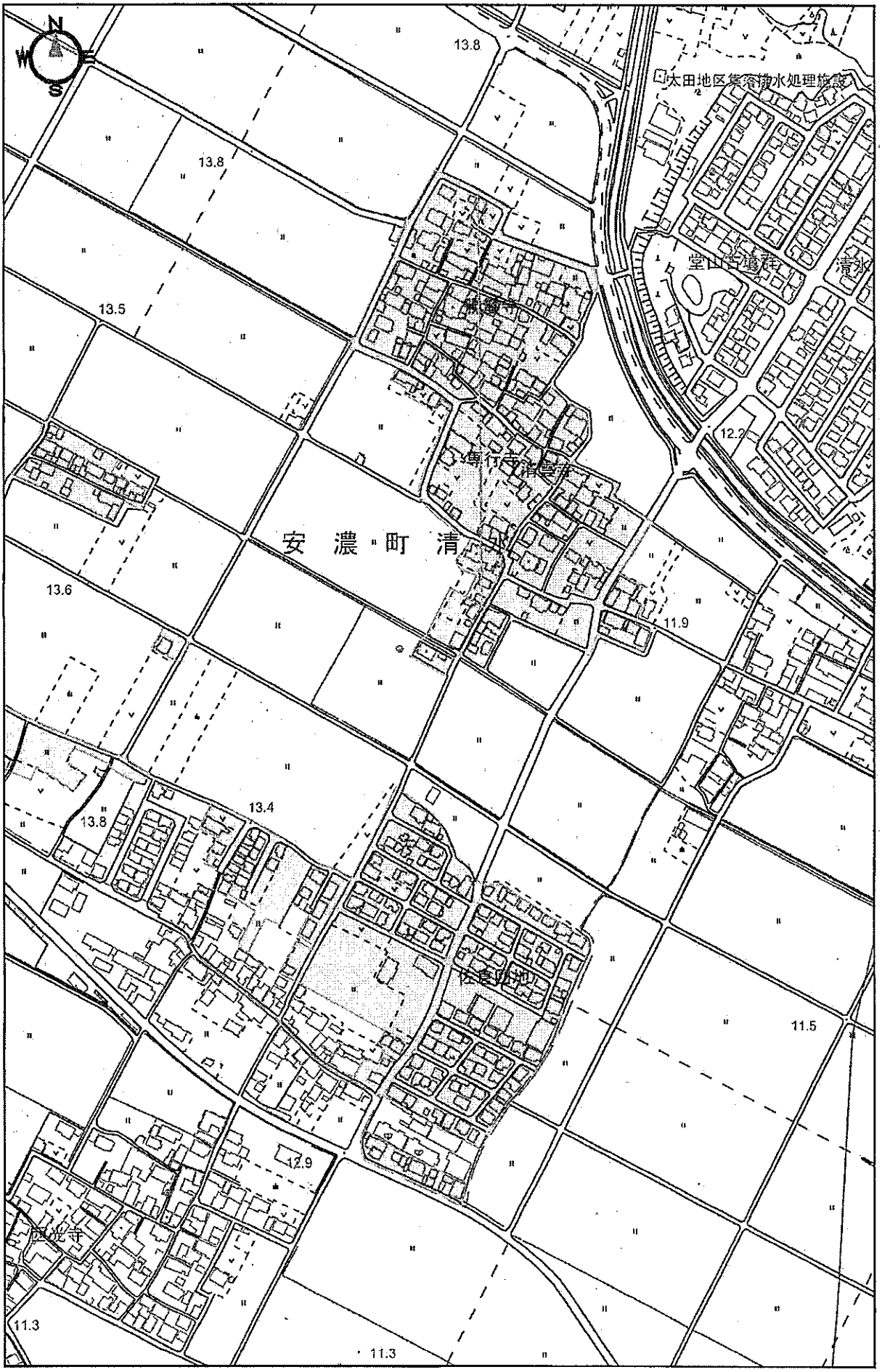

0　200m

1:5,000

清水処理分区

供用開始区域図　安濃町川西、安濃町東観音寺及び安濃町田端上野

H30. 4. 1

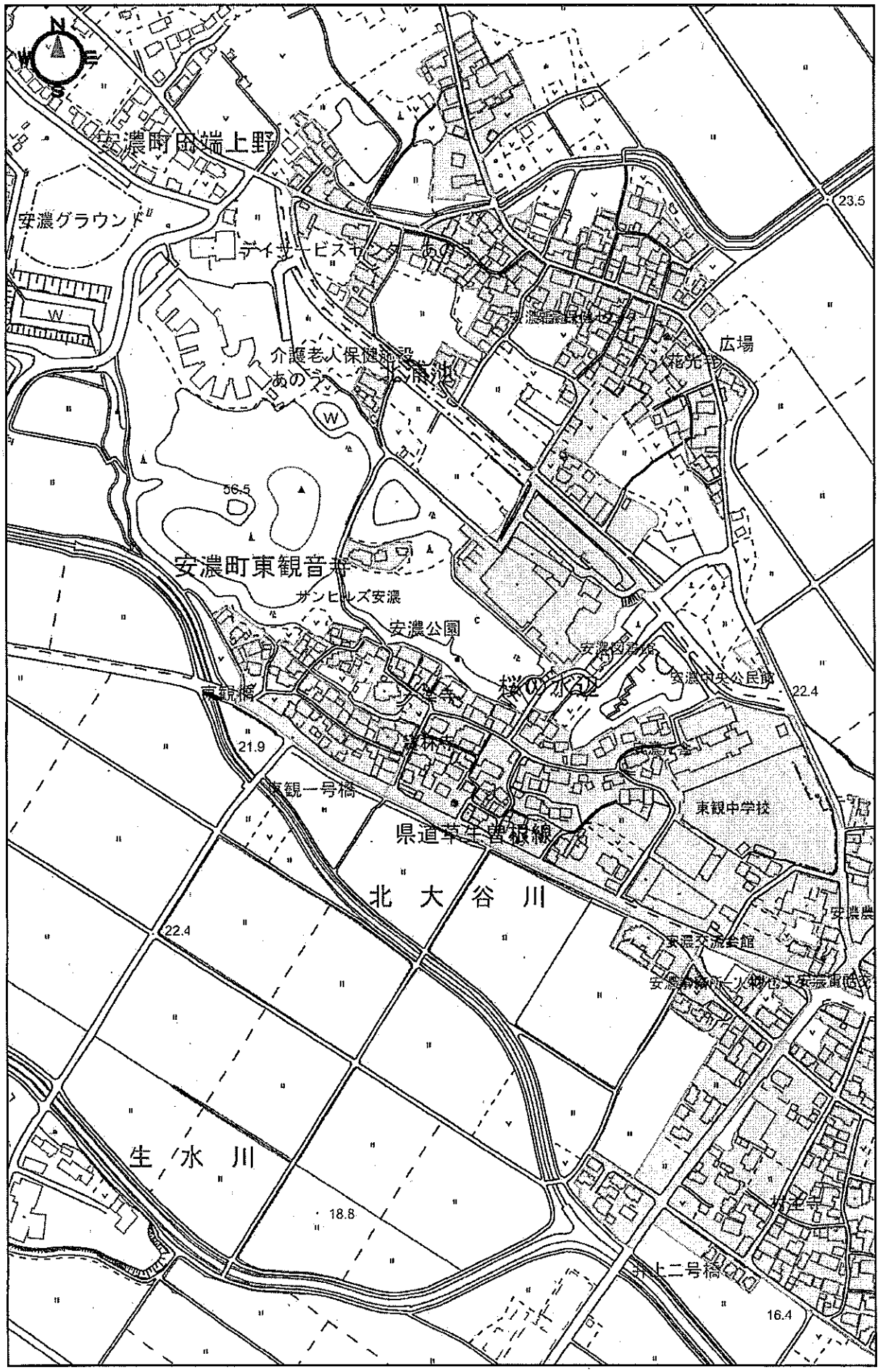

0　200m

1:5,000

川西、東観音寺及び田端上野処理分区

供用開始区域図　安濃町川西、安濃町東観音寺及び安濃町田端上野

H30. 4. 1

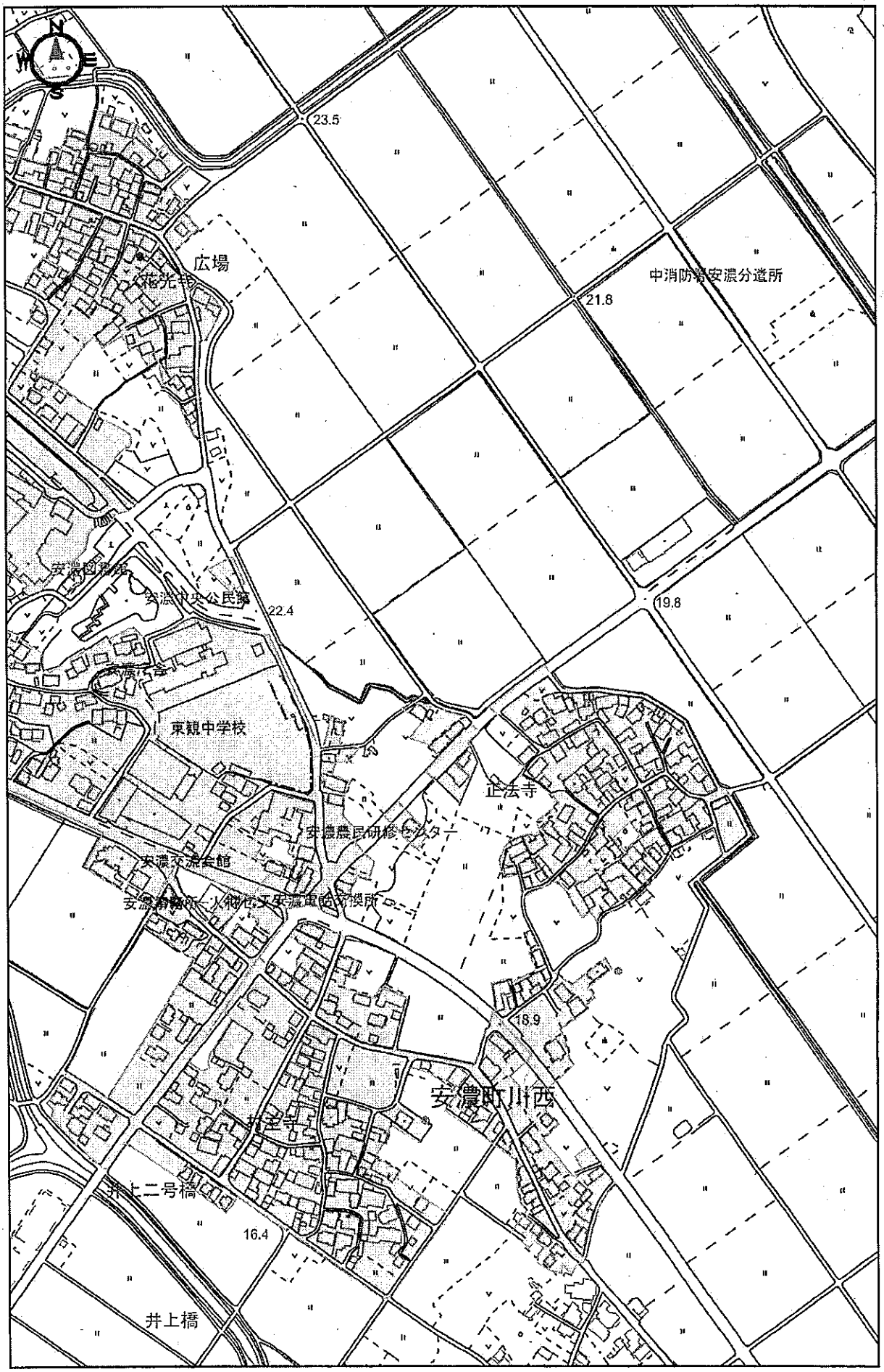

0　200m

1:5,000

川西、東観音寺及び田端上野処理分区

津市上下水道事業告示第１１号

津市水道事業給水条例（平成１８年津市条例第２２２号）第１１条第１項及び第４項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１４号）第１０条第１号の規定により告示する。

平成３０年３月２８日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

名　　称	所　在　地	指定年月日
福岡設備設計	津市稲葉町２７１３番地	平成３０年３月１５日

津市上下水道事業告示第１２号

津市水道事業給水条例（平成１８年津市条例第２２２号）第１１条第１項及び第４項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成１８年津市水道事業管理規程第１４号）第１０条第１号の規定により告示する。

平成３０年３月２８日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

名　　称	所　在　地	指定年月日
株式会社鳥建	津市半田２３３１番地２２	平成３０年３月１５日

津市上下水道事業公告第４号

三重県知事による津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６６条の規定により、次のとおり公告します。

平成３０年３月３０日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

１　都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道

２　施行者の名称

津市

３　事務所の所在地

津市殿村５番地

４　事業施行の期間

１９９８年（平成１０年）３月１７日から２０２３年３月３１日まで

５　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

平成１０年三重県告示第９８号、平成１０年三重県告示第１３９号、平成１３年三重県告示第３１７号、平成１３年三重県告示第４６１号、平成１５年三重県告示第６１２号、　平成１６年三重県告示第４６号、平成１６年三重県告示第２５６号、平成１６年三重県告示第２５７号、平成１７年三重県告示第５６４号、平成１７年三重県告示第５７５号、平成１７年三重県告示第７４６号、平成１９年三重県告示第２１２号、平成２２年三重県告示第１６７号、平成２３年三重県告示第７５８号及び平成２８年三重県告示第２３９号の事業地に津市河辺町字谷、字赤坂、字小松原、字桐山、字小広、字石立、字平子、字長及び字山籠、長岡町字小山田、字奥山田、字三拾苅、字西裏、字中切、字小黒、字東高野尾、字尻外、字宮ノ前、字垣内、字君ヶ口及び字黒田、一身田上津部田字ソノ坪、字レノ坪、字タ

ノ坪及び字ヨノ坪、渋見町字峠、字西焼尾、字若林、字北浦、字丸岡、字小谷、字黒田、字西出、字城、字宮代、字岩ノ谷、字市場及び字東出並びに観音寺町字北谷、字橋之内及び字丸山を加え、津市渋見町字焼尾、観音寺町字頭越、字焼尾、字大谷及び字東浦、一身田上津部田字ワノ坪、字ヲノ坪及び字カノ坪、上浜町六丁目、下部田字細長、羽所町、大谷町、江戸橋一丁目、江戸橋二丁目、江戸橋三丁目、栗真町屋町字東之内、鳥居町、広明町、栄町一丁目並びに栄町二丁目において事業地を変更する。

津市上下水道事業公告第５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第１項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第２項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成３０年３月３０日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

縦覧場所

津市殿村５番地

津市下水道局下水道建設課

津市上下水道事業公告第６号

三重県知事による津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６６条の規定により、次のとおり公告します。

平成３０年３月３０日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

１　都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

２　施行者の名称

津市

３　事務所の所在地

津市殿村５番地

４　事業施行の期間

１９４７年（昭和２２年）３月２６日から２０２３年３月３１日まで

５　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

昭和４９年三重県告示第２０１号、昭和５４年三重県告示第１５５号、昭和５８年三重県告示第１０７号、昭和５８年三重県告示第５２５号、昭和６１年三重県告示第２８３号、昭和６２年三重県告示第６０９号、昭和６３年三重県告示第１４２号、昭和６３年三重県告示第１７３号、昭和６３年三重県告示第４００号、平成２年三重県告示第３２３号、平成２年三重県告示第４７２号、平成４年三重県告示第５８４号、平成５年三重県告示第５０４号、平成７年三重県告示第４３号、平成７年三重県告示第４０５号、平成８年三重県告示第３７８号、平成１０年三重県告示第１７５号、平成１１年三重県告示第１１８号、平成１１年三重県告示第１４６号、平成１１年三重県告示第４５３号、平成１３年三重県告示第４８号、平成１３年三重県告示第１２７号、平成１３年三重県告示第４２４号、平成１６年三重県告示第８号、平成１６年三重県告示第２０９号、平成１６年三重県告示第１０１２号、平成１７年三重県告示第４７号、平成１７年三重県

告示第２９７号、平成１９年三重県告示第２１１号、平成２２年三重県告示第１６６号、平成２３年三重県告示第６８１号、平成２６年三重県告示２１０号及び平成２７年三重県告示第５３６号の事業地のうち、津市藤方字西大田及び字中堰東、高茶屋小森町字丸田及び字水合並びに雲出本郷町字松縄において事業地を変更する。

津市上下水道事業公告第７号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第１項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第２項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成３０年３月３０日

津市上下水道事業管理者　佐　治　輝　明

縦覧場所

津市殿村５番地

津市下水道局下水道建設課

津市消防本部訓令第１号

消防本部

津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成３０年３月３０日

津市消防長　中　村　光　一

津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

津市火災等予防査察規程（平成１８年津市消防本部訓令第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しを「（査察方針及び査察計画）」に改め、同条第１項及び第２項を次のように改める。

消防長は、査察を適正かつ効果的に実施するための方針（以下「査察方針」という。）を定めるものとする。

２　予防課長及び消防署長（以下「予防課長等」という。）は、査察方針に基づき、年間査察計画を策定し、消防長に報告するものとする。

第４条第３項、第６条第１項及び第７条第３号中「所属長」を「予防課長等」に改める。

第８条第１項中「人命危険上」を「人命の危険上」に改める。

第９条中「所属長」を「予防課長等」に改める。

第１３条中「是正意志」を「是正の意思」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、違反処理を一定期間留保すべき特段の事情があると消防長等が認めるときは、この限りでない。

第３号様式及び第６号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

津市消防本部訓令第２号

消防本部

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成３０年３月３０日

津市消防長　中　村　光　一

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程（平成１８年津市消防本部訓令第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１消防本部の表予防課の項中

「

１０　防火対象物及び防災管理対象物の点検及び報告義務の特例に関すること。		○	

」

を

「

１０　防火対象物及び防災管理対象物の点検及び報告義務の特例に関すること。		○	
１１　消防法令に違反する防火対象物に係る公表制度に関すること。		軽易なもの	重要なもの

」

に、「１１　危険物の規制に関する規則」を「１２　危険物の規制に関する規則」に、「１２　津市危険物規制規則」を「１３　津市危険物規制規則」に、「１３　査察計画」を「１４　査察計画」に、「１４　液化石油ガス等意見書交付申請」を「１５　液化石油ガス等意見書交付申請」に、「１５　所属職員」を「１６　所属職員」に、「１６　日誌」を「１７　日誌」に改める。

別表第１消防署の表中

「

９　消防関係法令に基づく法令違反の処理に関すること。				○

」

を

「

９　消防法令に違反する防火対象物に係る公表制度に関すること。		軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの

」

に改める。

附　則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

津市消防本部訓令第３号

消防本部

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成３０年３月３０日

津市消防長　中　村　光　一

津市消防違反処理規程の一部を改正する訓令

津市消防違反処理規程（平成１８年津市消防本部訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

違反の処理（以下「違反処理」という。）は消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が行う。ただし、法第３章に規定する市長の権限に属する事項については、津市消防長事務専決規則（平成１８年津市規則第２１９号）に定めるところにより、消防長が専決して行う。

第２条第２項中「消防長」を「消防長等」に改める。

第３条中第７号を第８号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　催告

第６条、第８条及び第９条中「消防長」を「消防長等」に改める。

第１２条の２中「消防長」を「消防長等」に、「第５号様式の６から第５号様式の８まで」を「第５号様式の７から第５号様式の９まで」に改め、同条を第１２条の３とし、第１２条の次に次の１条を加える。

（催告）

第１２条の２　消防長等は、命令（第９条第４項の規定による命令を含む。以下同じ。）を行った場合において、履行期限を経過してもなお履行されないと認めるときは、必要に応じ催告書（第５号様式の６）を交付し、当該命令の履行を促すものとする。

第１４条、第１５条、第１７条、第１９条及び第２０条中「消防長」を「消防長等」に改める。

第２２条第１項中「命令書」の次に「、催告書」を加える。

第２３条、第２４条第１項及び第２５条中「消防長」を「消防長等」に改める。

第１号様式の１中「（あて先）津市消防長」を「（宛先）津市消防長（津市（名称）消防署長）」に改める。

第１号様式の２中「あて先」を「宛先」に改める。

第２号様式中「録収」を「録取」に、「津市消防長代理」を「津市消防長代理（津市（名称）消防署長代理）」に改める。

第４号様式の１、第５号様式の１及び第５号様式の２中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印（津市（名称）消防署長）」に改める。

第５号様式の８中「第１２条の２」を「第１２条の３」に、「年　　月　　日付け（記号番号）」を「年　　月　　日付け津市指令（記号番号）」に改め、同様式を第５号様式の９とする。

第５号様式の７中「第１２条の２」を「第１２条の３」に、「年　　月　　日付け（記号番号）」を「年　　月　　日付け津市指令（記号番号）」に改め、同様式を第５号様式の８とする。

第５号様式の６中「第１２条の２」を「第１２条の３」に、「津市消防長（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印（津市（名称）消防署長）」に、「年　　月　　日付け（記号番号）」を「年　　月　　日付け津市指令（記号番号）」に改め、同様式を第５号様式の７とする。

第５号様式の５の次に次の１様式を加える。

第５号様式の６（第１２条の２関係）

津市（記号番号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市消防長　（氏　　名）　印
（津市（名称）消防署長）
（津市長）

催　　告　　書

所在地
名　称
用　途

あなたの権原に係る上記対象物は、　　年　　月　　日付け津市指令(記号番号)により命令した次の事項が履行されていないので速やかに履行するよう催告します。

津市指令(記号番号)による命令事項

第８号様式及び第９号様式中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市（津市（名称）消防署長）消防長　（氏　　名）　印」に改める。

第１０号様式中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印」に、「年　　月　　日付け　　第　　号」を「年　　月　　日付け津市指令（記号番号）」に改める。

第１１号様式中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印」に改める。

第１２号様式中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印」に、「年　　月　　日付け　　第　　号」を「年　　月　　日付け津市指令（記号番号）」に改める。

第１３号様式中「年　　月　　日付け　　第　　号」を「年　　月　　日付け津市指令（記号番号）」に、「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印」に改める。

第１４号様式中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印」に改める。

第１５号様式及び第１６号様式中「（あて先）津市消防長」を「（宛先）津市消防長（津市（名称）消防署長）」に改める。

第１７号様式中「津市消防長　（氏　　名）　印」を「津市消防長　（氏　　名）　印」

名）　印
防署長）　　」に改める。

附　則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２８日

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

津市教育委員会規則第１号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成１８年津市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第７項中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

津市教育委員会規則第２号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成１８年津市教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

別表津市立修成幼稚園の項、津市立新町幼稚園の項、津市立神戸幼稚園の項、津市立草生幼稚園の項、津市立香良洲幼稚園の項から津市立波瀬幼稚園の項まで及び津市立白山幼稚園の項を削る。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

津市教育委員会規則第３号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成１８年津市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１学校教育課の部学校教育担当の項第３号中「幼稚園」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月２９日

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

津市教育委員会規則第４号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成１８年津市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「３９」を「３１」に改め、同表幼児園印の項及び乳幼児教育センター印の項を削る。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

津市教育委員会告示第４号

三重県指定有形文化財の指定により、津市文化財保護条例（平成１８年津市条例第２４５号）第６条第３項の規定に基づき津市指定有形文化財の指定が解除されたことから、同条第４項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成３０年３月１６日

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

解除年月日	平成３０年２月１６日
種　別	有形文化財（書跡・典籍）
名　称	紺紙金銀字千手陀羅尼経
員　数	１巻
所在地	津市大門３２番１９号
所有者	大宝院　代表役員　岩鶴　密雄

津市教育委員会告示第５号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成３０年３月２０日

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

１　招集の日時

平成３０年３月２７日（火）　午前９時から

２　招集の場所

津市教育委員会庁舎４階　教育委員会室

３　会議の事件

⑴　津市教育振興ビジョンについて

⑵　津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について

⑶　津市教育委員会公印規則の一部の改正について

⑷　津市立幼稚園則の一部の改正について

⑸　津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について

⑹　津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について

⑺　津市指定有形文化財の指定について

津市教育委員会告示第６号

津市文化財保護条例（平成１８年津市条例第２４５号）第５条第１項の規定により、津市指定有形文化財に指定するので、同条第４項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成３０年３月２９日

津市教育委員会教育長　倉　田　幸　則

種　別	有形文化財（彫刻）
名　称	銅造　阿弥陀如来立像
員　数	１躯
所在地	大宝院（津市大門３２番１９号）
所有者	大宝院　代表役員　岩鶴　密雄

種　別	有形文化財（古文書）
名　称	南家城・川口井水並びに井生村井水関係文書
員　数	１９点
所在地	川口地区財産管理会（津市白山町川口２０００番地）
所有者	川口地区財産管理会　会長　前川　伸一

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成３０年３月３０日

津市公平委員会委員長　西　川　源　誌

津市公平委員会規則第１号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成１８年津市公平委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保育園	園長
児童発達支援センター	所長
白山乳幼児教育センター	担当副参事
中央保健センター	所長
会計管理室	会計管理者、室長、調整担当主幹

」を

「

保育園	園長
幼保連携型認定こども園	園長、副園長
児童発達支援センター	所長
中央保健センター	所長
久居保健センター	所長
会計管理室	会計管理者、室長、調整担当主幹

」に

改める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。